

●データブック●
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2009



年間総実労働時間の比較（製造業・生産労働者、2006年）

独立行政法人 **労働政策研究・研修機構**
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2009

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

近年、経済のグローバル化が進み国際競争が激化するなかで、生産・雇用・販売・企業経営など様々な面で海外との関連が広がる日本企業が増えていて、今後の対応を考えていくうえで、諸外国における労働の実態について我が国の実態と比較する重要性は益々高まってきています。

また、少子・高齢化の進展や雇用形態の多様化など、我が国の労働を取り巻く環境は変化を続けています。そうしたなかで、我が国の実態について幅広い観点から把握・理解し、今後の労働市場のあり方を展望していくためには、諸外国の労働の実態について把握することが参考になると思われます。

本書では、このような状況を踏まえ、我が国及び諸外国の労働面の実態について分かりやすく理解できるように、労働に関する各種指標のなかから代表的なものを精選し、グラフや解説を盛り込むなど、労働統計の国際比較資料集として編集作成したものです。本書が、我が国の労働を取り巻く問題に関して皆様のご理解の一助となれば幸いです。

新たな指標を取り入れるなど内容の充実を図っておりますが、まだまだ不十分な点があるかと思えます。今後一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様方からご意見、ご批判をいただければ幸甚に存じます。

平成21年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
国際研究部長 江上 寿美雄

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - － 該当数値がないことを示す。
 - （ブランク） 数値が不詳、不明であることを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。
4. 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
5. EUは、他に注がない場合は以下の15か国を指す。
 - オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス。

OECD諸国とは、EU15か国に以下の15か国を加えたものである。

 - 日本、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ポーランド、アメリカ、カナダ、メキシコ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド。
6. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fwg	former West Germany		

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	海外生産比率（製造業）	34
第1-11表	経常収支・貿易収支	35
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-14表	為替レート	38
第1-15表	卸売物価指数	39
第1-16表	消費者物価指数	40
第1-17表	購買力平価	41
第1-18表	物価水準	41
第1-19表	購買力平価及び内外価格差	42
第1-20表	労働生産性水準	43
第1-21表	労働分配率	44
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1-23表	単位労働費用（製造業）	45
コラム1	購買力平価	46

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口	53
2-2	人口増加率	54

2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	55
2-4	65歳以上男性の労働力率	56
2-5	年齢階級別女性労働力率	57
2-6	就業率	58
第2-1表	総人口	59
	（参考表）日本の将来推計人口	59
第2-2表	人口増加率	60
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	61
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	62
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	63
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	64
第2-7表	出生率・死亡率	67
第2-8表	平均寿命	68
	（参考表）完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	68
第2-9表	合計特殊出生率	69
第2-10表	労働力人口	70
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	71
第2-12表	就業率（15～64歳）	80
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	82
第2-14表	外国人人口（ストック）	86
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）	87
第2-16表	外国人労働力人口（ストック）	88

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	91
3-2	就業者の職業別構成比	92
3-3	就業者に占める女性の割合	93
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	94
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	95
第3-1表	産業別就業者数	96
第3-2表	就業者の産業別構成比	101
第3-3表	産業別雇用者数	102
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者の従業上の地位別構成比	116

第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	120
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-13表	従業員の勤続年数	123
第3-14表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-15表	職業生活から引退すべき年齢	125
第3-16表	雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率	126
第3-17表	公共職業安定業務	127
第3-18表	有料職業紹介	128
第3-19表	労働者派遣事業	129
第3-20表	高齢者の就業促進施策	132
第3-21表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	135

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	139
4-2	失業率（各国公表値）	140
4-3	長期失業者の割合	141
第4-1表	標準化失業率	142
第4-2表	失業率（各国公表値）	143
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	144
第4-4表	年齢階級別失業率	147
第4-5表	長期失業者の割合	148
第4-6表	失業期間別構成比	149
第4-7表	失業者の定義	150
第4-8表	失業保険制度	152
	（参考表）補足的な失業扶助制度	156
第4-9表	失業保険給付受給者数	158
第4-10表	雇用調整速度	159
第4-11表	解雇法制	160
コラム2	失業率の国際比較	163
コラム3	日米の失業者の定義の違い	165

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業、試算）	169
5-2	労働費用（製造業、試算：為替レート換算）	170
5-3	年齢階級別賃金格差（製造業）	171
5-4	勤続年数別賃金格差（製造業）	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業、試算）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174
第5-3表	産業別賃金	176
第5-4表	時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）	177
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）	177
第5-6表	労働費用（製造業、試算：為替レート換算）	178
第5-7表	単位労働費用の対前年上昇率	179
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	179
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	180
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	181
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	181
第5-12表	年齢階級別賃金格差（製造業）	182
第5-13表	勤続年数別賃金格差（製造業）	183
第5-14表	規模間賃金格差（全産業）	184
第5-15表	所得のジニ係数	184
第5-16表	五分位階級所得割合	185
第5-17表	相対的貧困率	185
第5-18表	最低賃金制度	186
第5-19表	最低賃金額の推移	192

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	生産労働者の年間総実労働時間（製造業）及び年間休日日数	195
6-2	生産労働者の年間総実労働時間（製造業、時系列）	196
第6-1表	生産労働者の年間総実労働時間（製造業、推計値）	197
第6-2表	週労働時間（製造業）	198
第6-3表	長時間労働者の割合	199
第6-4表	年間休日日数	200
第6-5表	法定祝日	201
第6-6表	労働時間制度	202

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	213
7-2	労働損失日数	214
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	215
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	216
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	217
第7-4表	労災被災者数（うち死亡者数）・労働損失日数	219
第7-5表	労働災害の度数率	221
第7-6表	労使紛争処理制度	222

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育機関への進学率	235
第8-1-1表	高等教育機関への進学率：日本	237
第8-1-2表	高等教育機関への進学率：アメリカ	237
第8-1-3表	高等教育機関への進学率：イギリス	238
第8-1-4表	高等教育機関への進学率：ドイツ	238
第8-1-5表	高等教育機関への進学率：フランス	239
第8-1-6表	高等教育機関への進学率：韓国	239
第8-2-1表	日本の学校系統図	240
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	241
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	242
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	243
第8-2-5表	フランスの学校系統図	244
第8-2-6表	ロシアの学校系統図	245
第8-2-7表	中国の学校系統図	246
第8-2-8表	韓国の学校系統図	247
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	248
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	249
第8-5表	困難な状況にある若者に対する施策	256
	（参考表）若年者に対する最低賃金の特例	259

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	263
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	264
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	265
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	266

第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	267
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世界）	268
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世界）	269
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世界）	270
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	271
第9-5表	十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった 回答者の割合	271
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	272
第9-7表	社会保障給付（対国民所得比）	273
第9-8表	国民負担率（対国民所得比）	273
第9-9表	GDPに占める労働市場政策への支出	274
第9-10表	公的年金制度	275
第9-11表	企業年金制度	277
第9-12表	社会保険料率の労使負担割合	279
第9-13表	公的扶助制度	280
第9-14表	育児休業制度	282
第9-15表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	285
第9-16表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	288
第9-17表	障害者雇用対策	289
第9-18表	一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）	291
第9-19表	生活・社会・文化水準	292
第9-20-1表	出勤日の生活時間の構成（男性）	293
第9-20-2表	休日の生活時間の構成（男性）	294
第9-21表	女性の参加に関する指標（GEM値）	295

参考

労働統計のホームページアドレス	299
-----------------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Overseas production ratio, manufacturing	34
Table 1-11	Current account and trade balance	35
Table 1-12	FDI inward flows	36
Table 1-13	FDI outward flows	37
Table 1-14	Exchange rates	38
Table 1-15	Wholesale price indices	39
Table 1-16	Consumer price indices	40
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-18	Comparative price levels	41
Table 1-19	Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels	42
Table 1-20	Labour productivity levels	43
Table 1-21	Labour share	44
Table 1-22	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-23	Unit labour cost, manufacturing	45

2. Population, Labour force

Table 2-1	Total population	59
	Reference table: Population prospects of Japan	59
Table 2-2	Population growth rates	60
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	61
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	62
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	63
Table 2-6	Population by sex and age group	64
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	67
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	68
	Reference table: Japan's average life expectancy	68

Table 2-9	Total fertility rates	69
Table 2-10	Labour force	70
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	71
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	80
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	82
Table 2-14	Stock of foreign population	86
Table 2-15	Inflow of foreign workers	87
Table 2-16	Stock of foreign labour force	88

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	96
Table 3-2	Sectoral composition of employment	101
Table 3-3	Paid employment by economic activity	102
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Composition of employment by professional status	116
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-9	Women's share in part-time employment	119
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-11	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-13	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-14	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-15	The age one ought to retire from work	125
Table 3-16	Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates	126
Table 3-17	Public employment services	127
Table 3-18	Fee-charging employment services	128
Table 3-19	Temporary employment agency services	129
Table 3-20	Measures to promote the employment of older people	132
Table 3-21	Age-based legal mechanisms including statutory retirement age	135

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Standardised unemployment rates.....	142
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources).....	143
Table 4-3	Unemployment by age group.....	144
Table 4-4	Unemployment rates by age group.....	147
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment.....	148
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration.....	149
Table 4-7	Definitions of unemployment.....	150
Table 4-8	Unemployment insurance schemes.....	152
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes.....	156
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit.....	158
Table 4-10	Employment adjustment speed.....	159
Table 4-11	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal.....	160

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing (preliminary calculation).....	173
Table 5-2	Wages, manufacturing.....	174
Table 5-3	Wages by economic activity.....	176
Table 5-4	Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing.....	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers, female.....	177
Table 5-6	Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion).....	178
Table 5-7	Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year.....	179
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing.....	179
Table 5-9	Hourly labour costs for production workers, manufacturing.....	180
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap.....	181
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees.....	181
Table 5-12	Wage gap by age group, manufacturing.....	182
Table 5-13	Wage gap by length of service, manufacturing.....	183
Table 5-14	Wage gap by establishment size, all industries.....	184
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality.....	184
Table 5-16	Income share by quintiles.....	185
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income.....	185
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms.....	186
Table 5-19	Changes in the minimum wage.....	192

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Estimates of annual hours actually worked for production workers, manufacturing.....	197
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing.....	198
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender.....	199
Table 6-4	Number of annual holidays.....	200
Table 6-5	Legal holidays.....	201
Table 6-6	Working-time arrangements.....	202

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics)....	215
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database.....	216
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked.....	217
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost....	219
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents.....	221
Table 7-6	Labour dispute resolution mechanisms.....	222

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Enrollment rates in higher education, Japan.....	237
Table 8-1-2	Enrollment rates in higher education, USA.....	237
Table 8-1-3	Enrollment rates in higher education, UK.....	238
Table 8-1-4	Enrollment rates in higher education, Germany.....	238
Table 8-1-5	Enrollment rates in higher education, France.....	239
Table 8-1-6	Enrollment rates in higher education, Republic of Korea.....	239
Table 8-2-1	School system, Japan.....	240
Table 8-2-2	School system, USA.....	241
Table 8-2-3	School system, UK.....	242
Table 8-2-4	School system, Germany.....	243
Table 8-2-5	School system, France.....	244
Table 8-2-6	School system, Russian Federation.....	245
Table 8-2-7	School system, China.....	246
Table 8-2-8	School system, Republic of Korea.....	247
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training.....	248
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth.....	249
Table 8-5	Measures to tackle the youth employment challenges.....	256
	Reference table: Sub-minimum wages for youth.....	259

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side.....	264
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	265
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose.....	266
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan).....	267
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households).....	268
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households).....	269
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany).....	270
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs.....	271
Table 9-5	Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes	271
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP.....	272
Table 9-7	Social security benefits as a percentage of national income	273
Table 9-8	Tax and social security burden as a percentage of national income	273
Table 9-9	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP.....	274
Table 9-10	Public pension schemes	275
Table 9-11	Corporate pension schemes	277
Table 9-12	Employer-employee social insurance contribution rates	279
Table 9-13	Public assistance systems	280
Table 9-14	Childcare leave schemes	282
Table 9-15	Financial support for childcare, including child benefits.....	285
Table 9-16	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children).....	288
Table 9-17	Employment measures for the disabled.....	289
Table 9-18	Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex	291
Table 9-19	Indicators of national power and social infrastructure.....	292
Table 9-20-1	Structure of workday time use, male	293
Table 9-20-2	Structure of holiday time use, male	294
Table 9-21	Gender Empowerment Measure (GEM)	295

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものと見ることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つを見ていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

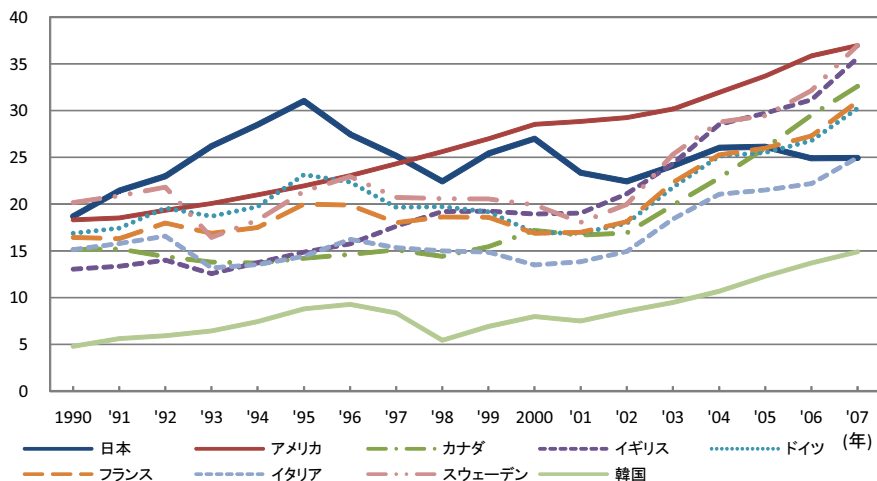
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

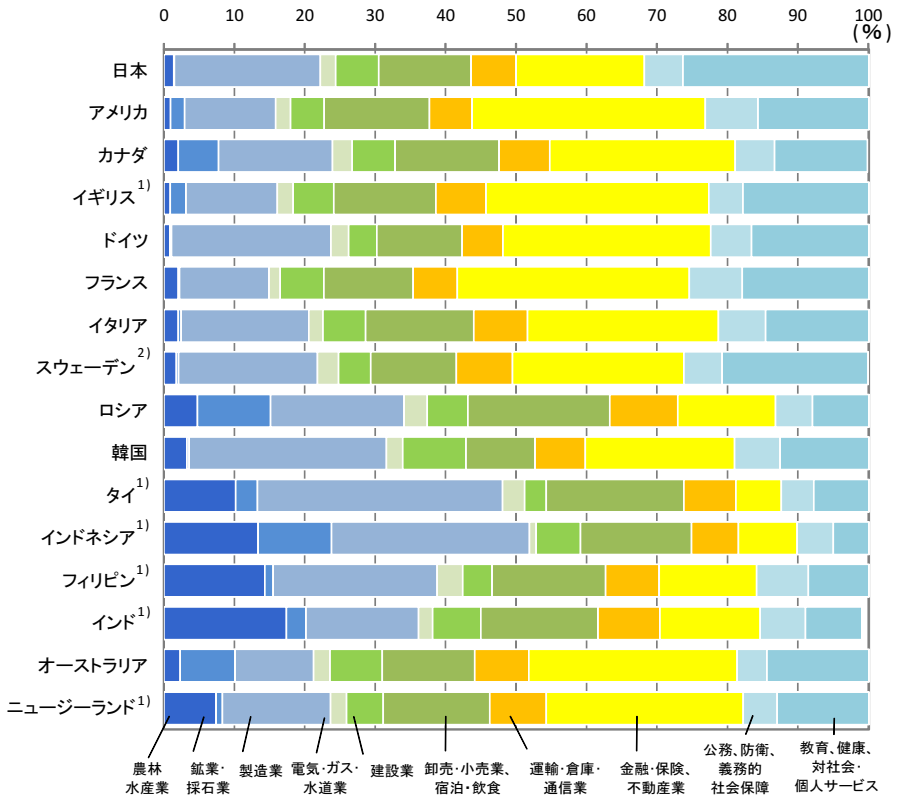
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用人報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

しかし、1990年代後半には、日本と主要国との実質成長率の格差がさらに拡大し(1995年から2000年の平均成長率は、日本1.2%に対し、アメリカ3.9%、イギリス3.4%、ドイツ2.0%等(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率(p.26)を参照)、為替レートも円安に転じたことなどにより、一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが、その後2003年からはスウェーデンを下回り、イギリスとほぼ同水準、2005年にはイギリスを下回り、フランス、カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年にはフランス、カナダを下回り、2007年にはイタリアをも下回り、G7(先進7か国)の中で最下位の水準に落ち込んでいる。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）



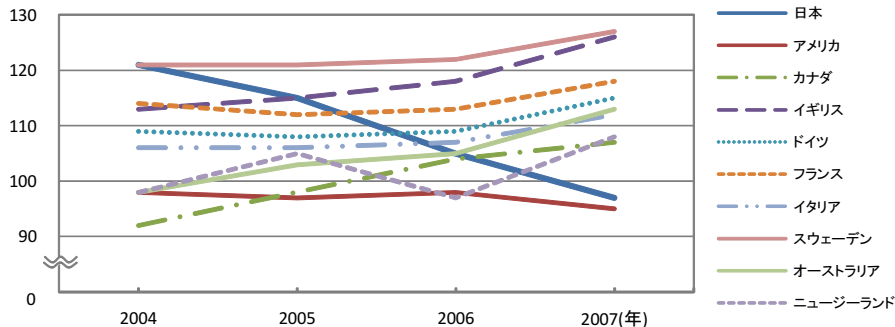
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。
 (注) 1) 2005年値, 2) 2004年値, その他は2006年。

グラフは、国内総生産(総付加価値, 生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国は、製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、教育、健康、対地域社会・個人サービスの割合が、先進国のなかでは高い。他方、タイ、インドネシア、フィリピン、インドをみると、農林水産業、製造業、卸売・小売業・宿泊・飲食業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）

(OECD平均=100)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-18表 物価水準」(p.41)を参照。

各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば、使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで、物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

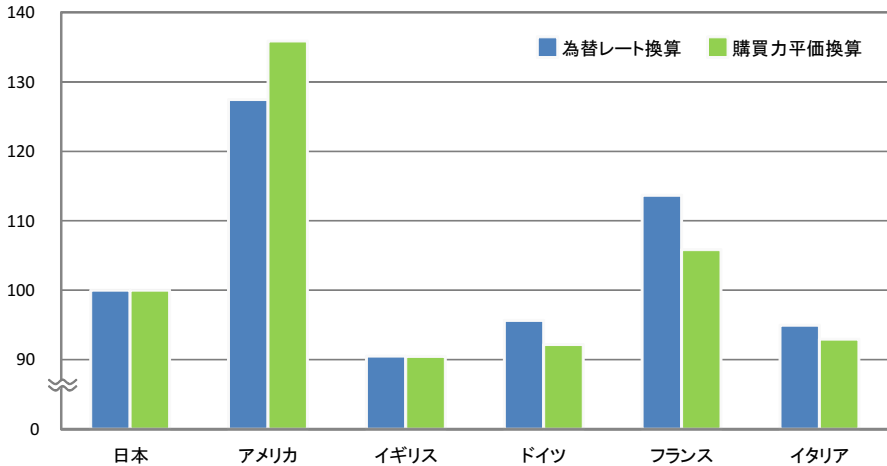
上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。これをみると、我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い物価水準にあったが、低下傾向で推移してきたため、2006年にはスウェーデンに加え、イギリス、フランス、ドイツなど主要国より低い水準となった。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点(2002年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2006年）

（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-20表 労働生産性水準」(p.43)を参照。
(注) イギリスは2005年値。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

上記5か国中、日本の労働生産性水準はドイツ、イギリス、イタリアよりも高いが、アメリカ、フランスより低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点はいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	
日本(10億円)	JPN	493,588	502,990	498,328	501,734	507,365	515,805
アメリカ(10億USDドル)	USA	7,342	9,765	11,631	12,364	13,117	13,742
カナダ(10億カナダドル)	CAN	810	1,077	1,291	1,373	1,450	1,536
イギリス(10億ポンド)	GBR	733	977	1,201	1,253	1,322	1,401
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,848	2,063	2,211	2,243	2,322	2,423
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,195	1,441	1,660	1,726	1,807	1,892
イタリア(10億ユーロ)	ITA	947	1,191	1,392	1,428	1,480	1,536
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,810	2,250	2,625	2,735	2,901	3,061
ユーロ圏(10億ユーロ)	EUR	5,549	6,757	7,820	8,110	8,504	8,928
ロシア(10億ルーブル) ²⁾	RUS	1,429	7,306	17,048	21,625	26,880	32,987
中国(10億元)	CHN	6,322	9,875	16,028	18,869	22,117	24,662
香港(10億香港ドル)	HKG	1,116	1,318	1,292	1,383	1,476	1,616
韓国(10億ウオン)	KOR	398,838	578,665	779,381	810,516	848,045	901,189
シンガポール(100万SGPドル)	SGP	118,963	159,840	184,508	199,375	216,994	243,169
マレーシア(100万リンギット)	MYS	222,473	356,401	474,048	522,445	573,736	641,864
タイ(10億バーツ)	THA	4,186	4,923	6,503	7,103	7,813	8,469
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	455	1,390	2,296	2,774	3,339	3,957
フィリピン(10億ペソ)	PHL	1,906	3,355	4,872	5,444	6,033	6,648
インド(10億ルピー)	IND	11,918	21,023	31,494	35,803	41,458	47,132
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	518	689	898	967	1,046	1,132
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	93	116	149	157	165	178
(USDドル換算/in U.S. dollars)				(10億USDドル/billion U.S. dollars)			
日本	JPN	5,247.6	4,667.5	4,605.9	4,552.2	4,362.6	4,380.4
アメリカ	USA	7,342.3	9,764.8	11,630.9	12,364.1	13,116.5	13,741.6
カナダ	CAN	590.5	724.9	992.2	1,132.8	1,278.7	1,429.7
イギリス	GBR	1,157.4	1,480.5	2,199.2	2,280.1	2,435.7	2,804.4
ドイツ	DEU	2,522.6	1,900.2	2,745.2	2,789.6	2,912.3	3,316.1
フランス	FRA	1,569.9	1,328.0	2,061.4	2,146.5	2,267.4	2,589.8
イタリア	ITA	947.3	1,097.3	1,727.8	1,776.3	1,856.6	2,101.6
スウェーデン	SWE	253.7	245.6	357.2	366.0	393.2	453.0
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	7,257.7	6,225.8	9,710.5	10,085.7	10,668.6	12,218.8
ロシア ²⁾	RUS	313.3	259.7	591.7	764.6	988.6	1,289.5
中国	CHN	757.0	1,192.8	1,936.5	2,302.7	2,773.8	3,241.8
香港	HKG	144.2	169.1	165.9	177.8	190.0	207.2
韓国	KOR	517.1	511.7	680.5	791.4	888.2	969.8
シンガポール	SGP	83.9	92.7	109.2	119.8	136.6	161.3
マレーシア	MYS	88.8	93.8	124.7	138.0	156.4	186.7
タイ	THA	168.0	122.7	161.7	176.6	206.2	245.4
インドネシア	IDN	202.1	165.0	256.8	285.9	364.6	432.9
フィリピン	PHL	74.1	75.9	86.9	98.8	117.6	144.1
インド	IND	367.5	467.8	695.0	811.9	915.0	1,139.9
オーストラリア	AUS	384.2	401.4	661.2	739.0	787.8	949.4
ニュージーランド	NZL	61.3	53.0	99.0	110.5	107.4	130.7

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他の国,為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2008年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため,必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

1) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア, ベルギー, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, アイルランド, イタリア, ルクセンブルク, オランダ, ポルトガル, スペイン)の合計。ただし, ギリシャは2001年から参加。

2) ロシアの1995年は, デノミ後の新ルーブルで換算。

第1-2表 名目・実質国内総生産 (GDP) 成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

国・地域 Country or region	1995～ 2000	2000～ 2005	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007 年/Year	
(%)										
(名目/nominal)										
日本	JPN	0.6	0.1	1.1	-1.3	-0.2	1.6	0.7	1.1	1.7
アメリカ	USA	5.7	5.0	6.0	3.4	4.7	6.6	6.3	6.1	4.8
カナダ	CAN	5.7	5.8	9.6	4.0	5.2	6.4	6.3	5.7	5.9
イギリス	GBR	5.9	5.1	5.1	5.3	6.0	5.3	4.3	5.5	6.0
ドイツ	DEU	2.5	1.8	2.5	1.4	1.0	2.2	1.5	3.5	4.4
フランス	FRA	3.8	4.0	5.4	3.4	3.0	4.1	4.0	4.7	4.7
イタリア	ITA	5.2	4.0	5.7	3.7	3.1	4.2	2.6	3.6	3.8
スウェーデン	SWE	5.0	4.3	5.9	4.1	3.9	4.4	4.2	6.1	5.5
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	4.0	4.0	5.2	3.5	3.0	4.1	3.7	4.9	5.0
ロシア	RUS	56.4	28.8	51.5	21.1	22.3	28.7	26.8	24.3	22.7
中国	CHN	12.2	13.0	8.6	10.4	13.3	17.5	17.7	17.2	11.5
香港	HKG	4.1	1.5	4.0	-1.7	-3.3	4.6	7.0	6.7	9.5
韓国	KOR	9.4	7.4	9.3	10.0	5.9	7.5	4.0	4.6	6.3
シンガポール	SGP	6.9	6.3	14.3	3.0	2.7	13.7	8.1	8.8	12.1
マレーシア	MYS	10.7	9.8	18.5	8.7	9.3	13.2	10.2	9.8	11.9
タイ	THA	5.4	7.4	6.2	6.2	8.8	9.7	9.2	10.0	8.4
インドネシア	IDN	24.6	16.8	26.4	10.6	9.3	12.7	20.8	20.4	18.5
フィリピン	PHL	12.1	10.6	12.7	9.2	8.9	12.9	11.8	10.8	10.2
インド	IND	13.0	10.7	7.7	7.7	12.2	14.3	13.7	15.8	13.7
オーストラリア	AUS	6.0	7.0	6.9	6.2	7.6	6.7	7.8	8.1	8.3
ニュージーランド	NZL	4.7	6.2	5.7	5.1	6.7	6.7	5.2	5.4	7.4
(実質/real) ²⁾										
日本(2000 base year)	JPN	1.2	1.6	2.9	0.3	1.4	2.7	1.9	2.0	2.4
アメリカ(2000)	USA	3.9	2.5	3.7	1.6	2.5	3.6	2.9	2.8	2.0
カナダ(1997)	CAN	3.9	3.0	5.2	2.9	1.9	3.1	2.9	3.1	2.7
イギリス(2003)	GBR	3.4	2.7	3.9	2.1	2.8	2.8	2.1	2.8	3.0
ドイツ(2000)	DEU	2.0	1.0	3.2	0.0	-0.2	1.2	0.8	3.0	2.5
フランス(2000)	FRA	2.7	2.0	3.9	1.0	1.1	2.5	1.9	2.2	2.2
イタリア(2000)	ITA	2.1	1.3	3.7	0.5	0.0	1.5	0.6	1.8	1.5
スウェーデン(2000)	SWE	3.5	2.9	4.4	2.4	1.9	4.1	3.3	4.2	2.5
ユーロ圏(2000) ¹⁾	EUR	2.7	1.5	3.9	0.9	0.8	2.1	1.7	2.9	2.6
ロシア(1990)	RUS	0.8	6.8	10.0	4.7	7.3	7.1	6.4	6.7	8.1
中国(1995)	CHN	9.0	9.4	8.4	9.1	10.0	10.1	10.2	11.1	11.4
香港(2000)	HKG	2.7	4.8	8.0	1.8	3.0	8.5	7.1	6.8	6.5
韓国(2000)	KOR	5.3	5.2	8.5	7.0	3.1	4.7	4.2	5.1	5.0
シンガポール(2000)	SGP	6.7	5.3	10.1	4.2	3.5	9.0	7.3	8.2	7.7
マレーシア(2000)	MYS	5.8	5.4	8.9	5.4	5.8	6.8	5.3	5.8	6.3
タイ(1990)	THA	2.1	5.0	4.8	5.3	7.1	6.3	4.5	5.1	4.8
インドネシア(2000)	IDN	2.2	4.8	4.9	4.5	4.8	5.0	5.7	5.5	6.3
フィリピン(1990)	PHL	4.1	4.7	6.0	4.4	4.9	6.4	4.9	5.4	7.3
インド(1990)	IND	5.9	7.0	4.0	3.7	8.4	8.3	9.2	9.4	8.7
オーストラリア(2000/01)	AUS	3.9	3.1	1.9	3.2	4.0	2.8	3.0	3.3	3.7
ニュージーランド(1995/96)	NZL	2.9	3.6	2.4	5.1	3.5	4.0	2.7	1.6	3.0

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他の国, 為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2008年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

1) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア, ベルギー, フィンランド, フランス, ドイツ, キリジャ, アイルランド, イタリア, ルクセンブルク, オランダ, ポルトガル, スペイン)の合計。ただし、キリジャは2001年から参加。

2) 各国の括弧内の年は、実質値の基準年を示す。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾

Table 1-3: National income per capita

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本(千円)	JPN	2,920	2,909	2,813	2,796	2,820	2,881	2,897	2,938
アメリカ(USドル)	USA	21,942	28,543	29,243	30,197	31,962	33,701	35,891	36,974
カナダ(カナダドル)	CAN	19,509	25,507	26,524	27,893	29,665	31,504	33,517	35,038
イギリス(ポンド)	GBR	9,401	12,487	14,051	14,888	15,574	16,330	16,917	17,797
ドイツ(ユーロ)	DEU	16,980	18,438	19,083	19,353	20,239	20,521	21,365	22,094
フランス(ユーロ)	FRA	15,225	18,342	19,263	19,795	20,374	20,914	21,769	22,638
イタリア(ユーロ)	ITA	12,135	14,653	15,866	16,332	16,974	17,295	17,698	18,254
スウェーデン(千クローナ)	SWE	152.55	182.71	194.60	205.10	211.41	220.07	237.35	250.12
ロシア(千ルーブル)	RUS	6.76	41.40	62.82	78.12	102.81	129.47	-	-
中国(元) ²⁾	CHN	4,737	7,717	9,244	10,423	12,229	14,011	-	-
韓国(千ウォン)	KOR	6,782	9,028	10,700	11,274	12,231	12,569	13,067	13,837
マレーシア(リンギット) ³⁾	MYS	9,932	13,821	14,492	15,760	17,595	19,069	21,044	-
タイ(バーツ)	THA	54,759	59,923	64,590	69,324	76,647	82,885	-	-
フィリピン(ペソ)	PHL	23,022	39,053	45,045	48,400	53,813	58,764	-	-
インド(ルピー)	IND	9,870	16,214	18,429	20,432	22,391	25,095	-	-
オーストラリア(AUドル)	AUS	19,919	25,219	27,811	29,751	31,253	33,293	35,449	37,974
ニュージーランド(NZドル)	NZL	16,889	20,137	22,700	24,027	24,916	25,394	26,309	-
(USドル換算 / in U.S. dollars)									
日本	JPN	31,047	26,993	22,438	24,118	26,065	26,139	24,912	24,951
アメリカ	USA	21,942	28,543	29,243	30,197	31,962	33,701	35,891	36,974
カナダ	CAN	14,215	17,175	16,902	19,909	22,802	25,999	29,547	32,621
イギリス	GBR	14,839	18,931	21,094	24,333	28,528	29,726	31,172	35,625
ドイツ	DEU	23,174	16,988	17,960	21,842	25,131	25,520	26,802	30,240
フランス	FRA	20,007	16,898	18,129	22,341	25,298	26,009	27,309	30,984
イタリア	ITA	14,424	13,500	14,932	18,433	21,076	21,508	22,201	24,984
スウェーデン	SWE	21,386	19,942	19,986	25,364	28,768	29,449	32,168	37,006
ロシア	RUS	1,484	1,472	2,004	2,545	3,568	4,577	-	-
中国 ²⁾	CHN	567	932	1,117	1,259	1,478	1,710	-	-
韓国	KOR	8,793	7,982	8,553	9,461	10,679	12,273	13,686	14,890
マレーシア ³⁾	MYS	3,966	3,637	3,814	4,147	4,630	5,035	5,737	-
タイ	THA	2,198	1,494	1,503	1,671	1,906	2,061	-	-
フィリピン	PHL	895	884	873	893	960	1,067	-	-
インド	IND	304	361	379	439	494	569	-	-
オーストラリア	AUS	14,770	14,686	15,126	19,394	23,020	25,431	26,706	31,843
ニュージーランド	NZL	11,087	9,210	10,538	13,990	16,544	17,887	17,088	-

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他:UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*人口・為替レート:IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2008年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

- 1) 国民所得は要素費用表示の国民所得(=GNI-固定資本減耗-純間接税)。※純間接税=生産・輸入品に課される税-補助金。
- 2) 固定資本減耗と純間接税を含む。
- 3) 固定資本減耗を含む。

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本(10億円)	JPN	268,399	271,076	258,597	256,354	258,452	263,594	264,539
アメリカ(10億USDドル)	USA	4,197.4	5,787.3	6,331.1	6,662.5	7,037.2	7,440.4	7,819.4
カナダ(100万カナダドル)	CAN	418,825	545,204	621,003	657,249	695,093	743,313	788,357
イギリス(100万ポンド)	GBR	386,035	532,179	616,893	648,717	686,805	723,260	754,422
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	997,800	1,101,660	1,133,170	1,137,790	1,131,060	1,149,700	1,183,470
フランス(100万ユーロ)	FRA	619,209	747,683	837,491	866,678	898,314	935,671	976,320
イタリア(100万ユーロ)	ITA	391,250	467,393	536,230	555,486	581,996	608,975	630,440
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	948,001	1,240,054	1,407,694	1,450,708	1,500,028	1,557,349	1,674,424
ロシア(10億ルーブル)	RUS	647.9	2,937.2	6,231.4	7,845.0	9,467.6	11,816.1	—
香港(100万香港ドル)	HKG	529,546	677,316	654,864	—	—	—	—
韓国(10億ウォン)	KOR	186,998	248,167	319,892	344,641	365,161	385,004	410,749
シンガポール(100万SPドル) ¹⁾	SGP	55,379	69,148	73,351	75,894	80,069	85,868	—
タイ(100万バーツ)	THA	1,189,853	1,495,075	1,756,720	1,907,663	2,077,323	—	—
フィリピン(100万ペソ)	PHL	482,570	859,420	1,055,380	1,165,903	1,272,321	—	—
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	256,060	339,301	400,124	431,118	464,511	501,011	539,020
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	39,450	48,163	59,484	64,005	68,542	73,875	—
USDollar換算/in U.S.dollars						(10億ドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	2,853.5	2,515.4	2,230.6	2,369.4	2,344.9	2,266.5	2,246.5
アメリカ	USA	4,197.4	5,787.3	6,331.1	6,662.5	7,037.2	7,440.4	7,819.4
カナダ	CAN	305.2	367.1	443.2	505.2	573.6	655.3	734.0
イギリス	GBR	609.3	806.8	1,008.2	1,187.2	1,241.9	1,318.4	1,491.0
ドイツ	DEU	1,361.7	1,015.0	1,278.9	1,412.8	1,406.6	1,442.3	1,619.8
フランス	FRA	813.7	688.9	945.2	1,076.1	1,117.1	1,173.8	1,336.3
イタリア	ITA	465.1	430.6	605.2	689.7	723.8	763.9	862.9
スウェーデン	SWE	132.9	135.3	174.1	197.4	200.7	211.1	247.7
ロシア	RUS	142.1	104.4	203.0	272.3	334.7	434.6	—
香港	HKG	68.5	86.9	84.1	—	—	—	—
韓国	KOR	242.5	219.4	268.5	300.9	356.6	403.2	442.0
シンガポール ¹⁾	SGP	39.1	40.1	42.1	44.9	48.1	54.0	—
タイ	THA	47.8	37.3	42.3	47.4	51.6	—	—
フィリピン	PHL	18.8	19.4	19.5	20.8	23.1	—	—
オーストラリア	AUS	189.9	197.6	260.8	317.6	354.8	377.4	452.0
ニュージーランド	NZL	25.9	22.0	34.6	42.5	48.3	48.0	—

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」他

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他:UN(2008.2) *National Accounts Statistics 2006*

為替レート:IMF International Financial Statistics Online(2008年8月現在)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

1) 1995年の欄は、1996年値。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2006年）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2006

国 Country	国内 総生産 1)a)	農林 水産業 ^{b)}	鉱業・ 採石業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	電気・ガス・ 水道業 ^{e)}	
(実額/at current prices)						
日本(10億円)	JPN	524,570	7,438	505	108,603	11,433
アメリカ(10億ドル)	USA	13,133	125	262	1,700	273
カナダ(100万カナダドル) ³⁾	CAN	1,165,582	23,782	66,723	188,545	32,618
イギリス(100万ポンド) ⁴⁾	GBR	1,138,578	10,241	25,458	148,097	24,953
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,094,220	17,840	4,680	474,310	52,420
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,614,703	33,259	2,409	205,484	26,046
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,316,584	27,192	4,931	238,699	26,371
スウェーデン(100万クロナ) ⁵⁾	SWE	2,247,304	39,519	7,615	443,093	67,859
ロシア(10億ルーブル)	RUS	23,419	1,117	2,433	4,437	773
韓国(10億ウォン)	KOR	754,004	24,635	2,612	210,948	17,527
タイ(100万バーツ) ⁴⁾	THA	7,087,660	721,682	221,851	2,466,180	220,401
インドネシア(10億ルピー) ⁴⁾	INA	2,729,708	365,560	285,087	765,967	24,993
フィリピン(100万ペソ) ⁴⁾	PHL	5,418,841	777,065	63,639	1,262,073	196,668
インド(千万ルピー) ⁴⁾	IND	3,250,932	565,058	90,482	519,746	65,979
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	961,880	22,346	74,808	107,497	22,244
ニュージーランド(100万NZドル) ⁶⁾	NZL	131,456	9,769	1,171	20,214	2,967
(構成比/as a percentage of total value added)						
日本	JPN	100.0	1.4	0.1	20.7	2.2
アメリカ	USA	100.0	1.0	2.0	12.9	2.1
カナダ	CAN	100.0	2.0	5.7	16.2	2.8
イギリス	GBR	100.0	0.9	2.2	13.0	2.2
ドイツ	DEU	100.0	0.9	0.2	22.6	2.5
フランス	FRA	100.0	2.1	0.1	12.7	1.6
イタリア	ITA	100.0	2.1	0.4	18.1	2.0
スウェーデン	SWE	100.0	1.8	0.3	19.7	3.0
ロシア	RUS	100.0	4.8	10.4	18.9	3.3
韓国	KOR	100.0	3.3	0.3	28.0	2.3
タイ	THA	100.0	10.2	3.1	34.8	3.1
インドネシア	INA	100.0	13.4	10.4	28.1	0.9
フィリピン	PHL	100.0	14.3	1.2	23.3	3.6
インド	IND	100.0	17.4	2.8	16.0	2.0
オーストラリア	AUS	100.0	2.3	7.8	11.2	2.3
ニュージーランド	NZL	100.0	7.4	0.9	15.4	2.3

資料出所 日本：内閣府(2008.6)「平成20年版国民経済計算年報」

日本を除くOECD諸国：OECD(2008.7) *National Accounts 2008, vol.2*その他：UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*

(注) 1) 日本は帰属利子(控除)，輸入税・関税，総資本形成に係る消費税(控除)を含まない。その他は，総付加価値の総計。なお，統計上の不突合が掲載されている場合には，これを含む。

2) 日本は，卸売・小売業のみ。他は自動車及び家庭用品修理を含む。

3) 2000年基準による2006年の実質価格。

4) 2005年値。

5) 2004年値。

6) 2000年基準による2005年度の実質価格。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2006年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2006 (cont.)

国 Country	建設業 ^{f)}	卸売・小売 業、宿泊・飲 食 ^{2)g)}	運輸・ 倉庫・ 通信業 ^{h)}	金融・保険、 不動産業 ⁱ⁾	公務、防衛、 義務的社会 保障 ^{j)}	教育、健康、 対社会・個人 サービス ^{k)}
(実額/at current prices)						
日本 JPN	32,148	68,722	33,419	95,678	28,611	138,013
アメリカ USA	630	1,964	790	4,352	978	2,069
カナダ CAN	70,855	172,263	83,946	306,842	64,863	153,426
イギリス GBR	65,923	164,843	81,059	360,427	54,935	202,642
ドイツ DEU	83,890	253,800	121,230	618,050	120,680	347,320
フランス FRA	99,568	204,353	101,952	531,637	121,442	288,553
イタリア ITA	79,776	202,166	100,925	356,601	88,132	191,792
スウェーデン SWE	101,767	273,439	178,934	546,544	121,627	465,907
ロシア RUS	1,356	4,713	2,259	3,253	1,228	1,852
韓国 KOR	67,731	73,826	53,814	159,802	48,795	94,313
タイ THA	216,786	1,384,533	522,155	460,970	326,106	547,036
インドネシア INA	173,441	429,944	180,969	228,108	275,641	135,133
フィリピン PHL	225,116	872,800	413,318	749,307	398,277	460,578
インド IND	222,110	540,415	284,521	464,493	208,343	259,785
オーストラリア AUS	71,274	126,103	74,331	284,333	40,638	138,306
ニュージーランド NZL	6,812	19,897	10,543	36,727	6,379	17,074
(構成比/as a percentage of total value added)						
日本 JPN	6.1	13.1	6.4	18.2	5.5	26.3
アメリカ USA	4.8	15.0	6.0	33.1	7.4	15.8
カナダ CAN	6.1	14.8	7.2	26.3	5.6	13.2
イギリス GBR	5.8	14.5	7.1	31.7	4.8	17.8
ドイツ DEU	4.0	12.1	5.8	29.5	5.8	16.6
フランス FRA	6.2	12.7	6.3	32.9	7.5	17.9
イタリア ITA	6.1	15.4	7.7	27.1	6.7	14.6
スウェーデン SWE	4.5	12.2	8.0	24.3	5.4	20.7
ロシア RUS	5.8	20.1	9.6	13.9	5.2	7.9
韓国 KOR	9.0	9.8	7.1	21.2	6.5	12.5
タイ THA	3.1	19.5	7.4	6.5	4.6	7.7
インドネシア INA	6.4	15.8	6.6	8.4	10.1	5.0
フィリピン PHL	4.2	16.1	7.6	13.8	7.3	8.5
インド IND	6.8	16.6	8.8	14.3	6.4	8.0
オーストラリア AUS	7.4	13.1	7.7	29.6	4.2	14.4
ニュージーランド NZL	5.2	15.1	8.0	27.9	4.9	13.0

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2006年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2006 (at current prices)

国 Country	国内 総生産 ^{a)}	政府最終 消費支出 ^{b)}	民間最終 消費支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定資 本形成 ^{e)}	財貨・ サービスの 輸出 ^{f)}	(控除)財貨 ・サービスの 輸入 ^{g)}	
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	508,925	89,958	290,719	2,484	119,415	81,756	75,408
アメリカ(10億USDドル)	USA	12,133	2,096	9,225	47	2,528	1,468	2,230
カナダ (100万カナダドル)	CAN	1,446,307	279,806	803,502	7,783	318,221	524,706	487,660
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,303,915	286,355	827,641	2,748	231,762	370,788	417,320
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,322,200	425,880	1,357,500	-4,670	417,110	1,046,480	920,100
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,807,462	422,577	1,025,740	5,868	376,037	484,545	507,305
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,479,961	299,074	874,423	7,600	311,158	411,891	424,165
スウェーデン (100万クローナ)	SWE	2,899,653	761,890	1,373,864	1,329	524,692	1,490,865	1,252,987
ロシア(10億ルーブル)	RUS	26,781	4,698	13,045	696	4,720	9,069	5,679
中国 ²⁾ (10億元)	CHN	18,308	2,601	7,091	210	7,746	6,856	5,833
韓国(10億ウォン)	KOR	848,045	125,643	454,956	6,821	246,298	364,718	356,930
マレーシア (100万リンギット)	MYS	572,555	68,525	257,868	-1,061	119,596	669,776	542,150
タイ ²⁾ (100万バーツ)	THA	7,087,660	842,268	4,048,654	178,592	2,053,157	5,230,406	5,324,086
インドネシア ²⁾ (10億ルピア)	IDN	2,729,708	224,981	1,785,596	7,172	599,795	915,610	79,726
フィリピン ²⁾ (100万ペソ)	PHL	5,418,839	525,690	3,773,142	12,525	807,989	2,564,352	2,816,077
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	35,672	4,045	20,646	1,465	10,008	7,251	8,307
オーストラリア (100万AUDドル)	AUS	1,046,365	190,970	581,873	3,680	281,577	215,850	227,883
ニュージーランド (100万NZドル)	NZL	165,379	30,638	98,623	-317	38,099	48,198	50,528
(構成比/as a percentage of total value added)								
日本	JPN	100.0	17.7	57.1	0.5	23.5	16.1	14.8
アメリカ	USA	100.0	17.3	76.0	0.4	20.8	12.1	18.4
カナダ	CAN	100.0	19.3	55.6	0.5	22.0	36.3	33.7
イギリス	GBR	100.0	22.0	63.5	0.2	17.8	28.4	32.0
ドイツ	DEU	100.0	18.3	58.5	-0.2	18.0	45.1	39.6
フランス	FRA	100.0	23.4	56.8	0.3	20.8	26.8	28.1
イタリア	ITA	100.0	20.2	59.1	0.5	21.0	27.8	28.7
スウェーデン	SWE	100.0	26.3	47.4	0.0	18.1	51.4	43.2
ロシア	RUS	100.0	17.5	48.7	2.6	17.6	33.9	21.2
中国 ²⁾	CHN	100.0	14.2	38.7	1.1	42.3	37.4	31.9
韓国	KOR	100.0	14.8	53.6	0.8	29.0	43.0	42.1
マレーシア	MYS	100.0	12.0	45.0	-0.2	20.9	117.0	94.7
タイ ²⁾	THA	100.0	11.9	57.1	2.5	29.0	73.8	75.1
インドネシア ²⁾	IDN	100.0	8.2	65.4	0.3	22.0	33.5	2.9
フィリピン ²⁾	PHL	100.0	9.7	69.6	0.2	14.9	47.3	52.0
インド ²⁾	IND	100.0	11.3	57.9	4.1	28.1	20.3	23.3
オーストラリア	AUS	100.0	18.3	55.6	0.4	26.9	20.6	21.8
ニュージーランド	NZL	100.0	18.5	59.6	-0.2	23.0	29.1	30.6

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valueables; e) Gross fixed capital formation f) Exports of goods and services; g) Less : Imports of goods and services

資料出所 日本:内閣府(2008.6)「平成20年版国民経済計算年報」

日本以外のOECD諸国:OECD(2008.7) *National Accounts 2008, vol.2*

その他:UN(2007) *National Accounts 2006*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、93SNAに基づいている。

1) 日本・カナダ・ドイツ・韓国・マレーシア・タイ・インドネシア・フィリピン・オーストラリア・ニュージーランドは、在庫品増加。

2) 2005年の値。

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2006年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2006 (at current prices)

国 Country	国内総生産 GDP	雇用者報酬 Compensation of employees	営業余剰・混 合所得(純) ¹⁾ Operating surplus and mixed income (net)	固定資本 減耗 Consumption of fixed capital	純間接税 ²⁾ Taxes / less subsidies on products	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	508,925	262,617	93,493	105,971	40,468
アメリカ(10億USDドル)	USA	13,133	7,455	3,225	1,553	918
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,446,307	737,382	362,541	184,750	161,582
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,303,915	723,260	288,861	133,936	159,336
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,322,200	1,149,990	579,050	339,480	253,680
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,807,462	935,671	386,893	239,794	245,104
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,479,981	608,975	433,642	231,482	205,882
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	2,899,653	1,557,878	556,091	351,960	433,724
ロシア(10億ルーブル)	RUS	26,781	11,816	9,607	—	1,445
韓国(10億ウォン)	KOR	848,045	385,004	241,764	117,313	103,964
マレーシア(100万リンギ)	MYS	572,555	—	—	—	5,659
タイ(100万バーツ) ³⁾	THA	7,087,660	2,077,323	4,242,010	927,385	768,327
インドネシア(10億ルピア) ⁴⁾	IDN	2,013,675	—	—	89,330	—
フィリピン(100万ペソ) ³⁾	PHL	5,418,839	1,272,321	3,239,664	486,874	419,980
インド(10億ルピー) ³⁾	IND	35,672	—	—	3,792	3,162
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	1,046,365	500,899	272,482	158,925	113,641
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	165,379	73,875	46,897	23,614	20,993
(構成比/as a percentage of total value added)						(%)
日本	JPN	100.0	51.6	18.4	20.8	8.0
アメリカ	USA	100.0	56.8	24.6	11.8	7.0
カナダ	CAN	100.0	51.0	25.1	12.8	11.2
イギリス	GBR	100.0	55.5	22.2	10.3	12.2
ドイツ	DEU	100.0	49.5	24.9	14.6	10.9
フランス	FRA	100.0	51.8	21.4	13.3	13.6
イタリア	ITA	100.0	41.1	29.3	15.6	13.9
スウェーデン	SWE	100.0	53.7	19.2	12.1	15.0
ロシア	RUS	100.0	44.1	35.9	—	5.4
韓国	KOR	100.0	45.4	28.5	13.8	12.3
マレーシア	MYS	100.0	—	—	—	1.0
タイ ³⁾	THA	100.0	29.3	59.9	13.1	10.8
インドネシア ⁴⁾	IDN	100.0	—	—	4.4	—
フィリピン ³⁾	PHL	100.0	23.5	59.8	9.0	7.8
インド ³⁾	IND	100.0	—	—	10.6	8.9
オーストラリア	AUS	100.0	47.9	26.0	15.2	10.9
ニュージーランド	NZL	100.0	44.7	28.4	14.3	12.7

資料出所 日本:内閣府(2008.6)「平成20年版国民経済計算年報」

日本以外のOECD諸国:OECD(2008.7) *National Accounts 2008, vol.2*その他:UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、93SNAに基づいている。

1) ロシアは営業余剰・混合所得(総)。

2) 純間接税は、生産・輸入品に課される税一補助金。

3) 2005年値。

4) 2003年値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

(%)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	13.4	9.6	7.0	6.1	5.7	5.9	7.4	7.4	7.8
アメリカ	USA	4.9	6.8	4.4	2.2	1.3	1.8	2.1	3.5	1.9
カナダ	CAN	6.4	12.7	10.6	9.1	9.5	11.7	12.9	13.5	12.8
イギリス	GBR	4.3	4.1	4.6	4.5	4.6	4.2	4.0	3.4	3.8
ドイツ	DEU	7.6	6.3	5.4	5.3	5.4	8.4	8.5	10.6	12.9
フランス	FRA	7.8	10.5	9.9	8.2	7.3	7.0	6.4	6.7	7.0
イタリア	ITA	9.0	7.0	7.3	6.9	5.6	6.1	4.9	4.7	4.8
スウェーデン	SWE	11.2	12.0	11.2	10.8	12.3	12.5	12.9	16.5	17.9
ロシア	RUS	5.0	31.3	27.1	23.8	24.0	26.7	27.3	—	—
韓国	KOR	27.5	22.5	20.4	20.7	22.1	24.6	22.2	20.2	19.7
シンガポール	SGP	44.2	37.1	30.4	27.3	30.1	32.1	36.3	39.7	—
マレーシア ²⁾	MYS	36.0	40.0	35.7	36.1	37.7	38.3	37.8	39.4	—
タイ	THA	27.9	19.8	18.3	19.4	19.9	20.6	20.0	—	—
フィリピン	PHL	10.4	15.2	16.0	18.1	19.3	20.7	20.9	—	—
インド	IND	16.8	15.1	14.4	17.4	20.9	22.4	23.8	—	—
オーストラリア	AUS	3.7	5.0	5.8	5.6	6.7	6.2	8.0	8.2	9.1
ニュージーランド	NZL	4.9	3.7	6.6	6.4	6.5	4.9	1.8	1.0	—

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」他

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他:UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報より、93SNAに基づいている。

1) 国民貯蓄率 = (純貯蓄 / 純国民可処分所得) × 100。

2) 国民貯蓄率 = (粗貯蓄 / 粗国民可処分所得) × 100。

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

(2000年/Year = 100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	95.5	100.0	92.6	95.2	99.7	101.2	105.8	108.7
アメリカ	USA	77.6	100.0	96.5	97.7	100.1	103.4	105.7	107.4
カナダ	CAN	81.7	100.0	104.2	106.4	109.9	113.2	116.6	119.5
イギリス	GBR	93.2	100.0	96.6	96.3	97.1	95.2	95.4	95.7
ドイツ	DEU	87.4	100.0	99.1	99.5	102.6	106.0	112.2	119.1
フランス	FRA	86.8	100.0	100.0	99.8	101.5	101.8	102.9	104.4
イタリア	ITA	93.0	100.0	97.6	97.0	96.8	95.9	98.2	98.2
スウェーデン	SWE	82.1	100.0	100.8	103.5	107.1	109.4	115.0	119.6
韓国	KOR	64.5	100.0	108.7	114.7	126.6	134.6	145.8	155.8
シンガポール ¹⁾	SGP	70.7	100.0	96.0	98.5	112.2	122.8	137.4	145.4
マレーシア ²⁾	MYS	67.5	100.0	101.2	110.5	122.5	127.5	133.3	136.3
インドネシア ¹⁾	IDN	119.8	100.0	91.9	113.6	117.4	118.9	116.9	123.3
フィリピン ¹⁾	PHL	68.5	100.0	112.5	120.5	131.6	145.1	147.4	142.0
インド ²⁾	IND	73.1	100.0	107.3	114.2	123.7	133.5	147.3	162.3
オーストラリア	AUS	84.3	100.0	103.0	103.5	103.5	104.6	104.2	107.5
ニュージーランド ¹⁾	NZL	94.9	100.0	105.6	108.5	113.4	110.4	108.5	110.2

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2008年8月現在

(注) 1) 製造業のみ。

2) 季節調整なし。

第1-10表 海外生産比率（製造業）

Table 1-10: Overseas production ratio, manufacturing

(%)

国 Country	1985 年度/FY	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	3.0	6.4	9.0	11.8	15.6	16.2	16.7	18.1	18.3
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7						
ドイツ	DEU	—	20.2	25.9						

資料出所 経済産業省(2008.5)「平成18年度海外事業活動基本調査」

1995年以前の数値:経済産業省(2000.6)「平成10年度海外事業活動基本調査」

(注) 海外生産比率=(海外現地法人売上高/国内法人売上高)×100

1) 2007年度は見込み。

(参考) 「海外現地法人」とは、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

第1-11表 経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance

(100万USDドル/million U.S. dollars)

国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007
経常収支/Current account						
日本 JPN	111,044	119,660	172,059	165,783	170,517	210,490
アメリカ USA	-113,561	-417,425	-624,995	-728,994	-788,115	-731,209
カナダ CAN	-4,328	19,622	22,321	23,408	20,797	12,815
イギリス GBR	-13,436	-37,357	-35,184	-54,996	-93,616	-119,158
ドイツ DEU	-29,746	-29,045	130,452	147,998	181,201	255,534
フランス FRA	10,840	22,307	12,361	-13,565	-15,452	-31,249
イタリア ITA	25,076	-5,781	-16,456	-29,714	-48,045	-51,032
スウェーデン SWE	4,940	6,617	24,127	25,230	28,413	-
ロシア RUS	6,965	46,839	59,514	84,444	94,367	78,310
中国 CHN	1,618	20,518	68,659	160,818	253,268	371,833
韓国 KOR	-8,665	12,251	28,174	14,981	5,385	5,954
シンガポール SGP	14,373	10,728	21,559	28,569	36,326	-
マレーシア MYS	-8,644	8,488	15,079	19,980	25,488	28,931
タイ THA	-13,582	9,313	2,759	-7,647	2,175	14,921
インドネシア IDN	-6,431	7,992	1,563	278	10,836	11,009
フィリピン PHL	-1,980	-2,225	1,633	1,984	4,830	5,766
インド IND	-5,563	-4,601	780	-7,835	-9,415	-
オーストラリア AUS	-19,277	-14,763	-38,854	-41,032	-41,504	-56,783
ニュージーランド NZL	-3,068	-2,678	-6,291	-9,291	-9,087	-10,233
ブラジル BRA	-18,136	-24,225	11,738	13,984	13,620	1,460
	1995	2000	2004	2005	2006	2007
貿易収支/Trade balance						
日本 JPN	131,787	116,716	132,134	93,958	81,303	104,752
アメリカ USA	-172,330	-452,061	-666,117	-783,350	-834,553	-815,298
カナダ CAN	25,855	45,047	50,434	52,679	45,146	45,838
イギリス GBR	-19,006	-49,850	-111,476	-125,076	-142,888	-179,262
ドイツ DEU	63,910	55,466	186,068	194,340	200,864	278,686
フランス FRA	10,998	-3,173	-4,847	-27,841	-36,930	-54,883
イタリア ITA	38,729	9,549	10,893	564	-12,511	4,242
スウェーデン SWE	15,978	15,215	22,970	19,349	21,415	-
ロシア RUS	19,816	60,172	85,825	118,364	139,269	132,043
中国 CHN	18,050	34,474	58,982	134,189	217,746	315,381
韓国 KOR	-4,365	16,954	37,569	32,683	27,905	29,409
シンガポール SGP	8,459	13,956	32,880	36,687	44,747	-
マレーシア MYS	-103	20,827	27,572	33,156	36,698	37,328
タイ THA	-7,968	11,701	10,785	3,388	13,844	25,960
インドネシア IDN	6,533	25,042	20,152	17,534	29,660	33,083
フィリピン PHL	-8,944	-5,971	-5,684	-7,773	-6,732	-8,236
インド IND	-6,719	-10,640	-17,600	-32,526	-43,078	-
オーストラリア AUS	-4,223	-4,862	-18,064	-13,372	-9,596	-17,914
ニュージーランド NZL	817	609	-1,422	-2,578	-1,999	-1,708
ブラジル BRA	-3,157	-698	33,666	44,703	46,458	40,028

資料出所 IMF International Financial Statistics Online(<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008年8月現在

第1-12表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI inward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	1,753	42	8,323	9,239	6,324	7,816	2,775	-6,506
アメリカ	USA	48,422	58,772	314,007	74,457	53,146	135,826	101,025	175,394
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,795	22,156	7,482	-364	28,922	69,041
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	24,029	16,778	55,963	193,693	139,543
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,277	53,520	32,369	-9,195	35,867	42,870
フランス	FRA	9,041	23,673	43,250	49,035	42,498	32,560	81,063	81,076
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	14,545	16,415	16,815	19,971	39,159
オランダ	NLD	10,515	12,304	63,854	25,038	21,043	2,123	41,456	4,371
ベルギー	BEL	8,047	10,689	88,739	16,251	33,476	43,558	33,918	71,997
ルクセンブルク	LUX				4,093	2,917	5,823	7,246	29,309
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,427	12,160	4,985	11,463	10,169	27,231
スペイン	RUS	13,294	8,070	39,575	39,214	25,820	24,761	25,020	20,016
ロシア	SPN	—	2,066	2,714	3,461	7,958	15,444	12,766	28,732
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	52,743	53,505	60,630	72,406	69,468
香港	HKG	3,275	6,213	61,924	9,682	13,624	34,032	33,618	42,892
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	1,445	453	1,898	1,625	7,424
韓国	KOR	759	1,247	9,002	3,395	4,384	8,980	7,050	4,950
シンガポール	SGP	5,575	11,535	16,484	7,200	11,664	19,828	15,004	24,207
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	3,203	2,473	4,624	3,965	6,060
タイ	THA	2,575	2,070	3,349	3,335	5,235	5,862	8,957	9,751
フィリピン	PHL	550	1,459	2,240	1,542	491	688	1,854	2,345
インド	IND	237	2,151	3,585	5,627	4,323	5,771	6,676	16,881
オーストラリア	AUS	8,121	11,970	14,019	17,019	8,020	36,007	-35,160	24,022
ニュージーランド	NZL	1,735	3,659	3,863	1,749	2,426	2,827	1,666	8,055
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	16,590	10,144	18,146	15,066	18,782
メキシコ	MEX	2,633	9,526	17,789	19,363	15,340	22,396	19,736	19,037

資料出所 UNCTAD FDI database (<http://www.unctad.org/>) 2008年6月現在

第1-13表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI outward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	48,024	22,630	31,558	32,281	28,800	30,951	45,781	50,266
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	134,946	129,352	257,967	-27,736	216,614
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,679	26,773	22,924	43,690	33,542	45,243
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	50,300	62,187	91,019	83,708	79,457
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	18,946	5,822	14,828	55,515	79,427
フランス	FRA	26,924	15,755	177,449	50,441	53,147	56,735	120,971	115,036
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	17,123	9,071	19,262	41,822	42,035
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	32,019	44,034	26,571	142,925	22,692
ベルギー	BEL				12,277	38,322	34,018	31,731	63,005
ルクセンブルク	LUX	6,314	11,603	86,362	9,416	-43	6,620	9,521	2,248
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,971	10,599	21,099	21,754	26,540	24,600
スペイン	RUS	3,349	4,670	58,213	32,715	28,718	60,532	41,829	89,679
ロシア	SPN	—	606	3,177	3,533	9,727	13,782	12,763	17,979
中国	CHN	830	2,000	916	2,518	2,855	5,498	12,261	16,130
香港	HKG	2,448	25,000	59,352	17,463	5,492	45,716	27,201	43,459
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	4,886	5,682	7,145	6,028	7,399
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	2,617	3,426	4,658	4,298	7,129
シンガポール	SGP	2,034	6,787	5,915	2,329	2,695	8,074	5,034	8,626
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	1,905	1,369	2,061	2,972	6,041
タイ	THA	154	887	-22	171	621	76	552	790
フィリピン	IND	22	98	125	65	303	579	189	103
インド	PHL	6	119	509	1,679	1,879	2,179	2,495	9,676
オーストラリア	AUS	993	3,284	3,174	7,863	16,264	10,813	-33,172	22,347
ニュージーランド	NZL	1,594	-337	752	394	524	-905	-1,148	1,191
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	2,482	249	9,807	2,517	28,202
メキシコ	MEX	223	-263	363	891	1,253	4,432	6,474	5,758

資料出所 UNCTAD FDI database (<http://www.unctad.org/>) 2008年6月現在

第1-14表 為替レート

Table 1-14: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本									(円 Yen)	
JPN	94.06	107.77	121.53	125.39	115.93	108.19	110.22	116.30	117.75	
カナダ									(カナダドル Canadian dollars)	
CAN	1.3724	1.4851	1.5488	1.5693	1.4011	1.3010	1.2118	1.1344	1.0741	
イギリス									(ポンド Pound)	
GBR	0.6335	0.6596	0.6945	0.6661	0.6119	0.5459	0.5493	0.5427	0.4996	
ドイツ									(ドイツマルク Mark / ユーロ Euros) ¹⁾	
DEU	1.4331	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	
フランス									(フラン Francs / ユーロ Euros) ¹⁾	
FRA	4.9915	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	
イタリア									(リラ Lire / ユーロ Euros) ¹⁾	
ITA	1,628.9	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	
スウェーデン									(クローナ Kronor)	
SWE	7.1333	9.1622	10.3291	9.7371	8.0863	7.3489	7.4731	7.3783	6.7588	
ロシア									(ルーブル Rubles) ²⁾	
RUS	4.5592	28.1292	29.1685	31.3485	30.6920	28.8137	28.2844	27.1910	25.5808	
中国									(元 Yuan)	
CHN	8.3514	8.2785	8.2771	8.2770	8.2770	8.2768	8.1943	7.9734	7.6075	
香港									(香港ドル Hong Kong dollars)	
HKG	7.7358	7.7912	7.7988	7.7989	7.7868	7.7880	7.7773	7.7678	7.8014	
韓国									(ウォン Won)	
KOR	771.27	1,130.96	1,290.99	1,251.09	1,191.61	1,145.32	1,024.12	954.79	929.26	
シンガポール									(シンガポールドル Singapore dollars)	
SGP	1.4174	1.7240	1.7917	1.7906	1.7422	1.6902	1.6644	1.5889	1.5071	
マレーシア									(リンギット Ringgit)	
MYS	2.5044	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.7871	3.6682	3.4376	
タイ									(バーツ Baht)	
THA	24.915	40.112	44.432	42.960	41.485	40.222	40.220	37.882	34.518	
インドネシア									(ルピア Rupiah)	
IDN	2,248.6	8,421.8	10,260.9	9,311.2	8,577.1	8,938.9	9,704.7	9,159.3	9,141.0	
フィリピン									(ペソ Pesos)	
PHL	25.715	44.192	50.993	51.604	54.203	56.040	55.086	51.314	46.148	
インド									(ルピー Rupees)	
IND	32.427	44.942	47.186	48.610	46.583	45.317	44.100	45.307	41.349	
オーストラリア									(オーストラリアドル Australian dollars)	
AUS	1.3486	1.7172	1.9319	1.8386	1.5340	1.3576	1.3092	1.3274	1.1925	
ニュージーランド									(ニュージーランドドル New Zealand dollars)	
NZL	1.5234	2.1864	2.3773	2.1541	1.7174	1.5060	1.4197	1.5396	1.3585	
ブラジル									(レアル Reais)	
BRA	0.9177	1.8294	2.3496	2.9204	3.0775	2.9251	2.4344	2.1753	1.9471	

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008年8月現在

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 2000年以降は、ユーロ。

2) 1998年1月1日に、1新ルーブル=1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-15表 卸売物価指数

Table 1-15: Wholesale price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(指数/indices)	(2000年/Year=100)									
日本	JPN	104.0	100.0	97.7	95.7	94.9	96.1	97.7	99.8	101.6
アメリカ ¹⁾	USA	94.0	100.0	101.1	98.8	104.1	110.5	118.6	124.1	130.1
カナダ ²⁾	CAN	92.8	100.0	101.0	101.0	99.7	102.8	104.4	106.8	108.5
イギリス ³⁾	GBR	94.8	100.0	99.7	99.8	101.3	103.8	106.7	109.4	112.6
ドイツ ¹⁾	DEU	98.3	100.0	103.0	102.6	104.4	106.1	110.9	117.1	119.4
フランス ⁴⁾	FRA	—	100.0	101.2	101.0	101.9	104.0	107.2	110.8	113.6
イタリア ¹⁾	ITA	91.5	100.0	101.9	101.8	103.4	106.2	110.4	116.6	120.7
スウェーデン ⁵⁾	SWE	94.6	100.0	103.3	103.8	102.9	105.3	110.6	116.5	121.1
韓国 ¹⁾	KOR	83.2	100.0	99.5	99.2	101.4	107.6	109.9	112.4	115.4
シンガポール	SGP	92.7	100.0	98.4	97.0	98.9	104.0	114.0	119.7	120.1
マレーシア ¹⁾	MYS	86.2	100.0	100.5	99.8	104.4	111.6	119.3	127.3	133.1
タイ ¹⁾	THA	84.1	100.0	102.5	104.2	108.4	115.7	126.2	135.2	139.5
インドネシア ⁶⁾	IDN	33.9	100.0	113.0	118.0	122.0	131.0	151.0	171.7	195.2
フィリピン	PHL	70.5	100.0	112.7	114.9	124.9	139.9	152.6	169.6	168.4
インド	IND	78.5	100.0	104.8	107.5	113.3	120.7	126.4	132.4	138.8
オーストラリア ³⁾	AUS	96.6	100.0	103.1	103.3	103.8	107.9	114.3	123.4	126.3
ニュージーランド ⁷⁾	NZL	90.5	100.0	106.0	106.2	105.3	107.1	112.9	120.6	123.3
	2001～ 2005	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(上昇率/percentage change)	(%)									
日本	JPN	0.0	0.0	-2.3	-2.1	-0.8	1.3	1.7	2.2	1.8
アメリカ ¹⁾	USA	17.3	5.8	1.1	-2.3	5.3	6.2	7.3	4.7	4.8
カナダ ²⁾	CAN	3.3	4.3	1.0	0.1	-1.4	3.2	1.5	2.4	1.6
イギリス ³⁾	GBR	7.0	1.5	-0.3	0.0	1.5	2.5	2.8	2.5	3.0
ドイツ ¹⁾	DEU	7.7	3.3	3.0	-0.4	1.7	1.6	4.6	5.5	2.0
フランス ⁴⁾	FRA	5.9	4.4	1.2	-0.2	0.9	2.1	3.1	3.4	2.5
イタリア ¹⁾	ITA	8.3	6.0	1.9	-0.2	1.6	2.7	4.0	5.6	3.5
スウェーデン ⁵⁾	SWE	7.2	5.8	3.3	0.5	-0.9	2.3	5.1	5.3	3.9
韓国 ¹⁾	KOR	10.5	2.0	-0.5	-0.3	2.2	6.1	2.1	2.3	2.7
シンガポール	SGP	15.8	10.1	-1.6	-1.5	2.0	5.1	9.7	5.0	0.3
マレーシア ¹⁾	MYS	18.7	3.1	0.5	-0.8	4.6	7.0	6.9	6.7	4.6
タイ ¹⁾	THA	23.1	3.9	2.5	1.7	4.0	6.7	9.1	7.1	3.2
インドネシア ⁶⁾	IDN	33.6	12.5	13.0	4.4	3.4	7.4	15.3	13.7	13.7
フィリピン	PHL	35.4	17.6	12.7	2.0	8.7	12.0	9.1	11.2	-0.7
インド	IND	20.6	6.6	4.8	2.5	5.4	6.6	4.7	4.7	4.8
オーストラリア ³⁾	AUS	10.9	7.1	3.1	0.2	0.5	4.0	6.0	7.9	2.3
ニュージーランド ⁷⁾	NZL	6.5	7.6	6.0	0.2	-0.8	1.7	5.4	6.8	2.3

資料出所 IMF International Financial Statistics Online(<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008年8月現在

(注) 卸売物価指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- 1) 生産者物価指数。
- 2) 物価: industry selling.
- 3) 物価: 製造業生産高。
- 4) 生産者物価指数: 中間生産財。
- 5) 物価: 国内供給。
- 6) 原油を含む。
- 7) 投入物価格: 全産業。

第1-16表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(指数/indices)	(2000年/Year=100)									
日本	JPN	98.5	100.0	99.2	98.4	98.1	98.1	97.8	98.1	98.1
アメリカ	USA	88.5	100.0	102.8	104.5	106.8	109.7	113.4	117.1	120.4
カナダ	CAN	91.8	100.0	102.5	104.8	107.7	109.7	112.2	114.4	116.9
イギリス	GBR	87.6	100.0	101.8	103.5	106.5	109.7	112.8	116.4	121.3
ドイツ	DEU	93.9	100.0	102.0	103.4	104.5	106.2	108.3	110.1	112.5
フランス	FRA	94.2	100.0	101.7	103.6	105.8	108.0	110.0	111.7	113.4
イタリア	ITA	88.7	100.0	102.8	105.3	108.1	110.5	112.7	115.1	117.2
スウェーデン	SWE	97.7	100.0	102.4	104.6	106.6	107.0	107.5	109.0	111.4
韓国	KOR	82.3	100.0	104.1	106.9	110.7	114.7	117.8	120.4	123.5
シンガポール	SGP	95.6	100.0	101.0	100.6	101.1	102.8	103.2	104.3	106.5
マレーシア	MYS	85.7	100.0	101.4	103.3	104.3	105.9	109.0	112.9	115.2
タイ	THA	81.3	100.0	101.6	102.3	104.1	107.0	111.9	117.0	119.7
インドネシア	IDN	44.0	100.0	111.5	124.7	133.0	141.3	156.0	176.5	187.8
フィリピン	PHL	73.2	100.0	106.8	110.0	113.8	120.6	129.8	137.9	141.8
インド	IND	69.5	100.0	103.7	108.2	112.4	116.6	121.5	128.6	136.8
オーストラリア	AUS	90.9	100.0	104.4	107.5	110.5	113.1	116.1	120.2	123.0
ニュージーランド	NZL	93.1	100.0	102.6	105.4	107.2	109.7	113.0	116.8	119.6
	2001~ 2005	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(上昇率/percentage change)	(%)									
日本	JPN	-1.4	-0.7	-0.8	-0.9	-0.2	0.0	-0.3	0.2	0.1
アメリカ	USA	10.3	3.4	2.8	1.6	2.3	2.7	3.4	3.2	2.9
カナダ	CAN	9.4	2.7	2.5	2.3	2.8	1.9	2.2	2.0	2.1
イギリス	GBR	10.7	2.9	1.8	1.6	2.9	3.0	2.8	3.2	4.3
ドイツ	DEU	6.2	1.5	2.0	1.4	1.0	1.7	2.0	1.7	2.1
フランス	FRA	8.2	1.7	1.7	1.9	2.1	2.1	1.8	1.6	1.5
イタリア	ITA	9.7	2.5	2.8	2.5	2.7	2.2	2.0	2.1	1.8
スウェーデン	SWE	5.0	0.9	2.4	2.2	1.9	0.4	0.5	1.4	2.2
韓国	KOR	13.2	2.3	4.1	2.8	3.5	3.6	2.8	2.2	2.5
シンガポール	SGP	2.2	1.4	1.0	-0.4	0.5	1.7	0.4	1.0	2.1
マレーシア	MYS	7.5	1.5	1.4	1.8	1.0	1.5	3.0	3.6	2.0
タイ	THA	10.0	1.6	1.6	0.6	1.8	2.8	4.5	4.6	2.2
インドネシア	IDN	39.9	3.7	11.5	11.9	6.6	6.2	10.5	13.1	6.4
フィリピン	PHL	21.5	4.0	6.8	3.0	3.5	6.0	7.6	6.2	2.8
インド	IND	17.2	4.0	3.7	4.4	3.8	3.8	4.2	5.8	6.4
オーストラリア	AUS	11.2	4.5	4.4	3.0	2.8	2.3	2.7	3.5	2.3
ニュージーランド	NZL	10.1	2.6	2.6	2.7	1.8	2.3	3.0	3.4	2.4

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2008年8月現在

第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

国 Country	消費購買力 平価 ¹⁾ *	GDP購買力平価 ²⁾ PPPs for GDP					
		2006年	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	125	134	130	124	120	(円/Yen)
アメリカ	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	(USドル/U.S.Dollar)
カナダ	CAN	1.19	1.23	1.21	1.20	1.21	(カナダドル/Canadian Dollars)
イギリス	GBR	0.633	0.632	0.649	0.652	0.666	(ポンド/Pound)
ドイツ	DEU	0.870	0.895	0.893	0.882	0.883	(ユーロ/Euro)
フランス	FRA	0.882	0.939	0.923	0.913	0.908	(ユーロ/Euro)
イタリア	ITA	0.871	0.872	0.875	0.868	0.866	(ユーロ/Euro)
スウェーデン	SWE	9.07	9.09	9.24	9.16	9.03	(クローナ/Kronor)
オーストラリア	AUS	1.37	1.37	1.39	1.41	1.43	(AUドル/Australian Dollars)
ニュージーランド	NZL	1.49	1.51	1.54	1.52	1.54	(NZドル/New Zealand Dollars)

* PPPs for actual individual consumption in 2006 (benchmark year 2005)

資料出所 消費購買力平価: OECD (2008.2) *National Accounts 2008, vol.1*GDP購買力平価: OECD (2008.8) *Main Economic Indicators, August 2008*

(注) 1) アメリカドルを1.00としたときの数値。

2) アメリカドルを1.00としたときの数値。2005年基準値。

第1-18表 物価水準

Table 1-18: Comparative price levels

(OECD 30=100)

国 Country	消費物価水準 ¹⁾ *	GDP物価水準 ²⁾ Comparative price levels on GDP at average OECD prices				
		2004年/Year	2004	2005	2006	2007
日本	JPN	131	121	115	105	97
アメリカ	USA	113	98	97	98	95
カナダ	CAN	88	92	98	104	107
イギリス	GBR	97	113	115	118	126
ドイツ	DEU	96	109	108	109	115
フランス	FRA	90	114	112	113	118
イタリア	ITA	85	106	106	107	112
スウェーデン	SWE	104	121	121	122	127
オーストラリア	AUS	80	98	103	105	113
ニュージーランド	NZL	73	98	105	97	108

* Comparative price levels for financial expenditure on GDP at average OECD prices

資料出所 消費物価水準: OECD (2005) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures 2004: 2002 Benchmark Year*GDP物価水準: OECD (2008) *Main Economic Indicators, August 2008*

(注) 1) 消費物価水準はSNA分類の数値。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

2) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1 経済・経営

第1-19表 購買力平価及び内外価格差¹⁾

Table 1-19: Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels

購買力平価(東京)/PPPs (Tokyo)		(円/各国通貨 ²⁾ (yen/national currency)					
基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク ³⁾	New York	183.6	182.1	168.5	152.6	153.2	148.8
ロンドン	London	247.1	243.9	239.9	233.6	221.6	207.3
パリ	Paris	25.2	25.4	24.8	24.2	145.1	143.2
フランクフルト	Frankfurt	89.6	88.2	86.3	80.9	147.7	143.2
シンガポール	Singapore	—	132.1	135.9	123.5	122.2	120.9
ジュネーブ	Geneva	81.4	82.9	81.1	78.5		

内外価格差(東京)/comparative price levels (Tokyo)		(倍/times)					
基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク ³⁾	New York	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15	1.24
ロンドン	London	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14	1.06
パリ	Paris	1.17	1.16	1.47	1.42	1.22	1.13
フランクフルト	Frankfurt	1.23	1.21	1.53	1.41	1.24	1.13
シンガポール	Singapore	—	1.77	2.12	1.80	1.67	1.74
ジュネーブ	Geneva	1.02	0.92	1.07	1.23		

資料出所 経済産業省(2003.7)「2002年度消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査」
 ジュネーブ:内閣府国民生活局(2001.6)「生計費調査(2000年)による購買力平価及び内外価格差の概況」

(注) 1) 各都市=1としたときの東京の価格の倍率。

2) 各国通貨は、ニューヨーク=USドル、ロンドン=ポンド、パリ=フラン(~2000年)/ユーロ(2001年~)、フランクフルト=マルク(~2000年)/ユーロ(2001年~)、シンガポール=シンガポールドル、ジュネーブ=スイスフラン。

3) 1995年はニューヨークとロサンゼルスとの平均。

第1-20表 労働生産性水準¹⁾²⁾ (2006年)

Table 1-20: Labour productivity levels, 2006

(日本/Japan = 100)

為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	127.4	90.5	95.7	113.7	95.0
農林水産業 ^{b)}	100.0	288.7	329.5	135.2	241.6	170.8
鉱業・採石業 ^{c)}	100.0	431.4	750.8	78.0	113.8	176.4
製造業 ^{d)}	100.0	117.3	84.9	95.5	94.4	71.5
電気・ガス・水道業 ^{e)}	100.0	101.5	159.1	100.9	86.1	115.6
建設業 ^{f)}	100.0	107.0	162.1	97.3	148.0	107.3
商業 ^{3)g)}	100.0	115.7	69.5	75.5	106.7	95.4
運輸・倉庫・通信業 ^{h)}	100.0	126.6	98.8	91.8	106.4	133.7
金融・不動産業 ⁱ⁾	100.0	56.7	33.7	38.8	47.7	41.2
公共事業・国防 ^{j)}	100.0	93.5	40.2	47.7	54.4	67.0
サービス業 ^{4)k)}	100.0	105.7	89.5	97.9	116.4	87.7
換算レート (JPN = 1)		116.30 円/ドル (Yen/US\$)	200.40 円/ポンド (Yen/£)	145.90 円/ユーロ (Yen/Euro)	145.90 円/ユーロ (Yen/Euro)	145.90 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	135.9	90.5	92.2	105.8	93.0
農林水産業 ^{b)}	100.0	307.8	329.3	130.2	224.9	167.2
鉱業・採石業 ^{c)}	100.0	460.0	750.4	75.2	105.9	172.8
製造業 ^{d)}	100.0	125.1	84.9	92.0	87.9	70.0
電気・ガス・水道業 ^{e)}	100.0	108.3	159.1	97.2	80.1	113.2
建設業 ^{f)}	100.0	114.1	162.0	93.7	137.8	105.1
商業 ^{3)g)}	100.0	123.4	69.4	72.8	99.3	93.4
運輸・倉庫・通信業 ^{h)}	100.0	135.0	98.7	88.5	99.1	130.9
金融・不動産業 ⁱ⁾	100.0	60.5	33.7	37.4	44.4	40.4
公共事業・国防 ^{j)}	100.0	99.7	40.2	46.0	50.6	65.6
サービス業 ^{4)k)}	100.0	112.7	89.5	94.3	108.4	85.9
換算レート (JPN = 1)		124.00 円/ドル (Yen/US\$)	200.31 円/ポンド (Yen/£)	140.59 円/ユーロ (Yen/Euro)	135.82 円/ユーロ (Yen/Euro)	142.86 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting, forestry, and fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration, defence and compulsory social security; k) Education; health and social work; other community, social and personal service; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2008.6)「平成20年版国民経済計算年報」

その他:OECD(2008.7) *National Accounts 2008, vol.2*

為替, 購買力平価:OECD(2008.1) *National Accounts 2008, vol.1*

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出した。

国民経済生産性 = 粗付加価値の国内総生産 / 総就業者数

経済活動別労働生産性 = 経済活動別国内総生産 / 経済活動別就業者数

2) イギリスは2005年値。

3) 商業は卸売・小売・自動車及び家庭用品等修理・宿泊・飲食業。

4) サービス業は教育・医療・福祉・社会および個人サービス事業・その他のサービス業を含む。

第1-21表 労働分配率

Table 1-21: Labour share

国		(%)								
Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	73.3	73.4	74.5	73.2	72.4	71.1	70.1	71.1	70.4
アメリカ	USA	70.8	71.2	71.6	71.7	71.4	70.2	69.6	68.5	69.2
カナダ	CAN	73.3	69.6	71.2	71.4	70.4	69.3	68.4	68.1	68.4
イギリス	GBR	70.8	72.4	72.2	70.4	69.4	69.4	69.3	69.9	68.9
ドイツ	DEU	72.0	72.6	72.1	71.8	70.9	68.0	66.7	65.1	64.8
フランス	FRA	69.9	68.9	69.2	70.6	70.2	70.2	70.4	70.1	70.0
イタリア	ITA	56.3	55.3	55.2	56.0	56.3	56.0	57.4	58.5	58.7
スウェーデン	SWE	70.4	76.5	80.0	78.7	76.6	76.3	75.4	72.3	73.4
ロシア	RUS	64.2	48.1	49.4	55.2	54.8	52.7	50.8	—	—
韓国	KOR	61.3	58.8	59.4	58.2	59.7	59.1	60.7	61.3	61.6
タイ	THA	37.8	41.1	41.6	41.3	40.8	39.8	39.8	—	—
フィリピン	PHL	30.6	28.9	27.8	27.5	26.9	26.1	25.6	—	—
インド	IND	44.9	45.0	44.8	44.4	—	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	71.1	70.3	68.9	68.9	67.8	68.7	68.7	68.8	68.4
ニュージーランド	NZL	63.6	62.1	60.7	61.6	61.9	63.4	65.9	67.8	—

資料出所 日本:内閣府(2008.12)「平成19年度国民経済計算確報」他

日本を除くOECD諸国:OECD.Stat Extracts(<http://stats.oecd.org/wbos/>)2009年2月現在その他:UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

労働分配率=雇用量報酬/要素費用表示の国民所得×100

第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率(製造業)

Table 1-22: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

国		(%)						
Country	1979-'06 年/Year	1979-'90	'90-'95	'95-2000	'00-'06	'04-'05	'05-'06	
日本	JPN	3.7	3.8	3.3	3.4	3.9	6.5	1.9
アメリカ	USA	3.9	2.8	3.7	5.5	4.6	2.2	2.0
カナダ	CAN	2.4	2.1	3.4	3.8	0.8	3.8	-0.1
イギリス	GBR	3.6	4.1	3.1	2.2	4.4	3.6	4.5
ドイツ ¹⁾	DEU	2.9	2.1	2.9	3.7	3.6	3.7	7.1
フランス	FRA	3.8	3.6	3.8	4.6	3.4	4.3	3.7
イタリア	ITA	1.7	2.8	2.7	0.9	-0.6	-0.1	1.4
オランダ	NLD	3.3	3.2	3.7	3.3	3.1	3.5	3.1
ベルギー	BEL	3.5	4.2	3.1	3.0	2.8	3.1	2.2
デンマーク	DNK	2.4	2.2	2.7	1.8	2.8	1.1	5.1
スウェーデン	SWE	4.5	2.1	5.5	6.8	6.4	6.2	5.9
ノルウェー	NOR	2.0	1.9	0.1	1.4	4.5	3.5	3.3
台湾	TWN	5.7	6.1	4.7	5.6	6.0	7.2	6.9
韓国	KOR	—	—	9.4	10.8	7.4	6.8	10.8
オーストラリア	AUS	2.9	2.9	2.9	3.8	2.0	1.0	0.3

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor(2008.2) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2006*

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

第1-23表 単位労働費用(製造業)

Table 1-23: Unit labour cost, manufacturing

(USDルベース, 各国の1992年=100) (U.S.dollar basis, Year: 1992=100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	131.7	102.8	94.3	89.0	88.0	89.0	82.8	75.8
アメリカ	USA	95.5	91.6	92.7	89.9	90.5	87.2	88.9	89.3
カナダ ¹⁾	CAN	84.0	74.3	74.8	74.9	87.2	95.1	103.2	112.4
イギリス ¹⁾	GBR	92.7	98.0	93.8	100.9	109.9	122.4	122.5	126.9
ドイツ	DEU	115.8	76.2	74.2	79.5	94.0	100.1	97.8	95.9
フランス ¹⁾	FRA	102.2	65.8	64.6	68.7	81.2	89.5	85.4	85.3
イタリア	ITA	76.2	65.1	65.5	72.1	91.0	104.5	107.9	109.3
オランダ	NLD	104.1	70.2	70.9	76.8	93.7	100.4	99.1	99.7
ベルギー ²⁾	BEL	105.2	67.7	68.4	73.0	87.8	94.3	94.7	95.5
デンマーク	DNK	103.5	75.6	76.9	84.2	103.4	111.5	117.7	116.5
スウェーデン ¹⁾	SWE	68.0	48.0	46.0	46.4	54.0	55.1	52.8	52.4
ノルウェー	NOR	108.6	93.6	94.5	109.8	118.6	121.4	128.6	130.8
台湾 ²⁾	TWN	101.1	77.2	72.6	63.2	62.5	62.4	63.0	59.5
韓国	KOR	126.5	76.7	69.7	72.3	74.4	79.3	89.7	92.8
オーストラリア ¹⁾	AUS	107.4	86.5	79.8	84.1	103.0	120.9	131.5	137.0

(USDルベース, 各国の1992年=100) (U.S.dollar basis, Year: 1992=100)

上昇率 (annual percentage change)	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	4.7	-0.4	-8.3	-5.7	-1.1	1.2	-7.0	-8.4
アメリカ	USA	-1.9	1.4	1.3	-3.0	0.7	-3.7	1.9	0.5
カナダ ¹⁾	CAN	0.7	-2.6	0.7	0.2	16.3	9.1	8.5	9.0
イギリス ¹⁾	GBR	6.6	-6.9	-4.3	7.5	9.0	11.3	0.1	3.6
ドイツ	DEU	17.4	-14.8	-2.6	7.2	18.2	6.5	-2.4	-1.9
フランス ¹⁾	FRA	8.6	-14.9	-1.9	6.4	18.1	10.2	-4.6	-0.1
イタリア	ITA	-0.1	-13.9	0.5	10.1	26.2	14.8	3.2	1.3
オランダ	NLD	12.0	-15.1	0.9	8.4	22.0	7.2	-1.3	0.6
ベルギー ²⁾	BEL	11.7	-14.9	1.1	6.7	20.3	7.4	0.5	0.8
デンマーク	DNK	15.8	-15.0	1.6	9.4	22.9	7.8	5.6	-1.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	7.2	-12.3	-4.3	1.0	16.3	2.0	-4.2	-0.7
ノルウェー	NOR	17.9	-9.2	1.0	16.1	8.0	2.4	5.9	1.7
台湾 ²⁾	TWN	0.7	0.0	-6.0	-12.9	-1.1	-0.2	1.1	-5.6
韓国	KOR	15.4	3.5	-9.0	3.7	2.9	6.6	13.1	3.5
オーストラリア ¹⁾	AUS	8.8	-11.2	-7.7	5.4	22.5	17.3	8.8	4.1

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor (2008.2) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2006*

単位労働費用=人時間当たり労働費用/人時間当たり産出額

(注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため, 政府の補助金や雇用税を調整している。

2) 雇業者。その他の国は就業者のデータによる。

<コラム1> 購買力平価

各国で公表される賃金やGDPなどのデータの国際比較の方法としては、為替レートによる通貨の換算が一般的であるが、為替レートは、①貿易の対象にはならない国内の物価(例えば、教育、医療、建設、政府サービス等)は反映されない、②投機や国家間の資本移動の影響を受けやすい——といった問題がある。そこで、国際比較を行う際に、国内の広い範囲の商品・サービスを反映し、かつ資本移動の影響を受けにくく安定性のある換算レートとして用いられるのが「購買力平価(Purchasing Power Parity : PPP)」である。

【購買力平価とは】

購買力平価とは、ある一定の商品やサービスを購入できる金額を異なる通貨間でそれぞれ等しい価値をもつと考えて決められる交換比率である。例えば、りんご1個が日本で100円、米国で1ドルであれば、購買力平価は1ドル=100円となる。こうすると、各国間の物価水準の違いを取り除き、異なる通貨の購買力の比較ができる。なお、購買力平価を為替レートで割った数値が内外価格差である。

購買力平価は、比較的歴史が新しく、1960年代に生まれたものである。新しい換算レートの開発に向け国連統計部は、国連統計委員会の勧告に基づき、国連国際比較プログラム(International Comparison Program : ICP事業)を1969年にスタートし、国際連合統計部とペンシルベニア大学の共同プロジェクトとして検討が続けられ、その後OECDや世界銀行などいくつかの国際機関で購買力平価が算定されている。日本も、第3期事業(1975年対象)からICP事業に参加しており、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータ提供を継続し、現在は、世界銀行の主導により開始された2005年を対象年とする世界事業にも参加している。また、ICP事業の一環としてOECDとEurostat(欧州連合統計局)の主導の下に1980年からスタートした購買力平価プログラムにも参加しており、現在2005年ラウンド(2003～2005年)調査を実施中である。

実際の購買力算定には、価格の調査に膨大な労力と時間を要するのはもちろんのこと、どのような商品やサービスを算定の対象とするか(バスケットの違い)、また、同種の商品でも、国によって品質や銘柄が異なる——といった様々な問題がある。また、その国の文化によって、重要視される商品・サービスが異なることから、どのようなウェイトを使って平均するかを決めるのも容易ではない。こうした技術的な問題により、購買力平価の算定には唯一完全な推計方法が確立されているわけではなく、いくつかの方法が提案されている。

【OECDのGDP購買力平価】

最も代表的な購買力平価は、OECDによるGDP購買力平価で、GDPに対応すると考えられる商品群を算定の対象として計測したものである。この手法は、もともとはECの加盟分担金の算定を目的に始められたもので、その後、OECDが独自に作成を行っている。数値は1980年から公表されており、直近の2002年を基準年とする購買力平価の算定プロジェクトでは、約3,000の商品・サービスが比較対象となった(詳細な情報は、統計局HP「国際比較プログラム(ICP)への参加(<http://www.stat.go.jp/info/meetings.icp/index.htm>)」を参照)。なお、OECDの購買力平価は、「エルティト＝ケベス＝スザルク(EKS)法」で算出・集計されている(表1)。

【ビッグマック購買力平価】

このほかユニークなものとして、イギリスの経済専門誌『エコノミスト』が考案した「ビッグマック指数」がある。ビッグマック指数とは、マクドナルドの販売するビッグマックの価格をもとに購買力平価を算出するもので、①ほぼ全世界で同一品質のものが販売されている、②原材料費や店舗の光熱費・店員の労働賃金などさまざまな要因を元に単価が決定される——などの理由から総合的な購買力の比較に使いやすいために、ビッグマックが基準とされている。特定の一商品だけを基準にした算定であるため、他の厳密な算定とは比較できないが、シンプルで明快な算定概念が注目を集めた。ちなみに、このビッグマック購買力平価によると、1ドル=80.6円(2006年)となっている(表2)。

【内閣府の生活費ベース購買力平価】

日本の内閣府も、欧米主要都市と比較した東京の生計費ベースの購買力平価を算出している。OECDの購買力平価が「GDPを構成する商品・サービス」を対象に算定しているのに対して、内閣府の購買力平価は「一世帯の生計を営むために必要な商品・サービス」を対象としている。2000年の生計費調査による比較では、ニューヨーク(410品目)、ロンドン(415品目)、パリ(422品目)、ベルリン(415品目)、ジュネーブ(370品目)及び東京の「小売物価統計調査」をもとに購買力平価を算出している。この結果(表3)をみると、東京とニューヨークを比較した場合、1ドル=131円、為替レートでは1ドル=107.8円となっている(2000年)。こうした2国間(2都市間)の比較は、多国間の比較を目的とするOECD購買力平価と比べて技術的問題が少なく、日本の支出ウェイトで算定したものと、相手国の支出ウェイトで算定したものの幾何平均を購買力平価としている点が特徴的である。

表1

国・地域 Country or region		GDP購買力平価 PPPs for GDP (National Currency)		(2007年/Year) 為替 Exchange rates (National Currency per US\$)
オーストラリア	AUS	1.43	AUD (オーストラリア・ドル)	1.195
カナダ	CAN	1.21	CAD (カナダドル)	1.074
スイス	CHE	1.65	CHF (スイス・フラン)	1.200
チェコ*	CZE	14.3	CZK (チェコ・コルナ)	20.29
デンマーク*	DNK	8.58	DKK (デンマーク・クローネ)	5.443
アイルランド*	IRL	0.991	EUR (ユーロ)	0.730
イタリア*	ITA	0.866	EUR (ユーロ)	0.730
オーストリア*	AUT	0.868	EUR (ユーロ)	0.730
オランダ*	NLD	0.886	EUR (ユーロ)	0.730
ギリシャ	GRC	0.711	EUR (ユーロ)	0.730
スペイン*	ESP	0.743	EUR (ユーロ)	0.730
ドイツ*	DEU	0.883	EUR (ユーロ)	0.730
フィンランド*	FIN	0.988	EUR (ユーロ)	0.730
フランス*	FRA	0.908	EUR (ユーロ)	0.730
ベルギー*	BEL	0.895	EUR (ユーロ)	0.730
ポルトガル*	PRT	0.697	EUR (ユーロ)	0.730
ルクセンブルク*	LUX	0.924	EUR (ユーロ)	0.730
ユーロ圏	Euro Area	0.861	EUR (ユーロ)	0.730
イギリス*	GBR	0.666	GBP (UKポンド)	0.500
ハンガリー*	HUN	135	HUF (フォリント)	183.6
アイスランド	ISL	108	ISK (アイスランド・クローナ)	64.08
日本	JPN	120	JPY (円)	117.8
韓国	KOR	751	KRW (ウォン)	929
メキシコ	MEX	7.26	MXN (メキシコ・ペソ)	10.929
ノルウェー	NOR	8.91	NOK (ノルウェー・クローネ)	5.858
ニュージーランド	NZL	1.54	NZD (ニュージーランド・ドル)	1.361
ポーランド*	POL	1.93	PLN (ズウォティ)	2.765
スウェーデン*	SWE	9.03	SEK (スウェーデン・クローナ)	6.758
スロバキア*	SVK	17.0	SKK (スロバキア・コルナ)	24.680
アメリカ	USA	1.00	USD (USドル)	1.000
トルコ	TUR	0.929	TRY (新トルコ・リラ)	1.300

資料出所 OECD (2008) *Main Economic Indicators, August 2008*

(注) *印はEU加盟国。

表2

国・地域 Country or region		ビッグマック 価格(USドル) Big Mac prices in U.S. dollars	購買力平価 Implied PPPs of the dollar	対ドル評価(%) Valuation against the dollar
日本	JPN	2.58	78.4	-27.7
アメリカ	USA	3.57	—	—
カナダ	CAN	3.82	1.15	7.5
イギリス	GBR	4.09	1.56	14.6
デンマーク	DNK	5.45	7.84	52.7
スウェーデン	SWE	5.83	10.6	62.7
ユーロ圏	Euro area	4.90	1.06	54.1
ロシア	RUS	2.38	16.5	-33.4
中国	CHN	1.83	3.50	-48.9
香港	HKG	1.70	3.73	-52.2
台湾	TWN	2.36	21.0	-34.0
シンガポール	SGP	2.76	1.11	-22.4
マレーシア	MYS	1.60	1.54	-55.1
タイ	THA	1.79	17.4	-49.9
インドネシア	IDN	2.01	5,238	-43.7
フィリピン	PHL	1.87	24.4	-47.6
オーストラリア	AUS	2.90	0.97	-18.4
ニュージーランド	NZL	3.37	1.37	-5.7
ブラジル	BRA	4.53	2.10	26.8
メキシコ	MEX	3.09	8.96	-13.5

資料出所 OANDA.com (2008.7) *The Hamburger Standard* (The Economist "Big Mac index")

表3

東京 Tokyo	購買力平価 (円/各国通貨) PPPs (yen/national currency)			年平均為替レート (円/各国通貨) Annual average exchange rates (yen/national currency)			内外価格差(倍) Comparative price levels (times)		
	1999 年/Year	2000	改善率 improve- ment rates (%)	1999	2000	変化率 rates of change (%)	1999	2000	変化率 rates of change (%)
基準都市 Base city									
ニューヨーク New York	137	131	4.4	113.9	107.8	5.4	1.20	1.22	0.02
ロンドン London	206	198	3.9	184.3	163.4	11.4	1.12	1.21	0.09
パリ Paris	24.9	24.2	2.8	18.5	15.1	18.2	1.35	1.60	0.25
ベルリン Berlin	88.4	86.6	2.0	62.1	50.8	18.2	1.42	1.71	0.29
ジュネーブ Geneva	81.1	78.5	3.2	75.8	63.8	15.8	1.07	1.23	0.16

資料出所 内閣府(2001.6)「生計費調査(2000年)による購買力平価及び内外価格差の概況」

【購買力平価による賃金比較】

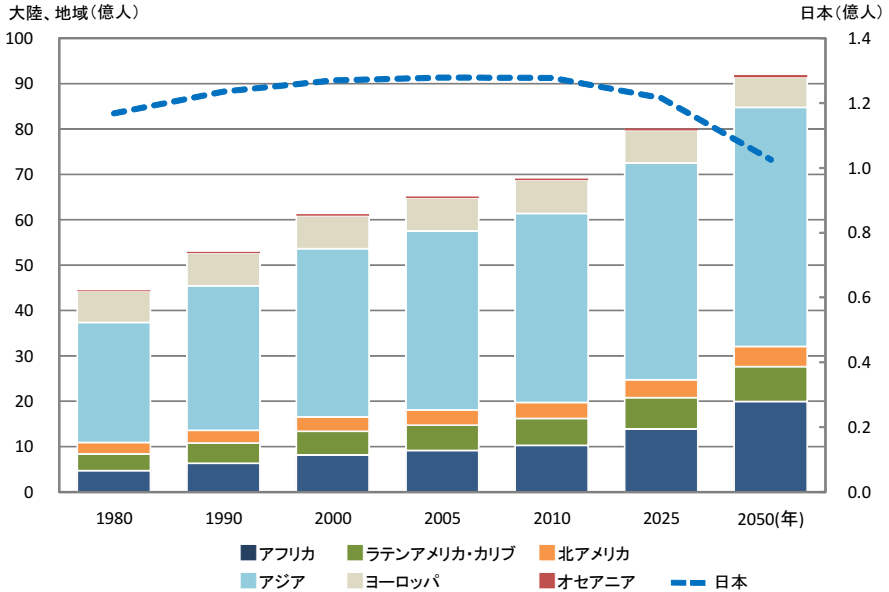
賃金の換算をする場合には、為替レートによる換算は、賃金をコストとして比較する場合に適しており、購買力平価による換算は、賃金を生活水準の観点から比較する場合に適しているとされている。両者に差が生じるのは、物価の内外価格差があるためである。

賃金水準の国際比較が、勤労者の生活水準の比較を目的とするものであれば、様々な消費財に対する賃金の購買力での比較が適していると考えられる。本書では、製造業の時間当たり賃金について、OECD の購買力平価と為替レートの双方で試算を行っている（「第5-1表 時間当たり賃金(製造業、試算)」(p.173)を参照)。これによると、日本の賃金は、為替レートベース及び購買力平価ベースの、いずれも欧米諸国を下回っていることが分かる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



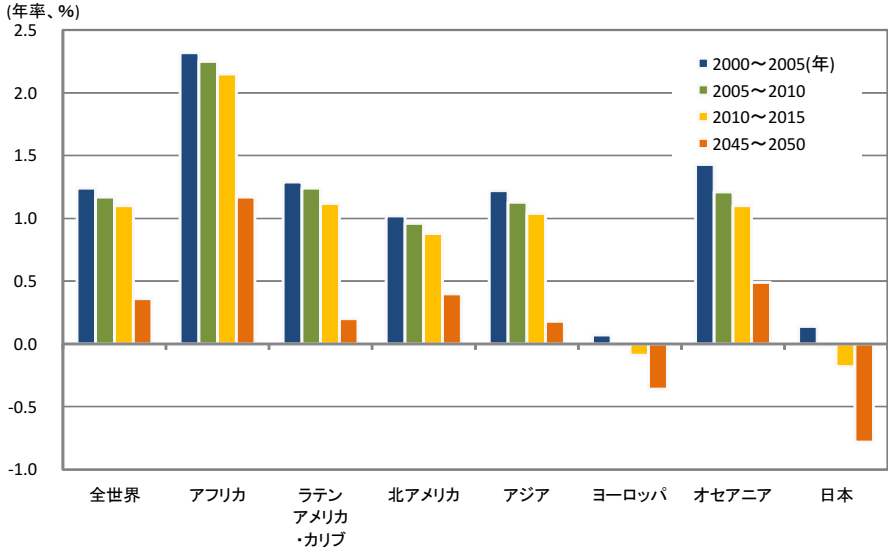
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.59)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1975年以降増率は低下したものの、2000年には61億人に、2005年には65億人に達した。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2006年改訂版(本書の資料出所)によれば、2005年から2010年にかけては年率1.17%、年間7,836万人の人口増加が見込まれ、2050年には中位推計で約92億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域であるが、たとえ出生率が低下しても大きな人口増加が見込まれるのは、人口規模の大きいインド、ナイジェリア、パキスタン、コンゴ、アメリカ合衆国、エチオピア、 Bangladesh、中国——の8か国で、世界全体の人口増加の過半数を占める。

現在の先進地域の人口は12億人であるが、今後2050年までほぼ同水準で推移する予測であるが、年間平均230万人規模と見込まれる途上地域から先進地域への移民規模を下回れば、さらに減少する見通しである。一方、発展途上地域の人口は、2007年時点で54億人であったものが、2050年には79億人に増加する見込みで、とりわけアフガニスタン、ブルンジ共和国、コンゴ、ギニアビサウ共和国、リベリア、ニジェール共和国、東ティモール民主共和国、ウガンダといった最後発諸国(LLDC)の人口は3倍以上増加する予測である。2050年には、人口の86%が発展途上地域に属すると推測されている。

2-2 人口増加率

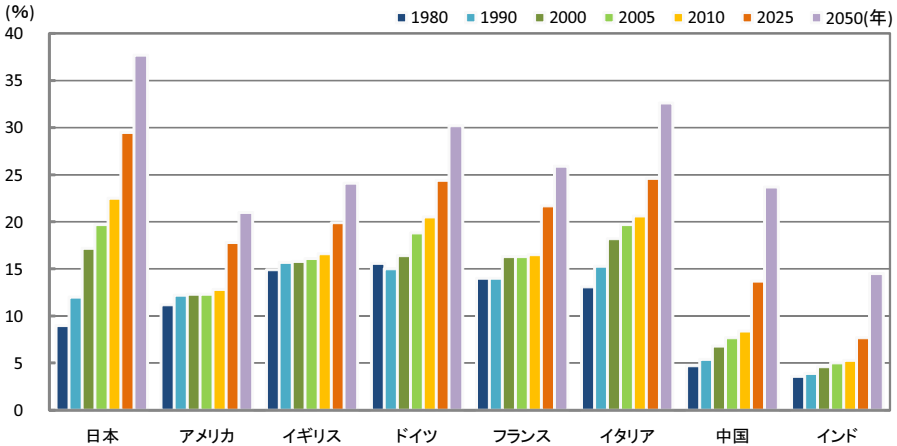


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.60)を参照。

国連の2006年版世界人口予測によると、全世界の人口は、2000年の61億人から2005年には65億人(年率1.24%)、その後2010年までに69億人(年率1.17%)、さらに2050年までには92億人と、2005年からの45年間で約27億人の増加が推計(中位推計)されている。2004年版世界人口予測では、2050年の世界人口の中位推計は91億人であったが、今回の推計では1億人ほど多い予測となっている。これは、国連ミレニアム宣言(2000年)や国連HIV／エイズに関する誓約宣言(2001年)などによる各国政府の取組み等に鑑み、HIV／エイズ感染症の蔓延による死亡率の推計値が下方修正されたことによる。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2000年から2005年の人口増加率は各々0.07%、0.14%と低水準で、2005年以降はマイナスに転じ、2045年～2050年には各々-0.36%、-0.78%へと落ち込む見込みである。他方、アジア地域及び中南米地域については、増加率は低下するものの、2015年までは1%を上回る水準で推移する予測となっている。しかしながら、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2050年までには増加率は各々0.18%、0.2%へと落ち込む予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で、2015年までは年率2%を上回り、2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 高齢人口(65歳以上人口)」(p.63)を参照。

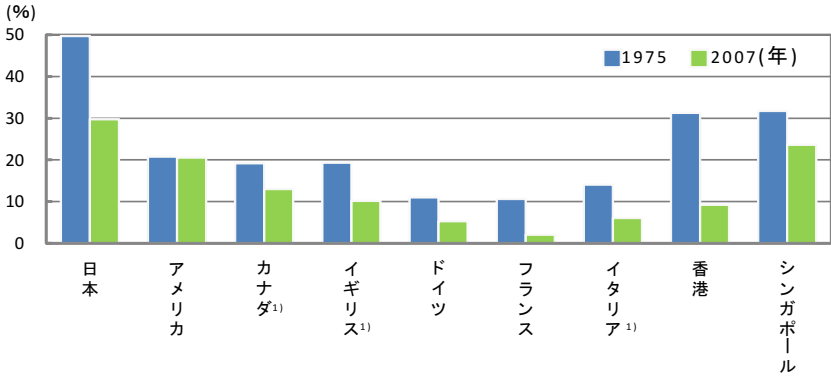
出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので、これと対照的に、15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2005年時点で6億7,300万人であった60歳以上人口は、2050年には20億人に達するとされている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、2005年時点の2億4,500万人から2050年には4億600万人とほぼ倍増する一方で、60歳未満人口は9億7,100万人から8億3,900万人に減少すると推計されている。

上のグラフは主要国における高齢人口(65歳以上)比率の推計を示すものである。2005年における全世界の人口に占める高齢人口比率は7.3%(4億7,700万人)であるが、2025年には10.5%(8億3,900万人)に及び、2050年には16.2%(14億9,200万人)に達すると推計されている。このうち特に80歳以上人口の伸びが顕著で、2005年時点の1.3%(8,800万人)から、2050年には4.4%(4億200万人)にまで及ぶ見通しである。

このうち先進地域の高齢人口の動向をみると、2005年時点で既に人口比率が15%を超えており、2025年には20%を上回るとの推計となっている。上のグラフのとおり、とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて高齢人口の割合の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い途上地域でも、出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化の進展は急速であるとされており、2005年時点では5%に過ぎない高齢人口比率は、2050年には14.7%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.71)を参照。

(注) 1) 1975年は、カナダ:1976年、イギリス:1971年、イタリア:1977年の数値。

2007年の65歳以上男性の労働力率は、1975年に比して総じて低下している。こうした傾向の背景としては、経済発展に伴って各国が年金制度を充実させたことに加え、産業構造の変化に応じて雇用者割合の高い第2次、第3次産業の就業者が増加し、高齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業の就業者数が減少しているといった要因が考えられる。

各国・地域の傾向をみると、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものとといえるだろう。

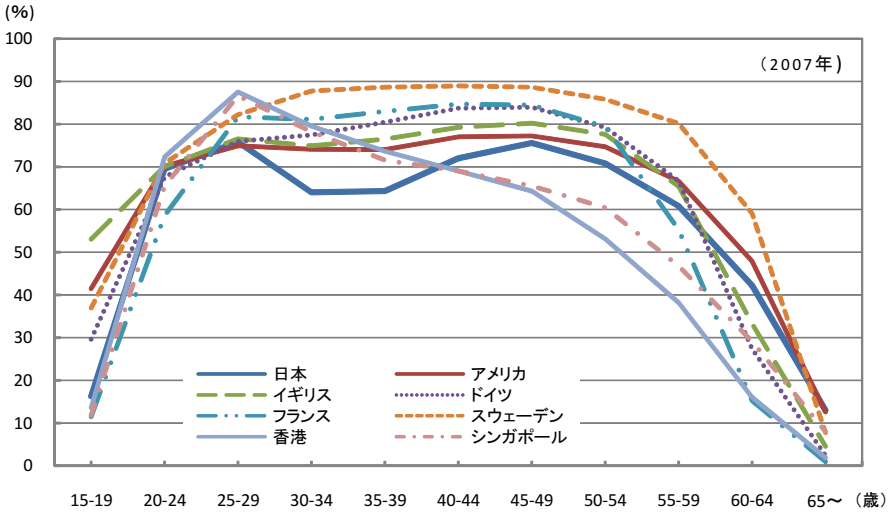
EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも低下の一因である。しかしながら、近年は、雇用における年齢差別撤廃の動きと、それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

今後、各国の高齢化に伴い、高齢者がより重要な労働力になることが予想され、各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1975(年)	49.7	20.8	19.2	19.3	11.0	10.6	14.1	31.3	31.7
2007	29.7	20.5	13.0	10.2	5.3	2.0	6.1	9.3	23.6

2-5 年齢階級別女性労働力率



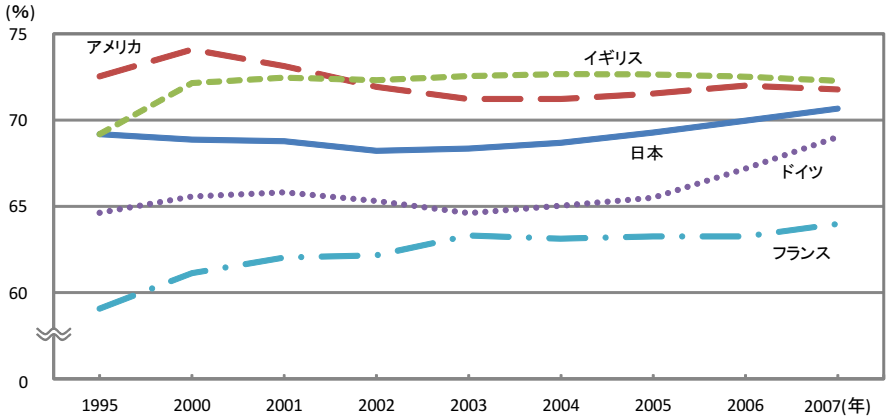
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.71)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2007年には75.8%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2007	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15-64歳)」(p.80)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上を雇用戦略目標(具体的な数値目標は、2010年までにEU全体：70%、女性：60%、高齢者：50%)として掲げている。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働力率(p.56)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2007年の日本の就業率は男女計で70.7%と、イギリス(72.3%)、アメリカ(71.8%)を下回るが、ドイツ(69.0%)、フランス(64.0%)を上回る水準である。しかし、男女別でみると、男性の就業率は81.7%とグラフ中のいずれの主要国も上回るものの、女性は59.5%と低水準で、イギリス、アメリカ、ドイツを下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。また、高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p.82)」参照)。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
全世界 World	4,451,470	5,294,879	6,124,123	6,514,751	6,906,558	8,010,509	9,191,287	
アフリカ Africa	479,786	637,421	820,959	922,011	1,032,013	1,393,871	1,997,935	
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, and the Caribbean	364,379	444,271	523,048	557,979	593,697	688,030	769,229	
北アメリカ Northern America	255,546	283,920	315,672	332,245	348,574	392,978	445,303	
アジア Asia	2,635,738	3,181,211	3,704,838	3,938,020	4,166,308	4,778,988	5,265,895	
ヨーロッパ Europe	693,170	721,322	728,501	731,087	730,478	715,220	664,183	
オセアニア Oceania	22,852	26,733	31,106	33,410	35,489	41,421	48,742	
日本 JPN	116,807	123,537	127,034	127,897	127,758	121,614	102,511	
アメリカ USA	230,917	256,098	284,857	299,846	314,692	354,930	402,415	
カナダ CAN	24,516	27,701	30,689	32,271	33,752	37,912	42,754	
イギリス GBR	56,314	57,237	58,868	60,245	61,517	65,190	68,717	
ドイツ DEU	78,289	79,433	82,309	82,652	82,365	80,341	74,088	
フランス FRA	53,880	56,735	59,187	60,991	62,507	65,769	68,270	
イタリア ITA	56,434	56,719	57,692	58,646	59,032	58,079	54,610	
スウェーデン SWE	8,310	8,559	8,868	9,038	9,242	9,854	10,481	
ロシア RUS	138,655	148,615	147,423	143,953	140,318	128,193	107,832	
中国 CHN	998,877	1,149,069	1,269,962	1,312,979	1,351,512	1,445,782	1,408,846	
香港 HKG	5,039	5,704	6,662	7,057	7,419	8,305	8,980	
韓国 KOR	38,124	42,869	46,780	47,870	48,673	49,019	42,327	
シンガポール SGP	2,415	3,016	4,017	4,327	4,592	5,104	5,026	
マレーシア MYS	13,763	18,103	23,274	25,653	27,920	33,769	39,631	
タイ THA	46,809	54,291	60,666	63,003	65,125	68,803	67,376	
インドネシア IDN	151,108	182,847	211,693	226,063	239,600	271,227	296,885	
フィリピン PHL	48,088	61,226	76,213	84,566	93,001	115,878	140,466	
インド IND	688,575	860,195	1,046,235	1,134,403	1,220,182	1,447,499	1,658,270	
オーストラリア AUS	14,638	16,873	19,139	20,310	21,362	24,393	28,041	
ニュージーランド NZL	3,113	3,411	3,854	4,097	4,285	4,764	5,209	
ブラジル BRA	121,615	149,522	174,161	186,831	198,982	228,833	254,085	

資料出所 UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

		(千人/thousands)						
日本 JPN	2005 年/Year	2006	2007	2008	2010	2015	2020	
		127,768	127,762	127,694	127,568	127,176	125,430	122,735
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	
	119,270	115,224	110,679	105,695	100,443	95,152	89,930	

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月中位推計)

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

国・地域 Country or region		(年率/annual percentage change: %)					
		1990～ 1995年/Year	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2045～ 2050
全世界	World	1.54	1.37	1.24	1.17	1.10	0.36
アフリカ	Africa	2.61	2.45	2.32	2.25	2.15	1.17
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	1.71	1.56	1.29	1.24	1.12	0.20
北アメリカ	Northern America	1.08	1.04	1.02	0.96	0.88	0.40
アジア	Asia	1.63	1.42	1.22	1.13	1.04	0.18
ヨーロッパ	Europe	0.20	0.00	0.07	-0.02	-0.09	-0.36
オセアニア	Oceania	1.62	1.41	1.43	1.21	1.10	0.49
日本	JPN	0.31	0.25	0.14	-0.02	-0.18	-0.78
アメリカ	USA	1.08	1.05	1.03	0.97	0.89	0.40
カナダ	CAN	1.12	0.93	1.01	0.90	0.84	0.39
イギリス	GBR	0.25	0.31	0.46	0.42	0.41	0.16
ドイツ	DEU	0.55	0.16	0.08	-0.07	-0.13	-0.37
フランス	FRA	0.51	0.34	0.60	0.49	0.39	0.04
イタリア	ITA	0.20	0.14	0.33	0.13	-0.01	-0.33
スウェーデン	SWE	0.62	0.09	0.38	0.45	0.42	0.24
ロシア	RUS	0.07	-0.23	-0.48	-0.51	-0.56	-0.72
中国	CHN	1.10	0.91	0.67	0.58	0.54	-0.32
香港	HKG	1.69	1.42	1.15	1.00	0.86	0.11
韓国	KOR	0.97	0.77	0.46	0.33	0.18	-0.89
シンガポール	SGP	2.85	2.88	1.49	1.19	0.92	-0.38
マレーシア	MYS	2.58	2.45	1.95	1.69	1.47	0.41
タイ	THA	1.16	1.06	0.76	0.66	0.50	-0.27
インドネシア	IDN	1.53	1.40	1.31	1.16	0.98	0.10
フィリピン	PHL	2.27	2.11	2.08	1.90	1.67	0.50
インド	IND	2.08	1.84	1.62	1.46	1.31	0.32
オーストラリア	AUS	1.37	1.15	1.19	1.01	0.95	0.44
ニュージーランド	NZL	1.48	0.96	1.22	0.90	0.79	0.20
ブラジル	BRA	1.56	1.50	1.41	1.26	1.08	0.20

資料出所 UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	27,513	22,730	18,598	17,758	17,071	13,451	11,547
アメリカ	USA	51,904	55,711	61,465	62,417	63,278	66,864	69,446
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,858	5,693	5,471	5,843	6,670
イギリス	GBR	11,832	10,876	11,176	10,826	10,649	11,202	11,160
ドイツ	DEU	14,474	12,775	12,853	11,870	11,103	10,477	10,116
フランス	FRA	12,005	11,487	11,061	11,205	11,397	10,948	10,910
イタリア	ITA	12,570	9,000	8,246	8,201	8,144	7,174	7,267
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,634	1,573	1,507	1,695	1,721
ロシア	RUS	30,018	34,134	26,708	21,745	21,013	19,381	16,195
中国	CHN	354,633	318,574	316,774	283,771	265,090	260,149	215,399
香港	HKG	1,286	1,226	1,123	1,067	992	948	1,008
韓国	KOR	12,961	11,077	9,750	8,923	7,738	6,007	4,402
シンガポール	SGP	653	647	875	846	713	636	559
マレーシア	MYS	5,413	6,770	7,789	8,053	8,146	7,958	7,245
タイ	THA	18,064	15,476	14,297	13,657	13,420	12,320	10,668
インドネシア	IDN	61,141	65,490	64,212	64,147	63,871	57,456	51,883
フィリピン	PHL	20,735	25,041	28,781	30,578	31,972	32,226	27,649
インド	IND	271,203	325,021	366,018	374,144	374,809	359,000	302,065
オーストラリア	AUS	3,702	3,695	3,956	3,965	3,936	4,281	4,574
ニュージーランド	NZL	832	797	875	879	865	856	841
ブラジル	BRA	46,317	52,781	51,574	51,994	53,264	50,686	44,869

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	23.6	18.4	14.6	13.9	13.4	11.1	11.3
アメリカ	USA	22.5	21.8	21.6	20.8	20.1	18.8	17.3
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.2	15.4	15.6
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	18.0	17.3	17.2	16.2
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	14.4	13.5	13.0	13.7
フランス	FRA	22.3	20.2	18.7	18.4	18.2	16.6	16.0
イタリア	ITA	22.3	15.9	14.3	14.0	13.8	12.4	13.3
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.3	17.2	16.4
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.1	15.1	15.0	15.1	15.0
中国	CHN	35.5	27.7	24.9	21.6	19.6	18.0	15.3
香港	HKG	25.5	21.5	16.9	15.1	13.4	11.4	11.2
韓国	KOR	34.0	25.8	20.8	18.6	15.9	12.3	10.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.8	19.5	15.5	12.5	11.1
マレーシア	MYS	39.3	37.4	33.5	31.4	29.2	23.6	18.3
タイ	THA	38.6	28.5	23.6	21.7	20.6	17.9	15.8
インドネシア	IDN	40.5	35.8	30.3	28.4	26.7	21.2	17.5
フィリピン	PHL	43.1	40.9	37.8	36.2	34.4	27.8	19.7
インド	IND	39.4	37.8	35.0	33.0	30.7	24.8	18.2
オーストラリア	AUS	25.3	21.9	20.7	19.5	18.4	17.6	16.3
ニュージーランド	NZL	26.7	23.4	22.7	21.5	20.2	18.0	16.1
ブラジル	BRA	38.1	35.3	29.6	27.8	26.8	22.1	17.7

資料出所 UN(2007) World Population Prospects: The 2006 Revision

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	78,734	85,998	86,574	84,884	81,939	72,328	52,333
アメリカ	USA	153,142	169,097	188,327	200,678	211,268	224,864	248,355
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,961	22,343	23,498	24,145	25,100
イギリス	GBR	36,072	37,358	38,379	39,734	40,630	41,002	41,028
ドイツ	DEU	51,604	54,776	55,997	55,257	54,393	50,300	41,613
フランス	FRA	34,350	37,313	38,498	39,827	40,769	40,555	39,657
イタリア	ITA	36,444	39,028	38,940	38,867	38,730	36,592	29,515
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,705	5,908	6,031	6,003	6,229
ロシア	RUS	94,483	99,682	102,585	102,367	101,684	86,851	65,963
中国	CHN	596,819	767,981	866,449	928,743	973,482	988,251	859,778
香港	HKG	3,427	3,995	4,808	5,145	5,503	5,556	5,040
韓国	KOR	23,710	29,648	33,589	34,427	35,416	33,409	23,054
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,855	3,114	3,414	3,307	2,816
マレーシア	MYS	7,848	10,670	14,583	16,483	18,420	22,863	25,923
タイ	THA	26,967	36,163	42,305	44,434	46,030	46,202	41,026
インドネシア	IDN	84,764	110,439	137,183	149,442	161,156	189,401	189,878
フィリピン	PHL	25,824	34,207	44,757	50,756	57,101	76,170	94,641
インド	IND	392,743	501,284	632,342	703,805	780,435	976,586	1,116,382
オーストラリア	AUS	9,532	11,297	12,807	13,683	14,390	15,324	16,641
ニュージーランド	NZL	1,971	2,234	2,525	2,720	2,861	3,029	3,112
ブラジル	BRA	70,301	90,163	113,076	123,378	132,244	153,694	159,941

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	67.4	69.6	68.2	66.4	64.1	59.5	51.1
アメリカ	USA	66.3	66.0	66.1	66.9	67.1	63.4	61.7
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.2	69.6	63.7	58.7
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	66.0	66.0	62.9	59.7
ドイツ	DEU	65.9	69.0	68.0	66.9	66.0	62.6	56.2
フランス	FRA	63.8	65.8	65.0	65.3	65.2	61.7	58.1
イタリア	ITA	64.6	68.8	67.5	66.3	65.6	63.0	54.0
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.3	65.4	65.3	60.9	59.4
ロシア	RUS	68.1	67.1	69.6	71.1	72.5	67.8	61.2
中国	CHN	59.7	66.8	68.2	70.7	72.0	68.4	61.0
香港	HKG	68.0	70.0	72.2	72.9	74.2	66.9	56.1
韓国	KOR	62.2	69.2	71.8	71.9	72.8	68.2	54.5
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.1	72.0	74.3	64.8	56.0
マレーシア	MYS	57.0	58.9	62.7	64.3	66.0	67.7	65.4
タイ	THA	57.6	66.6	69.7	70.5	70.7	67.2	60.9
インドネシア	IDN	56.1	60.4	64.8	66.1	67.3	69.8	64.0
フィリピン	PHL	53.7	55.9	58.7	60.0	61.4	65.7	67.4
インド	IND	57.0	58.3	60.4	62.0	64.0	67.5	67.3
オーストラリア	AUS	65.1	66.9	66.9	67.4	67.4	62.8	59.3
ニュージーランド	NZL	63.3	65.5	65.5	66.4	66.8	63.6	59.7
ブラジル	BRA	57.8	60.3	64.9	66.0	66.5	67.2	62.9

資料出所 UN(2007) World Population Prospects: The 2006 Revision

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	10,560	14,809	21,862	25,255	28,748	35,835	38,632
アメリカ	USA	25,871	31,289	35,065	36,751	40,146	63,203	84,614
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,870	4,234	4,782	7,923	10,984
イギリス	GBR	8,410	9,003	9,312	9,684	10,239	12,986	16,528
ドイツ	DEU	12,211	11,882	13,459	15,525	16,869	19,563	22,360
フランス	FRA	7,525	7,935	9,628	9,958	10,341	14,267	17,703
イタリア	ITA	7,420	8,691	10,507	11,578	12,157	14,313	17,829
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,529	1,557	1,704	2,155	2,531
ロシア	RUS	14,154	14,800	18,130	19,841	17,621	21,962	25,674
中国	CHN	47,426	62,514	86,739	100,464	112,941	197,382	333,668
香港	HKG	325	483	730	846	924	1,801	2,932
韓国	KOR	1,453	2,144	3,441	4,519	5,518	9,603	14,871
シンガポール	SGP	114	169	287	368	466	1,161	1,650
マレーシア	MYS	503	663	901	1,117	1,354	2,949	6,463
タイ	THA	1,778	2,652	4,063	4,912	5,675	10,281	15,683
インドネシア	IDN	5,202	6,917	10,297	12,474	14,572	24,370	55,124
フィリピン	PHL	1,529	1,978	2,675	3,232	3,929	7,482	18,177
インド	IND	24,630	33,890	47,875	56,455	64,938	111,912	239,822
オーストラリア	AUS	1,404	1,882	2,376	2,662	3,036	4,788	6,825
ニュージーランド	NZL	310	380	454	498	559	879	1,256
ブラジル	BRA	4,998	6,578	9,510	11,459	13,475	24,454	49,275

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population

(%)

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	9.0	12.0	17.2	19.7	22.5	29.5	37.7
アメリカ	USA	11.2	12.2	12.3	12.3	12.8	17.8	21.0
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.2	20.9	25.7
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.1	16.6	19.9	24.1
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.4	18.8	20.5	24.4	30.2
フランス	FRA	14.0	14.0	16.3	16.3	16.5	21.7	25.9
イタリア	ITA	13.1	15.3	18.2	19.7	20.6	24.6	32.6
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.2	18.4	21.9	24.1
ロシア	RUS	10.2	10.0	12.3	13.8	12.6	17.1	23.8
中国	CHN	4.7	5.4	6.8	7.7	8.4	13.7	23.7
香港	HKG	6.5	8.5	11.0	12.0	12.5	21.7	32.6
韓国	KOR	3.8	5.0	7.4	9.4	11.3	19.6	35.1
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.2	8.5	10.1	22.8	32.8
マレーシア	MYS	3.7	3.7	3.9	4.4	4.8	8.7	16.3
タイ	THA	3.8	4.9	6.7	7.8	8.7	14.9	23.3
インドネシア	IDN	3.4	3.8	4.9	5.5	6.1	9.0	18.6
フィリピン	PHL	3.2	3.2	3.5	3.8	4.2	6.5	12.9
インド	IND	3.6	3.9	4.6	5.0	5.3	7.7	14.5
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.4	13.1	14.2	19.6	24.3
ニュージーランド	NZL	10.0	11.1	11.8	12.2	13.0	18.5	24.1
ブラジル	BRA	4.1	4.4	5.5	6.1	6.8	10.7	19.4

資料出所 UN(2007) World Population Prospects: The 2006 Revision

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2005年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2005

年齢階級 Age group	(千人/thousands)							
	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	62,486	65,411	147,501	152,345	15,980	16,291	29,475	30,770
0～4歳/Age	2,926	2,773	10,553	10,041	878	836	1,765	1,681
5～9	3,110	2,948	10,377	9,877	946	902	1,819	1,730
10～14	3,073	2,928	11,046	10,523	1,093	1,038	1,967	1,864
15～19	3,363	3,206	11,129	10,589	1,104	1,050	2,036	1,935
20～24	3,855	3,688	10,747	10,294	1,114	1,072	1,965	1,906
25～29	4,413	4,214	10,215	9,916	1,111	1,077	1,858	1,858
30～34	5,054	4,882	10,266	10,084	1,118	1,099	2,072	2,094
35～39	4,449	4,348	10,606	10,574	1,187	1,175	2,297	2,342
40～44	4,090	4,008	11,426	11,556	1,380	1,365	2,293	2,341
45～49	3,893	3,853	11,174	11,512	1,314	1,316	1,992	2,035
50～54	4,409	4,421	9,924	10,325	1,147	1,166	1,819	1,857
55～59	5,091	5,177	8,350	8,892	1,001	1,023	1,931	1,988
60～64	4,111	4,358	6,244	6,855	748	777	1,524	1,592
65～69	3,480	3,853	4,737	5,420	578	622	1,306	1,411
70～74	2,998	3,567	3,832	4,692	489	555	1,082	1,250
75～79	2,217	2,963	3,167	4,278	375	487	838	1,112
80～	1,955	4,223	3,707	6,918	398	733	911	1,774

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
	総数/Total	40,389	42,264	29,718	31,273	28,479	30,168	4,481
0～4歳/Age	1,851	1,754	1,960	1,867	1,400	1,318	252	239
5～9	2,056	1,949	1,903	1,809	1,378	1,297	242	230
10～14	2,187	2,074	1,879	1,786	1,442	1,366	313	298
15～19	2,493	2,365	1,990	1,908	1,455	1,388	302	286
20～24	2,504	2,399	1,966	1,925	1,591	1,525	270	258
25～29	2,354	2,266	1,948	1,901	1,930	1,867	277	267
30～34	2,631	2,529	2,155	2,106	2,346	2,289	311	302
35～39	3,568	3,385	2,161	2,155	2,446	2,407	330	317
40～44	3,683	3,505	2,171	2,209	2,335	2,327	320	307
45～49	3,194	3,089	2,088	2,153	2,012	2,030	297	289
50～54	2,861	2,884	2,036	2,101	1,859	1,900	294	288
55～59	2,174	2,188	2,042	2,082	1,903	1,977	320	317
60～64	2,543	2,642	1,338	1,392	1,579	1,702	280	277
65～69	2,503	2,738	1,189	1,333	1,543	1,762	202	212
70～74	1,636	1,968	1,091	1,367	1,279	1,605	161	187
75～79	1,222	1,813	878	1,266	993	1,424	136	177
80～	928	2,715	922	1,912	988	1,985	174	309

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	66,814	77,139	678,176	634,803	3,388	3,670	23,940	23,930
0～4歳/Age	3,629	3,436	45,859	39,428	151	144	1,280	1,164
5～9	3,333	3,173	50,900	44,606	183	177	1,602	1,464
10～14	4,176	3,996	54,328	48,651	209	203	1,736	1,677
15～19	6,152	5,941	61,330	55,679	219	206	1,697	1,525
20～24	6,281	6,157	52,475	47,899	240	242	1,919	1,812
25～29	5,502	5,512	49,205	46,525	240	278	1,939	1,849
30～34	5,129	5,171	61,630	58,487	257	313	2,158	2,073
35～39	4,691	4,814	64,231	60,849	266	335	2,083	2,007
40～44	5,525	5,897	52,856	50,192	323	390	2,085	2,047
45～49	5,663	6,367	42,132	39,640	320	348	1,980	1,964
50～54	4,838	5,783	42,212	40,636	257	267	1,445	1,430
55～59	3,571	4,575	30,455	28,750	204	198	1,169	1,194
60～64	1,936	2,863	22,463	21,098	125	116	992	1,060
65～69	2,844	4,748	18,869	18,175	125	119	837	966
70～74	1,651	3,159	14,333	14,881	111	115	534	744
75～79	1,297	3,136	8,736	10,067	82	96	280	490
80～	595	2,409	6,164	9,240	75	123	204	465

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,178	2,150	13,036	12,617	30,737	32,266	112,952	113,111
0～4歳/Age	112	104	1,414	1,338	2,317	2,203	11,092	10,662
5～9	149	139	1,363	1,292	2,310	2,174	10,779	10,397
10～14	176	165	1,354	1,292	2,402	2,251	10,786	10,430
15～19	149	138	1,281	1,237	2,554	2,453	10,839	10,532
20～24	137	127	1,208	1,191	2,574	2,534	10,818	10,657
25～29	135	126	1,056	1,028	2,520	2,564	10,165	10,129
30～34	160	155	976	950	2,443	2,647	9,399	9,417
35～39	189	194	905	875	2,362	2,656	8,504	8,454
40～44	211	212	863	833	2,407	2,674	7,396	7,298
45～49	206	205	748	712	2,287	2,502	6,255	6,159
50～54	172	170	595	561	1,952	2,100	4,855	4,803
55～59	133	132	449	421	1,455	1,541	3,527	3,842
60～64	81	82	304	291	1,057	1,153	2,974	3,421
65～69	65	69	230	244	842	1,005	2,401	2,841
70～74	47	54	141	162	592	755	1,641	2,035
75～79	31	39	84	105	378	519	953	1,227
80～	25	38	64	86	284	536	569	808

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2005年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2005 (cont.)

年齢階級 Age group	(千人/thousands)							
	フィリピン PHL		インド ² IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	42,587	41,980	587,618	546,785	10,101	10,209	2,016	2,081
0～4歳/Age	5,593	5,331	66,136	60,758	648	615	145	138
5～9	5,118	4,894	65,118	59,376	671	637	147	139
10～14	4,922	4,721	64,267	58,488	715	678	160	150
15～19	4,537	4,369	59,554	54,572	717	682	156	150
20～24	4,043	3,920	54,553	50,060	720	690	143	138
25～29	3,583	3,496	48,990	45,078	691	674	131	133
30～34	3,057	3,005	43,192	39,786	755	758	138	149
35～39	2,632	2,615	38,199	35,201	728	739	143	155
40～44	2,234	2,244	33,919	31,277	764	771	156	165
45～49	1,867	1,901	29,639	27,400	726	734	144	149
50～54	1,538	1,593	25,226	23,550	666	676	126	129
55～59	1,144	1,157	17,913	17,490	624	617	116	118
60～64	883	939	14,020	14,186	479	472	89	91
65～69	632	724	10,921	11,768	379	385	70	75
70～74	433	513	7,600	8,487	303	330	57	63
75～79	220	306	4,663	5,195	251	302	47	56
80～	152	253	3,708	4,112	264	449	47	84

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
総数/Total	92,183	94,648
0～4歳/Age	9,204	8,839
5～9	8,832	8,511
10～14	8,443	8,166
15～19	8,818	8,577
20～24	9,057	8,897
25～29	8,076	8,186
30～34	7,038	7,292
35～39	6,531	6,820
40～44	6,194	6,540
45～49	5,154	5,523
50～54	4,213	4,582
55～59	3,224	3,580
60～64	2,367	2,708
65～69	1,893	2,255
70～74	1,308	1,639
75～79	923	1,225
80～	906	1,308

資料出所 UN(2007) World Population Prospects: The 2006 Revision

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	23.7	19.9	12.9	9.7	9.6	9.0	8.3	6.9
アメリカ	USA	24.3	15.7	15.6	15.7	14.4	14.1	14.0	12.5
カナダ	CAN	27.8	15.6	14.8	13.8	11.6	10.7	10.3	10.2
イギリス	GBR	15.9	14.5	13.5	13.2	12.2	11.6	12.0	11.6
ドイツ	DEU	16.0	11.4	10.8	10.0	9.5	8.7	8.2	8.6
フランス	FRA	19.5	16.3	14.3	12.8	12.6	12.8	12.2	11.0
イタリア	ITA	18.3	16.1	10.7	9.7	9.2	9.4	9.2	7.9
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	11.3	13.6	10.4	10.9	11.3	11.5
ロシア	RUS	26.5	15.3	16.8	10.9	8.9	9.9	10.7	8.9
中国	CHN	43.8	28.6	20.9	18.2	16.0	13.6	13.1	12.1
香港	HKG	37.7	19.5	15.7	12.4	10.0	8.1	7.6	6.8
韓国	KOR	37.0	29.0	21.1	15.9	13.5	10.4	9.3	8.0
シンガポール	SGP	44.4	21.2	16.7	17.9	14.0	10.1	8.2	8.9
マレーシア	MYS	45.2	34.7	32.6	27.8	24.5	22.7	20.6	15.7
タイ	THA	44.0	33.7	23.8	18.4	17.0	15.4	14.6	12.0
インドネシア	IDN	42.7	39.1	31.8	24.3	22.0	20.7	18.7	14.2
フィリピン	PHL	48.2	39.3	35.5	31.7	29.1	28.1	25.8	19.2
インド	IND	43.3	37.3	34.3	30.7	27.7	25.1	23.0	17.2
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	15.6	14.7	13.5	12.7	12.4	11.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	16.0	17.1	14.9	14.2	13.7	12.0
ブラジル	BRA	44.0	33.7	30.8	22.6	21.6	20.6	19.2	15.0

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	9.4	6.5	6.1	7.0	7.6	8.0	9.0	12.0
アメリカ	USA	9.5	9.2	8.9	8.9	8.3	8.3	8.2	8.5
カナダ	CAN	8.7	7.3	6.9	7.1	7.2	7.2	7.4	8.4
イギリス	GBR	11.7	11.8	11.8	11.3	10.8	10.2	9.9	10.1
ドイツ	DEU	11.1	12.3	12.1	11.2	10.7	10.3	10.7	12.4
フランス	FRA	12.8	10.7	10.1	9.2	9.5	9.2	8.9	9.7
イタリア	ITA	9.9	9.8	9.7	9.7	9.9	9.9	10.5	12.0
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.9	10.6	10.5	10.1	10.0
ロシア	RUS	9.5	9.1	11.6	13.2	14.2	15.9	16.2	15.8
中国	CHN	25.1	6.3	7.7	7.1	6.7	6.6	7.1	8.5
香港	HKG	8.9	5.0	4.8	5.6	5.1	5.3	5.9	7.6
韓国	KOR	16.9	8.3	6.5	5.6	5.5	5.4	5.9	8.7
シンガポール	SGP	10.6	5.2	5.4	4.9	4.8	4.9	5.3	8.3
マレーシア	MYS	19.9	8.8	6.2	5.0	4.7	4.5	4.5	5.4
タイ	THA	15.6	9.2	7.4	7.4	8.1	8.6	8.5	9.9
インドネシア	IDN	26.1	15.9	11.3	8.2	7.2	6.6	6.3	6.6
フィリピン	PHL	18.4	10.4	8.2	6.3	5.5	5.1	4.8	4.9
インド	IND	26.0	15.1	11.6	9.8	9.1	8.7	8.2	7.4
オーストラリア	AUS	9.4	8.5	7.3	7.0	7.0	6.8	7.1	7.9
ニュージーランド	NZL	9.3	8.4	8.1	7.6	7.4	7.1	7.1	7.8
ブラジル	BRA	15.4	9.9	8.3	6.8	6.4	6.3	6.3	6.9

資料出所 UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

国・地域 Country or region		1950～1955年/Year			1995～2000			2000～2005		
		平均	男性	女性	平均	男性	女性	平均	男性	女性
		Average	Male	Female	Average	Male	Female	Average	Male	Female
日本	JPN	63.9	61.6	65.5	80.5	77.1	83.8	81.9	78.3	85.2
アメリカ	USA	68.9	66.1	72.0	76.5	73.6	79.3	77.4	74.7	80.0
カナダ	CAN	69.1	66.8	71.7	78.7	75.9	81.4	79.8	77.3	82.3
イギリス	GBR	69.2	66.7	71.8	77.2	74.7	79.7	78.5	76.1	80.7
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	77.3	74.1	80.3	78.7	75.7	81.5
フランス	FRA	66.5	63.7	69.5	78.5	74.6	82.3	79.6	76.0	83.2
イタリア	ITA	66.0	64.3	67.8	78.7	75.5	81.8	79.9	76.9	82.9
スウェーデン	SWE	71.8	70.4	73.3	79.3	76.8	81.8	80.1	77.8	82.3
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	65.7	59.6	72.2	64.8	58.5	71.8
中国	CHN	40.8	39.3	42.3	70.4	69.0	72.0	72.0	70.5	73.7
香港	HKG	61.0	57.2	64.9	80.0	77.2	83.0	81.5	78.6	84.5
韓国	KOR	47.5	46.0	49.0	74.6	70.9	78.5	77.0	73.5	80.6
シンガポール	SGP	60.4	58.8	62.1	77.2	75.1	79.3	78.8	76.8	80.8
マレーシア	MYS	48.5	47.0	50.0	71.9	69.6	74.5	73.0	70.8	75.5
タイ	THA	50.8	49.2	52.6	67.5	62.8	72.8	68.6	63.7	74.0
インドネシア	IDN	37.5	36.9	38.1	66.0	64.2	67.9	68.6	66.7	70.5
フィリピン	PHL	47.8	46.0	49.6	68.6	66.5	70.7	70.3	68.2	72.5
インド	IND	37.4	38.1	36.6	61.8	61.0	62.7	62.9	61.7	64.2
オーストラリア	AUS	69.6	66.9	72.4	78.7	75.9	81.5	80.4	77.9	82.9
ニュージーランド	NZL	69.6	67.5	71.8	77.6	75.0	80.1	79.2	77.0	81.3
ブラジル	BRA	50.9	49.3	52.7	69.4	65.7	73.3	71.0	67.3	74.9

資料出所 UN(2007) World Population Prospects: The 2006 Revision

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

	完全生命表			簡易生命表	
	Complete life table			Abridged life table	
	1995年/Year	2000	2005	2006	2007
男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.00	79.19
女性/Female	82.85	84.60	85.52	85.81	85.99

資料出所 厚生労働省(2007.3)「第20回完全生命表」、厚生労働省(2008.7)「平成19年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したものの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region	1960 ~1965 年/Year	1985 ~1990	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2020 ~2025	
日本	JPN	2.02	1.66	1.49	1.39	1.29	1.35
アメリカ	USA	3.31	1.92	2.03	1.99	2.04	1.88
カナダ	CAN	3.68	1.62	1.69	1.56	1.52	1.60
イギリス	GBR	2.81	1.81	1.78	1.70	1.70	1.85
ドイツ	DEU	2.49	1.43	1.31	1.34	1.35	1.49
フランス	FRA	2.85	1.81	1.71	1.76	1.88	1.85
イタリア	ITA	2.50	1.35	1.28	1.21	1.29	1.49
スウェーデン	SWE	2.32	1.91	2.01	1.56	1.67	1.85
ロシア	RUS	2.55	2.12	1.55	1.25	1.30	1.46
中国	CHN	5.72	2.46	1.92	1.78	1.70	1.85
香港	HKG	5.31	1.31	1.29	1.08	0.94	1.09
韓国	KOR	5.63	1.60	1.70	1.51	1.24	1.29
シンガポール	SGP	4.93	1.71	1.76	1.57	1.35	1.39
マレーシア	MYS	6.72	4.00	3.47	3.10	2.87	2.01
タイ	THA	6.39	2.27	2.00	1.90	1.83	1.85
インドネシア	IDN	5.62	3.40	2.90	2.55	2.38	1.85
フィリピン	PHL	6.85	4.55	4.14	3.72	3.54	2.38
インド	IND	5.82	4.15	3.86	3.46	3.11	2.13
オーストラリア	AUS	3.27	1.86	1.86	1.78	1.76	1.85
ニュージーランド	NZL	4.02	2.05	2.06	1.95	1.96	1.85
ブラジル	BRA	6.15	3.10	2.60	2.45	2.35	1.98

資料出所 UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

(注) 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15~49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34
アメリカ	USA	2.08	2.02	2.06	2.01	2.04	2.05	* 2.05	* 2.10	
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.50	1.53	1.53	1.54		
イギリス	GBR	1.84	1.71	1.64	1.64	1.71	1.76	1.78	1.84	
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.34	1.34	1.36	1.34	1.32	
フランス	FRA	1.78	1.70	1.88	1.87	1.88	1.90	1.94	2.00	* 1.98
イタリア	ITA	1.36	1.19	1.26	1.27	1.29	1.33	1.32		
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.73	1.75	1.73	1.71	1.70	
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.66	1.62	1.64	1.64			
デンマーク	DNK	1.67	1.81	1.77	1.72	1.76	1.78	1.80	1.83	
スウェーデン	SWE	2.14	1.74	1.57	1.65	1.72	1.75	1.77	1.85	
香港	HKG	1.21	1.15	0.90	0.94	0.90	0.92	0.96	0.98	* 1.02
韓国	KOR	1.59	1.65	1.47	1.17	1.19	1.16	1.08	1.13	1.26
シンガポール	SGP	1.83	1.71	1.60	1.37	1.26	1.25	1.25	1.26	
オーストラリア	AUS	1.91	1.82	1.76	1.76	1.76	1.76	1.79	1.81	

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所(2008.1)「2008年版人口統計資料集」、同2005~2007年版

厚生労働省(2008.6)「平成19年人口動態統計月報年計」

カナダ:カナダ統計局ホームページ(<http://www.statcan.gc.ca/>)2008年8月現在香港:香港統計局ホームページ(http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/)2008年6月現在韓国:韓国統計局ホームページ(<http://www.kosis.kr/eng/>)2008年6月現在シンガポール:シンガポール統計局(2008) *Yearbook of Statistics 2007 -Demography*

(注) *は暫定値。

第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

		(千人/thousands)							
国		1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Country or region									
日本	JPN	66,660	67,660	66,890	66,660	66,420	66,500	66,570	66,690
(65歳/years old~)		4,460	4,940	4,880	4,880	4,900	5,040	5,210	5,490
アメリカ		132,304	140,863	144,863	146,510	147,401	149,320	151,428	153,124
(65~)	USA	3,819	4,200	4,469	4,792	4,997	5,278	5,484	5,803
カナダ		14,689	15,847	16,579	16,959	17,182	17,343	17,593	17,946
(65~)	CAN	202	215	246	281	296	319	332	366
イギリス		28,026	28,742	29,031	29,235	29,369	29,556	29,945	30,006
(65~)	GBR	459	469	492	537	552	590	637	650
ドイツ		40,083	39,731	40,022	40,195	40,047	41,150	41,601	41,771
(65~)	DEU	327	375	424	444	454	524	546	601
フランス		26,083	26,226	26,653	27,125	27,447	27,636	27,607	27,843
(65~)	FRA	130	124	130	130	125	115	108	134
イタリア		22,734	23,720	24,085	24,229	—	24,451	24,662	24,728
(65~)	ITA	318	336	361	353	—	353	375	378
スウェーデン		7,070	4,362	4,338	4,450	4,459	4,533	4,586	4,838
(65~)	SWE	1,543	—	63	—	—	—	—	90
EU-15		167,566	173,604	175,959	177,714	180,327	183,128	185,556	187,309
(65~)		2,031	2,085	2,203	2,263	2,255	2,469	2,606	2,756
ロシア ¹⁾		69,469	69,731	71,919	72,391	72,950	73,432	74,146	75,159
(65~72)	RUS	2,333	688	943	1,066	1,175	1,228	1,226	1,253
香港		3,001	3,383	3,488	3,501	3,551	3,538	3,581	3,641
(65~)	HKG	50	44	42	43	44	45	46	44
韓国		20,797	21,951	—	22,916	23,417	23,743	23,978	24,216
(65~)	KOR	1,737	1,064	—	1,146	1,252	1,361	1,445	1,524
シンガポール		1,748	2,192	2,129	2,150	—	2,367	1,881	1,918
(65~)	SGP	23	25	35	36	—	33	46	48
タイ		—	33,972	—	35,311	36,291	36,843	36,867	37,612
(60~)	THA	—	1,928	—	2,258	2,516	2,604	2,580	2,787
インドネシア		86,361	97,433	—	—	—	105,802	106,282	109,941
(65~)	IDN	3,182	5,502	—	—	—	8,388	8,012	4,683
フィリピン		28,040	30,908	33,673	35,120	35,629	35,494	35,511	35,918
(65~)	PHL	1,318	1,471	1,735	1,435	1,483	1,484	1,390	1,423
オーストラリア		9,001	9,682	9,869	10,056	10,186	10,475	10,665	10,928
(65~)	AUS	122	145	157	158	168	599	214	246
ニュージーランド		1,742	1,892	1,979	2,015	2,099	2,152	2,200	2,235
(65~)	NZL	23	33	42	44	51	54	61	70
ブラジル		74,138	77,467	86,917	88,803	92,860	—	97,528	—
(65~)	BRA	4,246	3,290	2,675	2,798	2,801	—	3,221	—

資料出所 イギリス, EU-15: OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年9月現在その他: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.71)の注に準ずる。

高齢者: ロシアの1995年, 韓国の1995年, インドネシアの2005・2006年, ブラジルの1995・2000年の数値は60歳以上。

1) 2000年欄は1999年値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2007年）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2007

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			（%）		
日本 ¹⁾ /JPN									
0-14	17,330	8,880	8,450	—	—	—	—	—	—
15-19	6,320	3,240	3,080	1,030	530	500	16.3	16.4	16.2
20-24	7,260	3,730	3,540	5,070	2,610	2,460	69.8	70.0	69.5
25-29	7,840	3,990	3,850	6,670	3,750	2,920	85.1	94.0	75.8
30-34	9,420	4,770	4,640	7,590	4,620	2,970	80.6	96.9	64.0
35-39	9,400	4,750	4,650	7,590	4,590	2,990	80.7	96.6	64.3
40-44	8,150	4,100	4,040	6,890	3,980	2,910	84.5	97.1	72.0
45-49	7,720	3,870	3,850	6,670	3,750	2,910	86.4	96.9	75.6
50-54	8,120	4,050	4,070	6,760	3,880	2,880	83.3	95.8	70.8
55-59	10,540	5,220	5,330	8,100	4,860	3,240	76.9	93.1	60.8
60-64	8,360	4,070	4,290	4,830	3,030	1,810	57.8	74.4	42.2
65-69	7,800	3,730	4,070	2,860	1,810	1,050	36.7	48.5	25.8
70-74	6,900	3,180	3,720	1,520	970	550	22.0	30.5	14.8
75～	12,610	4,730	7,880	1,110	680	430	8.8	14.4	5.5
15-64	83,130	41,790	41,340	61,200	35,600	25,590	73.6	85.2	61.9
65～	27,310	11,640	15,680	5,490	3,460	2,030	20.1	29.7	12.9
計/Total (15～)	110,440	53,430	57,010	66,690	39,060	27,620	60.4	73.1	48.4
計/Total	127,770	62,310	65,460	66,690	39,060	27,630	52.2	62.7	42.2
アメリカ ²⁾ /USA									
16-19	16,982	8,618	8,364	7,012	3,541	3,471	41.3	41.1	41.5
20-24	20,427	10,291	10,137	15,205	8,095	7,110	74.4	78.7	70.1
25-29	20,607	10,336	10,271	17,130	9,441	7,689	83.1	91.3	74.9
30-34	19,144	9,523	9,622	16,000	8,867	7,132	83.6	93.1	74.1
35-39	20,738	10,247	10,491	17,292	9,531	7,761	83.4	93.0	74.0
40-44	21,664	10,663	11,000	18,235	9,768	8,467	84.2	91.6	77.0
45-49	22,661	11,125	11,536	18,903	9,995	8,908	83.4	89.8	77.2
50-54	20,882	10,187	10,695	16,795	8,806	7,988	80.4	86.4	74.7
55-59	18,194	8,807	9,388	13,104	6,848	6,257	72.0	77.8	66.6
60-64	14,339	6,851	7,488	7,646	4,057	3,589	53.3	59.2	47.9
65-69	10,708	4,986	5,722	3,179	1,710	1,469	29.7	34.3	25.7
70-74	8,461	3,825	4,636	1,457	810	647	17.2	21.2	14.0
75～	17,059	6,714	10,345	1,167	668	499	6.8	9.9	4.8
16-64	195,638	96,648	98,992	147,322	78,949	68,372	75.3	81.7	69.1
65～	36,228	15,525	20,703	5,803	3,188	2,615	16.0	20.5	12.6
計/Total (16～)	231,866	112,173	119,695	153,124	82,136	70,988	66.0	73.2	59.3

資料出所 イギリス, EU-15: OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年10月現在

その他: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 1) 総務省 (2008) 「労働力調査年報」による現在人口。国内に3か月以上住む15歳以上の日本人と外国人を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊と矯正施設の被収容者は含む。

2) 米国商務省 (2008) Current Population Survey (CPS) による。16歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2007年）（続き）
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2007 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			（%）		
カナダ ³⁾ /CAN									
15-19	2,137	1,093	1,044	1,178	588	590	55.1	53.8	56.5
20-24	2,217	1,128	1,089	1,737	909	829	78.4	80.5	76.1
25-29	2,212	1,111	1,100	1,905	1,003	902	86.1	90.3	81.9
30-34	2,184	1,095	1,089	1,915	1,022	893	87.7	93.3	82.0
35-39	2,248	1,112	1,136	1,974	1,038	937	87.8	93.3	82.4
40-44	2,622	1,323	1,299	2,299	1,212	1,087	87.7	91.6	83.7
45-49	2,612	1,294	1,318	2,268	1,172	1,095	86.8	90.6	83.1
50-54	2,450	1,220	1,231	2,049	1,072	978	83.6	87.9	79.4
55-59	2,079	1,024	1,055	1,468	795	673	70.6	77.6	63.9
60-64	1,672	820	851	787	443	343	47.1	54.0	40.3
65～	4,121	1,845	2,276	366	239	127	8.9	13.0	5.6
15-64	22,433	11,221	11,212	17,579	9,253	8,326	78.4	82.5	74.3
計/Total (15～)	26,553	13,066	13,488	17,946	9,493	8,453	67.6	72.7	62.7
イギリス ⁴⁾ /GBR									
15-19	3,128	1,592	1,536	1,663	848	815	53.2	53.3	53.1
20-24	3,770	1,866	1,904	2,843	1,509	1,334	75.4	80.9	70.1
25-29	3,694	1,800	1,894	3,112	1,662	1,450	84.2	92.3	76.6
30-34	3,763	1,823	1,940	3,169	1,715	1,454	84.2	94.1	74.9
35-39	4,408	2,143	2,265	3,716	1,983	1,733	84.3	92.5	76.5
40-44	4,587	2,252	2,335	3,935	2,084	1,851	85.8	92.5	79.3
45-49	4,187	2,064	2,123	3,571	1,868	1,703	85.3	90.5	80.2
50-54	3,719	1,834	1,885	3,071	1,608	1,463	82.6	87.7	77.6
55-59	3,764	1,850	1,914	2,691	1,438	1,253	71.5	77.7	65.5
60-64	3,445	1,687	1,758	1,585	1,000	585	46.0	59.3	33.3
65-69	2,687	1,297	1,390	425	275	150	15.8	21.2	10.8
70-74	2,326	1,090	1,236	155	99	56	6.7	9.1	4.5
75～	4,248	1,704	2,544	70	43	27	1.6	2.5	1.1
15-64	38,465	18,911	19,554	29,356	15,715	13,641	76.3	83.1	69.8
65～	9,261	4,091	5,170	650	417	233	7.0	10.2	4.5
計/Total (15～)	47,726	23,002	24,724	30,006	16,132	13,874	62.9	70.1	56.1

3) カナダ統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。フルタイムの軍人、施設人口、居留地の先住民は含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上の非施設人口を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/ thousands)			(千人/ thousands)			(%)		
ドイツ ⁵⁾ /DEU									
0-9	7,161	3,654	3,507	—	—	—	—	—	—
10-14	3,901	2,021	1,881	—	—	—	—	—	—
15-19	4,812	2,508	2,304	1,558	875	682	32.4	34.9	29.6
20-24	4,872	2,517	2,356	3,469	1,877	1,592	71.2	74.6	67.6
25-29	4,901	2,457	2,444	3,985	2,129	1,856	81.3	86.7	75.9
30-34	4,712	2,393	2,319	4,067	2,271	1,796	86.3	94.9	77.4
35-39	6,154	3,111	3,043	5,445	2,999	2,446	88.5	96.4	80.4
40-44	7,297	3,722	3,574	6,553	3,560	2,993	89.8	95.6	83.7
45-49	6,348	3,175	3,174	5,661	2,997	2,663	89.2	94.4	83.9
50-54	5,726	2,858	2,868	4,883	2,612	2,271	85.3	91.4	79.2
55-59	5,293	2,610	2,684	3,948	2,158	1,791	74.6	82.7	66.7
60-64	4,434	2,183	2,252	1,601	984	616	36.1	45.1	27.4
65-69	5,593	2,672	2,920	400	246	154	7.2	9.2	5.3
70-74	4,198	1,937	2,261	139	86	53	3.3	4.4	2.3
75~	6,854	2,454	4,400	62	40	22	0.9	1.6	0.5
15-64	54,549	27,534	27,018	41,170	22,462	18,706	75.5	81.6	69.2
65~	16,645	7,063	9,581	601	372	229	3.6	5.3	2.4
計/Total (15~)	71,194	34,597	36,599	41,771	22,834	18,935	58.7	66.0	51.7
計/Total	82,257	40,271	41,986	41,771	22,834	18,936	50.8	56.7	45.1
フランス ⁶⁾ /DEU									
15-19	4,180	2,135	2,045	639	404	235	15.3	18.9	11.5
20-24	3,670	1,831	1,839	2,266	1,188	1,079	61.8	64.9	58.6
25-29	3,897	1,950	1,947	3,410	1,820	1,590	87.5	93.4	81.7
30-34	4,005	1,995	2,010	3,548	1,917	1,630	88.6	96.1	81.1
35-39	4,252	2,116	2,136	3,807	2,035	1,772	89.5	96.2	83.0
40-44	4,384	2,158	2,225	3,941	2,056	1,885	89.9	95.3	84.7
45-49	4,186	2,021	2,166	3,724	1,895	1,829	89.0	93.8	84.5
50-54	4,106	2,005	2,101	3,479	1,811	1,668	84.7	90.3	79.4
55-59	4,080	1,993	2,087	2,389	1,234	1,155	58.5	61.9	55.3
60-64	3,093	1,512	1,581	506	265	241	16.4	17.5	15.2
65-69	2,333	1,111	1,222	83	52	32	3.6	4.6	2.6
70-74	2,372	1,058	1,314	35	21	14	1.5	2.0	1.1
75~	4,869	1,867	3,002	16	10	6	0.3	0.5	0.2
15-64	39,852	19,716	20,136	27,709	14,625	13,084	69.5	74.2	65.0
65~	9,573	4,036	5,537	134	82	52	1.4	2.0	0.9
計/Total (15~)	49,426	23,752	25,674	27,843	14,707	13,136	56.3	61.9	51.2

5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」及び「EU労働力調査」による。15歳以上の国内居住者を対象。軍人、施設人口を含む。外国の外交官、在留外国軍は含まない。

6) 「労働力調査」による15歳以上人口。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2007年）（続き）
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2007 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イタリア ⁷⁾ /ITA									
0-9	5,628	2,893	2,735	—	—	—	—	—	—
10-14	2,699	1,386	1,313	—	—	—	—	—	—
15-19	2,940	1,510	1,430	324	205	119	11.0	13.6	8.4
20-24	3,109	1,578	1,531	1,547	912	636	49.8	57.8	41.5
25-29	3,672	1,851	1,821	2,637	1,488	1,149	71.8	80.4	63.1
30-34	4,522	2,283	2,240	3,629	2,101	1,528	80.2	92.0	68.2
35-39	4,793	2,418	2,375	3,890	2,279	1,611	81.2	94.2	67.8
40-44	4,818	2,418	2,400	3,846	2,274	1,572	79.8	94.0	65.5
45-49	4,214	2,096	2,118	3,289	1,955	1,333	78.1	93.3	63.0
50-54	3,793	1,869	1,923	2,738	1,674	1,065	72.2	89.5	55.4
55-59	3,799	1,858	1,941	1,795	1,124	671	47.2	60.5	34.6
60-64	3,284	1,586	1,698	654	471	183	19.9	29.7	10.8
65-69	3,298	1,553	1,745	242	187	55	7.3	12.0	3.2
70-74	2,835	1,276	1,558	88	71	16	3.1	5.6	1.1
75～	5,475	2,054	3,421	48	38	10	0.9	1.8	0.3
15-64	38,946	19,467	19,479	24,350	14,483	9,867	62.5	74.4	50.7
65～	11,607	4,883	6,724	378	296	82	3.3	6.1	1.2
計/Total (15～)	50,553	24,350	26,203	24,728	14,779	9,949	48.9	60.7	38.0
計/Total	58,880	28,629	30,251	24,728	14,779	9,949	42.0	51.6	32.9
スウェーデン ⁸⁾ /SWE									
15-19	629	323	306	210	98	113	33.4	30.3	36.9
20-24	548	280	267	400	211	189	73.0	75.4	70.8
25-29	549	280	269	472	252	221	86.0	90.0	82.2
30-34	596	304	292	543	287	256	91.1	94.4	87.7
35-39	627	319	308	577	304	273	92.0	95.3	88.6
40-44	665	340	325	612	323	289	92.0	95.0	88.9
45-49	587	298	289	529	273	256	90.1	91.6	88.6
50-54	582	294	288	512	265	247	88.0	90.1	85.8
55-59	604	303	301	500	258	241	82.8	85.1	80.1
60-64	618	310	308	393	210	182	63.6	67.7	59.1
65-69	446	220	226	67	42	25	15.0	19.1	11.1
70-74	353	166	187	23	16	7	6.5	9.6	3.7
15-64	6,005	3,051	2,953	4,748	2,481	2,267	79.1	81.3	76.8
65～	799	386	413	90	58	32	11.3	15.0	7.7
計/Total (15-74)	6,804	3,437	3,366	4,838	2,539	2,299	71.1	73.9	68.3

7) イタリア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。対象は市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人で、軍人、徴兵も含む。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
EU-15									
15-19	21,617	11,090	10,526	6,362	3,501	2,860	29.4	31.6	27.2
20-24	23,121	11,698	11,424	15,427	8,329	7,098	66.7	71.2	62.1
25-29	25,209	12,679	12,529	20,967	11,305	9,662	83.2	89.2	77.1
30-34	26,610	13,377	13,233	22,843	12,641	10,202	85.8	94.5	77.1
35-39	29,390	14,759	14,632	25,382	14,022	11,360	86.4	95.0	77.6
40-44	30,873	15,490	15,383	26,704	14,610	12,093	86.5	94.3	78.6
45-49	27,974	13,880	14,095	23,810	12,903	10,906	85.1	93.0	77.4
50-54	25,523	12,624	12,899	20,527	11,291	9,236	80.4	89.4	71.6
55-59	24,599	12,095	12,504	15,683	8,830	6,853	63.8	73.0	54.8
60-64	21,176	10,333	10,842	6,848	4,260	2,588	32.3	41.2	23.9
65-69	19,491	9,258	10,233	1,715	1,120	595	8.8	12.1	5.8
70-74	14,611	6,673	7,938	508	341	167	3.5	5.1	2.1
75～	25,303	9,678	15,625	229	156	72	0.9	1.6	0.5
15-64	256,092	128,025	128,067	184,553	101,693	82,860	72.1	79.4	64.7
65～	65,716	28,227	37,488	2,756	1,807	949	4.2	6.4	2.5
計(15～)	315,497	153,634	161,863	187,005	103,310	83,695	59.3	67.2	51.7
ロシア ⁹⁾ /RUS									
0-9	13,764	7,056	6,708	—	—	—	—	—	—
10-14	7,088	3,622	3,466	—	—	—	—	—	—
15-19	10,647	5,428	5,219	1,736	1,013	723	16.3	18.7	13.9
20-24	12,718	6,434	6,284	7,834	4,265	3,569	61.6	66.3	56.8
25-29	11,320	5,660	5,660	9,777	5,176	4,600	86.4	91.4	81.3
30-34	10,467	5,183	5,284	9,340	4,837	4,503	89.2	93.3	85.2
35-39	9,581	4,719	4,862	8,647	4,351	4,296	90.3	92.2	88.4
40-44	10,086	4,860	5,226	9,734	4,756	4,978	96.5	97.9	95.3
45-49	12,011	5,660	6,351	10,879	5,184	5,695	90.6	91.6	89.7
50-54	10,876	4,935	5,941	9,018	4,222	4,797	82.9	85.6	80.7
55-59	9,168	4,001	5,167	5,562	2,941	2,621	60.7	73.5	50.7
60-64	4,617	1,894	2,723	1,378	730	648	29.8	38.5	23.8
65-72	10,435	3,787	6,648	1,253	628	626	12.0	16.6	9.4
73～	9,337	2,544	6,793	—	—	—	—	—	—
15-64	101,491	48,774	52,717	73,905	37,475	36,430	72.8	76.8	69.1
65～	19,772	6,331	13,441	1,253	628	626	6.3	9.9	4.7
計/Total (15-72)	111,926	52,561	59,365	75,158	38,103	37,056	67.1	72.5	62.4
計/Total (15～)	121,263	55,105	66,158	75,158	38,103	37,056	62.0	69.1	56.0
計/Total	142,115	65,783	76,332	75,159	38,103	37,056	52.9	57.9	48.5

9) ロシア統計局 Population Sample Survey of Employment (PSSE) による定住人口。15歳から72歳までの非施設人口を対象。施設人口、6か月以上不在の者は含まない。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2007年）（続き）
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2007 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
香港 ¹⁰⁾ /HKG									
0-9	509	264	245	—	—	—	—	—	—
10-14	410	209	200	—	—	—	—	—	—
15-19	440	226	214	63	33	29	14.2	14.8	13.6
20-24	459	217	242	323	148	175	70.4	68.4	72.3
25-29	510	224	286	463	213	250	90.8	94.9	87.5
30-34	548	235	313	477	228	249	87.1	97.2	79.5
35-39	575	243	333	480	236	245	83.5	97.0	73.6
40-44	653	293	360	531	282	249	81.3	96.4	69.0
45-49	660	321	340	523	305	218	79.2	95.0	64.3
50-54	559	277	282	396	247	150	70.9	89.1	53.1
55-59	441	222	219	253	169	84	57.4	76.3	38.2
60-64	271	140	131	89	68	21	32.7	48.4	16.0
65-69	229	119	110	27	22	5	11.9	18.7	4.5
70-74	229	112	116	12	10	2	5.3	8.8	1.9
75~	358	154	204	4	4	1	1.2	2.3	0.4
15-64	5,115	2,396	2,719	3,597	1,929	1,669	70.3	80.5	61.4
65~	815	385	430	44	36	8	5.4	9.3	1.9
計/Total (15~)	5,930	2,781	3,149	3,641	1,964	1,677	61.4	70.6	53.2
計/Total	6,849	3,255	3,594	3,641	1,964	1,677	53.2	60.3	46.7
韓国 ¹¹⁾ /KOR									
15-19	3,202	1,670	1,532	232	108	124	7.3	6.5	8.1
20-24	2,735	1,147	1,588	1,439	542	896	52.6	47.3	56.5
25-29	3,918	1,987	1,931	2,859	1,543	1,316	73.0	77.7	68.2
30-34	3,933	2,005	1,929	2,886	1,849	1,036	73.4	92.2	53.7
35-39	4,349	2,206	2,142	3,347	2,091	1,256	77.0	94.8	58.6
40-44	4,101	2,078	2,023	3,313	1,966	1,347	80.8	94.6	66.6
45-49	4,181	2,098	2,083	3,305	1,952	1,354	79.1	93.0	65.0
50-54	3,401	1,704	1,697	2,535	1,528	1,007	74.5	89.7	59.3
55-59	2,472	1,230	1,242	1,645	1,016	629	66.6	82.6	50.6
60-64	2,007	975	1,032	1,130	678	453	56.3	69.5	43.9
65-69	1,861	851	1,010	806	469	338	43.3	55.1	33.4
70-74	1,430	615	815	470	256	215	32.9	41.6	26.3
75~	1,580	517	1,063	247	125	122	15.6	24.2	11.4
15-64	34,299	17,101	17,198	22,692	13,274	9,418	66.2	77.6	54.8
65~	4,871	1,983	2,889	1,524	850	674	31.3	42.9	23.3
計/Total (15~)	39,170	19,084	20,086	24,216	14,124	10,092	61.8	74.0	50.2

10) 香港センサス・統計局「一般家計調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。海上生活者、軍人、施設収容者は含まない。

11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の非施設の国内居住者。軍人、施設人口、在留外国人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
シンガポール ¹²⁾ /SGP									
15-19	273	143	129	37	22	15	13.5	15.2	11.8
20-24	214	110	104	143	74	68	66.5	67.5	65.5
25-29	239	113	126	215	106	109	89.9	93.6	86.6
30-34	289	137	153	254	134	119	87.7	98.2	78.2
35-39	305	149	156	258	146	111	84.5	98.1	71.5
40-44	318	157	161	263	152	111	82.9	97.2	69.0
45-49	325	159	165	262	154	108	80.8	96.6	65.5
50-54	285	143	143	220	134	86	77.2	94.0	60.4
55-59	230	117	113	152	99	53	66.0	84.5	46.8
60-64	144	70	75	67	46	22	46.8	65.5	29.1
65~	324	142	182	48	33	15	14.8	23.6	8.0
15-64	2,621	1,297	1,325	1,870	1,067	804	71.4	82.3	60.7
計/Total (15~)	2,945	1,438	1,506	1,918	1,100	818	65.1	76.5	54.3
タイ ¹³⁾ /THA									
0-14	14,681	7,496	7,185	—	—	—	—	—	—
15-19	5,256	2,684	2,573	1,498	932	566	28.5	34.7	22.0
20-24	5,283	2,684	2,599	3,716	2,112	1,603	70.3	78.7	61.7
25-29	5,332	2,694	2,638	4,663	2,543	2,120	87.5	94.4	80.4
30-34	5,412	2,672	2,740	4,891	2,580	2,311	90.4	96.6	84.3
35-39	5,497	2,645	2,852	5,032	2,569	2,463	91.5	97.1	86.4
40-49	10,199	4,888	5,311	9,196	4,746	4,450	90.2	97.1	83.8
50-59	7,067	3,372	3,695	5,829	3,139	2,690	82.5	93.1	72.8
60~	7,073	3,152	3,921	2,787	1,626	1,161	39.4	51.6	29.6
計/Total (15~)	51,119	24,790	26,329	37,612	20,247	17,364	73.6	81.7	66.0
計/Total	65,800	32,286	33,514	37,612	20,247	17,364	57.2	62.7	51.8
インドネシア ¹⁴⁾ /IDN									
0-9	40,180	20,447	19,733	—	—	—	—	—	—
10-14	21,802	11,078	10,724	—	—	—	—	—	—
15-19	21,065	10,727	10,337	7,664	4,450	3,214	36.4	41.5	31.1
20-24	21,042	10,524	10,517	14,790	8,878	5,912	70.3	84.4	56.2
25-29	19,862	9,632	10,231	14,112	8,948	5,164	71.0	92.9	50.5
30-34	18,502	9,013	9,490	13,508	8,820	4,688	73.0	97.9	49.4
35-39	16,720	8,325	8,395	13,297	8,740	4,557	79.5	105.0	54.3
40-44	14,718	7,387	7,331	11,961	7,553	4,409	81.3	102.2	60.1
45-49	12,319	6,311	6,007	10,079	6,493	3,586	81.8	102.9	59.7
50-54	9,495	4,952	4,543	7,648	5,053	2,595	80.6	102.0	57.1
55-59	7,100	3,636	3,464	5,209	3,427	1,783	73.4	94.3	51.5
60~	16,402	7,771	8,631	8,012	5,311	2,701	48.8	68.3	31.3
計/Total (15~)	157,223	78,277	78,946	106,282	67,673	38,609	67.6	86.5	48.9
計/Total	219,205	109,802	109,403	106,282	67,673	38,609	48.5	61.6	35.3

12) シンガポール労働省「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。旅行者や短期滞在者、海外からの通勤者は含まない。

13) タイ統計局「労働力調査」による。13歳以上の非施設人口を対象。施設人口、軍人は含まない。

14) 2006年の数値。インドネシア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。6か月以上不在のものは含まない。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2007年）（続き）
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2007 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
フィリピン ¹⁵⁾ /PHL									
15-24	17,366	8,807	8,559	7,680	4,766	2,914	44.2	54.1	34.0
25-34	13,074	6,549	6,525	9,597	6,148	3,450	73.4	93.9	52.9
35-44	10,384	5,216	5,168	8,090	5,012	3,078	77.9	96.1	59.6
45-54	7,634	3,814	3,820	5,989	3,573	2,416	78.5	93.7	63.2
55-64	4,648	2,281	2,367	3,137	1,847	1,290	67.5	81.0	54.5
65～	3,733	1,661	2,072	1,423	832	591	38.1	50.1	28.5
不明/n.a.	5	1	4	1	0	1	20.0	0.0	25.0
15-64	53,106	26,667	26,439	34,493	21,346	13,148	65.0	80.0	49.7
計/Total (15～)	56,839	28,328	28,511	35,918	22,178	13,739	63.2	78.3	48.2
オーストラリア ¹⁶⁾ /AUS									
0-9	2,672	1,371	1,301	—	—	—	—	—	—
10-14	1,401	719	682	—	—	—	—	—	—
15-19	1,440	740	700	835	417	418	57.9	56.3	59.7
20-24	1,492	759	732	1,199	636	563	80.4	83.7	76.9
25-29	1,446	730	716	1,187	659	529	82.1	90.2	73.8
30-34	1,472	734	738	1,175	667	508	79.8	90.9	68.8
35-39	1,568	779	788	1,269	706	563	81.0	90.6	71.4
40-44	1,522	757	765	1,259	679	581	82.7	89.6	75.9
45-49	1,524	755	769	1,290	682	608	84.7	90.3	79.1
50-54	1,389	691	698	1,098	586	512	79.1	84.9	73.4
55-59	1,270	634	636	877	493	385	69.1	77.7	60.5
60-64	1,063	533	530	492	303	190	46.3	56.7	35.8
65-69	805	399	406	166	112	55	20.7	28.0	13.4
70～	1,954	849	1,105	79	57	23	4.1	6.7	2.0
15-64	14,184	7,113	7,072	10,682	5,826	4,856	75.3	81.9	68.7
65～	2,759	1,248	1,511	246	169	77	8.9	13.5	5.1
計/Total (15～)	16,944	8,361	8,583	10,928	5,995	4,933	64.5	71.7	57.5
計/Total	21,017	10,452	10,566	10,928	5,995	4,933	52.0	57.4	46.7

15) フィリピン統計局「労働力調査」による。施設人口、軍人は含まない。

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ニュージーランド ¹⁷⁾ /NZL									
0-9	582	298	284	—	—	—	—	—	—
10-14	306	157	149	—	—	—	—	—	—
15-19	320	163	157	178	89	89	55.6	54.8	56.4
20-24	294	148	146	216	119	98	73.6	80.4	66.8
25-29	267	130	136	218	120	98	81.7	91.9	71.8
30-34	278	133	145	222	119	103	79.7	89.4	70.8
35-39	315	150	165	252	135	116	80.0	90.3	70.5
40-44	319	154	165	268	140	128	83.9	90.6	77.6
45-49	313	152	160	268	139	129	85.6	91.5	80.2
50-54	270	133	137	227	119	108	84.0	89.5	78.7
55-59	243	120	123	192	104	88	78.8	86.2	71.7
60-64	198	97	101	126	73	53	63.5	75.2	52.2
65-69	163	79	84	48	30	19	29.5	37.2	22.1
70-74	123	59	64	16	11	6	13.1	18.1	8.7
75~	241	99	142	6	5	2	2.6	4.5	1.2
15-64	2,816	1,380	1,436	2,165	1,156	1,009	76.9	83.8	70.3
65~	526	237	290	70	45	26	13.4	18.8	8.9
計/Total (15~)	3,343	1,617	1,725	2,235	1,201	1,034	66.9	74.3	60.0
計/Total	4,231	2,072	2,159	2,235	1,201	1,034	52.8	58.0	47.9
ブラジル ¹⁸⁾ /BRA									
0-9	30,944	15,870	15,074	—	—	—	—	—	—
10-14	17,702	9,017	8,685	1,909	1,230	679	10.8	13.6	7.8
15-19	17,435	8,739	8,695	8,791	5,096	3,695	50.4	58.3	42.5
20-24	17,275	8,550	8,725	13,392	7,534	5,858	77.5	88.1	67.1
25-29	15,821	7,730	8,091	13,096	7,255	5,840	82.8	93.9	72.2
30-34	14,091	6,779	7,312	11,788	6,442	5,346	83.7	95.0	73.1
35-39	13,488	6,452	7,035	11,319	6,148	5,171	83.9	95.3	73.5
40-44	13,069	6,265	6,804	10,813	5,889	4,924	82.7	94.0	72.4
45-49	10,933	5,115	5,818	8,623	4,669	3,954	78.9	91.3	68.0
50-54	9,787	4,676	5,111	7,084	4,044	3,039	72.4	86.5	59.5
55-59	7,605	3,597	4,008	4,686	2,769	1,917	61.6	77.0	47.8
60-64	5,824	2,674	3,151	2,807	1,730	1,077	48.2	64.7	34.2
65-69	4,721	2,143	2,578	1,627	1,049	578	34.5	49.0	22.4
70-74	3,572	1,574	1,998	890	583	307	24.9	37.0	15.4
75~	4,961	2,016	2,945	704	471	233	14.2	23.4	7.9
15-64	125,328	60,577	64,750	92,399	51,576	40,821	73.7	85.1	63.0
65~	13,254	5,733	7,521	3,221	2,103	1,118	24.3	36.7	14.9
計/Total (15~)	138,582	66,310	72,271	95,620	53,679	41,939	69.0	81.0	58.0
計/Total	187,228	91,196	96,031	97,528	54,910	42,619	52.1	60.2	44.4

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口は含まない。

18) ブラジル統計局「労働力調査」による。2006年の数値。10歳以上の非施設人口を対象。施設人口、また、ロンドンア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。

第2-12表 就業率 (15~64歳)

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	69.2	68.9	68.8	68.2	68.4	68.7	69.3	70.0	70.7
アメリカ ¹⁾	USA	72.5	74.1	73.1	71.9	71.2	71.2	71.5	72.0	71.8
カナダ	CAN	67.5	70.9	70.8	71.4	72.2	72.5	72.5	72.9	73.6
イギリス ¹⁾	GBR	69.2	72.2	72.5	72.3	72.6	72.7	72.6	72.5	72.3
ドイツ	DEU	64.6	65.6	65.8	65.3	64.6	65.0	65.5	67.2	69.0
フランス	FRA	59.1	61.1	62.0	62.2	63.3	63.1	63.2	63.3	64.0
イタリア	ITA	51.2	53.9	54.9	55.6	56.2	57.4	57.5	58.4	58.7
オランダ	NLD	65.1	72.1	72.5	72.4	71.8	71.2	71.1	72.4	74.1
ベルギー	BEL	56.3	60.9	59.7	59.7	59.3	60.5	61.0	60.4	61.6
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	63.0	63.6	62.2	62.5	63.6	63.6	63.0
デンマーク	DNK	73.9	76.4	75.9	76.4	75.1	76.0	75.5	76.9	77.3
スウェーデン ¹⁾	SWE	72.2	74.2	75.2	74.9	74.3	73.5	73.9	74.5	75.7
フィンランド	FIN	61.9	67.5	68.3	68.3	67.9	67.8	68.5	69.6	70.5
ノルウェー	NOR	73.5	77.9	77.5	77.1	75.8	75.6	75.2	76.3	77.5
EU-15		60.3	63.5	64.1	64.2	64.5	64.9	65.3	66.2	67.0
韓国	KOR	63.5	61.5	62.1	63.3	63.0	63.6	63.7	63.8	63.9
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	69.0	69.4	70.0	70.3	71.6	72.2	72.9
ニュージーランド	NZL	70.1	70.7	71.8	72.4	72.5	73.5	74.6	75.2	75.4

(男性/Male)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	81.9	80.9	80.5	79.9	79.8	80.0	80.4	81.0	81.7
アメリカ ¹⁾	USA	79.5	80.6	79.4	78.0	76.9	77.2	77.6	78.1	77.8
カナダ	CAN	73.4	76.2	75.7	75.9	76.4	76.7	76.7	76.8	77.2
イギリス ¹⁾	GBR	76.1	75.1	79.1	78.6	78.9	78.9	78.8	78.4	78.4
ドイツ	DEU	73.7	72.9	72.8	71.7	70.4	70.8	71.4	72.8	74.7
フランス	FRA	66.7	68.1	69.0	68.6	69.1	68.7	68.6	68.4	68.6
イタリア	ITA	67.0	68.2	68.7	69.2	69.7	69.7	69.7	70.5	70.7
オランダ	NLD	76.0	81.2	81.1	80.7	79.3	78.0	77.4	78.7	80.0
ベルギー	BEL	66.9	69.8	68.5	68.1	67.1	67.9	67.7	67.0	68.2
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	74.9	75.5	73.3	72.8	73.3	72.6	72.4
デンマーク	DNK	80.7	80.7	80.2	80.2	79.7	79.9	80.1	80.6	81.3
スウェーデン ¹⁾	SWE	73.5	76.2	76.9	76.4	75.7	75.0	75.9	76.8	78.0
フィンランド	FIN	64.8	70.5	71.2	70.4	70.1	70.0	70.5	71.8	72.4
ノルウェー	NOR	78.1	81.7	81.0	80.2	78.7	78.4	78.3	79.5	80.4
EU-15		70.8	72.9	73.2	72.9	72.7	72.8	73.0	73.6	74.3
韓国	KOR	76.8	73.1	73.5	74.9	75.0	75.2	75.0	74.6	74.7
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	76.4	76.8	77.1	77.6	78.5	78.8	79.6
ニュージーランド	NZL	78.6	78.2	79.1	79.8	79.4	80.8	81.5	82.1	82.1

(女性/Female)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	56.4	56.7	57.0	56.5	56.8	57.4	58.1	58.8	59.5
アメリカ ¹⁾	USA	65.8	67.8	67.1	66.1	65.7	65.4	65.6	66.1	65.9
カナダ	CAN	61.6	65.6	65.9	67.0	67.9	68.4	68.3	69.0	70.1
イギリス ¹⁾	GBR	62.5	65.6	66.0	66.3	66.4	66.6	66.7	66.8	66.3
ドイツ	DEU	55.3	58.1	58.7	58.8	58.7	59.2	59.6	61.4	63.2
フランス	FRA	51.6	54.3	55.2	55.8	57.6	57.7	58.0	58.2	59.4
イタリア	ITA	35.4	39.6	41.1	42.0	42.7	45.2	45.3	46.3	46.6
オランダ	NLD	53.9	62.7	63.7	64.0	64.2	64.3	64.8	66.0	68.1
ベルギー	BEL	45.4	51.9	50.7	51.1	51.4	53.0	54.1	53.6	54.9
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	50.8	51.5	50.9	51.9	53.7	54.6	53.5
デンマーク	DNK	67.0	72.1	71.4	72.6	70.5	72.0	70.8	73.2	73.3
スウェーデン ¹⁾	SWE	70.9	72.2	73.5	73.4	72.8	71.8	71.8	72.1	73.2
フィンランド	FIN	59.0	64.5	65.4	66.1	65.7	65.5	66.5	67.3	68.5
ノルウェー	NOR	68.8	74.0	73.8	73.9	72.7	72.7	72.0	73.1	74.6
EU-15		49.9	54.2	55.0	55.6	56.2	57.1	57.7	58.7	59.6
韓国	KOR	50.5	50.0	50.9	52.0	51.1	52.2	52.5	53.1	53.2
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	61.7	62.1	62.9	63.1	64.7	65.5	66.1
ニュージーランド	NZL	61.7	63.5	64.8	65.3	65.7	66.5	68.0	68.4	69.0

資料出所 OECD.Stat Extracts "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年7月現在

(注) EU-15とは、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの15か国。

1) 16-64歳の値。

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2007年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2007

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本/JPN	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	6,320	3,240	3,080	940	480	460	14.9	14.8	14.9
20-24	7,270	3,730	3,540	4,690	2,400	2,290	64.5	64.3	64.7
25-29	7,840	3,990	3,850	6,290	3,540	2,750	80.2	88.7	71.4
30-34	9,410	4,770	4,640	7,270	4,440	2,830	77.3	93.1	61.0
35-39	9,400	4,750	4,650	7,300	4,440	2,860	77.7	93.5	61.5
40-44	8,140	4,100	4,040	6,690	3,870	2,820	82.2	94.4	69.8
45-49	7,720	3,870	3,850	6,490	3,650	2,840	84.1	94.3	73.8
50-54	8,120	4,050	4,070	6,570	3,760	2,810	80.9	92.8	69.0
55-59	10,550	5,220	5,330	7,860	4,690	3,170	74.5	89.8	59.5
60-64	8,360	4,070	4,290	4,640	2,880	1,760	55.5	70.8	41.0
65-69	7,800	3,730	4,070	2,790	1,750	1,040	35.8	46.9	25.6
70-74	6,900	3,180	3,720	1,500	950	550	21.7	29.9	14.8
75~	12,610	4,730	7,880	1,100	670	430	8.7	14.2	5.5
15-64	83,130	41,790	41,340	58,740	34,150	24,590	70.7	81.7	59.5
65~	27,310	11,640	15,670	5,390	3,370	2,020	19.7	29.0	12.9
計/Total (15~)	110,440	53,430	57,010	64,130	37,520	26,610	58.1	70.2	46.7
アメリカ/USA									
16-19	16,982	8,618	8,364	5,911	2,917	2,994	34.8	33.8	35.8
20-24	20,428	10,291	10,137	13,964	7,374	6,590	68.4	71.7	65.0
25-29	20,607	10,336	10,271	16,247	8,943	7,304	78.8	86.5	71.1
30-34	19,145	9,523	9,622	15,338	8,509	6,829	80.1	89.4	71.0
35-39	20,738	10,247	10,491	16,677	9,221	7,456	80.4	90.0	71.1
40-44	21,663	10,663	11,000	17,625	9,445	8,180	81.4	88.6	74.4
45-49	22,661	11,125	11,536	18,285	9,677	8,608	80.7	87.0	74.6
50-54	20,882	10,187	10,695	16,278	8,533	7,745	78.0	83.8	72.4
55-59	18,195	8,807	9,388	12,691	6,628	6,063	69.7	75.3	64.6
60-64	14,339	6,851	7,488	7,416	3,927	3,489	51.7	57.3	46.6
65-69	10,708	4,986	5,722	3,074	1,651	1,423	28.7	33.1	24.9
70-74	8,461	3,825	4,636	1,407	781	626	16.6	20.4	13.5
75~	17,059	6,714	10,345	1,132	648	484	6.6	9.7	4.7
16-64	195,640	96,648	98,992	140,432	75,174	65,258	71.8	77.8	65.9
65~	36,228	15,525	20,703	5,613	3,080	2,533	15.5	19.8	12.2
計/Total (16~)	231,868	112,173	119,695	146,045	78,254	67,791	63.0	69.8	56.6
カナダ/CAN									
15-19	2,137	1,093	1,044	1,003	491	512	46.9	45.0	49.0
20-24	2,217	1,128	1,089	1,586	822	765	71.6	72.9	70.2
25-29	2,212	1,111	1,100	1,784	929	855	80.7	83.6	77.7
30-34	2,184	1,095	1,089	1,819	967	852	83.3	88.4	78.2
35-39	2,248	1,112	1,136	1,872	985	887	83.2	88.5	78.1
40-44	2,622	1,323	1,299	2,184	1,151	1,032	83.3	87.0	79.5
45-49	2,612	1,294	1,318	2,164	1,117	1,047	82.8	86.3	79.4
50-54	2,450	1,220	1,231	1,960	1,021	939	80.0	83.7	76.3
55-59	2,079	1,024	1,055	1,394	753	641	67.1	73.5	60.8
60-64	1,672	820	851	747	421	326	44.7	51.3	38.3
65-69	1,249	601	647	227	143	84	18.2	23.8	12.9
70-74	1,054	488	566	78	53	25	7.4	10.9	4.5
75~	1,819	755	1,064	49	35	14	2.7	4.6	1.3
15-64	22,433	11,221	11,212	16,513	8,658	7,855	73.6	77.2	70.1
65~	4,121	1,844	2,276	354	231	123	8.6	12.5	5.4
計/Total (15~)	26,553	13,065	13,488	16,867	8,889	7,978	63.5	68.0	59.1

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イギリス/GBR	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
16-19	3,128	1,592	1,536	1,318	649	669	42.1	40.8	43.6
20-24	3,770	1,866	1,904	2,540	1,332	1,208	67.4	71.4	63.4
25-29	3,694	1,800	1,894	2,960	1,579	1,381	80.1	87.7	72.9
30-34	3,763	1,823	1,940	3,038	1,649	1,389	80.7	90.5	71.6
35-39	4,408	2,143	2,265	3,580	1,913	1,667	81.2	89.3	73.6
40-44	4,587	2,252	2,335	3,794	2,011	1,783	82.7	89.3	76.4
45-49	4,187	2,064	2,123	3,456	1,806	1,650	82.5	87.5	77.7
50-54	3,719	1,834	1,885	2,981	1,558	1,423	80.2	85.0	75.5
55-59	3,764	1,850	1,914	2,596	1,372	1,224	69.0	74.2	63.9
60-64	3,445	1,687	1,758	1,539	965	574	44.7	57.2	32.7
65-69	2,687	1,297	1,390	412	265	147	15.3	20.4	10.6
70-74	2,326	1,090	1,236	152	97	55	6.5	8.9	4.4
75~	4,248	1,704	2,544	69	42	27	1.6	2.5	1.1
16-64	38,465	18,911	19,554	27,802	14,834	12,968	72.3	78.4	66.3
65~	9,261	4,091	5,170	633	404	229	6.8	9.9	4.4
計/Total (16~)	47,726	23,002	24,724	28,435	15,238	13,197	59.6	66.2	53.4
ドイツ/DEU									
15-19	4,787	2,495	2,292	1,356	763	593	28.3	30.6	25.9
20-24	4,853	2,505	2,348	3,073	1,646	1,427	63.3	65.7	60.8
25-29	4,881	2,443	2,438	3,582	1,902	1,680	73.4	77.9	68.9
30-34	4,694	2,380	2,314	3,717	2,075	1,642	79.2	87.2	71.0
35-39	6,133	3,097	3,036	5,033	2,776	2,257	82.1	89.6	74.3
40-44	7,268	3,706	3,562	6,073	3,314	2,759	83.6	89.4	77.5
45-49	6,321	3,158	3,163	5,223	2,773	2,450	82.6	87.8	77.5
50-54	5,702	2,842	2,860	4,467	2,391	2,076	78.3	84.1	72.6
55-59	5,271	2,595	2,676	3,514	1,937	1,577	66.7	74.6	58.9
60-64	4,413	2,171	2,242	1,453	895	558	32.9	41.2	24.9
65-69	5,553	2,652	2,901	393	242	151	7.1	9.1	5.2
70-74	4,148	1,916	2,232	138	85	53	3.3	4.4	2.4
75~	6,383	2,372	4,011	61	40	21	1.0	1.7	0.5
15-64	54,323	27,392	26,931	37,491	20,472	17,019	69.0	74.7	63.2
65~	16,084	6,940	9,144	592	367	225	3.7	5.3	2.5
計/Total (15~)	70,407	34,332	36,075	38,083	20,839	17,244	54.1	60.7	47.8
フランス/FRA									
15-19	4,180	2,135	2,045	475	312	164	11.4	14.6	8.0
20-24	3,670	1,831	1,839	1,886	994	892	51.4	54.3	48.5
25-29	3,897	1,950	1,947	3,061	1,643	1,418	78.6	84.3	72.8
30-34	4,005	1,995	2,010	3,273	1,793	1,480	81.7	89.9	73.6
35-39	4,252	2,116	2,136	3,548	1,913	1,636	83.5	90.4	76.6
40-44	4,384	2,158	2,225	3,705	1,944	1,761	84.5	90.1	79.2
45-49	4,186	2,021	2,166	3,522	1,801	1,721	84.1	89.1	79.5
50-54	4,106	2,005	2,101	3,280	1,715	1,565	79.9	85.5	74.5
55-59	4,080	1,993	2,087	2,261	1,167	1,094	55.4	58.6	52.4
60-64	3,093	1,512	1,581	485	252	234	15.7	16.6	14.8
65-69	2,333	1,111	1,222	81	50	31	3.5	4.5	2.5
70-74	2,372	1,058	1,314	35	21	14	1.5	2.0	1.1
75~	4,869	1,867	3,002	16	10	6	0.3	0.5	0.2
15-64	39,852	19,716	20,136	25,496	13,532	11,964	64.0	68.6	59.4
65~	9,573	4,036	5,537	132	81	51	1.4	2.0	0.9
計/Total (15~)	49,425	23,752	25,673	25,628	13,613	12,015	51.9	57.3	46.8

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2007年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2007 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア/ITA	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	2,940	1,510	1,430	222	148	74	7.6	9.8	5.2
20-24	3,109	1,578	1,531	1,270	765	505	40.8	48.5	33.0
25-29	3,672	1,851	1,821	2,362	1,359	1,003	64.3	73.4	55.1
30-34	4,522	2,283	2,240	3,383	1,990	1,393	74.8	87.2	62.2
35-39	4,793	2,418	2,375	3,696	2,198	1,497	77.1	90.9	63.0
40-44	4,818	2,418	2,400	3,683	2,207	1,476	76.4	91.3	61.5
45-49	4,214	2,096	2,118	3,171	1,902	1,268	75.2	90.8	59.9
50-54	3,793	1,869	1,923	2,670	1,639	1,031	70.4	87.7	53.6
55-59	3,799	1,858	1,941	1,753	1,096	657	46.1	59.0	33.8
60-64	3,284	1,586	1,698	638	458	179	19.4	28.9	10.6
65-69	3,298	1,553	1,745	240	186	55	7.3	12.0	3.1
70-74	2,835	1,276	1,558	87	71	16	3.1	5.6	1.0
75~	5,475	2,054	3,421	48	38	10	0.9	1.8	0.3
15-64	38,946	19,467	19,479	22,846	13,762	9,084	58.7	70.7	46.6
65~	11,607	4,883	6,724	376	295	81	3.2	6.0	1.2
計/Total (15~)	50,553	24,350	26,203	23,222	14,057	9,165	45.9	57.7	35.0
オランダ/NLD									
15-19	997	509	488	542	277	265	54.4	54.4	54.3
20-24	968	490	478	743	386	357	76.8	78.8	74.7
25-29	983	491	492	846	442	404	86.1	90.0	82.1
30-34	1,044	520	524	904	483	421	86.6	92.9	80.3
35-39	1,281	643	638	1,088	586	502	84.9	91.1	78.7
40-44	1,299	656	643	1,083	585	498	83.4	89.2	77.4
45-49	1,237	622	615	1,025	555	470	82.9	89.2	76.4
50-54	1,131	568	563	882	486	396	78.0	85.6	70.3
55-59	1,094	551	543	732	435	297	66.9	78.9	54.7
60-64	952	478	474	293	187	106	30.8	39.1	22.4
65-69	693	339	354	67	46	21	9.7	13.6	5.9
70~	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-64	10,986	5,528	5,458	8,138	4,422	3,716	74.1	80.0	68.1
65~	2,234	980	1,254	112	78	34	5.0	8.0	2.7
計/Total (15~)	13,220	6,508	6,712	8,250	4,500	3,750	62.4	69.1	55.9
スウェーデン/SWE									
16-19	500	257	243	140	65	75	27.9	25.1	30.9
20-24	548	280	267	346	183	162	63.1	65.3	60.7
25-29	549	280	269	439	236	204	80.0	84.1	75.8
30-34	596	304	292	517	275	242	86.7	90.5	82.8
35-39	627	319	308	553	293	260	88.3	92.1	84.4
40-44	665	340	325	587	310	277	88.2	91.1	85.1
45-49	587	298	289	512	264	248	87.2	88.5	85.9
50-54	583	294	288	495	256	239	85.0	87.0	83.0
55-59	604	303	301	482	248	234	79.8	81.9	77.7
60-64	618	310	308	375	200	175	60.7	64.4	56.8
65-69	446	220	226	66	42	24	14.7	19.0	10.6
70-74	353	166	187	23	16	7	6.4	9.6	3.6
75~	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16-64	5,876	2,985	2,890	4,445	2,329	2,116	75.7	78.0	73.2
65~	799	386	413	88	58	31	11.1	15.0	7.4
計/Total (16~)	6,674	3,371	3,303	4,533	2,387	2,146	67.9	70.8	65.0

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国/KOR	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	3,203	1,671	1,532	211	98	113	6.6	5.9	7.4
20-24	2,735	1,147	1,588	1,314	479	835	48.0	41.8	52.6
25-29	3,918	1,987	1,931	2,679	1,417	1,262	68.4	71.3	65.4
30-34	3,934	2,005	1,929	2,778	1,774	1,004	70.6	88.5	52.0
35-39	4,348	2,206	2,142	3,257	2,028	1,229	74.9	91.9	57.4
40-44	4,101	2,078	2,023	3,238	1,919	1,319	79.0	92.3	65.2
45-49	4,181	2,098	2,083	3,247	1,911	1,336	77.7	91.1	64.1
50-54	3,401	1,704	1,697	2,483	1,492	991	73.0	87.6	58.4
55-59	2,472	1,230	1,242	1,611	990	621	65.2	80.5	50.0
60-64	2,007	975	1,032	1,104	658	446	55.0	67.5	43.2
65-69	1,861	851	1,010	800	463	337	43.0	54.4	33.4
70-74	1,430	615	815	468	254	214	32.7	41.3	26.3
75~	1,580	517	1,063	246	125	121	15.6	24.2	11.4
15-64	34,300	17,101	17,199	21,922	12,766	9,156	63.9	74.7	53.2
65~	4,871	1,983	2,888	1,514	842	672	31.1	42.5	23.3
計/Total(15~)	39,171	19,084	20,087	23,436	13,608	9,828	59.8	71.3	48.9
オーストラリア/AUS									
15-19	1,425	729	696	731	364	367	51.3	49.9	52.7
20-24	1,470	749	721	1,128	599	530	76.8	79.9	73.5
25-29	1,420	719	701	1,138	632	506	80.1	87.9	72.2
30-34	1,447	722	725	1,131	647	484	78.2	89.6	66.8
35-39	1,541	764	777	1,227	685	542	79.6	89.7	69.7
40-44	1,503	747	756	1,218	661	556	81.0	88.5	73.6
45-49	1,516	754	763	1,256	669	587	82.8	88.7	76.9
50-54	1,368	678	690	1,067	569	497	78.0	83.9	72.1
55-59	1,283	639	644	853	480	373	66.5	75.2	58.0
60-64	1,064	535	529	478	293	185	44.9	54.9	34.9
65-69	815	406	410	164	111	53	20.1	27.4	12.9
70~	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-64	14,037	7,035	7,002	10,227	5,599	4,627	72.9	79.6	66.1
65~	2,809	1,273	1,536	243	168	76	8.7	13.2	4.9
計/Total(15~)	16,846	8,308	8,538	10,470	5,767	4,703	62.2	69.4	55.1
ニュージーランド/NZL									
15-19	316	161	155	153	76	77	48.4	47.2	49.7
20-24	291	148	143	203	112	91	69.8	75.6	63.8
25-29	264	131	134	209	116	94	79.2	88.5	70.2
30-34	270	129	141	216	116	100	79.9	89.8	70.9
35-39	305	145	160	246	133	113	80.6	91.5	70.6
40-44	312	151	161	261	137	124	83.9	91.1	77.1
45-49	308	150	158	262	136	125	85.0	90.9	79.5
50-54	266	131	135	223	117	106	84.0	89.5	78.8
55-59	240	119	121	189	102	87	78.6	85.5	71.8
60-64	194	96	99	124	72	52	63.9	75.4	52.7
65-69	160	78	82	48	29	18	29.8	37.7	22.2
70-74	120	57	63	16	10	6	13.3	18.2	8.9
75~	214	92	122	6	5	2	2.9	4.9	1.4
15-64	2,765	1,360	1,405	2,086	1,117	969	75.4	82.1	69.0
65~	494	227	267	70	44	26	14.1	19.4	9.6
計/Total(15~)	3,259	1,588	1,672	2,156	1,161	995	66.1	73.1	59.5

資料出所 OECD.Stat Extracts "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年7月現在

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

(千人/thousands)

国 Country	1996 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(外国人人口/foreign population)													
日本 ¹⁾	JPN	—	1,483	1,512	1,556	1,686	1,778	1,852	1,915	1,974	2,012	2,085	2,153
ドイツ ²⁾	DEU	7,314	7,366	7,320	7,344	7,297	7,319	7,336	7,335	6,717	6,756	6,751	6,745
フランス ³⁾	FRA	—	—	—	3,263	—	—	—	—	3,501	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,934	2,066	2,207	2,208	2,342	2,587	2,584	2,742	2,857	3,035	3,392	3,824
アメリカ ⁵⁾	USA	26,279	27,749	28,337	28,052	29,489	30,658	33,474	34,620	35,636	36,348	37,023	—
韓国 ⁶⁾	KOR	149	177	148	169	210	230	252	438	469	485	631	766

(%)

国 Country	1996 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(外国人人口割合/% of total population)													
日本	JPN	—	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7
ドイツ	DEU	8.9	9.0	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.1	8.2	8.2	8.2
フランス	FRA	—	—	—	5.4	—	—	—	—	—	5.6	—	—
イギリス	GBR	3.3	3.5	3.8	3.8	4.0	4.4	4.4	4.6	4.8	5.0	5.6	6.3
アメリカ	USA	9.9	10.4	10.5	10.3	10.4	10.8	11.6	11.9	12.2	12.3	12.4	—
韓国	KOR	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	1.0	1.0	1.3	1.6

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 90日以上滞在し、外国人登録をした者の数。

資料出所: 法務省入国管理局

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所: Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*3) 外国人総数。いわゆる *étrangers* を指す。これとは別に、*immigrés* (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあるが、2005年(1月)で4,959千人である。資料出所: INSEE, *Enquêtes annuelles de recensement 2004 à 2006; Le recensement de 1999*

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所: Office for National Statistics

5) 外国人人口統計が公表されていないため、参考値として、「外国生まれ人口」(外国生まれで、かつ、出生時に外国籍を保有していた者の人口)を掲載。外国人人口割合の欄には、「外国生まれ人口比率」を掲載。*Current Population Survey*による推計値。

資料出所: U.S. Census Bureau

6) 90日以上韓国に滞在し人口登録された外国人。2003年における大幅な増加は、主に2003年半ばに実施された合法化措置による。

資料出所: 韓国法務部, 総人口: UN(2007) *World Population Prospects, The 2006 Revision*

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)											
国 Country	1996 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ²⁾	JPN	78.5	93.9	101.9	108.0	129.9	142.0	145.1	155.8	158.9	125.4	81.4	77.9
ドイツ ³⁾	DEU	—	—	—	—	101.1	—	—	90.2	79.8	—	—	—
フランス ⁴⁾	FRA	9.1	9.3	8.4	11.1	13.5	18.4	17.3	16.6	16.7	19.0	20.7	—
イギリス ⁵⁾	GBR	26.4	31.7	37.6	42.0	64.7	83.6	86.8	90.2	96.4	103.8	118.7	—
アメリカ ⁶⁾	USA												
(永住) ^{a)}		117.5	90.5	77.4	56.7	106.6	178.7	173.8	81.7	155.3	246.9	159.1	162.2
(一時滞在) ^{b)}		94.4	119.3	134.5	163.1	186.9	214.2	170.2	160.5	190.7	180.6	192.6	217.4

a) Permanent resident status: employment-based; b) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

- (注) 1) 季節労働者は含まない。
 2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。
 資料出所: 法務省出入国管理統計
 3) 新規に雇用承認が発給された者。EU 市民も含む。
 資料出所: Bundesagentur für Arbeit
 4) 新規の労働許可取得者。
 資料出所: ANAEM (2007) *Rapport d'activite annees 2005-2006*, OMI (2005) *Les flux d'entree controles par l'O.M.I. en 2004*
 5) 労働許可付与者。2002 年以降は、高度人材移民プログラム (HSMP, 2002 年 1 月開始) を含む。
 資料出所: Overseas Labour Service *Work Permits*, OECD *SOPEMI*
 6) 永住: 永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。
 一時滞在: 一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者: 一時滞在査証 (H, O, P, Q, R, NAFTA カテゴリー。ただし、H2A (農業季節労働)、H2B・H2R (その他サービス臨時労働) 及び H3 (研修) 区分、家族構成員への発給数を除く。) の発給総数。
 資料出所: Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), United States Department of State, *2000-2008 Reports of the VISA Office* (一時滞在)

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)											
国 Country	1995 年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)													
日本 ¹⁾	JPN	338	368	408	423	447	516	568	614	655	695	723	753
ドイツ ²⁾	DEU	3,654	3,558	3,575	3,501	3,545	3,546	3,615	3,633	3,703	3,701	3,823	3,528
フランス ³⁾	FRA	1,573	1,605	1,570	1,587	1,594	1,578	1,618	1,624	1,527	1,541	1,456	—
イギリス ⁴⁾	GBR	862	865	949	1,039	1,005	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445	1,504	1,773
アメリカ ⁵⁾	USA	13,492	15,289	16,677	17,345	17,055	18,029	18,994	20,918	21,564	21,985	22,422	23,343
韓国 ⁶⁾	KOR	47	81	97	58	82	97	74	73	251	232	165	238
		(129)	(210)	(245)	(158)	(217)	(286)	(330)	(363)	(389)	(422)	(346)	(425)

		(%)											
国 Country	1995 年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)													
日本	JPN	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
ドイツ	DEU	9.1	9.0	9.0	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2	9.2	9.3	8.5
フランス	FRA	6.0	6.1	5.9	6.0	—	6.0	6.1	6.1	5.6	5.6	5.3	—
イギリス	GBR	3.1	3.1	3.4	3.7	3.5	3.9	4.3	4.3	4.5	4.9	5.1	5.9
アメリカ	USA	10.2	11.4	12.2	12.6	12.2	12.8	13.4	14.4	14.7	14.9	15.0	15.4
韓国	KOR	0.2	0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	0.3	—	1.1	1.0	0.7	1.0
		(0.6)	(1.0)	(1.1)	(0.7)	(1.0)	(1.3)	(1.5)	—	(1.7)	(1.8)	(1.5)	(1.8)

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。

2) 労働・社会省推計。

3) INSEE による労働力調査に基づく OECD の推計値。なお、2003 年以降は、OECD において推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statistics による各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004 年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

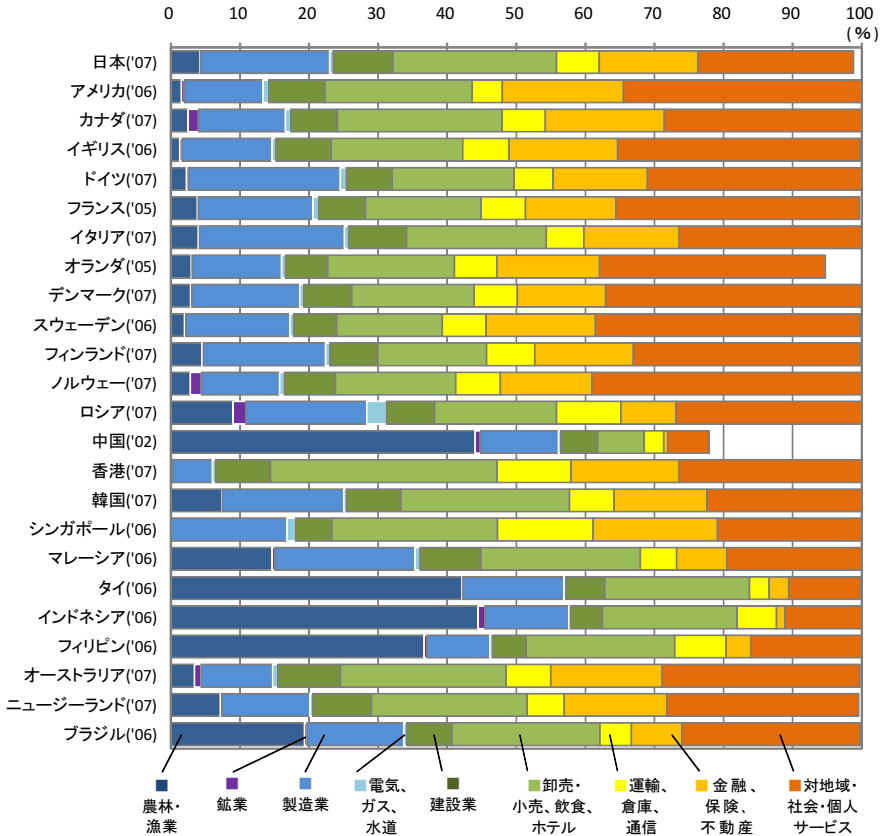
5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基に OECD にて推計。

6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者及び産業研修生の合計)。2003 年の大幅な増加は、主に 2003 年半ばの合法化措置による。()内の数値は、不法残留者を含む。2000 年以降の数値は、韓国労働部資料、1999 年以前は韓国法務部資料による。

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比



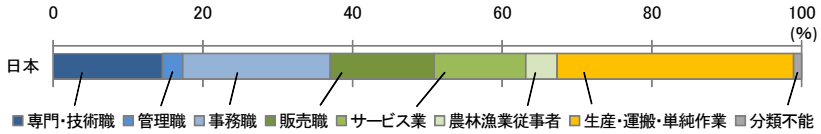
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業構成比(2007年)」(p.101)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、飲食、ホテル」「金融、保険、不動産」「対地域・社会・個人サービス」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、中国やタイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が4割前後となっている。

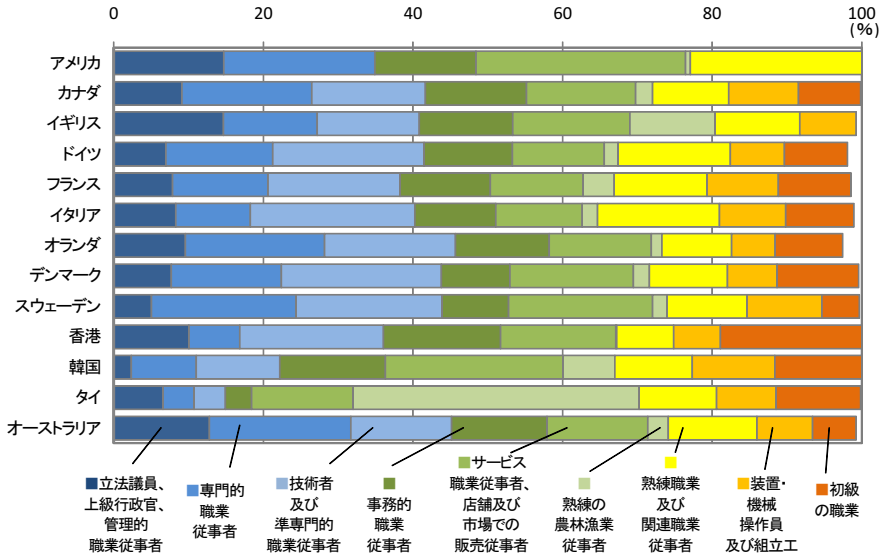
3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2007年）

（ISCO-68基準）



（ISCO-88基準）



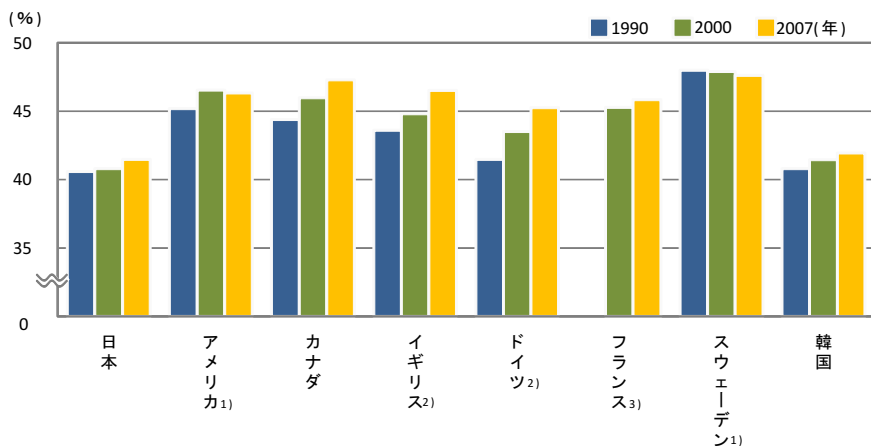
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2007年)」(p.115)を参照。

(注) アメリカ・スウェーデン・タイは2006年、イギリス・フランス・オランダ・韓国は2005年の数値。

国際職業分類は1988年に改定となり、ISCO-88が導入されたが、従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので、本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく、単純比較は難しいことに留意が必要である。

ISCO-68に準拠する日本では「生産・運搬・単純作業」や「事務職」の割合が大きく、「農林漁業従事者」の割合が小さいといえる。ISCO-88準拠の国をみると、欧米・オセアニアの先進国では、「立法議員・上級行政官・管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者に占める女性の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)を参照。

(注) 1) 2007年は2006年の値。

2) イギリスの1990年は1991年の値、2007年は2005年の値、ドイツの1990年は1993年の値。

3) 2000年は2003年の値、2007年は2005年の値。

就業者に占める女性の割合は、全体としてみれば1990年から2007年にかけて上昇傾向にある。ただし、スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で、以降横ばいの推移となっており、またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後、ほぼ同水準での推移となっている。

上のグラフをみると、日本は主な先進国のなかで女性の割合が最も低いのがわかる。「2-5 女性年齢階級別労働力率(p.57)」のように、日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが、ひとつの要因として挙げられる。

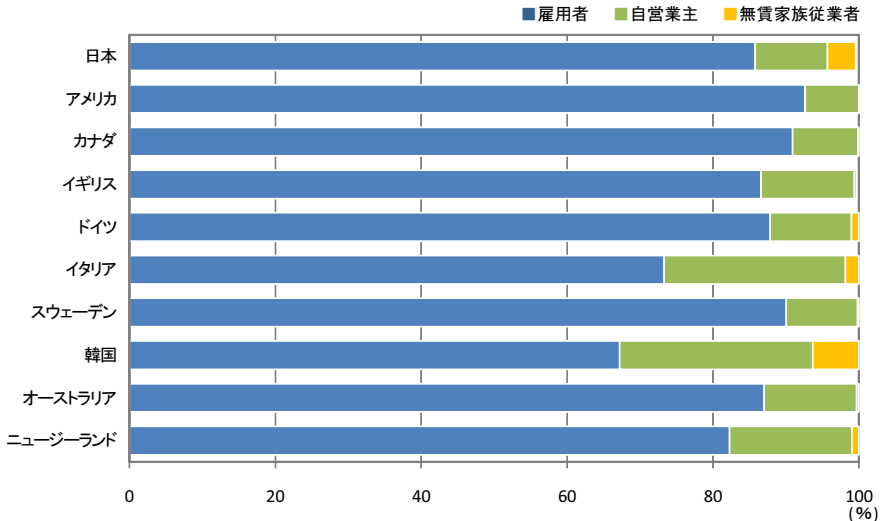
(参考) 就業者に占める女性の割合(%)

	1990	2000	2007 (年)
日本	40.6	40.8	41.5
アメリカ ¹⁾	45.2	46.5	46.3
カナダ	44.4	46.0	47.3
イギリス ²⁾	43.6	44.8	46.5
ドイツ ²⁾	41.5	43.5	45.3
フランス ³⁾	—	45.3	45.8
スウェーデン ¹⁾	48.0	47.9	47.6
韓国	40.8	41.4	41.9

表中の注番号はグラフ(注)に準ずる。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2006年）

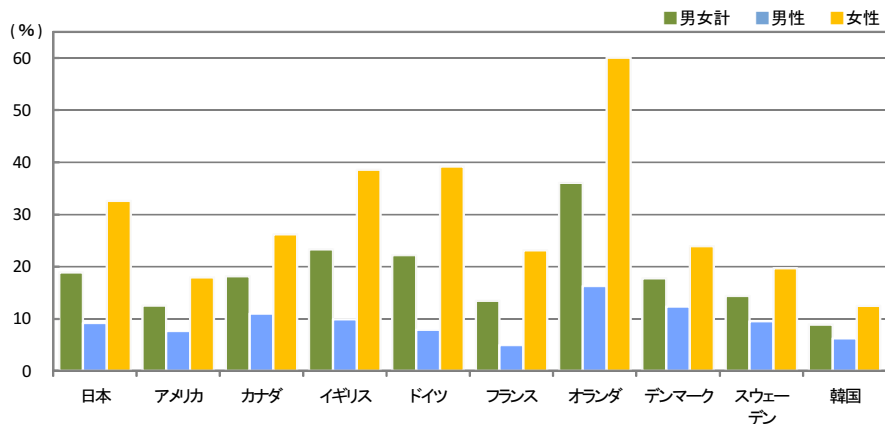


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比」(p.116)を参照。
(注) オーストラリアは2005年の値。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用人」、人を雇用しているいにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用人」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用人」は7割前後と他国に比べて低く、「自営業主」が2.5割前後と比較的大きなシェアを占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用人割合が8割を超えていたが、大まかにみれば、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に増加した点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用人割合の大きい製造業へ、さらに雇用人割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2007年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2007年)を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが目立っている。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(36.1%)で、とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にあったが、2003年をピークに横ばいの推移を続け、2007年には若干上昇がみられた。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴って、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2007年における短時間労働者の割合は18.9%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準であるが、性別にみると、女性の割合は3割を超えている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	全産業 ¹⁾ All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing			
	2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007	
日本 ⁴⁾	JPN	64,460	63,560	64,120	3,260	2,820	2,720
アメリカ ²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾	USA	135,208	141,730	144,427	3,457	2,197	2,206
カナダ ⁶⁾	CAN	14,764	16,170	16,866	487	440	422
イギリス ²⁾⁵⁾⁷⁾	GBR	27,793	28,166	28,339	426	384	366
ドイツ	DEU	36,604	36,566	38,163	988	868	859
フランス ⁸⁾	FRA	24,691	24,919	—	1,070	953	—
イタリア	ITA	21,225	22,563	23,222	1,120	947	924
オランダ	NLD	7,733	7,878	—	239	234	—
デンマーク ⁹⁾	DNK	2,722	2,733	2,779	90	80	80
スウェーデン ²⁾¹⁰⁾	SWE	4,159	4,263	4,341	98	86	86
フィンランド ¹¹⁾	FIN	2,356	2,421	2,512	142	116	113
ノルウェー ¹²⁾	NOR	2,269	2,289	2,443	93	75	69
ロシア ¹³⁾	RUS	65,070	68,169	70,570	9,431	6,935	6,347
中国 ³⁾¹⁴⁾	CHN	720,850	737,400	—	333,550	324,870	—
香港 ¹⁵⁾	HKG	3,207	3,341	3,495	9	9	6
韓国 ³⁾	KOR	21,156	22,856	23,433	2,243	1,815	1,726
シンガポール ²⁾¹⁶⁾	SGP	1,583	1,632	1,797	—	—	—
マレーシア ²⁾³⁾¹⁷⁾	MYS	9,322	10,045	10,275	1,712	1,470	1,504
タイ ²⁾¹⁸⁾	THA	33,001	36,302	36,345	16,096	15,449	15,315
インドネシア ²⁾¹⁹⁾	IDN	89,838	94,948	95,177	40,546	41,814	42,323
フィリピン ²⁾²⁰⁾	PHL	27,775	32,875	33,188	10,401	12,171	12,166
オーストラリア ³⁾²¹⁾	AUS	8,951	9,946	10,444	444	360	357
ニュージーランド ³⁾	NZL	1,779	2,073	2,156	154	148	154
ブラジル ²⁾²²⁾	BRA	65,630	87,189	89,318	12,119	17,831	17,264

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記が存在しない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2007年の欄は2006年の値。

3) 軍人を除く。

4) 2000年のホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

5) 16歳以上を対象。

6) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

7) 3～5月の調査。

8) 2000年の欄は2003年の値。

9) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

10) 16歳から64歳までを対象。

11) 15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

12) 15歳から74歳までを対象。2007年は16歳から74歳までを対象。

13) 15歳から72歳までを対象。

14) 全て国営産業。再就職者を除く。「金融、保険、不動産業」には、対事業所サービスは含まない。「適切な分類が不可能な経済活動」を内訳に計上していないため、産業計と内訳は一致しない。2005年の欄は2002年の値。同年12月調査。

15) 陸・海軍と施設人口を除く。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007	
	日本 ⁴⁾	JPN	50	30	40	13,210	11,690
アメリカ ²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾	USA	521	624	687	19,940	16,253	16,377
カナダ ⁶⁾	CAN	160	211	255	2,333	2,289	2,116
イギリス ²⁾⁵⁾⁷⁾	GBR	101	103	107	4,740	3,723	3,670
ドイツ	DEU	152	123	107	8,542	8,032	8,395
フランス ⁸⁾	FRA	36	42	—	4,233	4,130	—
イタリア	ITA	64	40	39	4,918	4,825	4,870
オランダ	NLD	12	8	—	1,093	1,021	—
デンマーク ⁹⁾	DNK	3	—	5	510	442	433
スウェーデン ²⁾¹⁰⁾	SWE	9	7	8	757	652	653
フィンランド ¹¹⁾	FIN	4	6	5	467	436	445
ノルウェー ¹²⁾	NOR	33	35	39	290	265	277
ロシア ¹³⁾	RUS	1,294	1,236	1,324	12,178	12,534	12,324
中国 ³⁾¹⁴⁾	CHN	5,970	5,580	—	80,430	83,070	—
香港 ¹⁵⁾	HKG	—	—	—	334	224	204
韓国 ³⁾	KOR	17	17	18	4,293	4,234	4,119
シンガポール ²⁾¹⁶⁾	SGP	—	—	—	308	298	302
マレーシア ²⁾³⁾¹⁷⁾	MYS	27	36	42	2,126	1,989	2,083
タイ ²⁾¹⁸⁾	THA	39	40	55	4,785	5,350	5,307
インドネシア ²⁾¹⁹⁾	IDN	454	809	947	11,658	11,652	11,578
フィリピン ²⁾²⁰⁾	PHL	106	116	136	2,792	3,043	3,012
オーストラリア ³⁾²¹⁾	AUS	67	92	102	1,125	1,071	1,078
ニュージーランド ³⁾	NZL	4	4	5	282	283	274
ブラジル ²⁾²²⁾	BRA	235	318	343	8,757	12,336	12,497

16) 2000年の欄は2001年の値、2005年の欄は2004年の値。「電気、ガス、水道業」は、農林漁業・鉱業・その他の産業を含む。

17) 15歳から64歳までを対象。

18) 2000年は「電気、ガス、水道業」に衛生サービス、「製造業」に修理業、「卸売・小売、飲食、ホテル業」に金融、保険、不動産業を含み、「飲食、ホテル業」は「対地域・社会・個人サービス」に含まれ、13歳以上を対象とする。第3四半期の調査。

19) 2000年及び2005年は各年2月、2007年は2006年5月調査。

20) 2000年の飲食、ホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。兵舎に住む常用軍人を除く。2005年以降は同年10月調査。

21) 2月、5月、8月、11月調査。

22) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマパの農村人口は含まない。2000年の「鉱業」には電気・ガス・水道・下水道サービス業が含まれ、「対地域・社会・個人サービス」にレストラン・ホテル・倉庫業が含まれ、「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動が含まれる。2000年は8月、2005年以降は9月の調査。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction			
	2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007	
	日本 ⁴⁾	JPN	340	350	330	6,530	5,680
アメリカ ²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾	USA	1,447	1,176	1,186	9,433	11,197	11,749
カナダ ⁶⁾	CAN	115	125	138	810	1,020	1,134
イギリス ²⁾⁵⁾⁷⁾	GBR	200	176	170	1,996	2,202	2,269
ドイツ	DEU	290	315	334	3,118	2,400	2,527
フランス ⁸⁾	FRA	225	205	—	1,664	1,688	—
イタリア	ITA	167	163	139	1,618	1,913	1,955
オランダ	NLD	35	44	—	472	483	—
デンマーク ⁹⁾	DNK	15	15	17	184	193	193
スウェーデン ²⁾¹⁰⁾	SWE	30	27	25	225	253	270
フィンランド ¹¹⁾	FIN	22	19	16	149	158	174
ノルウェー ¹²⁾	NOR	20	16	17	147	159	180
ロシア ¹³⁾	RUS	1,686	1,959	2,017	3,329	4,575	4,933
中国 ³⁾¹⁴⁾	CHN	2,840	2,900	—	35,520	38,930	—
香港 ¹⁵⁾	HKG	17	15	15	302	263	278
韓国 ³⁾	KOR	64	71	86	1,580	1,814	1,850
シンガポール ²⁾¹⁶⁾	SGP	14	14	23	100	93	95
マレーシア ²⁾³⁾¹⁷⁾	MYS	48	57	75	799	904	909
タイ ²⁾¹⁸⁾	THA	173	107	99	1,280	1,853	2,039
インドネシア ²⁾¹⁹⁾	IDN	72	187	207	3,537	4,417	4,374
フィリピン ²⁾²⁰⁾	PHL	116	108	123	1,430	1,616	1,627
オーストラリア ³⁾²¹⁾	AUS	65	82	86	690	856	944
ニュージーランド ³⁾	NZL	9	8	9	118	162	183
ブラジル ²⁾²²⁾	BRA	329	359	396	4,568	5,642	5,837

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		卸売・小売, 飲食, ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸, 倉庫, 通信業 Transport, storage and communication		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
		日本 ⁴⁾	JPN	14,740	15,290	15,200	4,140
アメリカ ²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾	USA	27,832	30,710	30,802	8,294	6,184	6,269
カナダ ⁶⁾	CAN	3,487	3,844	4,017	993	1,015	1,061
イギリス ²⁾⁵⁾⁷⁾	GBR	5,448	5,508	5,384	1,905	1,932	1,901
ドイツ	DEU	6,409	6,552	6,736	2,008	1,949	2,148
フランス ⁸⁾	FRA	4,098	4,176	—	1,580	1,599	—
イタリア	ITA	4,191	4,476	4,695	1,190	1,239	1,257
オランダ	NLD	1,516	1,442	—	465	484	—
デンマーク ⁹⁾	DNK	443	470	493	176	175	173
スウェーデン ²⁾¹⁰⁾	SWE	636	652	664	279	269	274
フィンランド ⁽¹¹⁾	FIN	354	378	395	172	172	175
ノルウェー ¹²⁾	NOR	419	421	425	168	152	158
ロシア ¹³⁾	RUS	8,811	11,680	12,440	5,484	6,249	6,573
中国 ³⁾¹⁴⁾	CHN	46,860	49,690	—	20,290	20,840	—
香港 ¹⁵⁾	HKG	982	1,094	1,147	357	356	373
韓国 ³⁾	KOR	5,752	5,806	5,726	1,260	1,429	1,498
シンガポール ²⁾¹⁶⁾	SGP	359	383	430	190	183	249
マレーシア ²⁾³⁾¹⁷⁾	MYS	1,790	2,292	2,372	423	545	540
タイ ²⁾¹⁸⁾	THA	4,802	7,597	7,617	951	1,076	1,053
インドネシア ²⁾¹⁹⁾	IDN	18,499	18,897	18,555	4,551	5,553	5,467
フィリピン ²⁾²⁰⁾	PHL	4,587	7,086	7,141	2,024	2,471	2,469
オーストラリア ³⁾²¹⁾	AUS	2,214	2,448	2,499	588	640	679
ニュージーランド ³⁾	NZL	404	463	486	111	119	115
ブラジル ²⁾²²⁾	BRA	13,971	18,690	19,143	3,319	3,967	4,064

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス ¹⁾ Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
		(千人/thousands)					
日本 ⁴⁾	JPN	6,160	8,860	9,160	15,640	14,230	14,430
アメリカ ²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾	USA	16,515	24,496	25,359	47,770	48,891	49,794
カナダ ⁶⁾	CAN	2,332	2,692	2,903	4,047	4,534	4,822
イギリス ²⁾⁵⁾⁷⁾	GBR	4,272	4,396	4,465	8,632	9,673	9,935
ドイツ	DEU	4,256	4,829	5,212	10,841	11,495	11,844
フランス ⁸⁾	FRA	3,151	3,256	—	8,511	8,792	—
イタリア	ITA	2,140	3,016	3,207	5,818	5,943	6,136
オランダ	NLD	1,204	1,173	—	2,352	2,573	—
デンマーク ⁹⁾	DNK	335	342	354	960	999	1,031
スウェーデン ²⁾¹⁰⁾	SWE	586	663	687	1,533	1,645	1,663
フィンランド ¹¹⁾	FIN	287	322	358	751	810	825
ノルウェー ¹²⁾	NOR	256	282	324	838	883	953
ロシア ¹³⁾	RUS	2,871	5,001	5,659	19,988	17,997	18,955
中国 ³⁾¹⁴⁾	CHN	4,270	4,580	—	20,250	43,900	—
香港 ¹⁵⁾	HKG	453	506	548	755	874	923
韓国 ³⁾	KOR	2,113	2,783	3,159	3,833	4,886	5,250
シンガポール ²⁾¹⁶⁾	SGP	289	308	324	323	352	375
マレーシア ²⁾³⁾¹⁷⁾	MYS	462	706	751	1,935	2,045	2,000
タイ ²⁾¹⁸⁾	THA	—	991	1,009	4,865	3,791	3,785
インドネシア ²⁾¹⁹⁾	IDN	888	1,043	1,153	9,599	10,577	10,572
フィリピン ²⁾²⁰⁾	PHL	678	1,073	1,185	5,636	5,190	5,330
オーストラリア ³⁾²¹⁾	AUS	1,395	1,570	1,680	2,364	2,805	2,988
ニュージーランド ³⁾	NZL	231	301	320	459	581	598
ブラジル ²⁾²²⁾	BRA	4,588	5,944	6,502	16,908	21,902	23,056

第3-2表 就業者の産業別構成比（2007年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2007

		(%)								
国・地域 Country or region		農林、 漁業 Agriculture, fishery	鉱業 Mining	製造業 Manufacturing	電気、 ガス、 水道 Electricity, gas, water supply	建設業 Construction	卸売・小 売、飲食、 ホテル Wholesale and retail trade, hotels and restaurants	運輸、 倉庫、 通信 Transport, storage and communication	金融、 保険、 不動産 Finance, insurance, and real estate	対地域・社会・個人サービス Other services
日本	JPN	4.2	0.1	18.7	0.5	8.6	23.7	6.2	14.3	22.5
アメリカ ¹⁾	USA	1.5	0.5	11.3	0.8	8.1	21.3	4.3	17.6	34.5
カナダ	CAN	2.5	1.5	12.5	0.8	6.7	23.8	6.3	17.2	28.6
イギリス ¹⁾	GBR	1.3	0.4	13.0	0.6	8.0	19.0	6.7	15.8	35.1
ドイツ	DEU	2.3	0.3	22.0	0.9	6.6	17.7	5.6	13.7	31.0
フランス ²⁾	FRA	3.8	0.2	16.6	0.8	6.8	16.8	6.4	13.1	35.3
イタリア	ITA	4.0	0.2	21.0	0.6	8.4	20.2	5.4	13.8	26.4
オランダ ²⁾	NLD	3.0	0.1	13.0	0.6	6.1	18.3	6.1	14.9	32.7
デンマーク	DNK	2.9	0.2	15.6	0.6	6.9	17.7	6.2	12.8	37.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	2.0	0.2	15.0	0.6	6.2	15.3	6.3	15.8	38.3
フィンランド	FIN	4.5	0.2	17.7	0.6	6.9	15.7	7.0	14.3	32.8
ノルウェー	NOR	2.8	1.6	11.3	0.7	7.4	17.4	6.5	13.3	39.0
ロシア	RUS	9.0	1.9	17.5	2.9	7.0	17.6	9.3	8.0	26.9
中国 ³⁾	CHN	44.1	0.8	11.3	0.4	5.3	6.7	2.8	0.6	6.0
香港	HKG	0.2	—	5.8	0.4	7.9	32.8	10.7	15.7	26.4
韓国	KOR	7.4	0.1	17.6	0.4	7.9	24.4	6.4	13.5	22.4
シンガポール ¹⁾	SGP	—	—	16.8	1.3	5.3	23.9	13.8	18.0	20.9
マレーシア ¹⁾	MYS	14.6	0.4	20.3	0.7	8.8	23.1	5.3	7.3	19.5
タイ ¹⁾	THA	42.1	0.2	14.6	0.3	5.6	21.0	2.9	2.8	10.4
インドネシア ¹⁾	IDN	44.5	1.0	12.2	0.2	4.6	19.5	5.7	1.2	11.1
フィリピン ¹⁾	PHL	36.7	0.4	9.1	0.4	4.9	21.5	7.4	3.6	16.1
オーストラリア	AUS	3.4	1.0	10.3	0.8	9.0	23.9	6.5	16.1	28.6
ニュージーランド	NZL	7.2	0.2	12.7	0.4	8.5	22.5	5.4	14.9	27.7
ブラジル ¹⁾	BRA	19.3	0.4	14.0	0.4	6.5	21.4	4.6	7.3	25.8

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 第3-1表 (p.96) に準ずる。

「その他」の産業も含めて全産業を定義しているため、上記の数値を国ごとに合計しても100にはならない。

- 1) 2006年の数値。
- 2) 2005年の数値。
- 3) 2002年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Paid employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		全産業 ¹⁾ All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
日本 ²⁾	JPN	53,560	53,930	55,230	420	430	520
アメリカ ³⁾	USA	131,706	133,399	—	—	—	—
カナダ ⁴⁾	CAN	12,391	13,658	14,251	203	193	182
イギリス ⁵⁾	GBR	25,658	26,608	—	321	240	—
ドイツ ⁶⁾	DEU	32,638	32,066	33,607	510	440	444
フランス	FRA	22,063	22,641	—	354	339	—
イタリア ⁷⁾	ITA	15,276	16,534	17,167	451	436	442
オランダ	NLD	6,838	6,859	—	119	128	—
デンマーク ⁸⁾	DNK	2,487	2,495	2,533	42	42	39
スウェーデン ⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾	SWE	3,731	3,844	3,908	37	37	37
フィンランド ¹²⁾	FIN	2,016	2,098	2,178	40	36	33
ノルウェー ¹³⁾	NOR	2,099	2,116	2,248	34	30	26
ロシア ¹⁴⁾	RUS	58,512	62,871	63,625	5,605	4,287	4,112
中国 ¹⁰⁾¹⁵⁾	CHN	112,590	108,503	111,606	4,940	4,142	4,021
香港 ¹⁶⁾	HKG	2,476	2,504	2,586	—	—	—
韓国 ⁹⁾¹⁷⁾	KOR	13,360	15,185	15,970	178	162	174
シンガポール ¹⁰⁾¹⁸⁾	SGP	1,339	1,378	1,526	—	—	—
フィリピン ⁹⁾¹⁰⁾¹⁹⁾	PHL	13,827	16,553	16,761	2,404	2,925	2,879
インド ²⁰⁾	IND	27,960	26,458	—	1,418	1,479	—
オーストラリア ⁹⁾²¹⁾	AUS	7,691	8,658	9,186	203	185	178
ニュージーランド ⁹⁾²²⁾	NZL	1,406	1,688	1,781	64	71	84
ブラジル ²³⁾	BRA	46,822	49,756	53,172	4,246	4,578	4,892

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2000年のホテル業は「対地域、社会、個人サービス業」に含まれる。

3) 下水処理・衛生事業は「電気、ガス、水道業」に含まれる。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

5) 6月調査。

6) 2005年より推計方法の変更。3月調査。

7) 2004年より推計方法の変更。

8) 15歳から66歳までを対象。

9) 軍人を除く。

10) 2007年の欄は2006年の数値。

11) 16歳から64歳までを対象。2005年より推計方法の変更。

12) 15歳から74歳までを対象。

13) 2005年以前は15歳から74歳まで、2007年は16歳から74歳までを対象。

14) 15歳から72歳までを対象。

15) 国営企業、都市の集合企業、その他オーナーシップを対象。一次的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売、飲食、ホテル業」にケータリングを含める。「運輸・倉庫・通信」には通信を含まず、郵便を含める。「金融・保険・不動産業」には対事業所サービスを含まない。「対地域・社会・個人サービス」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007	
	日本 ²⁾	JPN	50	30	40	12,050	10,850
アメリカ ³⁾	USA	520	561	—	18,329	15,156	—
カナダ ⁴⁾	CAN	150	190	233	2,238	2,188	2,011
イギリス ⁵⁾	GBR	73	57	—	3,954	3,131	—
ドイツ ⁶⁾	DEU	149	119	105	8,141	7,613	7,996
フランス	FRA	41	31	—	3,900	3,524	—
イタリア ⁷⁾	ITA	56	36	36	4,060	4,086	4,114
オランダ	NLD	12	8	—	1,042	965	—
デンマーク ⁸⁾	DNK	2.6	—	3.9	488	424	417
スウェーデン ⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾	SWE	9	7	8	721	616	614
フィンランド ¹²⁾	FIN	3	5	4	437	412	420
ノルウェー ¹³⁾	NOR	33	35	39	284	256	268
ロシア ¹⁴⁾	RUS	1,276	1,233	1,193	11,934	12,277	12,233
中国 ¹⁰⁾¹⁵⁾	CHN	5,810	4,976	5,181	32,400	30,965	32,503
香港 ¹⁶⁾	HKG	0.15	0.13	0.11	226	167	157
韓国 ⁹⁾¹⁷⁾	KOR	15	16	18	3,564	3,603	3,520
シンガポール ¹⁰⁾¹⁸⁾	SGP	—	—	—	291	280	285
フィリピン ⁹⁾¹⁰⁾¹⁹⁾	PHL	80	54	75	2,000	2,275	2,217
インド ²⁰⁾	IND	1,005	1,093	—	6,615	5,619	—
オーストラリア ⁹⁾²¹⁾	AUS	67	90	101	1,039	995	1,007
ニュージーランド ⁹⁾²²⁾	NZL	3.4	3.8	4.7	246	249	245
ブラジル ²³⁾	BRA	788	236	269	7,625	8,011	8,862

16) 「電気、ガス、水道業」は水道業を除く。建設業は肉体労働者のみ。卸売業は行商人・小売商人を除く。運輸業はタクシー・公共バス・トラック・船渡し・艇船・港湾従事者を除く。保険業は事業登録していない自営を除く。12月調査。

17) 2000年は国勢調査に基づく推計。

18) 2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2004年の数値。国民、永住居住者を対象。6月調査。

19) 2000年の飲食、ホテル業は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。施設に常駐する軍人を除く。10月調査。

20) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。

21) 2, 5, 8, 11月調査。

22) 2003年より推計方法の変更。

23) 10歳以上を対象とし、ロンドンア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。2001年は「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業を含む。レストラン・ホテル・倉庫業は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動を含む。2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2003年の数値、2007年の欄は2004年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
		日本 ²⁾	JPN	340	350	330	5,390
アメリカ ³⁾	USA	601	558	—	6,787	7,277	—
カナダ ⁴⁾	CAN	115	125	138	536	699	781
イギリス ⁵⁾	GBR	127	102	—	1,183	1,193	—
ドイツ ⁶⁾	DEU	287	310	328	2,711	1,940	2,047
フランス	FRA	212	208	—	1,231	1,346	—
イタリア ⁷⁾	ITA	159	156	135	984	1,186	1,229
オランダ	NLD	35	43	—	404	386	—
デンマーク ⁸⁾	DNK	15	15	16	157	159	156
スウェーデン ⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾	SWE	30	26	25	181	201	215
フィンランド ¹²⁾	FIN	22	18	16	120	122	135
ノルウェー ¹³⁾	NOR	20	16	17	128	137	153
ロシア ¹⁴⁾	RUS	1,668	1,954	2,061	3,245	4,373	4,245
中国 ¹⁰⁾¹⁵⁾	CHN	2,820	2,937	2,964	7,440	8,543	9,098
香港 ¹⁶⁾	HKG	8.2	8.0	7.9	84	54	50
韓国 ⁹⁾¹⁷⁾	KOR	64	70	85	1,228	1,347	1,423
シンガポール ¹⁰⁾¹⁸⁾	SGP	13	13	21	77	70	75
フィリピン ⁹⁾¹⁰⁾¹⁹⁾	PHL	110	106	119	1,286	1,477	1,513
インド ²⁰⁾	IND	987	910	—	1,148	960	—
オーストラリア ⁹⁾²¹⁾	AUS	64	80	85	454	580	677
ニュージーランド ⁹⁾²²⁾	NZL	8.3	8.0	8.6	69	105	124
ブラジル ²³⁾	BRA	—	328	351	2,530	2,460	2,690

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		卸売・小売, 飲食, ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸, 倉庫, 通信業 Transport, storage and communication		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
		日本 ²⁾	JPN	11,970	12,840	12,980	3,930
アメリカ ³⁾	USA	32,480	33,108	—	6,747	6,233	—
カナダ ⁴⁾	CAN	2,982	3,339	3,510	851	880	916
イギリス ⁵⁾	GBR	6,063	6,445	—	1,523	1,582	—
ドイツ ⁶⁾	DEU	5,408	5,506	5,719	1,852	1,794	1,984
フランス	FRA	3,594	3,822	—	1,575	1,589	—
イタリア ⁷⁾	ITA	2,052	2,553	2,799	979	1,040	1,051
オランダ	NLD	1,315	1,252	—	438	458	—
デンマーク ⁸⁾	DNK	392	422	443	164	164	161
スウェーデン ⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾	SWE	531	555	563	254	245	250
フィンランド ¹²⁾	FIN	298	324	341	148	150	153
ノルウェー ¹³⁾	NOR	395	399	398	156	139	145
ロシア ¹⁴⁾	RUS	7,195	10,067	10,559	5,270	5,950	5,936
中国 ¹⁰⁾¹⁵⁾	CHN	9,770	5,083	4,856	6,590	5,792	5,787
香港 ¹⁶⁾	HKG	1,009	1,024	1,056	177	184	189
韓国 ⁹⁾¹⁷⁾	KOR	2,747	3,014	3,101	879	889	901
シンガポール ¹⁰⁾¹⁸⁾	SGP	271	296	344	148	138	194
フィリピン ⁹⁾¹⁰⁾¹⁹⁾	PHL	1,299	2,559	2,577	1,175	1,387	1,367
インド ²⁰⁾	IND	493	559	—	3,146	2,837	—
オーストラリア ⁹⁾²¹⁾	AUS	1,957	2,211	2,266	504	555	599
ニュージーランド ⁹⁾²²⁾	NZL	333	395	418	92	104	100
ブラジル ²³⁾	BRA	5,808	9,256	9,681	2,073	2,428	2,560

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス ¹⁾ Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2007	2000	2005	2007
		日本 ²⁾	JPN	5,630	7,820	8,150	13,580
アメリカ ³⁾	USA	24,454	25,026	—	41,787	45,482	—
カナダ ⁴⁾	CAN	1,729	2,009	2,180	3,586	4,035	4,301
イギリス ⁵⁾	GBR	4,814	5,288	—	7,600	8,570	—
ドイツ ⁶⁾	DEU	3,518	3,880	4,196	10,062	10,463	10,787
フランス	FRA	3,427	3,680	—	7,727	8,104	—
イタリア ⁷⁾	ITA	1,362	1,860	2,005	5,174	5,181	5,357
オランダ	NLD	1,052	1,000	—	2,172	2,396	—
デンマーク ⁸⁾	DNK	294	301	308	927	958	984
スウェーデン ⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾	SWE	495	567	592	1,469	1,582	1,596
フィンランド ¹²⁾	FIN	249	284	311	693	742	759
ノルウェー ¹³⁾	NOR	237	256	290	808	845	911
ロシア ¹⁴⁾	RUS	2,772	4,899	5,091	19,549	17,830	18,194
中国 ¹⁰⁾¹⁵⁾	CHN	3,870	4,277	4,403	30,670	26,582	27,017
香港 ¹⁶⁾	HKG	434	464	505	355	447	467
韓国 ⁹⁾¹⁷⁾	KOR	1,771	2,361	2,737	2,913	3,724	4,014
シンガポール ¹⁰⁾¹⁸⁾	SGP	251	263	275	289	318	333
フィリピン ⁹⁾¹⁰⁾¹⁹⁾	PHL	606	911	1,027	4,861	4,856	4,987
インド ²⁰⁾	IND	1,653	1,931	—	11,493	11,072	—
オーストラリア ⁹⁾²¹⁾	AUS	1,219	1,358	1,468	2,183	2,583	2,777
ニュージーランド ⁹⁾²²⁾	NZL	166	225	245	418	523	545
ブラジル ²³⁾	BRA	1,002	4,220	4,426	22,750	18,216	19,401

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

ISCO-68基準

- 0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
2. 管理職/Administrative and managerial workers
3. 事務職/Clerical and related workers
4. 販売職/Sales workers
5. サービス業/Service workers
6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
- 7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
- X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
- Y. 軍隊/Members of the armed forces

ISCO-88基準

1. 立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
2. 専門的職業従事者/Professionals
3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
4. 事務的職業従事者/Clerks
5. サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
9. 初級の職業/Elementary occupations
0. 軍隊/Armed forces
- x. その他/Others

日本 ¹⁾ JPN		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			2007			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	62,490	37,130	25,360	64,460	38,180	26,300	64,120	37,530	26,590	
0/1	6,900	4,010	2,900	8,560	4,750	3,810	9,380	5,050	4,330	
2	2,390	2,200	190	2,060	1,860	190	1,730	1,560	160	
3	11,570	4,620	6,950	12,850	5,090	7,770	12,620	4,890	7,730	
4	9,400	5,790	3,600	9,110	5,700	3,410	8,880	5,510	3,370	
5	5,350	2,450	2,900	6,770	2,990	3,790	7,870	3,400	4,470	
6	4,480	2,350	2,130	3,210	1,820	1,390	2,690	1,610	1,090	
7/8/9	22,120	15,530	6,590	21,520	15,730	5,790	20,250	15,100	5,150	
X	300	190	110	370	230	140	700	410	290	

アメリカ ²⁾³⁾ USA		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2006		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	118,793	65,104	53,689	135,208	72,293	62,915	計/Total	144,426	77,502	66,925
0/1	19,666	9,702	9,964	25,498	11,846	13,652	1	21,233	12,347	8,886
2	14,802	8,872	5,931	19,774	10,814	8,960	2/3	29,187	12,581	16,606
3	18,762	3,834	14,928	18,717	3,939	14,778	4	19,500	4,797	14,703
4	14,285	7,247	7,038	16,340	8,231	8,110	5	40,452	18,637	21,816
5	16,012	6,470	9,543	18,278	7,245	11,034	6	961	750	212
6	3,450	2,907	544	3,399	2,698	701	7/8	33,093	28,392	4,703
7/8/9	31,816	26,074	5,743	33,201	27,520	5,682				

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ ⁴⁾ CAN		(千人/thousands)								
ISCO 88	1990年/Year			2000			2007			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	13,165	7,320	5,845	14,764	7,974	6,790	16,866	8,889	7,978	
1	1,336	887	449	1,437	928	509	1,533	967	566	
2	1,809	886	923	2,339	1,133	1,206	2,931	1,401	1,530	
3	1,562	783	779	2,054	875	1,179	2,563	1,000	1,562	
4	2,029	416	1,613	2,037	443	1,594	2,279	530	1,749	
5	1,813	637	1,175	2,093	765	1,329	2,458	902	1,556	
6	481	369	113	429	329	100	386	290	96	
7	1,360	1,260	100	1,520	1,398	122	1,718	1,575	143	
8	1,483	1,191	292	1,626	1,285	341	1,573	1,276	297	
9	1,289	889	401	1,208	804	404	1,396	926	470	
0	3	2	1	5	3	—	4	4	—	

イギリス ⁵⁾ GBR		(千人/thousands)								
ISCO 88	1991年/Year			2000			2005			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	26,400	14,887	11,512	27,793	15,336	12,457	28,166	15,061	13,104	
1	3,744	2,596	1,148	4,496	3,001	1,494	4,134	2,710	1,425	
2	2,470	1,519	951	3,042	1,819	1,223	3,531	2,036	1,495	
3	2,327	1,184	1,143	2,894	1,420	1,474	3,833	1,895	1,939	
4	4,188	1,056	3,132	4,096	1,056	3,040	3,525	672	2,853	
5	4,374	1,540	2,835	5,257	1,750	3,508	4,403	1,048	3,355	
6,9	2,347	1,134	1,213	2,137	1,127	1,010	3,214	1,770	1,445	
7	4,005	3,575	430	3,258	3,026	232	3,192	2,934	257	
8	2,650	2,068	582	2,441	1,997	445	2,109	1,832	277	
0	97	91	7	116	106	10	159	129	31	
x	197	125	72	55	34	21	64	36	28	

ドイツ ⁶⁾ DEU		(千人/thousands)								
ISCO 88	1993年/Year			2000			2007			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	36,380	21,296	15,084	36,604	20,680	15,924	38,163	20,890	17,272	
1	2,190	1,629	561	2,067	1,510	557	2,658	1,651	1,008	
2	3,563	2,306	1,257	4,583	2,888	1,695	5,449	3,285	2,164	
3	6,771	2,992	3,779	7,433	3,150	4,283	7,720	3,254	4,466	
4	4,768	1,567	3,201	4,658	1,505	3,153	4,510	1,464	3,046	
5	3,765	991	2,774	4,227	1,105	3,122	4,677	1,188	3,490	
6	815	573	242	765	525	240	713	491	222	
7	6,897	6,189	708	6,337	5,732	605	5,730	5,185	545	
8	2,886	2,434	452	2,705	2,277	428	2,747	2,324	424	
9	3,021	1,436	1,585	2,983	1,355	1,628	3,227	1,524	1,703	
0	470	470	—	340	334	6	243	232	10	
x	1,235	710	525	506	299	207	488	293	195	

フランス FRA		(千人/thousands)								
ISCO 88	2003年/Year			2004			2005			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	24,691	13,509	11,182	24,784	13,480	11,304	24,919	13,496	11,424	
1	1,865	1,215	650	1,882	1,181	701	1,965	1,241	724	
2	2,870	1,730	1,141	3,094	1,795	1,299	3,175	1,808	1,367	
3	4,478	2,205	2,274	4,405	2,196	2,209	4,394	2,181	2,214	
4	3,195	780	2,415	3,090	754	2,336	3,008	741	2,268	
5	3,086	800	2,286	3,043	818	2,225	3,097	816	2,281	
6	1,112	799	313	1,079	767	313	1,029	760	269	
7	3,083	2,840	242	3,097	2,829	268	3,091	2,843	248	
8	2,481	1,996	484	2,419	1,936	483	2,382	1,901	481	
9	2,147	820	1,327	2,319	875	1,444	2,415	881	1,535	
0	306	281	26	322	299	23	329	297	32	
x	80	44	24	35	30	6	34	28	6	

イタリア ⁷⁾ ITA		(千人/thousands)								
ISCO 88	1993年/Year			2000			2007			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	20,705	13,635	7,069	21,225	13,461	7,764	23,222	14,057	9,165	
1	565	480	85	691	562	130	1,923	1,279	644	
2	1,827	839	989	2,109	976	1,133	2,317	1,270	1,047	
3	2,721	1,792	930	3,458	2,164	1,293	5,104	2,678	2,426	
4	2,708	1,331	1,377	2,903	1,316	1,587	2,513	1,019	1,495	
5	3,199	1,739	1,459	3,348	1,730	1,619	2,685	1,142	1,543	
6	953	637	316	687	489	198	470	358	111	
7	4,370	3,664	706	3,757	3,179	577	3,792	3,243	549	
8	1,880	1,523	358	2,023	1,597	427	2,058	1,688	370	
9	2,043	1,209	834	1,847	1,075	772	2,108	1,134	975	
0	399	399	—	351	351	—	252	246	6	
x	38	23	15	51	24	27	—	—	—	

オランダ ⁸⁾ NLD		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2005		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,356	3,951	2,405	計/Total	7,733	4,412	3,322	7,878	4,342	3,536
0/1	1,509	867	642	1	998	733	265	754	560	194
2	274	237	37	2	1,301	757	544	1,468	775	693
3	1,122	471	651	3	1,321	650	671	1,378	650	728
4	692	396	296	4	921	295	626	985	301	684
5	778	230	548	5	949	289	659	1,076	341	735
6	314	239	75	6	138	97	41	110	80	30
7/8/9	1,535	1,394	141	7	743	704	39	735	693	43
X	45	31	14	8	481	426	54	458	408	49
				9	629	322	307	710	379	331
				0	37	33	3	37	34	3
				x	217	105	112	168	194	69

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ⁹⁾ DNK				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,640	1,419	1,221	計/Total	2,722	1,458	1,264	2,779	1,476	1,303
0/1	633	237	396	1	194	149	45	214	155	60
2	108	93	16	2	379	227	152	408	231	177
3	497	173	324	3	532	234	299	594	254	340
4	203	106	97	4	302	81	220	255	65	190
5	283	78	205	5	412	89	323	458	120	338
6	124	109	15	6	59	50	9	60	49	11
7/8/9	778	615	163	7	312	295	17	291	271	19
X	14	8	6	8	182	136	46	183	147	36
				9	320	171	149	303	173	130
				0	16	15	1	11	11	1
				x	14	11	3	1	0	1

スウェーデン ¹⁰⁾ SWE				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2006		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	4,485	2,333	2,152	計/Total	4,159	2,167	1,992	4,341	2,273	2,067
0/1	1,434	525	909	1	192	135	56	220	149	71
3	732	261	472	2	689	337	351	839	413	426
4	424	217	207	3	844	449	396	846	410	435
5	422	144	278	4	436	123	313	387	119	268
6	154	117	37	5	762	160	601	834	213	621
7/8/9	1,306	1,059	247	6	90	69	21	85	64	21
X	13	10	3	7	452	424	28	464	438	26
				8	462	378	84	434	369	65
				9	211	73	138	217	85	132
				0	11	11	—	10	9	2
				x	9	6	3	5	3	2

フィンランド ¹¹⁾ FIN				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,525	1,329	1,196	計/Total	2,356	1,248	1,108	2,512	1,310	1,202
0/1	609	235	374	1	193	142	50	249	178	71
2	114	87	27	2	370	188	182	449	224	225
3	358	89	269	3	396	183	212	401	157	244
4	244	107	138	4	193	34	158	169	34	134
5	266	75	191	5	349	75	275	390	76	314
6	226	145	81	6	130	87	43	105	72	34
7/8/9	672	558	114	7	294	268	26	306	280	26
X	4	2	2	8	206	162	44	207	170	37
Y	32	31	1	9	190	75	115	203	87	116
				0	31	31	1	30	29	1
				x	4	3	2	4	2	1

ノルウェー¹²⁾ NOR (千人/thousands)

ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計	男性	女性		計	男性	女性	計	男性	女性
	Total	Male	Female		Total	Male	Female	Total	Male	Female
計/Total	2,030	1,115	915	計/Total	2,269	1,212	1,057	2,443	1,289	1,154
0/1	478	208	270	1	182	136	46	141	96	44
2	130	97	33	2	238	139	98	277	153	124
3	216	46	170	3	497	235	262	616	285	331
4	218	103	115	4	202	58	144	169	64	105
5	273	69	204	5	477	136	341	591	182	409
6	128	93	35	6	83	61	22	61	48	13
7/8/9	542	458	84	7	255	234	22	275	255	20
X	46	43	3	8	180	150	29	178	150	28
				9	128	37	91	117	41	77
				0	26	24	2	19	16	2

ロシア¹³⁾ RUS (千人/thousands)

ISCO 88	1997年/Year			2000			2007		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
	Total	Male	Female	Total	Male	Female	Total	Male	Female
計/Total	60,021	31,554	28,467	65,070	33,574	31,496	70,570	35,650	34,920
1	3,763	2,351	1,411	2,852	1,836	1,016	4,868	2,985	1,883
2	9,456	3,674	5,782	10,129	4,046	6,083	12,693	4,923	7,771
3	8,917	2,572	6,345	9,889	3,044	6,844	10,532	3,441	7,091
4	1,897	191	1,706	2,191	245	1,946	2,101	208	1,893
5	6,438	2,131	4,304	7,710	2,640	5,070	9,868	2,875	6,993
6	1,655	873	782	4,071	1,856	2,215	3,147	1,543	1,604
7	10,067	7,661	2,406	10,635	7,975	2,661	10,666	8,135	2,531
8	8,798	7,703	1,096	8,801	7,652	1,149	8,650	7,559	1,091
9	9,031	4,395	4,635	8,791	4,278	4,513	8,045	3,981	4,064

香港³⁾ HKG (千人/thousands)

ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計	男性	女性		計	男性	女性	計	男性	女性
	Total	Male	Female		Total	Male	Female	Total	Male	Female
計/Total	2,712	1,725	987	計/Total	3,207	1,855	1,353	3,495	1,875	1,620
0/1	220	128	92	1	233	177	57	351	247	104
2	116	97	18	2	183	124	59	239	152	87
3	521	187	333	3	550	331	219	670	379	292
4	343	235	108	4	588	162	426	548	148	399
5	471	276	194	5	462	256	205	537	254	283
6	24	17	7	6	9	6	3	5	4	2
7/8/9	1,017	783	234	7	333	323	10	266	255	10
X	0	0	—	8	263	227	37	219	198	21
				9	587	249	338	661	239	422

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ³⁾ KOR				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	18,085	10,709	7,376	計/Total	21,156	12,387	8,769	23,433	13,607	9,826
0/1	1,307	752	555	1	465	442	23	556	507	49
2	268	257	11	2	1,403	787	615	2,032	1,095	936
3	2,352	1,413	939	3	2,074	1,487	587	2,609	1,694	915
4	2,627	1,380	1,247	4	2,512	1,227	1,285	3,309	1,586	1,723
5	2,018	788	1,230	5	5,501	2,137	3,364	5,567	2,082	3,485
6	3,216	1,726	1,490	6	2,115	1,131	984	1,624	889	735
7/8/9	6,298	4,394	1,904	7	2,688	2,065	623	2,423	2,056	367
				8	2,292	1,987	305	2,588	2,265	322
				9	2,107	1,124	983	2,725	1,433	1,292

シンガポール ¹⁴⁾ SGP				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2001			2006		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,469	896	574	計/Total	1,583	938	644	1,797	1,037	760
0/1	185	114	70	1	224	168	56	269	186	83
2	113	83	30	2	196	116	80	256	155	102
3	225	66	159	3	281	154	128	320	170	150
4	177	119	58	4	232	51	181	252	56	196
5	195	84	111	5	191	104	87	216	111	105
6	7	6	1	6	2	1	0	1	1	0
7/8/9	503	360	143	7	102	93	8	95	86	9
X	63	62	1	8	177	130	46	173	134	40
				9	116	59	57	149	74	75
				0,x	63	62	1	66	65	1

マレーシア ³⁾¹⁵⁾ MYS				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2003		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,685	4,311	2,374	9,322	6,086	3,236	計/Total	9,870	6,324	3,546
0/1	520	278	242	985	545	440	1	794	609	184
2	145	127	18	371	296	75	2	530	303	227
3	656	318	338	990	419	572	3	1,220	750	470
4	759	503	256	1,051	655	396	4	938	312	626
5	763	431	332	1,150	581	569	5	1,399	781	618
6	1,751	1,156	595	1,713	1,263	450	6	1,250	881	368
7/8/9	2,093	1,498	595	3,061	2,327	734	7	1,236	1,037	199
							8	1,421	990	431
							9	1,083	660	423

タイ ³⁾¹⁶⁾ THA		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2006		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	30,842	16,456	14,386	33,001	18,165	14,836	計/Total	36,344	19,638	16,706
0/1	1,033	501	531	2,113	941	1,173	1	2,400	1,699	701
2	442	358	84	921	677	244	2	1,504	622	882
3	878	420	459	1,146	467	679	3	1,520	733	787
4	2,688	1,064	1,624	4,274	1,764	2,510	4	1,277	434	843
5	1,108	485	623	1,681	814	867	5	4,921	1,784	3,137
6	19,755	10,413	9,342	16,178	9,117	7,061	6	13,894	7,686	6,208
7/8/9	4,909	3,195	1,714	6,681	4,381	2,300	7	3,762	2,559	1,203
X	30	20	10	6	4	2	8	2,896	1,985	911
							9	4,111	2,102	2,009
							x	59	34	25

フィリピン ³⁾¹⁷⁾ PHL		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2006		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	22,532	14,347	8,185	27,775	17,258	10,516	計/Total	33,188	20,422	12,766
0/1	1,401	516	886	1,623	556	1,067	1	3,874	1,627	2,247
2	264	191	73	645	421	225	2	1,437	457	981
3	987	451	537	1,291	541	751	3	914	448	466
4	3,025	1,048	1,977	4,315	1,367	2,948	4	1,565	564	1,000
5	2,084	874	1,209	2,990	1,276	1,714	5	3,177	1,579	1,599
6	10,037	7,504	2,534	10,287	7,728	2,559	6	6,265	5,387	878
7/8/9	4,634	3,708	926	6,589	5,350	1,240	7	2,689	2,041	649
X	99	57	42	32	19	13	8	2,534	2,301	233
							9	10,589	5,895	4,695
							0	144	126	18

オーストラリア ³⁾¹⁸⁾ AUS		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	7,859	4,600	3,259	計/Total	8,951	5,006	3,945	10,444	5,751	4,694
0/1	866	658	208	1	1,031	692	339	1,335	840	495
2	996	587	409	2	1,566	778	787	1,977	930	1,048
3	460	254	206	3	1,154	471	683	1,403	539	865
4	1,207	1,086	121	4	1,210	375	835	1,334	441	894
5	1,345	307	1,038	5	1,228	417	812	1,407	477	929
6	1,171	426	745	6	275	207	67	287	225	62
7/8/9	1,792	1,265	527	7	1,119	1,048	71	1,233	1,169	64
				8	731	652	79	777	710	67
				9	627	360	266	609	367	242
				0	12	6	6	81	52	29

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

		1990年/Year			2000			2007			
ISCO 68		計	男性	女性	ISCO 88	計	男性	女性	計	男性	女性
		Total	Male	Female		Total	Male	Female		Total	Male
計/Total		1472	831	641	計/Total	1779	973	806	2156	1161	995
0/1		268	135	133	1	231	143	88	283	171	112
2		92	69	22	2	232	99	132	357	166	192
3		244	56	188	3	217	107	109	256	115	141
4		178	93	86	4	212	49	162	264	60	204
5		164	57	107	5	275	98	177	326	111	215
6		156	111	45	6	154	108	47	150	107	43
7/8/9		366	308	59	7	171	158	13	223	213	10
X		4	3	1	8	160	127	32	175	145	30
					9	121	79	42	116	71	45
					0	8	4	3	6	3	3

		1992年/Year			2001			2006				
ISCO 68		計	男性	女性	ISCO 88	計	男性	女性	計	男性	女性	
		Total	Male	Female		Total	Male	Female		Total	Male	Female
計/Total		65,395	40,028	25,367	計/Total	75,458	44,748	30,710	計/Total	89,318	51,400	37,918
0/1		4,643	1,674	2,969	1	6,650	2,533	4,117	1	4,741	3,073	1,668
3		8,207	5,031	3,176	2	9,543	5,268	4,275	2	5,846	2,408	3,438
4		7,159	4,269	2,890	3	9,554	5,100	4,454	3	6,572	3,489	3,083
5		6,578	862	5,716	4	8,719	1,169	7,550	4	7,228	2,958	4,270
6		17,673	11,481	6,192	5	14,986	10,079	4,907	5	12,992	5,579	7,414
7/8/9		14,306	11,642	2,664	6	17,181	14,196	2,985	6	16,848	11,178	5,670
X		6,829	5,069	1,760	7	8,825	6,403	2,422	7	10,201	8,921	1,280
					8				8	8,380	6,106	2,274
					9				9	15,839	7,053	8,785
					0				0	665	631	34
					x				x	6	3	3

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

- 1) 分類5は自衛官を含み清掃職を除く。分類7/8/9は清掃職を含む。
- 2) 16歳以上を対象。
- 3) 16歳以上を対象。軍人を除く。1994年に統計手法の変更。
- 4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。1999年に統計手法の変更。
- 5) 16歳以上を対象。3～5月調査。
- 6) 2005年に統計手法の変更。2000年は5月、その他は3月調査。
- 7) 2004年に統計手法の変更。
- 8) 1990年は軍人を含む。2000年以降は推計方法の変更。
- 9) 1990年は15歳から74歳までを対象。第2四半期。2000年以降は15歳から66歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。
- 10) 16歳から64歳までを対象。1990年は職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。1993年と2005年に統計手法の変更。
- 11) 15歳から74歳までを対象。2000年以降は軍人と徴収兵を含む。
- 12) 15歳から74歳までを対象。2007年は16歳から74歳までを対象。2006年に統計手法の変更。
- 13) 15歳から72歳を対象。
- 14) 6月調査。2001年以降は国民と永住登録者を対象。
- 15) 15歳から64歳までを対象。
- 16) 13歳以上を対象。第3四半期調査。
- 17) 2000年以前の分類5は一般家庭に居住する軍人を含む。各年10月調査。
- 18) 2000年以降は2, 5, 8, 11月調査。
- 19) 各年9月。労働力調査。2003年に統計手法の変更。2001年以前は10歳以上を対象とし、ロンドン、アクレ、アマゾン、ロライマ、バラ及びアマバの農村人口は含まない。

第3-5表 就業者の職業別構成比 (2007年)

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2007

		(%)								
ISCO-68基準		0/1 専門・ 技術職	2 管理職	3 事務職	4 販売職	5 サービス 業	6 農林漁業 従事者	7/8/9 生産・運 搬・単純 作業	X 分類不能	
日本	JPN	14.6	2.7	19.7	13.8	12.3	4.2	31.6	1.1	
		(%)								
ISCO-88基準		1 立法議員 上級行政 官、管理 的職業従 事者	2 専門的職 業従事者	3 技術者及 び準専門 的職業従 事者	4 事務的職 業従事者	5 サービス 職業従事 者、店舗 及び市場 での販売 従事者	6 熟練の農 林漁業従 事者	7 熟練職業 及び関連 職業従事 者	8 装置・機 械操作員 及び組立 工	9 初級の職 業
国・地域	Country or region									
アメリカ ¹⁾	USA	14.7	20.2		13.5	28.0	0.7	22.9		—
カナダ	CAN	9.1	17.4	15.2	13.5	14.6	2.3	10.2	9.3	8.3
イギリス ²⁾	GBR	14.7	12.5	13.6	12.5	15.6	11.4	11.3	7.5	4)
ドイツ	DEU	7.0	14.3	20.2	11.8	12.3	1.9	15.0	7.2	8.5
フランス ²⁾	FRA	7.9	12.7	17.6	12.1	12.4	4.1	12.4	9.6	9.7
イタリア	ITA	8.3	10.0	22.0	10.8	11.6	2.0	16.3	8.9	9.1
オランダ ²⁾	NLD	9.6	18.6	17.5	12.5	13.7	1.4	9.3	5.8	9.0
デンマーク	DNK	7.7	14.7	21.4	9.2	16.5	2.2	10.5	6.6	10.9
スウェーデン ¹⁾	SWE	5.1	19.3	19.5	8.9	19.2	2.0	10.7	10.0	5.0
フィンランド	FIN	9.9	17.9	16.0	6.7	15.5	4.2	12.2	8.2	8.1
ノルウェー	NOR	5.8	11.3	25.2	6.9	24.2	2.5	11.3	7.3	4.8
ロシア	RUS	6.9	18.0	14.9	3.0	14.0	4.5	15.1	12.3	11.4
香港	HKG	10.0	6.8	19.2	15.7	15.4	0.2	7.6	6.3	18.9
韓国 ²⁾	KOR	2.4	8.7	11.1	14.1	23.8	6.9	10.3	11.0	11.6
シンガポール ¹⁾	SGP	15.0	14.3	17.8	14.0	12.0	0.1	5.3	9.6	8.3
マレーシア ³⁾	MYS	8.0	5.4	12.4	9.5	14.2	12.7	12.5	14.4	11.0
タイ ¹⁾	THA	6.6	4.1	4.2	3.5	13.5	38.2	10.4	8.0	11.3
フィリピン ¹⁾	PHL	11.7	4.3	2.8	4.7	9.6	18.9	8.1	7.6	31.9
オーストラリア	AUS	12.8	18.9	13.4	12.8	13.5	2.8	11.8	7.4	5.8
ニュージーランド	NZL	13.1	16.6	11.9	12.2	15.1	6.9	10.3	8.1	5.4
ブラジル ¹⁾	BRA	5.3	6.5	7.4	8.1	14.5	18.9	11.4	9.4	17.7

ISCO-68 0/1. Professional, technical and related workers; 2. Administrative and managerial workers; 3. Clerical and related workers; 4. Sales Workers; 5. Service workers; 6. Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters; 7/8/9. Production and related workers, transport equipment operators and labourers. X. Workers not classifiable by occupation.

ISCO-88 1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 第3-4表(p.114)に準ずる。

- 1) 2006年の値。
- 2) 2005年の値。
- 3) 2003年の値。
- 4) 分類6に含まれる。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

国 Country	自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
	1990 年/Year	2000	2006	1990	2000	2006
日本 JPN	8,780	7,310	6,330	5,170	3,400	2,470
アメリカ USA	10,097	10,013	10,586	358	141	105
カナダ CAN	1,173	1,520	1,477	67	42	28
イギリス GBR	3,572	3,218	3,622	477	252	89
ドイツ ¹⁾ DEU	3,076	3,650	4,131	535	320	382
フランス ^{2) 3)} FRA	2,907	2,179	2,193	—	—	—
イタリア ITA	5,204	5,110	5,649	878	838	425
デンマーク DNK	253	210	228	55	25	18
スウェーデン SWE	397	415	425	15	13	8
フィンランド FIN	353	304	301	35	15	13
ノルウェー NOR	184	158	191	42	8	8
韓国 KOR	5,068	5,864	6,135	2,067	1,931	1,466
オーストラリア ³⁾ AUS	1,121	1,189	1,262	65	72	33
ニュージーランド NZL	285	360	355	19	15	19

資料出所 SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (<http://www.sourceoecd.org>) 2008年7月現在

(注) 軍人を除く。

- 1) 1990年の欄は1991年値。
- 2) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。
- 3) 2006年の欄は2005年値。

第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比 (2006年)

Table 3-7: Composition of employment by professional status, 2006

(%)

国 Country	就業者計 ¹⁾ Civil employment, all status	雇用者 Employees	自営業主 Employers and persons working on own account	無賃家族従業者 Unpaid family workers
日本 JPN	100.0	85.7	9.9	3.9
アメリカ USA	100.0	92.6	7.3	0.1
カナダ CAN	100.0	90.9	9.0	0.2
イギリス GBR	100.0	86.5	12.8	0.3
ドイツ DEU	100.0	87.8	11.2	1.0
フランス ^{2) 3)} FRA	100.0	91.0	9.0	—
イタリア ITA	100.0	73.3	24.8	1.9
デンマーク DNK	100.0	91.1	8.3	0.7
スウェーデン SWE	100.0	90.0	9.8	0.2
フィンランド FIN	100.0	87.1	12.4	0.5
ノルウェー NOR	100.0	91.4	8.1	0.3
韓国 KOR	100.0	67.2	26.5	6.3
オーストラリア ³⁾ AUS	100.0	87.0	12.7	0.3
ニュージーランド NZL	100.0	82.2	16.8	0.9

資料出所 SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (<http://www.sourceoecd.org>) 2008年7月現在

- (注) 1) 軍人を除く。
- 2) 家族従業者は自営業主に含まれる。
- 3) 2005年値。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total) (％)

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	16.3	17.7	18.2	18.1	18.2	18.0	18.9
アメリカ	USA	14.0	12.6	13.1	13.2	13.2	12.8	12.6	12.6
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.8	18.9	18.5	18.3	18.1	18.2
イギリス	GBR	22.3	23.0	23.3	23.7	24.0	23.5	23.4	23.3
ドイツ	DEU	14.2	17.6	18.8	19.6	20.1	21.8	22.0	22.2
フランス	FRA	14.2	14.2	13.8	12.9	13.3	13.4	13.3	13.4
イタリア	ITA	10.5	12.2	11.9	12.0	14.8	14.6	14.9	15.1
オランダ	NLD	29.4	32.1	33.9	34.6	35.0	35.7	35.5	36.1
デンマーク	DNK	16.9	16.1	16.0	15.7	17.3	17.6	18.1	17.7
スウェーデン	SWE	15.1	14.0	13.8	14.1	14.4	13.5	13.4	14.4
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.0	11.3	11.3	11.2	11.4	11.7
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	20.6	21.0	21.1	20.8	21.1	20.4
韓国 ²⁾	KOR	4.3	7.0	7.6	7.7	8.4	9.0	8.8	8.9
オーストラリア	AUS	—	—	24.3	24.7	23.8	24.5	24.4	24.1
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	22.6	22.3	22.0	21.7	21.3	22.0

(男性/Male) (％)

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	7.4	8.6	8.9	8.8	8.8	8.5	9.2
アメリカ	USA	8.3	7.7	8.0	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6
カナダ	CAN	10.8	10.3	11.0	11.1	10.9	10.8	10.9	11.0
イギリス	GBR	7.4	8.6	8.9	9.7	9.7	9.8	9.9	9.9
ドイツ	DEU	3.4	4.8	5.5	5.9	6.3	7.4	7.6	7.9
フランス	FRA	5.6	5.5	5.1	4.7	4.7	5.2	5.2	5.0
イタリア	ITA	4.8	5.7	4.9	4.9	5.6	5.1	5.3	5.4
オランダ	NLD	11.8	13.4	14.7	14.8	15.1	15.3	15.8	16.2
デンマーク	DNK	9.7	9.3	10.2	10.4	11.5	11.8	11.4	12.4
スウェーデン	SWE	6.8	7.3	7.5	7.9	8.5	8.5	8.4	9.5
フィンランド	FIN	5.9	7.1	7.5	8.0	8.0	7.9	8.1	8.2
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	9.2	9.9	10.3	10.0	10.6	10.5
韓国 ²⁾	KOR	2.8	5.1	5.4	5.3	5.9	6.5	6.3	6.3
オーストラリア	AUS	—	—	12.6	12.3	12.0	12.0	12.4	12.4
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	11.3	10.8	10.7	10.2	10.1	11.2

3 就業構造

第3-8表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合 (続き)

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ^{2) 3)}	JPN	—	29.1	30.9	31.5	31.3	31.6	31.3	32.6
アメリカ	USA	20.2	18.0	18.5	18.8	18.8	18.3	17.8	17.9
カナダ	CAN	28.5	27.2	27.7	27.9	27.2	26.9	26.2	26.1
イギリス	GBR	40.8	40.8	39.9	40.0	40.3	39.1	38.8	38.6
ドイツ	DEU	29.1	33.9	35.3	36.3	37.0	39.4	39.1	39.2
フランス	FRA	24.8	24.9	23.6	22.7	23.4	23.0	22.6	23.1
イタリア	ITA	21.1	23.4	23.5	23.6	28.7	29.2	29.4	29.9
オランダ	NLD	55.1	57.2	58.8	59.7	60.2	60.9	59.7	60.0
デンマーク	DNK	25.8	24.0	22.6	21.8	24.0	24.4	25.6	23.9
スウェーデン	SWE	24.1	21.4	20.6	20.6	20.8	19.0	19.0	19.7
フィンランド	FIN	11.7	13.9	14.8	15.0	14.9	14.8	14.9	15.5
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	33.4	33.4	33.2	32.9	32.9	31.6
韓国 ²⁾	KOR	6.6	9.8	10.6	11.2	11.9	12.5	12.3	12.5
オーストラリア	AUS	—	—	38.8	40.1	38.4	39.9	39.1	38.5
ニュージーランド	NZL	35.4	35.8	36.1	35.8	35.4	35.3	34.5	34.7

資料出所 OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年7月現在

日本(2006年以前):総務省統計局(2007)「平成18年版労働力調査年報(基本集計)」他

- (注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
 2) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
 3) 賃金・給与労働者のみを対象。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-9: Women's share in part-time employment

		(%)							
国	Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本 ^{2) 3)}	JPN	70.2	69.7	71.3	71.0	71.4	71.8	72.4	71.5
実働週30時間未満 ⁴⁾		—	73.1	71.4	71.2	71.5	71.8	72.3	71.5
アメリカ	USA	68.7	68.1	68.3	68.8	68.3	68.4	67.8	68.4
カナダ	CAN	68.8	69.2	68.8	68.8	68.8	68.6	68.1	68.0
イギリス	GBR	81.7	79.4	79.6	78.1	78.3	77.8	77.6	77.4
ドイツ	DEU	86.3	84.5	83.7	83.3	82.8	81.4	81.2	80.7
フランス	FRA	77.9	78.8	80.5	80.5	80.7	79.2	78.8	80.3
イタリア	ITA	70.8	70.5	74.4	74.7	77.1	79.0	78.4	78.5
オランダ	NLD	76.2	76.2	75.4	76.1	76.0	76.3	75.5	75.4
デンマーク	DNK	68.1	69.4	66.0	64.5	64.5	63.8	66.2	62.8
スウェーデン	SWE	76.8	72.9	71.8	70.8	69.5	67.1	67.3	65.0
フィンランド	FIN	64.6	63.8	64.6	63.5	63.3	63.6	62.9	63.7
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	76.2	75.2	74.1	74.6	73.5	72.9
韓国 ²⁾	KOR	61.6	57.7	58.3	59.4	59.0	57.9	58.5	58.9
オーストラリア ^{2) 3)}	AUS	—	—	71.3	72.4	72.2	73.1	72.1	71.6
ニュージーランド	NZL	74.7	73.3	72.9	73.7	73.6	74.8	74.4	72.6

資料出所 OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年8月現在, OECD *Employment Outlook*

日本(30時間未満):総務省統計局(2008)「平成19年労働力調査年報」

- (注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
 2) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
 3) 実労働時間が週35時間未満の者。
 4) 賃金・給与労働者のみを対象。

第3-10表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment

国・地域 Country or region	(%)								
	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	10.4	12.4	13.5	13.7	13.8	14.0	14.0	13.9
アメリカ ²⁾	USA	5.1	—	—	—	—	4.2	—	—
カナダ ³⁾	CAN	—	12.5	12.9	12.4	12.8	13.2	13.0	12.9
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	6.7	6.2	5.9	5.7	5.5	5.6	5.8
ドイツ ⁴⁾	DEU	10.4	12.7	12.0	12.2	12.4	13.7	14.1	14.2
フランス ⁴⁾	FRA	12.3	15.5	14.1	13.4	13.0	13.3	13.4	13.7
イタリア ⁴⁾	ITA	7.2	10.1	9.9	9.5	11.9	12.4	13.0	13.4
オランダ ⁴⁾	NLD	10.9	14.0	14.3	14.5	14.6	15.2	16.2	18.0
ベルギー ⁴⁾	BEL	5.3	9.0	7.6	8.6	8.7	9.1	8.9	8.8
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	—	3.4	4.3	3.1	4.8	5.3	6.1	7.0
デンマーク ⁴⁾	DNK	12.1	10.2	8.9	9.6	9.8	9.9	9.6	9.1
スウェーデン ⁴⁾	SWE	—	15.2	14.8	14.7	15.1	15.8	16.8	17.5
フィンランド ⁵⁾	FIN	—	16.5	16.1	16.4	16.2	16.6	16.4	16.0
ノルウェー ⁶⁾	NOR	—	9.3	9.9	9.4	9.9	9.5	10.1	9.5
オーストラリア ⁷⁾	AUS	—	—	—	—	4.3	—	5.2	—
EU-15		11.4	13.5	13.2	13.1	13.5	14.1	14.6	14.8

資料出所 OECD.Stat Extracts "Employment by permanency of the job"

(http://stats.oecd.org/wbos/) 2008年8月現在

日本:総務省統計局(2008.6)「平成19年労働力調査年報(基本集計)」

(注) Temporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

- 1) 労働力調査。非農業部門の臨時雇用、季節雇用、日雇を含む12か月未満の期間を定めて雇われる有期雇用労働者を対象。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。
- 7) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。

第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2007年)

Table 3-11: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2007

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group			
				15~24	25~54	55~64	65~
日本	JPN	8.3	21.7	26.5	10.9	14.9	25.8
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	12.3	13.5	28.8	9.2	10.1	24.8
イギリス	GBR	5.1	6.4	12.6	4.3	5.1	14.7
ドイツ	DEU	14.2	14.2	56.4	8.9	4.8	7.6
フランス	FRA	12.4	14.9	49.1	10.3	5.6	20.9
イタリア	ITA	11.1	16.6	42.6	11.6	6.1	10.0
オランダ	NLD	16.6	19.6	44.9	12.9	7.2	35.0
ベルギー	BEL	6.7	11.3	29.2	7.2	3.9	4.8
ルクセンブルク	LUX	6.7	7.4	37.9	5.2	2.2	—
デンマーク	DNK	7.8	10.3	21.7	7.1	4.0	18.0
スウェーデン	SWE	15.0	19.9	57.3	13.0	7.1	41.2
フィンランド	FIN	12.4	19.4	42.4	13.2	6.7	24.2
ノルウェー	NOR	7.5	11.7	27.3	7.4	2.5	14.4
オーストラリア ²⁾	AUS	4.4	5.9	4.5	5.4	4.6	7.2
EU-15		13.9	15.7	42.1	11.8	6.3	15.1

資料出所 OECD.Stat Extracts "Employment by permanency of the job"

(http://stats.oecd.org/wbos/) 2008年8月現在

日本:総務省統計局(2008)「平成19年労働力調査年報(基本集計)」

(注) 各区分のTemporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

1) 2005年値。

2) 2006年値。

3) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

3 就業構造

第3-12表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)			
国	Country	2000年/Year	2004	2005	2006
日本 ¹⁾	JPN	0.68	1.71	2.12	2.52
アメリカ	USA	—	1.9	2.053	2.049
イギリス	GBR	3.8	4.2	4.3	4.5
ドイツ	DEU	0.8	0.9	1.0	1.3
フランス	FRA	2.6	2.4	2.4	2.4
イタリア	ITA	0.3	0.7	0.7	0.7
オランダ	NLD	2.3	1.9	2.2	2.5
ベルギー	BEL	1.7	1.8	1.9	2.1
ルクセンブルク	LUX	1.9	2.1	2.3	2.4
デンマーク	DNK	0.3	0.5	0.6	0.8
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	0.7	0.8
フィンランド	FIN	0.4	0.6	0.7	0.7
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.7	1.0
韓国	KOR	—	0.2	0.25	0.3

資料出所 日本:総務省統計局(2007.6)「平成18年労働力調査年報(詳細結果)」他,同(2000.9)「平成12年労働力調査特別調査」

その他:CIETT(2007) *Ciett Statistics 2006*他

(注) 1) 労働者派遣事業所の派遣社員数÷役員を除く雇用者数×100より算出。

第3-13表 従業員の勤続年数

Table 3-13: Length of service of employees by sex and age group

国/Country (年/Year)		日本 ¹⁾ JPN (2007)	アメリカ ²⁾ USA (2008)	イギリス GBR (2002)	ドイツ DEU (2002)	フランス FRA (2002)	イタリア ITA (2002)	
勤続年数別雇用者割合								(%)
1年未満	Less than 1 (year)	9.4	22.9	20.0	—	—	—	
1～2年未満	1 to less than 2	15.8	7.4	13.0	—	—	—	
2～5年未満	2 to less than 5	11.2	22.5	22.0	—	—	—	
5年未満	Less than 5	36.5	52.8	55.0	43.4	42.0	37.3	
5～10年未満	5 to less than 10	18.3	20.2	15.0	15.8	12.5	15.4	
10～20年未満	10 to less than 20	24.2	16.8	19.0	23.7	22.0	24.2	
20年～	Over 20	21.3	10.3	10.0	17.0	23.5	23.0	
平均勤続年数								(年/Years)
男女計		11.8	4.1	—	—	—	—	
男性		13.3	4.2	—	—	—	—	
女性		8.7	3.9	—	—	—	—	
年齢階級別								
15～24		2.0	1.1	—	—	—	—	
25～44		9.0	3.8	—	—	—	—	
45～64		18.3	8.4	—	—	—	—	
65～		16.0	10.2	—	—	—	—	
国/Country (年/Year)		ベルギー BEL (2002)	オランダ NLD (2002)	デンマーク DNK (2002)	フィンランド FIN (2002)	ノルウェー NOR (2002)	オーストリア AUT (2002)	
勤続年数別雇用者割合								(%)
5年未満	Less than 5 (years)	45.5	57.1	57.7	41.6	54.8	45.6	
5～10年未満	5 to less than 10	12.7	10.5	17.1	13.4	13.8	15.0	
10～20年未満	10 to less than 20	22.7	19.9	17.0	22.2	22.3	23.1	
20年～	Over 20	19.1	12.6	8.1	22.8	9.1	16.2	

資料出所 日本:厚生労働省(2008.8)「平成19年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2008.9) *Employee Tenure in 2008*イギリス:Office for National Statistics(2003.1) *Labour Force Survey*その他:Eurostat(2006.11) *Structure of Earnings Survey 2002*

- (注) 1) 2007年6月末現在。1～2年未満の欄は1年以上3年未満の数値、2～5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。
 2) 2008年1月。16歳以上。平均勤続年数は中位数。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳。
 3) 男性は16～64歳、女性は16～59歳が対象。

3 就業構造

第3-14表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes, 18-24 years old

							(%)
国 Country	計 Total	一生一つの職 場で働き続け るべき One workplace for one life	転職すること もやむをえな い Job change is unavoidable	不満があれば 転職する方が よい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転職 する方がよい Better to change jobs positively	わからない ・無回答 No idea / No answer	
日本	JPN	100.0	10.3 (9.6)	53.0 (45.7)	17.9 (20.8)	14.2 (22.0)	4.6 (2.0)
アメリカ	USA	100.0	2.5 (3.4)	21.9 (20.0)	56.2 (49.3)	15.0 (23.7)	4.4 (3.6)
イギリス ¹⁾	GBR	100.0	(2.5)	(24.8)	(46.9)	(25.3)	(0.5)
ドイツ	DEU	100.0	2.1 (3.0)	34.4 (32.3)	49.2 (47.0)	11.1 (15.9)	3.1 (1.9)
フランス ¹⁾	FRA	100.0	(10.8)	(19.5)	(46.7)	(21.8)	(1.1)
スウェーデン	SWE	100.0	0.8 (0.3)	6.1 (6.9)	49.7 (40.2)	42.0 (50.7)	1.5 (1.9)
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	(3.9)	(31.4)	(51.1)	(7.6)	(6.0)
韓国	KOR	100.0	8.4 (11.7)	43.0 (42.0)	19.0 (18.9)	27.7 (26.8)	1.9 (0.6)
タイ ¹⁾	THA	100.0	(23.6)	(22.5)	(15.4)	(38.3)	(0.2)
フィリピン ¹⁾	PHL	100.0	(21.9)	(28.6)	(27.5)	(21.9)	(0.1)
ブラジル ¹⁾	BRA	100.0	(14.0)	(50.1)	(10.2)	(24.5)	(1.2)

資料出所 内閣府(2004)「第7回世界青年意識調査」

(注) ()内は第6回調査(1998年)の数値。

1) 第7回調査の非対象国。

第3-15表 職業生活から引退すべき年齢

Table 3-15: The age one ought to retire from work

		(%)					
国		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国
Country		JPN	USA	DEU	FRA	SWE	KOR
年/Year		2005	2005	2005	2005	2000	2005
性, 年齢階級	sex, age group						
男性	Male						
40歳代ないし それ以前	~about 40 (years old)	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
50歳ぐらい	about 50	0.0	2.6	0.2	0.9	0.4	0.3
55歳ぐらい	about 55	0.2	4.1	2.4	13.3	2.3	0.9
60歳ぐらい	about 60	11.0	15.7	34.4	59.4	45.8	9.1
65歳ぐらい	about 65	38.5	47.9	53.5	23.2	42.3	18.7
70歳ぐらい	about 70	32.7	14.4	4.6	2.4	3.4	38.3
75歳ぐらい	about 75	7.8	3.4	0.4	0.1	0.4	13.9
80歳ぐらい	about 80	3.6	0.8	0.0	0.0	0.0	10.2
その他	others	5.3	10.5	2.9	0.3	5.5	8.4
女性	Female						
40歳代ないし それ以前	~about 40 (years old)	0.2	1.3	0.1	0.4	0.2	1.4
50歳ぐらい	about 50	2.6	4.0	2.2	8.5	1.1	3.4
55歳ぐらい	about 55	4.8	6.7	14.3	31.4	5.0	4.3
60歳ぐらい	about 60	28.3	19.5	62.4	48.0	52.6	20.7
65歳ぐらい	about 65	34.9	43.4	16.7	10.0	33.2	22.8
70歳ぐらい	about 70	17.6	11.6	1.1	1.1	2.4	25.7
75歳ぐらい	about 75	3.6	2.3	0.0	0.0	0.1	8.5
80歳ぐらい	about 80	1.5	0.7	0.0	0.0	0.0	6.1
その他	others	5.0	10.3	2.7	0.3	5.4	6.9

資料出所 内閣府(2007.3)「第6回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(スウェーデンは第5回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

3 就業構造

第3-16表 雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率

Table 3-16: Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates

国 Country	産業 Industry	調査期間 (年) Reference period (year)	変動 単位 Estab- lishment size	(%)							
				雇用創出率 (JCR)		雇用消失率 (JDR)		雇用再分配率 (JRR)		雇用純増減率 (NET)	
				事業 拡張 Business expansion	事業 新設 Newly established business	事業 縮小 Business contraction	事業 廃止 Business closure	拡張・ 縮小 Expansion or contraction	新設・ 廃止 New establishment or closure	拡張・ 縮小 Expansion or contraction	新設・ 廃止 New establishment or closure
日本 JPN	全産業	1989-94	事業所	4.5	—	3.8	—	8.3	—	0.7	—
		1995-00		3.7	—	4.5	—	8.2	—	-0.8	—
	製造業	1989-90	事業所	4.0	—	4.2	—	8.2	—	-0.2	—
		1989-94		3.4	—	3.8	—	7.2	—	-0.4	—
		1995-00		2.8	—	4.7	—	7.5	—	-1.9	—
1989-00	3.0	—	4.4	—	7.4	—	-1.4	—			
アメリカ ¹⁾ USA	製造業	1985-88	事業所	6.7	1.6	7.6	2.7	14.3	4.3	-0.9	-1.1
		1973-88		9.1	—	10.3	—	19.4	—	—	-1.2
カナダ ¹⁾ CAN	全産業	1983-91	企業	11.2	3.2	8.8	3.1	20.0	6.3	2.4	0.1
	製造業	1973-86	事業所	10.6	—	10.0	—	20.6	—	0.6	—
イギリス ¹⁾ GBR	全産業	1980,84,90	事業所	4.2	—	5.2	—	9.5	—	-1.0	—
	製造業	1980,84,90	事業所	3.8	—	6.9	—	10.7	—	-3.1	—
ドイツ DEU	全産業	1983-90	事業所	6.5	2.5	5.6	1.9	12.1	4.4	0.9	0.6
		1977-89		6.2	2.3	5.8	1.7	12.0	4.0	0.4	0.6
フランス FRA	全産業	1984-92	事業所	6.7	7.2	6.3	7.0	13.0	14.2	0.4	0.2
イタリア ITA	全産業	1984-93	企業	8.1	3.8	7.4	3.7	15.5	7.5	0.7	0.1
	製造業	1984-93	企業	6.8	3.3	6.9	3.6	13.7	6.9	-0.1	-0.3
ベルギー BEL	製造業	1980-83	企業	3.0	—	3.5	—	6.5	—	-0.5	—
デンマーク DNK	全産業	1983-89	事業所	9.9	6.1	8.8	5.0	18.7	11.1	1.1	1.1
フィンランド FIN	全産業	1986-91	事業所	6.5	3.9	8.7	3.4	15.2	7.3	-2.2	0.5

資料出所 玄田有史(2004)「ジョブ・クリエイション」

(注) 「雇用創出率(JCR)」とは、1年間に雇用量が増加した事業所についての雇用増加総数の全雇用者数に対する割合をいい、「雇用消失率(JDR)」とは、1年間に雇用者数が減少した事業所における減少した雇用者総数の全事業所の雇用者総数に対する割合をいう。

「雇用再分配率(JRR)」「雇用純増率(NET)」は、

雇用再分配率(JRR) = 雇用創出率(JCR) + 雇用消失率(JDR)

雇用純増率(NET) = 雇用創出率(JCR) - 雇用消失率(JDR)

により定義される。

- 1) アメリカ(1973-88年)、イギリス、カナダ(製造業)については、雇用創出(消失)率は前年末と今年末の平均雇用者総数に対する割合。

第3-17表 公共職業安定業務

Table 3-17: Public employment services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) 民間委託(職業訓練: 離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者対策向けプログラム: エンプロイメントゾーン <p>失業率が特に高い地域で, 官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に, 公共職業安定機関が選択した「福祉的措置の対象である長期失業者」への, (1)就職意欲の喚起, (2)カウンセリング, (3)職業紹介, (4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。</p>
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン <p>失業後2か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。民間事業者は, クーポンを持つ失業者を就職させた場合, 1,000ユーロの支払いを, 就職後6か月間雇用が継続すればさらに1,000(長期失業者と身障者は1,500)ユーロの支払いを受ける。(2010年12月未まで延長、最大2500ユーロまで)</p>
フランス	公共職業安定機関(ANPE)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pole emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 <p>失業給付機関(UNEDIC)が自ら支援対象となる就職困難者を選択し, その者の再就職支援を民間委託(契約ベース)。</p>
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 <p>公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。</p>

資料出所 内閣府官民競争入札等監視委員会第1回公共サービス改革小委員会(2007年4月12日)資料等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, 公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について包括的民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

第3-18表 有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> 許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。 港湾運送業務の職業 建設業務の職業 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年度の新規求職申込み件数は約244万件、常用求人数は約218万人。 有料職業紹介事業所数は2007年度、15,453事業所あり、約38万人が就職。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 日本の職業安定法に該当するような、有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが、各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。 各州の規制の概要(全50州) <ol style="list-style-type: none"> 許可制をとっている州 43州 料金規制 35州 一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 (マサチューセッツ州, バージニア州, メリーランド州) 	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業については、許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが、1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら、新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は、一部職種を除き禁止され、記録の作成、保存等の義務も課されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1994年12月時点で約14,000事業所。利用率は16%。 民間事業者は専門・技術職、管理職中心。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 2002年4月、職業紹介業に係る許可制を廃止し、職業紹介パウチャー制を導入。 職業紹介パウチャー制度では、一定の水準を満たす求職者に官がパウチャーを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。 	—
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2005年1月施行の社会統合法により、国の機関(ANPE)による職業紹介の独占は廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年末時点で、インターネット上や新聞などに、多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら、紹介所の実態(紹介所の数や職業紹介数)は不明。ただ、職業紹介に関するANPEの役割は、現在でも大きいと言われている。

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)イギリス:Department of Trade and Industry(<http://www.dti.gov.uk/>)

その他:労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」により労働政策研究・研修機構作成

第3-19表 労働者派遣事業

Table 3-19: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法:労働者派遣法(1985年) ・ 特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制,一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 ・ 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)¹⁾は禁止。 ・ 派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 ・ 派遣先には,派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが,連帯責任はない。 ・ 使用者団体は,日本人材派遣協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:133万人(雇用者全体に占める割合は2.4%) (2007年,労働力調査,総務省) ・ 主な業種:金融・保険,情報通信,不動産,製造(2004年派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・ 主な業務:一般事務34.1%,事務用機器操作25.4%,ファイリング22.8%,物の製造13.9%(2004年,派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・ 若年層の割合:52.6%(2007年,労働力調査,総務省) ・ 男女比:男性39.8%,女性60.2%(2007年,労働力調査,総務省) ・ 派遣期間:1か月未満35.5%,1か月以上3か月未満32.6%,3か月以上6か月未満20.7%,6か月以上1年未満8.0%,1年以上3年未満2.8%,その他0.3%(2007年派遣労働者派遣事業報告,厚生労働省)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦法レベルでは,人材派遣業に関する規制は存在しないが,州レベルでは,届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。 ・ 人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 ・ 派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局) ・ 主な業種:サービス業,製造業,卸小売業 ・ 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1%(2005年,労働統計局) ・ 若年層の割合:49.1%(2005年,労働統計局) ・ 男女比:男性47.2%,女性52.8%(2005年,労働統計局) ・ 派遣期間:6か月未満42.6%,6-12か月28.3%,1-4年未満15.9%,4-9年未満7.0%,9年以上1.0%(1997年,Monthly Labor Review)

第3-19表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-19: Temporary employment agency services (cont.)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法：1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食料品加工など一部の業種への派遣について許可制となった。2003年法で派遣規制をさらに緩和し、手続きの簡素化を実施するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣先企業における労働安全衛生に対する派遣会社の責任明示、派遣会社に対する労働者への労働条件の周知義務等)。 ・ 取扱職種、派遣期間、事由の制限、均等待遇原則(同一労働同一賃金)は設けられていない。ただし、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 ・ 派遣業者67%をカバーする派遣業界団体であるRECによる自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:(a)60万人(雇用者全体に占める割合は2.6%)、(b)143万人(雇用者全体に占める割合は5.1%) ・ 主な業種:サービス(公務・教育・保健、流通・ホテル・飲食、銀行・金融・保険等)86%、製造9%(労働力調査) ・ 主な業務:秘書・事務系26%、専門・管理系10%、財務8.5%、コンピュータ・IT7%、ホテル・飲食店労働者7%、技術11%、非熟練労働者2.5% ・ 若年層の割合³⁾:62.6%(2000年) ・ 男女比:男性49.4%、女性50.6%(2006年、労働力調査) ・ 派遣期間:3か月未満36%、3-6か月21%、6-12か月20%、1年未満25%
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法:1972年労働者派遣法(2002年大幅改正) ・ 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用庁の許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 ・ 派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合は、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(実施は2004年より。但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 ・ 2002年に制定されたハルツ法により、職業安定所所管の人材サービスエージェンシー(PSA)が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。 ・ 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・ 派遣業界団体BZAは、行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には、IGZ、AMPがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:約40万人(雇用者全体に占める割合は1.2%)出所:2004年、連邦雇用局 ・ 主な業種:データなし ・ 主な業務:非熟練、金属・機械、事務、サービス、技術(2006年、連邦雇用局) ・ 若年層の割合³⁾:62.3%(2003年) ・ 男女比:男性76.3%、女性23.7%(2004年、代10次政府報告書) ・ 派遣期間:1週間未満15%、1週間以上3か月未満:46%、3か月以上39%

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状(2007年)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 ・営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。 ・産業医としての派遣労働は禁止されている。 ・派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 ・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかでなければならない。 ・派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 ・派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 ・労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働者雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数:約63.8万人(雇用者全体に占める割合は3.6%) ・主な業種:製造45.5%, サービス33.1%, 建設20.7%, 農林水産0.7% ・主な業務:非熟練生産労働者38.9%, 熟練生産労働者40.2%, 事務系労働者12.1%, 幹部職・職長・技術者7.1%, 上級幹部職1.7% ・若年層(34歳以下)の割合:65.2% ・男女比:男性72.0%, 女性28.0% ・平均派遣期間:1.9週

資料出所 European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*, (社)日本人材派遣協会ホームページ(<http://www.jassa.jp/>), 国際労働財団・雇用能力開発機構 (2007) 「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査」, DARES(フランス)等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員, 医師についてはへき地に限り派遣が認められている。
- 2) イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度(2004年時点)であるが, 自己申告に基づくデータであるため, 実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。したがって, 本表では, (a)TUC(イギリス労働組合会議)が2003年に公表したDTI(貿易産業省)推計値, (b)使用者団体(REC)数値(ただし, 派遣業者を通じて期間の定めのない常用ベースで採用された労働者数も含まれた数値)——を示している。
- 3) 若年層:34歳以下。

第3-20表 高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本		[高齢者雇用確保措置の実施義務化] ・2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの定年引き上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2007年4月1日から義務対象年齢は63歳に引き上げ)。
	[中高年齢者の再就職の援助・促進]	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢者に対する再就職の促進 (1) 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介 (2) 地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、定年退職者等を対象とした再就職支援の実施(地域団塊世代雇用支援事業) (3) 中高年齢者トライアル雇用事業の推進 (4) 高齢者職業相談室の運営 (5) 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業) (6) 労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発 ・離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助・求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導
	<p>[高齢者の多様な就業・社会参加の促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の推進 (1) 「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援 (2) 高齢者の知識、経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」の実施 ・45歳以上の高齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高齢者等共同就業機会創出助成金) 	<p>[高齢者の安定雇用の確保対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進 (1) 高齢者雇用確保措置に係る周知・啓発 (2) 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告 (3) 高齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等 ・「70歳まで働ける企業」の普及・促進—先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、事業主団体等による70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組等の支援(「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト) ・70歳まで働ける企業等に対する支援措置(定年引上げ等奨励金) (1) 65歳以上への定年の引上げや希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する助成(中小企業定年引上げ等奨励金) (2) 70歳以上まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する助成(70歳定年引上げ等モデル企業助成金) (3) 65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成(中小企業高齢者雇用確保実現奨励金)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1965年 ・ 適用範囲 55歳以上で低所得の者 ・ 具体的内容 州・地方政府や指定を受けた非営利団体が、事業の全経費は連邦政府の負担で、事業を実施。対象者は、最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度、福祉サービス業に従事。 ・ 利用実績等 定員は約6万人であり、年間延べ約10万人程度の参加見込。 	なし
イギリス	<p>ニューディール50プラス(New Deal 50+)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2000年4月 ・ 適用範囲 50歳以上で、本人又は配偶者が求職者給付(抛出し及び所得調査制)、就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお、プログラムへの参加は任意。 ・ 具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で、プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し、就職促進のため、職業相談に応じ、履歴書の書き方の指導、訓練機会の提供、ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。 ・ 実績 就職者 約15万人(2000年4月から2005年8月末まで) 	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1999年12月 ・ 具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり、ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2002年1月 ・ 適用範囲 従業員100人未満の企業の50歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 ・ 具体的内容 訓練期間中の訓練受講料、交通費、子の養育費、泊り込みの場合の宿泊・食事費用を支給。 ※政府は、適用範囲を拡大する方向で検討中。 <p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2003年1月 ・ 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が180日以上ある者。 ・ 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の50%を、失業給付の受給残日数と同期間受給可能。 ・ 利用実績等 約4千人(2005年) 	<p>統合助成金(EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的内容 就職困難な失業者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の50%を12か月間支給。失業者が50歳以上の場合は、特例として支給期間は36か月まで。ただし、12か月経過するごとに助成は10%ずつ減額(特例措置は2009年12月末日まで有効)。 ・ 利用実績等(2005年) 約6万1千人 うち50歳以上の者 約2万4千人 <p>失業保険料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2003年1月 ・ 具体的内容 55歳以上の失業者を新たに雇用した事業主に対し、事業主負担分の失業保険料(賃金の2.1%)を免除(2007年末まで有効)。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年5月 ・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>雇用主導契約(CIE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1995年(2005年1月改正, 同年5月施行) ・具体的内容 公共職業安定所(ANPE)とCIE協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 ・利用実績等 2007年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は31.4%で同年の新規契約数は37,076件。 <p>求職者を採用する使用者に対する通減支援(ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2006年1月 ・具体的内容 50歳以上か失業期間12か月以上の失業保険給付受給者を、期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12～18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対対象者の賃金助成を実施(最長3年間)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ等

第3-21表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-21: Age-based legal mechanisms including statutory retirement age

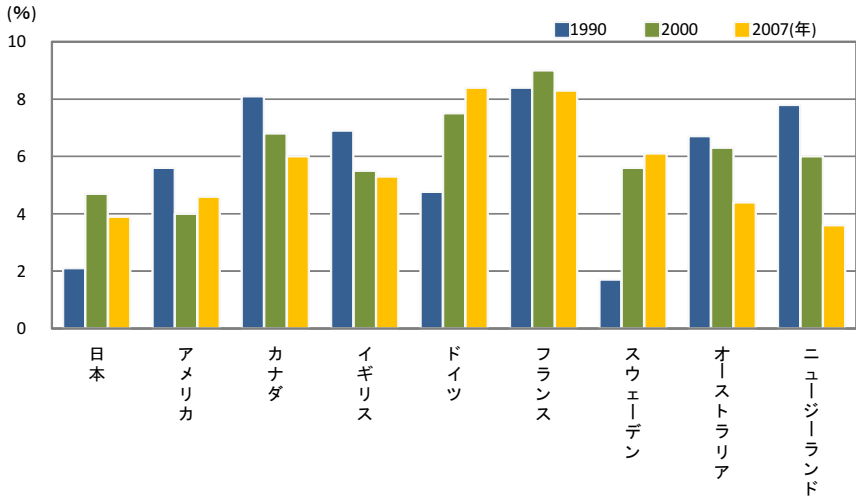
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法, 雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称, 反差別法))など	労働法典L.122-45条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月 (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2006年10月	2006年8月	(2001年11月に改正)
定年制	可(60歳以上) 但し, 65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ, 継続雇用制度の導入, 定年年齢の廃止のいずれか)(段階的引上げ: 2007年4月1日～2010年3月31日までの間の義務対象年齢は63歳)	原則不可 例外として, (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年年齢の引上げ, 継続雇用制度の導入, 定年年齢の廃止のいずれか(段階的引上げ: 2007年4月1日～2010年3月31日までの間の義務対象年齢は63歳)がある。	可(65歳以上) 但し, 65歳未満の定年制も一定要件下では可。	可(65歳以上) 但し, 65歳未満の定年制も一定要件下では可。	可(65歳以上) 2010年より70歳以上に引上げられる(2008年12月改正) 但し, 年金の満額受給権があり, 労働協約等に定めがある場合は60歳以上65歳未満の定年制も可(政府の計画では65歳未満定年制は2009年末までに廃止予定)。
高齢者の解雇に対する特別な保護等		先任権制度 労働協約において勤続年数の長い者はレイオフ(一時的解雇)やリコール(再雇用)等の際に有利に処遇されるセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合が多い。	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止) 65歳以上の者にも(1)不公正に解雇されない権利及び(2)余剰人員整理解雇手当の請求権を付与した。 65歳以上の者の就業請求権 労働者は, 65歳を超えて就労を請求する権利を有しており, 使用者はそれを考慮する義務がある。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が, 元の条件で職場復帰できない場合, 和解金が支払われる。対象者が, 50歳以上の場合, 和解金が上乘せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドララント拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合, 企業が失業保険の拠出金を支払う制度は, 2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において, 高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ, アメリカ:連邦労働省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 ILO定義失業率



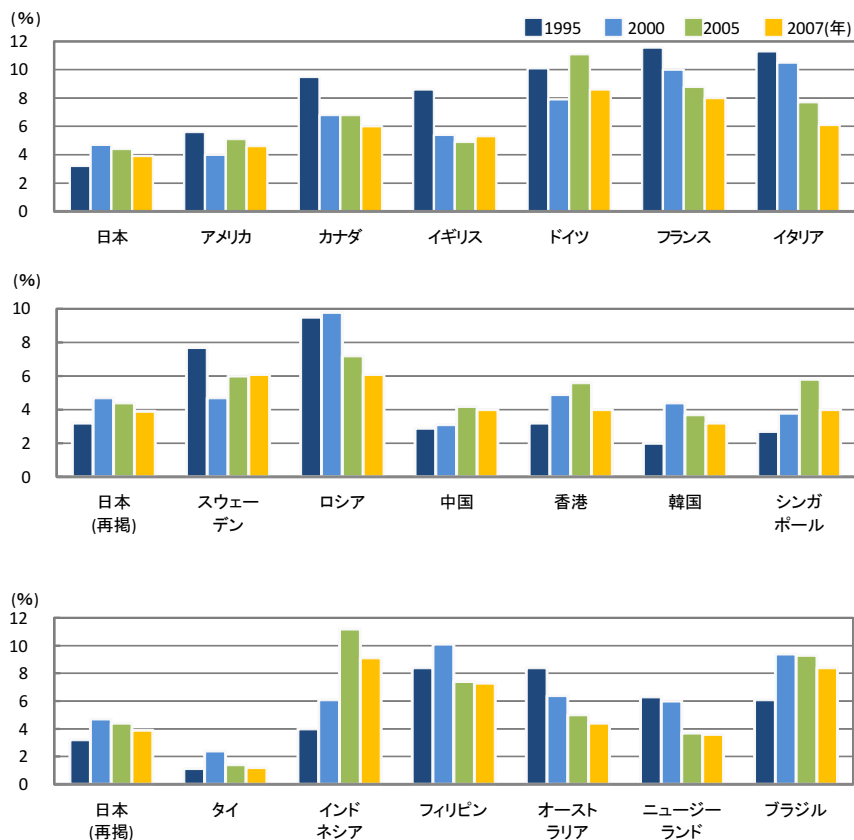
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 標準化失業率」(p.142)を参照。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが、OECDによる「標準化失業率」である。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが、2004年から2007年にかけて徐々に低下し、2007年は3.9%と欧米先進諸国に比して低水準にある。上のグラフに挙げた国をみると、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスで1990年から2007年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年に失業率の上昇傾向が続いたが、ここ数年は低下している。

なお、2008年秋以降、世界的な経済危機によって、多くの先進諸国の失業率は上昇している。

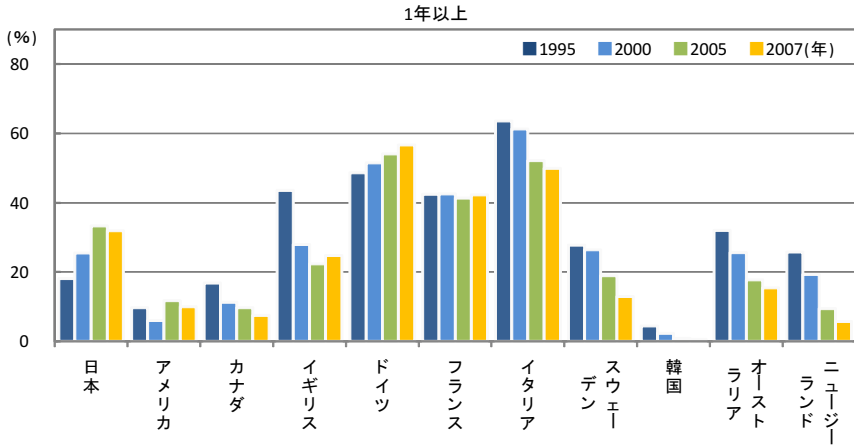
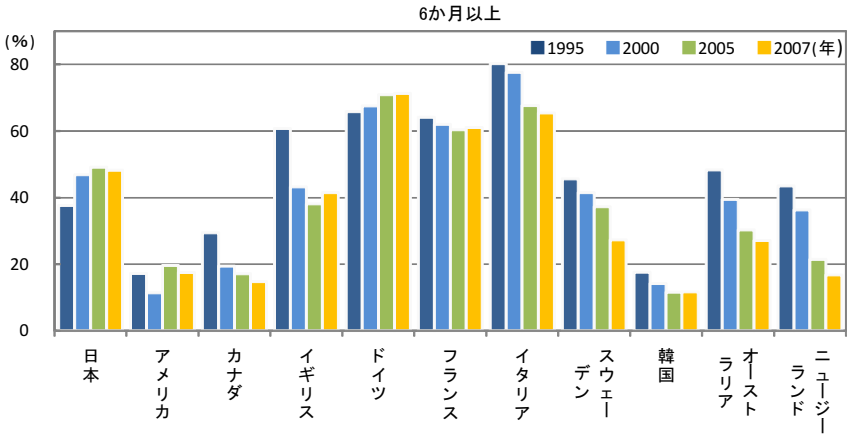
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.143)を参照。
 (注) シンガポールの2000年は2001年の数値、2005年は2004年の数値。ブラジルの2007年は2006年の数値。

各国公表値による失業率の動きをみると、2005～2007年にかけては、上のグラフに挙げたうち、イギリス、スウェーデンを除く全諸国で失業率が低下している。1995年以降の推移をみると、失業率が上昇傾向にあったアジア諸国及びブラジルの失業率は、ここ数年総じて低下傾向にあることが分かる。また、1995年時点では高水準であったものの2007年までに顕著な低下を示したのはオセアニア地域やカナダ、イギリス、フランス、イタリア、ロシアである。こうした違いの背景には、成長率の差異等の景気動向のみならず、年齢等の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお、失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合」(p.148)を参照。
 (注) フランスの2007年は2006年値、スウェーデンの2005年は2004年値。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、ドイツ、イタリア、フランスなど欧州大陸主要国で高く、2007年の1年以上の長期失業者の割合が4割を超えている。他方、北米諸国や韓国では1年以上の長期失業者の割合は10%以下と、かなり低い。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 標準化失業率¹⁾

Table 4-1: Standardised unemployment rates

		(%)							
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	7.6	7.2	6.8	6.3	6.0
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.5	4.9	4.7	4.8	5.3	5.3
ドイツ ²⁾	DEU	4.8	8.0	7.5	9.3	9.8	10.6	9.8	8.4
フランス	FRA	8.4	11.0	9.0	9.0	9.3	9.3	9.2	8.3
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	8.4	8.0	7.7	6.8	6.1
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.8	3.7	4.6	4.7	3.9	3.2
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	8.2	8.4	8.4	8.3	7.5
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.3	3.7	5.1	4.5	4.8	4.7
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.3	5.4	5.5	4.8	3.9	3.8
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	5.6	6.3	7.3	7.0	6.1
フィンランド	FIN	3.2	15.1	9.6	9.1	8.8	8.4	7.7	6.9
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.4	4.5	4.4	4.6	3.5	2.6
オーストリア	AUT	—	3.9	3.7	4.3	4.8	5.2	4.7	4.4
スイス	CHE	—	3.5	2.6	4.3	4.4	4.4	4.0	3.6
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.2	4.7	4.5	4.3	4.4	4.5
スペイン	ESP	13.0	18.4	11.1	11.1	10.6	9.2	8.5	8.3
ポルトガル	PRT	4.8	7.1	3.9	6.3	6.7	7.6	7.6	8.0
韓国	KOR	2.4	2.1	4.4	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	5.9	5.4	5.1	4.8	4.4
ニュージーランド	NZL	7.8	6.3	6.0	4.6	3.9	3.7	3.8	3.6

資料出所 OECD(2008.7) *Employment Outlook 2008*

(注) 1) 「標準化失業率」とはILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータは可能な限り時系列比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年度数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年度数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EC統計室の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。細部の相違は、主に算出及び調整要因の適用、あるいはEU推計が文民労働力に基づいたものによる。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

2) 1990年の数値は旧西ドイツ地域。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	JPN	3.2	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9
アメリカ ¹⁾	USA	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6
カナダ ²⁾	CAN	9.5	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3	6.0
イギリス ¹⁾	GBR	8.6	5.4	5.2	5.1	4.8	4.9	5.4	5.3
ドイツ ³⁾	DEU	10.1	7.9	8.7	10.0	11.0	11.1	10.3	8.6
フランス ⁴⁾	FRA	11.6	10.0	8.9	8.5	8.8	8.8	8.8	8.0
イタリア ⁵⁾	ITA	11.3	10.5	9.0	8.7	8.0	7.7	6.8	6.1
スウェーデン ⁶⁾	SWE	7.7	4.7	4.0	4.9	5.5	6.0	5.4	6.1
ロシア ⁷⁾	RUS	9.5	9.8	7.9	8.0	7.8	7.2	7.2	6.1
中国 ⁸⁾	CHN	2.9	3.1	4.0	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0
香港	HKG	3.2	4.9	7.3	7.9	6.8	5.6	4.8	4.0
台湾	TWN	1.8	3.0	5.2	5.0	4.4	4.1	5.1	5.1
韓国	KOR	2.0	4.4	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2
シンガポール ⁹⁾	SGP	2.7	3.8	5.6	5.9	5.8	—	4.5	4.0
マレーシア ¹⁰⁾	MYS	3.1	3.0	3.5	3.6	3.5	3.5	3.3	3.2
タイ ¹¹⁾	THA	1.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2
インドネシア ¹²⁾	IDN	4.0	6.1	9.1	9.7	9.9	11.2	10.3	9.1
フィリピン ¹³⁾	PHL	8.4	10.1	10.2	10.2	10.9	7.4	7.4	7.3
オーストラリア	AUS	8.4	6.4	6.4	5.9	5.5	5.0	4.8	4.4
ニュージーランド	NZL	6.3	6.0	5.2	4.7	3.9	3.7	3.8	3.6
ブラジル ¹⁴⁾	BRA	6.1	9.4	9.2	9.7	8.9	9.3	8.4	—

資料出所 日本:総務省統計局(2008.6)「平成19年労働力調査年報」
イギリス:National Statistics "Labour Market Trends"(http://www.statistics.gov.uk/) 2008年10月現在

その他:ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/) 2008年10月現在

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.150)を参照。対象年齢は原則、15歳以上。

- 1) 16歳以上。
- 2) 1995年と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 3) 各年3月(2002年迄は各年4月)。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 4) 2002年以前は各年3月。
- 5) 15歳以上。
- 6) 16～64歳。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 7) 15～72歳。
- 8) 各年12月。都市部の数値。
- 9) 15歳以上の永住者(1995年は15歳以上人口)。各年6月。2000年欄は2001年の数値。
- 10) 15～64歳。
- 11) 各年第3四半期。2001年迄は13歳以上。
- 12) 各年5月、2006年以降各年2月。1995年欄は1996年の数値で、10歳以上が対象。
- 13) 各年10月。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 14) 10歳以上。各年9月。6地方都市(ロンドン、アクレ、アマゾン、ロライマ、パラ及びアマバ)を除く。2000年欄は2001年の数値。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2007年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2007

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15～19 歳/age group	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	90 (3.5)	380 (14.8)	380 (14.8)	320 (12.5)
アメリカ ¹⁾	USA	1,101 (15.6)	1,241 (17.5)	883 (12.5)	661 (9.3)
カナダ	CAN	172 (15.9)	151 (14.0)	112 (10.4)	95 (8.8)
イギリス ¹⁾	GBR	351 (21.7)	324 (20.0)	301 (18.5)	
ドイツ	DEU	199 (5.5)	388 (10.8)	396 (11.0)	340 (9.4)
フランス	FRA	164 (7.4)	381 (17.2)	349 (15.8)	275 (12.4)
イタリア	ITA	102 (6.8)	278 (18.4)	274 (18.2)	246 (16.3)
スウェーデン	SWE	63 (21.1)	55 (18.5)	33 (11.1)	26 (8.7)
香港	HKG	12 (8.5)	22 (15.2)	15 (10.0)	15 (10.4)
韓国	KOR	22 (2.8)	126 (16.1)	180 (23.0)	107 (13.7)
シンガポール	SGP	3.2 (4.2)	13 (16.7)	10 (13.4)	7.4 (9.7)
フィリピン	PHL	1,145 (51.0)		651 (29.0)	
オーストラリア	AUS	119 (24.6)	75 (15.6)	53 (10.9)	45 (9.3)
ニュージーランド	NZL	25 (31.1)	13.5 (16.9)	8.4 (10.5)	5.8 (7.3)
国・地域 Country or region		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	280 (10.9)	210 (8.2)	180 (7.0)	190 (7.4)
アメリカ ¹⁾	USA	615 (8.7)	610 (8.6)	618 (8.7)	517 (7.3)
カナダ	CAN	102 (9.5)	116 (10.7)	104 (9.6)	89 (8.3)
イギリス ¹⁾	GBR	399 (24.6)			
ドイツ	DEU	404 (11.2)	467 (12.9)	427 (11.8)	407 (11.3)
フランス	FRA	259 (11.7)	236 (10.7)	202 (9.1)	199 (9.0)
イタリア	ITA	194 (12.9)	163 (10.8)	118 (7.8)	69 (4.6)
スウェーデン	SWE	24 (8.1)	25 (8.4)	18 (6.0)	17 (5.7)
香港	HKG	12 (8.4)	17 (11.7)	19 (13.2)	18 (12.2)
韓国	KOR	90 (11.5)	76 (9.7)	59 (7.5)	53 (6.8)
シンガポール	SGP	8.1 (10.6)	8.1 (10.6)	8.6 (11.3)	7.5 (9.9)
フィリピン	PHL	219 (9.8)		141 (6.3)	
オーストラリア	AUS	41 (8.5)	42 (8.8)	35 (7.3)	33 (6.8)
ニュージーランド	NZL	5.9 (7.4)	6.2 (7.8)	6.2 (7.8)	3.7 (4.6)
国・地域 Country or region		55～59	60～64	65～	計 Total
日本	JPN	240 (9.3)	190 (7.4)	110 (4.3)	2,570 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	413 (5.8)	229 (3.2)	190 (2.7)	7,078 (100)
カナダ	CAN	74 (6.8)	40 (3.7)	13 (1.2)	1,079 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	245 (15.1)			1,621 (100)
ドイツ	DEU	428 (11.9)	146 (4.0)	—	3,608 (100)
フランス	FRA	128 (5.8)	21 (0.9)	2.0 (0.1)	2,215 (100)
イタリア	ITA	42 (2.8)	17 (1.1)	2.5 (0.2)	1,506 (100)
スウェーデン	SWE	17 (5.7)	18 (6.0)	—	298 (100)
香港	HKG	12 (8.1)	2.8 (1.9)	—	146 (100)
韓国	KOR	34 (4.3)	26 (3.3)	11 (1.4)	783 (100)
シンガポール	SGP	6.2 (8.1)	2.6 (3.4)	1.3 (1.7)	76 (100)
フィリピン	PHL	75 (3.3)		14 (0.6)	2,246 (100)
オーストラリア	AUS	24 (5.0)	13 (2.8)	2.5 (0.5)	484 (100)
ニュージーランド	NZL	3.1 (3.9)	1.5 (1.9)	0.5 (0.6)	80 (100)

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region	15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34	
日本	JPN	50 (3.2)	210 (13.6)	220 (14.3)	190 (12.3)
アメリカ ¹⁾	USA	623 (16.0)	721 (18.6)	498 (12.8)	358 (9.2)
カナダ	CAN	97 (16.0)	87 (14.3)	66 (10.9)	54 (9.0)
イギリス ¹⁾	GBR	205 (22.0)	193 (20.7)	161 (17.3)	
ドイツ	DEU	110 (5.7)	224 (11.5)	222 (11.4)	190 (9.8)
フランス	FRA	93 (8.5)	194 (17.7)	177 (16.2)	124 (11.3)
イタリア	ITA	57 (7.9)	147 (20.3)	129 (17.8)	111 (15.4)
スウェーデン	SWE	30 (20.1)	28 (18.8)	16 (10.7)	12 (8.1)
香港	HKG	6.9 (7.8)	13 (14.8)	9.0 (10.1)	8.4 (9.5)
韓国	KOR	10 (1.9)	64 (12.4)	126 (24.4)	75 (14.5)
シンガポール	SGP	1.1 (2.7)	5.5 (13.6)	5.8 (14.3)	3.3 (8.1)
フィリピン	PHL	663 (46.6)		427 (30.0)	
オーストラリア	AUS	61 (25.0)	41 (16.8)	28 (11.5)	21 (8.5)
ニュージーランド	NZL	13 (32.8)	6.9 (17.3)	4.4 (11.0)	2.8 (7.0)
国・地域 Country or region	35~39	40~44	45~49	50~54	
日本	JPN	150 (9.7)	110 (7.1)	100 (6.5)	120 (7.8)
アメリカ ¹⁾	USA	311 (8.0)	323 (8.3)	318 (8.2)	273 (7.0)
カナダ	CAN	53 (8.7)	61 (10.1)	55 (9.1)	51 (8.4)
イギリス ¹⁾	GBR	210 (22.5)			
ドイツ	DEU	218 (11.2)	239 (12.3)	217 (11.2)	215 (11.1)
フランス	FRA	123 (11.2)	112 (10.2)	94 (8.6)	96 (8.8)
イタリア	ITA	81 (11.2)	67 (9.3)	53 (7.4)	35 (4.8)
スウェーデン	SWE	11 (7.4)	13 (8.7)	10 (6.7)	9.0 (6.0)
香港	HKG	7.1 (8.0)	10 (11.1)	12 (13.1)	12 (13.3)
韓国	KOR	63 (12.2)	48 (9.3)	41 (7.9)	37 (7.2)
シンガポール	SGP	3.7 (9.1)	4.0 (9.9)	5.1 (12.6)	4.6 (11.4)
フィリピン	PHL	156 (11.0)		108 (7.6)	
オーストラリア	AUS	20 (8.2)	17 (7.0)	14 (5.9)	18 (7.2)
ニュージーランド	NZL	2.4 (6.0)	2.4 (6.0)	2.9 (7.3)	1.9 (4.8)
国・地域 Country or region	55~59	60~64	65~	計 Total	
日本	JPN	170 (11.0)	150 (9.7)	80 (5.2)	1,540 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	219 (5.6)	129 (3.3)	108 (2.8)	3,882 (100)
カナダ	CAN	41 (6.8)	23 (3.8)	8.7 (1.4)	604 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	162 (17.4)		930 (100)	
ドイツ	DEU	216 (11.1)	88 (4.5)	—	1,944 (100)
フランス	FRA	67 (6.1)	13 (1.2)	1.0 (0.1)	1,095 (100)
イタリア	ITA	28 (3.9)	13 (1.8)	1.6 (0.2)	722 (100)
スウェーデン	SWE	10 (6.7)	10 (6.7)	—	149 (100)
香港	HKG	8.2 (9.2)	2.4 (2.7)	—	89 (100)
韓国	KOR	26 (5.0)	19 (3.7)	8.0 (1.5)	517 (100)
シンガポール	SGP	4.4 (10.9)	2.2 (5.4)	0.9 (2.2)	41 (100)
フィリピン	PHL	60 (4.2)		10 (0.7)	1,424 (100)
オーストラリア	AUS	14 (5.7)	8.9 (3.6)	1.8 (0.7)	244 (100)
ニュージーランド	NZL	1.8 (4.5)	0.9 (2.3)	0.2 (0.5)	40 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2007年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2007 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	40 (3.9)	170 (16.5)	160 (15.5)	140 (13.6)
アメリカ ¹⁾	USA	478 (15.0)	520 (16.3)	385 (12.0)	303 (9.5)
カナダ	CAN	75 (15.8)	64 (13.5)	46 (9.7)	41 (8.7)
イギリス ¹⁾	GBR	146 (21.2)	132 (19.0)	140 (20.2)	
ドイツ	DEU	89 (5.3)	163 (9.8)	174 (10.5)	150 (9.0)
フランス	FRA	71 (6.3)	186 (16.6)	172 (15.3)	151 (13.5)
イタリア	ITA	45 (5.8)	131 (16.7)	146 (18.6)	135 (17.2)
スウェーデン	SWE	33 (22.3)	26 (17.6)	17 (11.5)	14 (9.5)
香港	HKG	5.5 (9.7)	9.2 (16.2)	5.4 (9.5)	6.8 (12.0)
韓国	KOR	11 (4.1)	62 (23.3)	54 (20.3)	33 (12.4)
シンガポール	SGP	2.1 (5.9)	7.2 (20.3)	4.4 (12.4)	4.1 (11.5)
フィリピン	PHL	482 (58.7)		224 (27.3)	
オーストラリア	AUS	59 (24.6)	34 (14.3)	25 (10.2)	24 (10.1)
ニュージーランド	NZL	12 (29.3)	6.6 (16.5)	4.0 (10.0)	3.0 (7.5)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	130 (12.6)	100 (9.7)	80 (7.8)	70 (6.8)
アメリカ ¹⁾	USA	304 (9.5)	287 (9.0)	300 (9.4)	244 (7.6)
カナダ	CAN	50 (10.5)	55 (11.5)	49 (10.2)	39 (8.2)
イギリス ¹⁾	GBR	190 (27.5)			
ドイツ	DEU	186 (11.2)	228 (13.7)	210 (12.6)	192 (11.5)
フランス	FRA	136 (12.1)	124 (11.1)	108 (9.6)	103 (9.2)
イタリア	ITA	114 (14.5)	96 (12.2)	65 (8.3)	34 (4.3)
スウェーデン	SWE	13 (8.8)	13 (8.8)	8.0 (5.4)	8.0 (5.4)
香港	HKG	5.2 (9.2)	7.1 (12.5)	7.7 (13.6)	5.9 (10.4)
韓国	KOR	27 (10.2)	28 (10.5)	18 (6.8)	16 (6.0)
シンガポール	SGP	4.4 (12.4)	4.1 (11.5)	3.5 (9.9)	2.9 (8.2)
フィリピン	PHL	64 (7.8)		32 (3.9)	
オーストラリア	AUS	21 (8.8)	25 (10.6)	21 (8.6)	15 (6.3)
ニュージーランド	NZL	3.5 (8.8)	3.9 (9.8)	3.3 (8.3)	1.8 (4.5)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	70 (6.8)	50 (4.9)	30 (2.9)	1,030 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	193 (6.0)	100 (3.1)	82 (2.6)	3,196 (100)
カナダ	CAN	33 (6.9)	17 (3.6)	4.3 (0.9)	476 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	84 (12.1)			
ドイツ	DEU	212 (12.7)	57 (3.4)	—	1,664 (100)
フランス	FRA	61 (5.4)	7.0 (0.6)	1.0 (0.1)	1,121 (100)
イタリア	ITA	14 (1.8)	3.6 (0.5)	0.9 (0.1)	784 (100)
スウェーデン	SWE	8.0 (5.4)	7.0 (4.7)	—	148 (100)
香港	HKG	3.6 (6.3)	0.4 (0.7)	—	57 (100)
韓国	KOR	8.0 (3.0)	7.0 (2.6)	2.0 (0.8)	266 (100)
シンガポール	SGP	1.9 (5.4)	0.5 (1.4)	0.4 (1.1)	36 (100)
フィリピン	PHL	15 (1.8)		4.0 (0.5)	821 (100)
オーストラリア	AUS	10 (4.3)	4.6 (1.9)	0.8 (0.3)	241 (100)
ニュージーランド	NZL	1.3 (3.3)	0.6 (1.5)	0.2 (0.5)	40 (100)

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15~19歳欄は16~19歳の数値。

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

国・地域 Country or region		2000年/Year			2005			2007		
		15~24 年齢階級 /age group	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64
日本	JPN	9.2	4.1	5.6	8.6	4.2	4.1	7.7	3.7	3.4
アメリカ ¹⁾	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	10.5	3.7	3.1
カナダ	CAN	12.6	5.8	5.4	12.4	5.8	5.4	11.2	5.1	5.0
イギリス ¹⁾	GBR	11.8	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	14.4	3.7	3.3
ドイツ ²⁾	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	12.4	7.9	11.8
フランス ²⁾	FRA	20.7	9.2	7.9	20.2	7.8	5.2	19.6	6.8	6.6
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	20.3	5.3	2.4
オランダ	NLD	5.3	2.3	1.9	9.6	4.4	4.5	7.3	2.7	4.1
ベルギー	BEL	15.2	5.8	3.2	19.9	7.2	4.4	19.2	6.8	3.8
ルクセンブルク	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	14.9	3.3	0.7
デンマーク	DNK	6.7	4.1	4.0	7.9	4.2	4.9	7.2	2.7	4.2
スウェーデン ²⁾	SWE	11.9	4.9	6.1	22.3	6.2	4.5	18.9	4.4	3.9
オーストリア	AUT	6.3	4.3	6.7	10.3	4.4	3.6	8.7	3.8	3.0
フィンランド	FIN	21.5	8.0	9.4	18.9	6.9	6.9	15.7	5.3	6.5
ノルウェー ¹⁾	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	7.3	1.9	1.0
スイス	CHE	4.8	2.3	2.7	8.8	3.8	3.7	7.1	3.1	3.1
アイルランド	IRL	6.4	4.0	2.5	8.3	3.7	3.0	8.7	4.1	2.6
スペイン ¹⁾	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	18.2	7.2	5.9
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.3	16.1	7.3	6.2	16.6	7.8	6.5
EU-15		15.6	7.3	7.5	16.4	7.2	6.3	15.6	6.6	6.2
EU-19		17.6	7.9	7.5	18.3	8.0	6.6	16.1	6.7	6.2
韓国	KOR	10.2	3.7	2.6	10.2	3.4	2.5	8.8	3.1	2.2
オーストラリア	AUS	11.8	4.7	3.9	10.8	3.9	3.2	9.4	3.4	2.7
ニュージーランド	NZL	13.2	4.5	4.7	9.4	2.7	1.9	9.7	2.5	1.4

資料出所 OECD(2008.7) *Employment Outlook 2008*

(注) 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値。ノルウェーは2005年迄。

2) 2007年の数値は、EU労働力調査から得られる年間伸び率に基づくOECD事務局推計。

4 失業・失業
保険・雇用調整

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

国 Country or region		6か月以上/6 months and over					1年以上/1 year and over				
		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	1995	2000	2005	2006	2007
日本	JPN	37.7	46.9	49.1	48.1	48.2	18.1	25.5	33.3	33.0	32.0
アメリカ	USA	17.3	11.4	19.6	17.6	17.6	9.7	6.0	11.8	10.0	10.0
カナダ	CAN	29.5	19.5	17.2	16.0	14.8	16.8	11.2	9.6	8.7	7.5
イギリス	GBR	60.8	43.2	38.2	40.9	41.5	43.6	28.0	22.4	22.1	24.7
ドイツ	DEU	65.9	67.6	70.9	73.1	71.3	48.7	51.5	54.1	57.3	56.6
フランス	FRA	64.1	62.0	60.4	61.0	—	42.5	42.6	41.4	42.2	—
イタリア	ITA	80.2	77.6	67.7	68.5	65.4	63.6	61.3	52.2	52.9	49.9
オランダ	NLD	80.4	—	59.9	62.7	59.1	46.8	—	40.1	45.2	41.7
ベルギー	BEL	77.7	71.8	68.3	69.0	68.1	62.4	56.3	51.6	55.6	50.0
デンマーク	DNK	46.6	38.1	43.8	33.7	29.5	27.9	20.0	25.9	20.4	18.2
スウェーデン	SWE	45.6	41.5	—	—	27.3	27.8	26.4	—	—	13.0
フィンランド	FIN	56.6	46.5	41.8	39.7	37.9	37.6	29.0	24.9	24.8	23.0
ノルウェー	NOR	39.3	16.6	25.3	32.3	25.1	24.2	5.3	9.5	14.1	8.5
オーストリア	AUT	43.7	39.7	43.2	44.2	44.2	29.1	25.8	25.3	27.3	26.8
スイス	CHE	50.8	45.7	59.1	58.6	56.6	33.6	29.0	39.0	39.1	40.8
アイルランド	IRL	78.2	—	52.6	53.2	50.1	61.6	—	34.3	34.3	30.3
ギリシャ	GRC	72.7	73.5	72.6	75.2	68.2	51.4	56.4	53.7	55.6	50.3
スペイン	ESP	72.8	64.8	47.7	44.4	42.6	57.1	47.6	32.6	29.5	27.6
ポーランド	POL	63.1	63.0	71.6	69.1	64.3	40.0	37.9	52.2	50.4	45.9
EU-15		68.3	63.8	61.2	61.5	58.7	50.3	46.9	44.2	44.7	42.3
EU-19		67.7	64.2	63.7	63.4	60.1	49.1	45.8	46.3	46.4	43.6
韓国	KOR	17.7	14.1	11.6	11.3	11.7	4.4	2.3	0.8	1.1	0.6
オーストラリア	AUS	48.3	39.5	30.2	30.6	27.1	32.0	25.5	17.7	17.8	15.5
ニュージーランド	NZL	43.5	36.3	21.5	20.0	16.7	25.7	19.3	9.4	7.1	5.7
メキシコ	MEX	8.0	5.1	6.8	6.2	5.4	1.5	1.2	2.3	2.5	2.7

資料出所 OECD (2008.7) *Employment Outlook 2008*1995, 2000年値: OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年7月現在

第4-6表 失業期間別構成比(2007年)

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2007

		(%)					
国・地域 Country or region		合計 Total	1か月 未満 Less than 1 month	1~3か月 未満 1 to 3 months	3~6か月 未満 3 to 6 months	6か月~ 1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	100.0	15.8	21.1	15.0	16.2	32.0
アメリカ	USA	100.0	35.9	31.5	15.0	7.6	10.0
カナダ	CAN	100.0	30.3	40.2	14.7	7.3	7.5
イギリス	GBR	100.0	16.1	23.0	19.4	16.8	24.7
ドイツ	DEU	100.0	5.3	11.2	12.2	14.7	56.6
フランス	FRA	100.0	4.7	19.9	16.8	18.2	40.4
イタリア	ITA	100.0	7.8	11.9	14.8	15.5	49.9
オランダ	NLD	100.0	4.1	19.4	17.4	17.3	41.7
ベルギー	BEL	100.0	7.2	11.9	12.8	18.1	50.0
デンマーク	DNK	100.0	29.0	22.9	18.7	11.4	18.2
スウェーデン	SWE	100.0	30.0	25.1	17.6	14.3	13.0
フィンランド	FIN	100.0	14.0	28.1	20.0	14.9	23.0
ノルウェー	NOR	100.0	33.0	26.1	15.1	17.0	8.8
オーストリア	AUT	100.0	11.2	24.2	20.5	17.4	26.8
スイス	CHE	100.0	7.9	15.3	20.2	15.8	40.8
アイルランド	IRL	100.0	18.6	10.4	20.9	19.7	30.3
ギリシャ	GRC	100.0	5.0	12.2	14.6	17.9	50.3
スペイン	ESP	100.0	14.3	25.9	17.2	15.0	27.6
チェコ	CZE	100.0	6.1	9.1	13.2	18.2	53.4
ポーランド	POL	100.0	8.2	12.3	15.2	18.4	45.9
EU-15		100.0	9.0	17.2	15.6	16.2	42.0
EU-19		100.0	8.7	16.3	15.3	16.4	43.3
韓国	KOR	100.0	—	60.1	28.2	11.2	0.6
オーストラリア	AUS	100.0	29.7	27.3	15.9	11.7	15.5
ニュージーランド	NZL	100.0	40.6	28.4	14.3	11.0	5.7
メキシコ	MEX	100.0	37.5	40.8	16.3	2.7	2.7

資料出所 OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年7月現在

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployment

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
日本	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
アメリカ	人口動態調査(CPS)。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$
カナダ	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$
イギリス	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。既に就業先が決まっており、待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$
ドイツ ¹⁾	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する3か月以上の仕事に被用者として応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。雇用局の研修等に参加する者は含まれない。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$ $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$
フランス	雇用統計(Enquete Emploi)。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った又は3か年以内に新しい仕事を始めるために待機中の15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
イタリア	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く})$
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
中国	(都市部労働力標本調査)。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った16歳以上の都市部在住者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \\ (\text{軍人を除く、都市部のみ})$
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \text{ (軍人を除く)}$
韓国	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。1か月以内に就職することが決まっており待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \text{ (軍人を除く)}$
シンガポール	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。既に就職先が決まっており待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
タイ	労働力調査。調査週において仕事への従事が週1時間未満であって、就業が可能であり、過去30日以内に求職活動を行った15歳以上(2001年から。2000年までは13歳)の者。病気で求職活動ができない者や新しい仕事、又は農繁期に向け待機中の者、レイオフ中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
フィリピン	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。一時的な病気又はレイオフ中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \text{ (軍人を除く)}$
オーストラリア	労働力調査。調査期間中において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}} \text{ (軍人を除く)}$
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があつて職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ILO	仕事への従事が週1時間未満であつて、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った一定年齢以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
EU ²⁾	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査以前4週間以内に求職活動をしている15歳以上74歳以下の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$

資料出所 厚生労働省(2009.1)「海外情勢報告2007-2008」

Eurostat(2004) *The European Union Labour Force Survey: Methods and Definitions*

ILO(2004) *Sources and Methods: Labour Statistics vol.3*

アメリカ:労働統計局ホームページ(<http://www.bls.gov>)2008年12月現在

韓国:韓国国家統計庁ホームページ(<http://www.nso.go.kr/>)2009年1月現在

(注) 全労働力人口は、軍人(日本の場合は自衛隊員)を含む。

- 1) 各国の失業者及び失業率の定義はILO基準に準じているが、ドイツは、それとは別に登録失業者及び登録失業率を公表している。
- 2) EUは、欧州統計局による定義。

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。但し、特定受給資格者(倒産、解雇等による離職者)については、離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ¹⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	18歳未満:州34.60ポンド(約7千円)、18～24歳:週45.50ポンド(約9千円)、25歳以上:週57.45ポンド(約1万2千円) ※週50ポンド(約1万円)を越える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	失業給付(Arbeitslosengeld)	雇用復帰支援手当(ARE)	失業給付
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2006年1月18日発効の労働協約	失業保険法及び失業保険基金法(1998年)
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること(ただし、58歳以上の者は求職活動を免除される) (3)離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること ※58歳以上の者の求職活動免除措置は2007年末で廃止予定。	(1)離職前22か月間に6か月以上就労していたこと (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)ASSEDICに求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること	(1)離職前12か月間に、各月80時間以上で6か月間、各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 (2)完全あるいは部分的に失業中で、1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり、公共職業安定所で登録し、復職計画の策定に協力し、積極的な求職活動を行っている者。 (3)失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 〈離職前の賃金(月額)…〉* * 1066ユーロ以下:支給額(日額は、離職前の賃金(日数=月額130)の75% * 1066~1168ユーロ:支給額(日額は、26.66ユーロの定額(月額換算では、799.8ユーロ) * 1168~1928ユーロ:支給額(日額は、離職前の賃金(日額=月額/30)の57.4% なお、離職前の賃金が高額(月額11,092ユーロ以上)であった場合、月額11,092ユーロであったとして給付額を算定する。	当初200日間は従前賃金の80%相当額(月額上限額680クローナ)、その後100日間は従前賃金の70%。

第4-8表 失業保険制度(続き)

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※受給期間中に、病気、怪我、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなった場合、その日数に限り、受給期間の延長が可能(最長3年間)。	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり、失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し、残り1000分の3.0を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する(平成19年雇用保険法改正による)。	<保険料(2006年)> 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き、被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8%。最高56ドルまで。 州失業税率の平均は2.42%(課税対象となる賃金ベース)。	<保険料(2006年)> 賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ²⁾ 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理運営(2005年)。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
給付期間	50歳未満:6~12か月 50歳以上55歳未満: 6~15か月 55歳以上58歳未満: 6~18か月 58歳以上:6~24か月 被保険者期間の長短は被保 険者期間の長さに応じる。 ※短時間勤務給付は2009年 から1年間の時限措置で支給 期間を18か月に拡大。	50歳未満:7~23か月 50歳以上:7~36か月 給付期間の長短は被保険者 期間の長さに応じる。	最長300日。但し、18歳未満の 子供のいる父母は、さらに300 日まで追加受給可能。
財源	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010 年6月までの18か月間は時限 措置として2.8%に引下げ。 <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄 えないときに限り、不足分を連 邦政府が全額負担。	<保険料(2008年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及 び雇用主の拠出金である。 (2007年)	労働者の拠出する保険料及 び国からの補助金。任意所得 比例保険の場合、被保険者は 基金により異なる保険料(月69 クローナから238クローナ)を拠 出。使用者拠出はない。政府 は、基礎保険も含め、失業保 険給付全体の経費の9割以上 を負担。
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、 連邦雇用庁が運営。保険料徴 収は疾病金庫が実施。	民間の機関である地域商工業 雇用協会及び全国商工業雇 用連合が管理運営。	全国に36ある失業保険基金が 管理運営を行い、新たに設立 された失業保険基金アルファ と併せ、労働市場庁が全般的 な監督を行う。
備考	失業保険給付の給付終了後 なお失業している生活困窮者 等に対して、連邦政府が受給 費を負担する失業給付II制度 がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了し た長期失業者などを対象とし た連帯失業手当制度がある (参考表参照)。	失業保険給付は「所得」として 課税対象。年金額の算定にも 換算される。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢報告」

日本:厚生労働省及びハローワークホームページ

アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

スウェーデン:厚生労働省(2003.8)「2002~2003年海外情勢報告」、IAF(スウェーデン失業保
険局)ホームページ, IAF(2007) *Annual Report 2006*

- (注) 1) パートナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職
員(個別相談員)。
2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不能
給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。

第4-8表（参考）補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付(Income-based JSA)	失業給付II(Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法(Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編(SGB II)「求職者のための基礎保障(Grundsicherung für arbeitsuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	連邦雇用庁及び地方自治体
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)	連邦政府の一般財源(全額国庫負担)。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拋出制求職者給付の受給資格がないこと又は拋出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ)認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 25歳以上の単身者 57.45ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル 57.45ポンド/週 加算金 年金受給者(カップル) 83.95ポンド/週 (2006年4月現在)	給付基準月額(単身者:2008年7月現在)351ユーロ なお、対象者が就労した場合、一定の範囲で控除が認められるが、それ以上就労した場合は、給付が減額される。 また、就労可能な家族には、基準月額の80%、就労できない14歳以上の家族には基準月額の80%、14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。 ※ 2006年7月から旧東ドイツ地区の単身者の基準月額が331ユーロから345ユーロに引き上げられた。
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳、女性60歳)まで無制限	上限無し(65歳まで受給可能)
給付実績等	約62万人(2005年2月) (拋出制求職者給付)の併給者約1万5千人を含む)	受給者 498万人 支給総額 250億ユーロ (いずれも2005年実績)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

	フランス	スウェーデン
制度名	連帯失業手当(ASS)	基礎保険
根拠法令	労働法典第L.351条	失業保険法及び失業保険基本法
管理運営 主体	制度管理は国、事業の管理運営は地域商工業雇用協会(Assédic)及び全国商工業雇用連合(Unédic)が行う	失業保険基金アルファ
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)	国の一般財源
受給対象 者	原則失業給付の受給期間を満了した長期失業者。ただし、50歳以上の失業者は、失業保険給付(雇用復帰支援手当(ARE))の代わりにASSの受給が可能	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で、失業保険基金に加入していない者、加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) (2) 実際に求職活動を行っていること(ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、一定以上の月収(2008年1月1日現在、単身者1,031.80ユーロ、夫婦1,621.40ユーロ)がないこと なお、ASSの代わりに最低社会復帰扶助(RMI; Revenu minimum d'insertion)の受給を選択することも可能で、どちらか一方のみ受給することができる。	失業前に週40時間就労していたこと(40時間未満の場合は、給付額減額)
給付水準	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月間収入589.6ユーロ未満で442.2ユーロ(月額)、 月間収入589.6ユーロ以上1,031.80ユーロ未満で1,031.80ユーロと収入の差額(月額)、 月間収入1,031.80ユーロ以上で給付ゼロ (2008年1月1日現在)	一律日額320クローナ
給付期間	原則6か月(更新可能)	最大300日(その後活動保障プログラムに移行)
給付実績 等	受給者 約385,300人(2008年9月30日現在) うち50～59歳が全体の50.5%、60歳以上が10.5%を占める。(2008年9月30日現在)	
備考	60歳未満で、満額年金拠出期間(原則40年)を終えた失業者は、年金受給開始年齢(60歳)までの間の所得補償手当である年金相当給付(AER)の受給が可能(所得制限あり、基準月額968ユーロ(2008年9月現在))。 なお、連帯失業手当(ASS)、年金相当給付(AER)のいずれも受給できない場合、生活保護に相当する最低社会復帰扶助(RMI)の受給が可能。	

資料出所 厚生労働省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、同(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」・同(2004.3)「2002～2003年海外情勢報告」、IAF(2007) *The Swedish Unemployment Insurance Scheme* 等
(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	824	1,003	1,106	1,048	839	682	628	583	567
アメリカ ²⁾	USA	2,639	2,146	3,012	3,624	3,573	2,999	2,709	2,521	2,612
UI (州)		2,572	2,110	2,974	3,585	3,531	2,950	2,661	2,476	2,571
初回申請者数 (州)		357	301	404	407	404	345	328	313	324
イギリス ³⁾	GBR	—	966	843	816	824	726	755	844	758
抛出制JSA受給者(a)			147	146	160	166	136	145	140	118
所得調査制JSA受給者(b)			800	679	637	640	576	596	690	628
(a) & (b)			19	18	19	19	14	14	14	12
不支給			94	93	90	91	81	75	87	79
ドイツ ⁴⁾	DEU	2,762	3,152	3,202	3,591	3,919	4,047	6,710	6,837	6,357
失業給付I		1,780	1,695	1,725	1,899	1,914	1,845	1,728	1,445	1,080
失業扶助/失業給付II		982	1,457	1,477	1,692	2,005	2,202	4,982	5,392	5,277
フランス ⁵⁾	FRA	2,247	2,144	2,146	2,377	2,589	2,661	2,574	2,351	2,156
各種失業給付受給者		1,756	1,667	1,707	1,954	2,170	2,232	2,130	1,891	1,724
ASS及びAI受給者		491	477	439	422	419	429	444	460	432

資料出所 日本：厚生労働省(2007)「平成18年度雇用保険事業年報」、国立社会保障・人口問題研究所編(2008)「平成19年版社会保障統計年報」

アメリカ：G.P.O.(2008.2) *Economic Report of the President 2008*

イギリス：国家統計局(2008) *Annual Abstract of Statistics 2008*

ドイツ：連邦労働社会省(2008.6) *Statistisches Taschenbuch 2008*

フランス：UNEDIC(全国商工業雇用協会連合)ホームページ「Bénéficiaires en fin de mois」(<http://info.assedic.fr/unistatis/>)2008年8月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。
- 2) 週平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償、短期延長失業補償(TEUC)は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。内訳の上段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため、2000年以降は連続しない。JSAには、抛出制JSAと所得調査制JSAとがある。
- 4) 暦年値。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段：失業給付I、下段：失業給付II(ただし、2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

(製造業/Manufacturing)

国 Country	日本 ¹⁾ JPN			アメリカ ¹⁾ USA	日本 ²⁾ JPN		
	1990~ 1994	1995~ 1999	2000~ 2004	2000~ 2004	1990~ 1994	1995~ 1999	2000~ 2004
lnL(t-1) β 1	0.8406 (17.12)*	0.7162 (25.55)*	0.6678 (13.24)*	0.5371 (13.56)*	0.9522 (12.66)*	0.8719 (20.28)*	0.4329 (5.88)*
lnY(t) β 2	0.1148 (8.55)*	0.1481 (12.86)*	0.2763 (11.11)*	0.2532 (12.98)*	0.0016 (0.07)	0.0566 (3.41)*	0.2980 (8.21)*
CG(t)・lnL(t-1) β 3	—	—	—	—	-0.6945 (-7.72)*	-0.5570 (-8.82)*	-0.9490 (-5.67)*
CG(t)・lnY(t) β 4	—	—	—	—	0.4510 (7.79)*	0.3543 (8.63)*	0.5933 (5.59)*
雇用調整速度 1-β 1 -β 3	0.1593	0.2837	0.3321	0.4628	0.0477	0.1280	0.5670
					0.6945	0.5570	0.9490

(非製造業/Non-Manufacturing)

国 Country	日本 ¹⁾ JPN			アメリカ ¹⁾ USA	日本 ²⁾ JPN		
	1990~ 1994	1995~ 1999	2000~ 2004	2000~ 2004	1990~ 1994	1995~ 1999	2000~ 2004
lnL(t-1) β 1	0.5653 (13.64)*	0.6460 (20.48)*	0.5883 (13.37)*	0.6179 (11.12)*	0.6946 (11.76)*	0.7797 (16.63)*	0.6177 (10.82)*
lnY(t) β 2	0.1798 (8.32)*	0.2125 (10.73)*	0.2492 (9.42)*	0.1539 (6.33)*	0.1013 (3.33)*	0.1256 (4.59)*	0.1959 (6.06)*
CG(t)・lnL(t-1) β 3	—	—	—	—	-0.4021 (-6.31)*	-0.4786 (-7.03)*	-0.6547 (-7.25)*
CG(t)・lnY(t) β 4	—	—	—	—	0.2518 (6.30)*	0.2968 (6.97)*	0.3964 (7.34)*
雇用調整速度 1-β 1 -β 3	0.4346	0.3539	0.4116	0.3820	0.3053	0.2202	0.3822
					0.4021	0.4786	0.6547

資料出所 内閣府(2006)「平成18年版経済財政白書」

(注) 1) 雇用者数, 売上高・営業収益で推計。

2) 雇用者数, 売上高・営業収益, 負比率で推計。

推計式

部分調整モデルをもとに, 企業の財務データを取り入れ, 以下の式を用いて推計。

$$\ln L(t) = \alpha + \beta 1 \cdot \ln L(t-1) + \beta 2 \cdot \ln Y(t) + \beta 3 \cdot CG(t) \cdot \ln L(t-1) + \beta 4 \cdot CG(t) \cdot \ln Y(t) + u(t)$$

L(t) : 当期の雇用者数

L(t-1) : 前期の雇用者数

Y(t) : 売上高・営業収益

CG(t) : 財務データ(負債比率: 有利子負債/総資産)

()はz値, *は1%水準で有意であることを示す。

使用データ

日本: 日経NEEDSから, 東証一部上場1,126社(製造業: 705社, 非製造業: 421社)のデータを抽出(単独決算)。

アメリカ: オシリスから, 1,439社(製造業635社, 非製造業804社)のデータを抽出(連結決算)。

第4-11表 解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	<p>民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。労働基準法により、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。 ・業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、ならびに女性が産前産後において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。 ・国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。 ・労働契約法(2008年3月施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする。」と定めている(労働基準法から移行)。 <p>合理的理由に基づく解雇としては、(1)労務提供不可能、能力・適格性の欠如、(2)義務違反・規律違反(懲戒解雇)、(3)やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、(4)ユニオン・ショップ協定に基づくものなどが挙げられる。</p>	<p>整理解雇について、判例法上、次の基準を判断材料に、「解雇権の濫用」として違法・無効とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減の必要性 ・整理解雇を選択することの必要性(解雇回避努力義務)を尽くしたこと ・被解雇者選定の妥当性 ・手続きの妥当性(労働者又は労働組合との十分な協議)
アメリカ	<p>解雇は原則自由であるが、連邦制定法により以下の解雇は制限されている。</p> <p>(1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。</p> <p>また、州によっては、差別禁止事由として以下のような解雇が禁止されている。</p> <p>(1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。</p> <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</p> <p>(1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。</p> <p>労働協約で、解雇に対して「正当事由」を求める条項がある場合、この協約の適用を受ける労働者は、不当な解雇がなされた場合、労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めうる。</p>	<p>解雇は原則自由であるが、大量解雇が行われる場合、使用者は、セニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合には、そのルールに従って被解雇者を選出する。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合かそれがいない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。ただし、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 ・使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集团的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 解雇事由の開示（勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。</p> <p>(1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関すること（経済的・技術的等の理由がある場合を除く）、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。</p> <p>不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。 被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた刺員整理手当が支払われる。
ドイツ	<p>民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。</p> <p>1969年に制定された解雇制限法(2003年改正)は、次の解雇は、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法、職員代表法）、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法）、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法）、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法）、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用したその労働者の解雇（職場保護法）、(6)訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法）</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行うおうとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等）、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>

第4-11表 解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中と産前産後休業中の解雇 ・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇 ・出身・性・家族状況 ・民族・人種・政治的意見 ・労働組合権の通常の行使 ・宗教的信条 <p>また、解雇には真実かつ重大な理由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な理由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p><個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <p><2人以上10人未満の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <p><10人以上の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」により労働政策研究・研修機構作成

<コラム2> 失業率の国際比較

失業率とは、失業者数／労働力人口×100で算定される指標である。労働力人口とは就業者数と失業者数とを合計した人数であり、失業率を求めるためには就業者と失業者が何を指すかを明らかにする必要がある。これらの定義についてILOは、1982年開催の国際統計家会議において、現在使われているILO基準の定義を決議している。ILO基準によると、就業者とは、特定の短い期間に「有給就業者」又は「自営業者」である一定年齢以上のすべての者と定義されている。また、失業者は、特定の短い期間に①「仕事を持たず」②「現在就業が可能であり」③「仕事を探していた」一定年齢以上のすべての者とされている。

この決議以降、各国においてILO基準に沿ったかたちで就学・不就業などの把握方法の見直しが行われた他、国際機関が各国の失業率をILO基準に調整して公表するなど国際比較のための環境は整備されつつある。もっとも、ILO基準に準拠している失業率とはいっても、各国の実情に合わせて定義そのものかなりの柔軟性があるため、公表している国や機関によって厳密な定義は異なっている。

アメリカでは、労働省労働統計局のCurrent Population Surveyが失業率の把握を行っており、各国の失業率をアメリカの基準に合わせた数値も公表している（表1）。

日本では、総務省統計局の労働力調査で失業率が毎月公表されている。従来、失業の周辺情報を詳細に調べていた労働力調査特別調査が2002年1月から労働力調査に統合され、四半期、各年ベースで詳細結果が公表されている。（<コラム3> 日米の失業者の定義の違い(p.165) 参照）

EUでは、各国が独自に公表している失業率の他に、EurostatがILO基準の失業率を毎月公表している。1983年よりEUは、EU各国で行われている労働力調査等をベースとして、国際比較が可能な調査を行っている。1998年のCouncil Regulationが現在の調査枠組みを定め、その後、2000年のCommission Regulationが調査事項に関する詳細を定め、これらに基づき調査を行っている。ただし、調査は四半期あるいは各年ベースに実施することとされているなど、国の事情によって実施状況に差がある。

Eurostatの定義による失業者とは、特定の期間に、①「仕事を持たず」②「2週間以内に就業が可能で」③「過去4週間に何か仕事を探していた」15歳から74歳までの者であり、日本、アメリカの定義とは異なっている。

Eurostatにおける失業率の推計手順をみてみよう。まず、労働力調査から当該月の就業者数と失業者数が推計される。労働力調査を年1回ベースでのみ行っているフランスやドイツなどの失業者数については、公共職業安定所等への失業者の登録データが活用され

るが、労働力調査の失業者の定義とは異なるため、公共職業安定所等への失業者の登録の増減状況が労働力調査の失業者数の増減に反映されるように推計される。就業者数についても、労働力調査の結果から推計される。次に、失業者数及び就業者数が、各国ごとに4つの区分(25歳未満の男性・女性、25歳以上の男性・女性)で計算される。その後これらの系列はそれぞれ季節調整され、各国の数値とEUの合計が計算される。こうした推計方法をとっているため、各国の労働力調査の最新結果が利用可能となった際に、公表されていた失業率の値が過去に遡り改定されることがある。

このように雇用問題が大きな関心を集めるなか、失業率の国際比較には様々な取組みがなされていることが分かる。しかしながら、失業率の水準そのものの的確な比較は極めて難しい作業であり、国際比較にあたっては、目的に応じて水準のみならず失業率の動きや性・年齢別などの失業の構造など様々な面からの分析が必要であろう。

参考文献：総務省(2008)「平成19年労働力調査年報(詳細結果)」

BLS *Monthly Labor Review*

EU *Official Journal of European Communities*

Eurostat *Euro-Indicators news release,*

European social statistics -Labour force survey results

表1 アメリカ労働省統計局 (BLS) によるアメリカの定義で調整した失業率

国/Country		(%)								
		1990	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	JPN	2.1	3.2	4.8	5.4	5.3	4.8	4.5	4.2	3.9
アメリカ ¹⁾	USA	5.6	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6
カナダ	CAN	7.7	8.6	6.1	7.0	6.9	6.4	6.0	5.5	5.3
イギリス	GBR	7.1	8.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.9	5.5	5.4
ドイツ ²⁾	DEU	5.0	8.2	7.8	8.6	9.3	10.3	11.2	10.4	8.7
フランス	FRA	8.6	11.3	9.1	8.8	9.2	9.6	9.6	9.5	8.6
イタリア	ITA	7.0	11.3	10.2	8.7	8.5	8.1	7.8	6.9	6.2
オランダ	NLD	7.6	7.1	3.0	2.8	3.7	4.6	4.8	3.9	3.2
スウェーデン	SWE	1.8	9.1	5.8	5.2	5.8	6.6	7.7	7.0	6.1
オーストラリア ¹⁾	AUS	6.7	8.2	6.3	6.4	5.9	5.4	5.1	4.8	4.4

資料出所 Bureau of Labor Statistics (2008.4) "Comparative Civilian Labor Force Statistics, Ten Countries, 1960-2007"

(注) 1) 自国失業率もアメリカ定義で公表している。

2) 1990年は旧西ドイツ地域。

<コラム3> 日米の失業者の定義の違い

失業者の定義については、日米ともに ILO の基準に従い、①仕事をもち、②現在就業可能であり、③仕事を探していた——との 3 要件を満たす者とされているが、求職活動期間や家族従業者の取り扱いにおいて下表のとおり若干の違いがある。

また、レイオフ(一時休業)の扱いについて、アメリカではレイオフされた後に復職を待っている者は求職活動の有無を問わず失業者に含めるが、日本の一時休業の場合は、雇用関係が一般に継続しているため、就業者に含めている。

日・米失業者の定義の相違

	求職活動期間		求職活動の結果を待っている	家族従業者 (就業時間)		就業 内定者 ^{注)}
	過去 1週間	過去 2~4週		週15時間 未満	週15時間 以上	
日本	失業者	非労働力 人口	失業者	就業者	就業者	非労働力 人口
アメリカ	失業者	失業者	非労働力 人口	非労働力 人口	就業者	非労働力 人口

注) 就業内定の場合でも、求職活動を行っていれば失業者にカウントされる。

日本定義からアメリカ定義への修正については、おおむね以下の①から③の修正を行うことになる。

- ① 過去2~4週間に求職活動を行った者 : 非労働力人口→失業者
- ② 求職活動の結果を待っている者
 - イ 過去2~4週間に求職活動を行った者 : 変更なし
 - ロ 過去1か月以内に求職活動を行っていない者 : 失業者→非労働力人口
- ③ 家族従業者のうち、週15時間未満の就業者 : 就業者→非労働力人口

2007年について総務省「労働力調査年報詳細結果」を活用して、上記①~③の修正を行い、日本定義の失業者数等をアメリカ定義に変更すると、以下のようになる。

4 失業・失業保険・雇用調整

(日本定義)

失業者数：257万人，労働力人口：6,669万人，完全失業率：3.9%

(注：上記の数字は，全て2007年の原数値。)

- ① に該当する者(非労働力人口のうち過去1か月に求職活動があり，仕事にすぐ就ける者。ただし，「家事・育児のため仕事があっても続けられそうにない」者を除く)→21万人
- ② のロに該当する者(完全失業者のうち，過去1か月以内に求職活動を行っていない者)→62万人
- ③ に該当する者(家族従業者のうち，1週間の就業時間が15時間未満の者)
→31万人

(アメリカ定義への修正)

失業者数　：　216万人　(=257+21-62)

労働力人口：6,576万人　(=6,669-62-31)

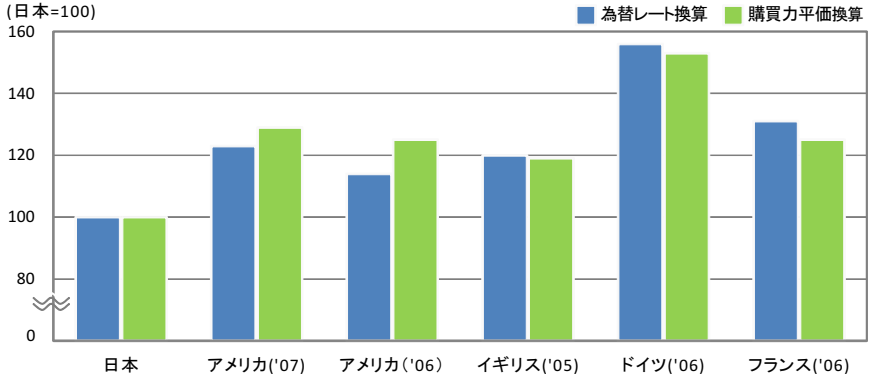
完全失業率：　3.3%　(=(216÷6,576)×100)

資料出所　厚生労働省(2002)「平成14年版労働経済白書」，総務省(2008)「平成19年労働力調査年報(基本集計，詳細結果)」

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業、試算）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業、試算)」(p.173)を参照。

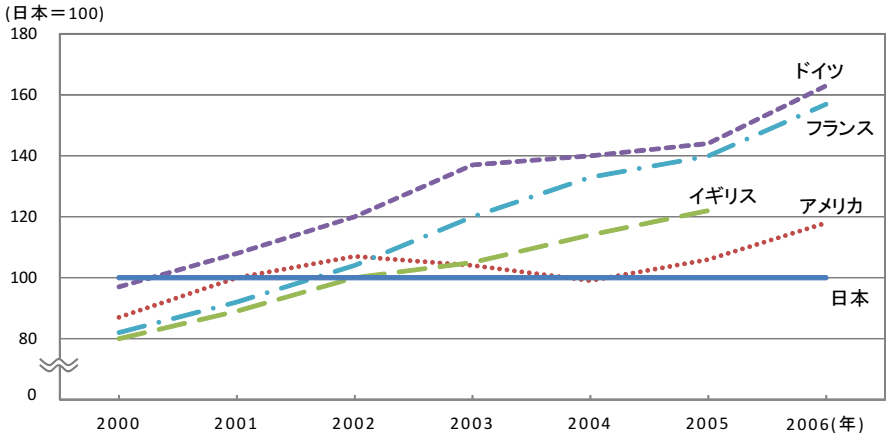
賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないという問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した(資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については日本は5人以上、アメリカは全規模、欧州については10人以上という違いがある。

為替レートによる比較では円安その他の影響もあり日本の時間当たりの賃金は5か国中最も低い水準となった。購買力平価による比較でも各国を下回っており、商品やサービスの購買力という意味での時間当たりの賃金も国際的にみて低い水準となっている。

5 賃金・労働費用

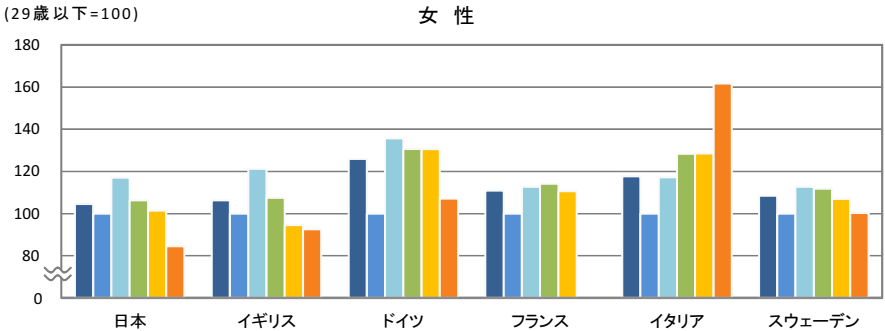
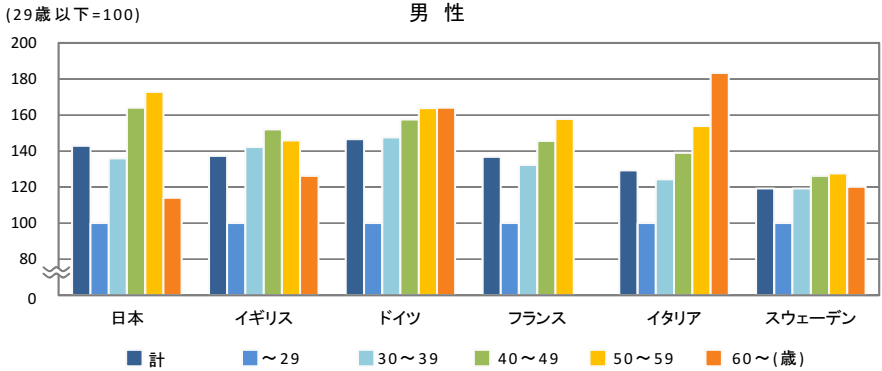
5-2 労働費用（製造業、試算：為替レート換算）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業、試算：為替レート換算)」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降傾向的に高まり、2000年には5か国中最も高かったが、2006年をみると為替レート他の影響もあり、5か国中で最も低い水準となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差（製造業、2002年）」(p.182)を参照。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

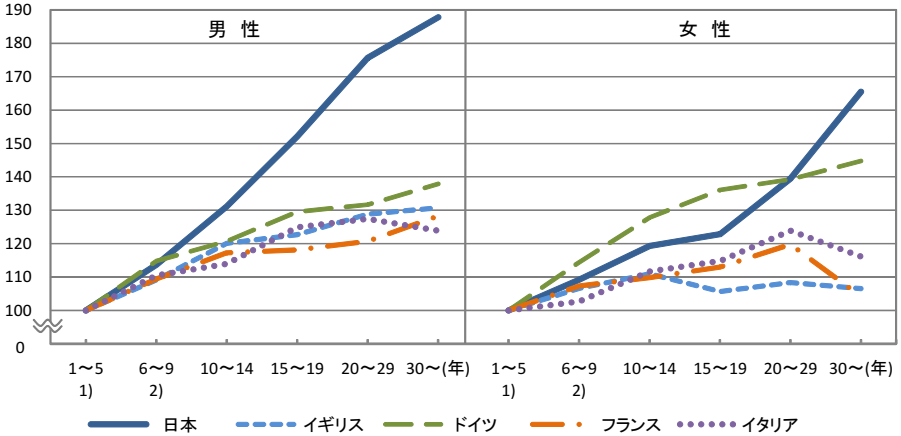
まず男性についてみると、日本では、年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50～59歳で最大約1.7倍となるが、60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では、29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は、イギリスでは40～49歳層(1.5倍)、ドイツでは50～59歳及び60歳以上層(1.6倍)、フランスでは50～59歳層(1.6倍)、イタリアでは60歳以上層(1.8倍)、スウェーデンでは50～59歳層(1.3倍)となっている。他方、女性の場合は、男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さい。

これらの数値を理解するためには、年齢階層別の労働力率もあわせてみる必要がある。とりわけ、EU諸国において高齢者の労働力率が低いことに注意すべきである。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（製造業、2002年）

（勤続年数1～5年＝100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差(製造業、2002年)」(p.183)を参照。

(注) 1) 日本は0～4年。

2) 日本は5～9年。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアについて、勤続年数1～5年（日本については0～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、日本については勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数0～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については、ドイツでは勤続30年以上で約1.4倍、イギリス、フランスでは勤続年数30年以上で約1.3倍、イタリアでは勤続年数20～29年で約1.3倍となる。一方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている(ドイツは女性の方が男性より大きくなっている)。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業、試算）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing (preliminary calculation)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス ⁴⁾ FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(マルク/Mark)	(フラン/Franc)
1995	2,176	16.06	9.22	38.06	96.62
				(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.55	21.85	16.22
2001	2,276	19.60	12.14	22.52	17.11
2002	2,238	20.23	12.65	22.99	17.76
2003	2,248	20.63	12.82	23.49	18.23
2004	2,289	20.75	13.12	23.54	19.50
2005	2,303	21.58	13.73	23.99	20.11
2006	2,314	22.59	—	24.73	20.79
2007	2,253	23.60	—	—	—
日本を100とした場合の格差/Wage gap: JPN = 100 (為替レート換算/Exchange rate conversion)					
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	121	94
2003	100	106	108	137	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	120
2006	100	114	—	156	131
2007	100	123	—	—	—
(購買力平価換算/PPP Conversion)					
2005	100	122	119	152	123
2006	100	125	—	153	125
2007	100	129	—	—	—
換算為替レート ⁵⁾ Exchange rates for conversion		(ドル/円) (Dollar/Yen)	(ポンド/円) (Pound/Yen)	(ユーロ/円) (Euro/Yen)	(ユーロ/円) (Euro/Yen)
		116.30 (117.75)	214.29	145.90	145.90

資料出所 厚生労働省(2008)「平成19年毎月勤労統計調査」

Bureau of Labour Statistics (2008) *Employer Costs for Employee Compensation, Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995 (Index: 1992 = 100)*

Eurostat Database "Labour Costs" (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>)

OECD (2008) *National Accounts 1995-2006, vol.2*, OECD (2007) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2005 Benchmark Year*, OECD *Labour Market Statistics 2008*, OECD *Main Economic Indicators Database (Nov.2008)*

IMF *International Financial Statistics* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008年8月現在

(注) 1) 購買力平価はOECDの2005年の購買力平価をもとに、消費者物価上昇率で延長推計した。

2) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。なお、2002年以降は、第1四半期のデータである。

欧州: *Labour Costs*の10人以上規模製造業全労働者の実労働時間当たり賃金 (total wages and salaries)。ただし、該当数値の掲載がない年は、labour costs annual dataの製造業における時間当たりの労働費用と賃金の労働費用比率から算出した製造業労働者の賃金の伸び率を用いて、実労働時間当たり賃金を算出した。

3) 1995年はマルク、2000年以降はユーロによる表示。

4) 1995年はフラン、2000年以降はユーロによる表示。

5) 2006年の対各国通貨円レート。

※経年の為替レートは「第1-14表 為替レート(p.38)」を参照。

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	注 ⁽¹⁾
日本 ⁽²⁾ (円/月) Yen/month JPN (円/日) Yen/day (円/時間) Yen/hour	390,600 19,727 2,383	406,707 20,645 2,469	401,469 20,483 2,451	410,817 20,854 2,481	419,768 21,200 2,503	419,656 21,411 2,516	425,059 21,577 2,532	411,375 20,989 2,455	E
アメリカ ⁽³⁾ US\$/h USA	12.34	14.32	15.29	15.74	16.15	16.56	16.80		E w
カナダ ⁽⁴⁾ CA\$/h CAN	16.62	18.25	19.17	19.76	20.28	20.65	20.76	21.58	E w
イギリス ⁽⁵⁾ Pound/h GBR	7.85	10.10	11.12	11.65	12.03	12.51	12.87	13.20	E e
ドイツ ⁽⁶⁾ Euro/h DEU	25.46	27.78	14.72	15.09	15.40	15.60	15.74	19.09	E w
フランス ⁽⁷⁾ Euro/h FRA	52.78	10.20	11.50	12.00	12.30	12.56	—		E e
イタリア ⁽⁸⁾ Index ITA	131.3	114.4	104.5	107.2	110.7	113.5	117.3		R e
スウェーデン ⁽⁹⁾ Krona/h SWE	107.0	111.3	118.2	122.0	126.1	129.9	133.8	139.5	E w
ロシア ⁽¹⁰⁾ Ruble/m RUS	464,792	2,365	4,439	5,603	6,849	8,421	10,199	12,879	E e
中国 Yuan/m CHN	431	729	917	1,041	1,169	1,313	1,497	1,740	E e
香港 HK\$/d HKG	278.0	335.4	326.1	322.2	324.3	279.0	321.7	342.8	R w
韓国 ⁽¹¹⁾ 1,000 Won/m KOR	1,124	1,602	1,907	2,074	2,280	2,458	2,595	2,772	E e
シンガポール ⁽¹²⁾ SG\$/m SGP	2,157	3,036	3,154	3,265	3,350	3,495	3,618	3,764	E e
タイ ⁽¹³⁾ Baht/m THA	4,994	5,839	6,795	6,432	6,129	6,407	6,942	6,999	R e
フィリピン ⁽¹⁴⁾ Peso/d PHL	6,654	230.7	234.3	237.7	236.7	252.8	274.8	276.5	R e
インド ⁽¹⁵⁾ Rupee/m IND	1,211	1,281	1,159	1,079	1,732	1,234	—		E w
オーストラリア ⁽¹⁶⁾ AU\$/h AUS	15.59	18.16	20.45	—	22.77	—	25.36		E e
ニュージーランド ⁽¹⁷⁾ NZ\$/h NZL	14.56	16.97	18.10	18.50	19.29	19.58	20.51		E e
ブラジル ⁽¹⁸⁾ Real/m BRA	631	763	902	—	—	—	—		E e

(男性/Male)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	注 ⁽¹⁾
日本 ⁽²⁾ (円/月) Yen/month JPN (円/日) Yen/day (円/時間) Yen/hour	475,620 — 2,796	491,697 — 2,870	479,723 — 2,819	487,417 — 2,834	490,121 — 2,827	488,997 — 2,835	493,438 — 2,842	484,455 24,467 2,779	E
アメリカ ⁽³⁾ US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—		E w
カナダ ⁽⁴⁾ CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—	—		E w
イギリス ⁽⁵⁾ Pound/h GBR	8.42	10.62	11.62	12.13	12.50	12.97	13.36	13.71	E e
ドイツ ⁽⁶⁾ Euro/h DEU	26.74	29.10	15.37	15.74	16.04	16.24	16.37	20.01	E w
フランス ⁽⁷⁾ Euro/h FRA	55.79	10.60	12.00	12.40	12.80	13.01	—		E e
イタリア ⁽⁸⁾ Index ITA	—	—	—	—	—	—	—		R e
スウェーデン ⁽⁹⁾ Krona/h SWE	109.1	113.3	120.2	124.1	128.4	132.2	136.1	142.1	E w
ロシア ⁽¹⁰⁾ Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—		E e
中国 Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—		E e
香港 HK\$/d HKG	357.7	428.8	419.2	406.1	380.4	282.4	420.8	436.4	R w
韓国 ⁽¹¹⁾ 1,000 Won/m KOR	1,315	1,826	2,177	2,370	2,600	2,799	2,932	3,123	E e
シンガポール ⁽¹²⁾ SG\$/m SGP	2,644	3,653	3,762	3,881	3,969	4,111	4,218	4,359	E e
タイ ⁽¹³⁾ Baht/m THA	6,234	6,612	7,449	7,345	—	—	7,973		R e
フィリピン ⁽¹⁴⁾ Peso/d PHL	7,529	241.1	244.4	249.3	239.8	258.8	277.1	286.6	R e
インド ⁽¹⁵⁾ Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—	—		E w
オーストラリア ⁽¹⁶⁾ AU\$/h AUS	16.07	19.13	20.82	—	23.40	—	26.11		E e
ニュージーランド ⁽¹⁷⁾ NZ\$/h NZL	15.52	17.87	19.06	19.54	20.24	20.54	21.52		E e
ブラジル ⁽¹⁸⁾ Real/m BRA	712	854	1,010	—	—	—	—		E e

(女性/Female)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN (円/日) Yen/day (円/時間) Yen/hour	205,726	212,515	208,452	214,646	225,593	224,533	229,071	217,796	E
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	5.96	8.02	9.04	9.64	10.02	10.52	10.78	10.99	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	19.72	21.39	11.37	11.64	11.89	12.02	12.10	15.27	E w
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	44.31	8.70	10.00	10.30	10.70	10.99	—	—	E e
イタリア ⁸⁾ Index ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R e
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	98.2	103.4	109.4	112.9	116.8	119.9	124.1	128.6	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 HK\$/d HKG	233.5	278.1	268.2	262.7	280.0	273.8	256.9	259.6	R w
韓国 ¹¹⁾ 1,000 Won/m KOR	711	1,056	1,211	1,320	1,420	1,556	1,676	1,785	E e
シンガポール ¹²⁾ SG\$/m SGP	1,541	2,181	2,283	2,374	2,442	2,563	2,682	2,815	E e
タイ ¹³⁾ Baht/m THA	4,250	5,052	6,144	5,539	—	—	5,997	—	R e
フィリピン ¹⁴⁾ Peso/d PHL	5,592	216.6	220.3	221.2	232.1	244.6	271.7	261.8	R e
インド ¹⁵⁾ Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁶⁾ AU\$/h AUS	13.67	16.80	18.45	—	19.94	—	23.45	—	E e
ニュージーランド ¹⁷⁾ NZ\$/h NZL	11.98	14.44	15.30	15.51	16.55	16.84	17.62	—	E e
ブラジル ¹⁸⁾ Real/m BRA	405	524	619	—	—	—	—	—	E e

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在
厚生労働省(2008.2)「平成19年毎月勤労統計調査」

- (注) 1) E=実収賃金, R=賃金率。e=雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w=賃金労働者(現場または生産労働者)。俸給雇用とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 毎月勤労統計調査の30人以上雇用事業所の常用労働者。賞与等の特別に支払われた賃金を含む、労働時間は総実労働時間。
3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
4) 時間給の雇用者。残業を含む。
5) 毎年4月の数値。北アイルランドを除く。成人フルタイム労働者の賃金率。残業手当を除く。
6) 1995年は旧西ドイツ地域、使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク。
7) 毎年10月の数値。1998年以後調査対象変更。1998年以前の単位はフラン/時間。1ユーロ=6.55957フラン
8) 1995年は1990年=100, 2000年は1995年12月=100, 2002年以降は2000年12月=100とした指数。
9) 民間部門。1997年以前は各年第2四半期成人の数値。1998~2000年は各年9~10月。休暇手当、疾病休暇中の手当、残業手当を除く。ただし、1996年以前は、休暇手当、疾病休暇中の手当及び現物給与の評価額を含む。
10) 1997年以降新ルーブル。1新ルーブル=1,000旧ルーブル。
11) 単位1,000。家族手当及び現物給与の評価額を含む。正規従業員10人以上の事業所。
12) 1998年に統計手法の変更。2006年に産業分類変更。
13) 毎年3月の数値。国営企業を除く所定労働時間に対する賃金率。
14) 1995年は1か月当たり賃金、20人以上規模企業、年間給与に基づき算出。2000年の欄は2001年の数値。2002年以降は一日当たりの賃金。
15) 対象労働者の範囲の変更により変動がある。
16) フルタイム非管理職。毎年5月の数値。1996年以降産業分類変更。
17) フルタイム従業員0.5人(相当)以上規模企業。毎年2月数値。
18) 毎年12月の数値。

5
賃金
労働費用

第5-3表 産業別賃金（2007年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2007

国・地域 Country or region	非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	運輸、倉庫、 通信業 Transport, storage and communication	注 ¹⁾	
日本 ²⁾	JPN	377,731	411,375	503,266	441,277	344,079	E e
アメリカ ³⁾	USA	16.76	16.80	20.28	20.02	23.23	E w
カナダ ⁴⁾	CAN	19.13	21.58	30.24	23.40	21.12	E w
イギリス ⁵⁾	GBR	13.99	13.20	17.20	13.20	13.00	E e
ドイツ ⁶⁾	DEU	—	19.09	18.00	15.03	15.39	E e
フランス ⁷⁾	FRA	11.96	12.56	12.58	12.30	11.75	E w
スウェーデン ⁸⁾	SWE	133.8	139.5	169.1	147.3	131.9	E w
ロシア ⁹⁾	RUS	13,997	12,879	28,108	14,333	16,452	E e
中国 ¹⁰⁾	CHN	2,078	1,740	2,365	1,565	2,370	E e
香港 ¹¹⁾	HKG	440.8	342.8	—	—	511.2	R w
韓国 ¹²⁾	KOR	2,823	2,772	2,834	2,730	2,308	E e
シンガポール ¹³⁾	SGP	3,773	3,764	—	2,646	4,222	E e
タイ ¹⁴⁾	THA	7,357	6,999	9,325	5,478	11,746	R e
フィリピン ¹⁵⁾	PHL	299.01	276.52	236.22	264.36	340.22	R e
インド ¹⁶⁾	IND	—	1,234.4	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	25.65	25.36	34.98	24.33	26.80	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	21.65	20.51	29.19	19.12	21.68	E e
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所 日本：厚生労働省(2008)「平成19年毎月勤労統計調査」
その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

単位は第5-2表(p.174)同様、現地通貨。

- (注) 1) E=実収賃金, R=賃金率, e=雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w=賃金労働者(現場又は生産労働者)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 事業所規模30人以上の常用労働者。民間部門。現金給与総額の平均月額。運輸、倉庫、通信業の欄は運輸業の数値。情報通信業は506,060円。
3) 2006年値。時間当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の数値。
4) 時間給の労働者。時間当たり賃金。時間外手当を含む。非農林漁業部門は全産業計の数値。
5) 時間当たり賃金。時間外手当を含む。
6) 常用雇用者。時間当たり賃金。
7) 2005年値。時間当たり賃金。
8) 2007年9月の数値。時間当たり賃金。休暇手当、疾病休業手当及びその他手当を含まない。非農林漁業部門は全産業計の数値。
9) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の数値。
10) 月当たり賃金。鉱業及び採石業は公営部門の鉱業のみを対象。
11) 1日当たりの賃金率。非農林漁業部門は鉱業及び採石業、建設業を除いた数値。運輸、倉庫、通信業は倉庫、通信業を除いた数値。
12) 単位1,000ウォン。月額賃金。家族手当及び現物給与の評価額を含む。10人以上規模企業の常用雇用者。
13) 時間当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
14) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
15) 2007年10月の数値。1日当たりの賃金率。
16) 2005年値。月当たり実収賃金。
17) 2006年3月の数値。時間当たり賃金。フルタイム非管理職。
18) 2006年2月の数値。時間当たり賃金。フルタイム常用雇用者。非農林漁業部門の集計は自営及び在外企業の値を含まない。また、公的企業及び教育部門を完全には含まない。
19) 2002年12月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

国・地域 Country or region		(%)								
		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本 ¹⁾	JPN	3.3	2.0	0.0	-1.2	2.4	1.8	0.8	1.3	-0.4
アメリカ	USA	2.6	3.4	3.1	3.6	2.9	2.6	2.6	1.5	2.7
カナダ	CAN	1.4	2.6	1.9	2.9	3.1	2.6	1.9	0.5	4.2
イギリス	GBR	4.4	4.6	4.3	3.5	3.6	3.6	3.7	5.1	3.5
ドイツ	DEU	3.7	2.7	1.5	1.7	2.4	2.0	1.1	0.8	—
フランス	FRA	2.5	4.7	4.5	3.5	2.7	2.7	2.9	2.8	2.8
イタリア	ITA	3.1	2.1	1.9	2.7	2.6	2.9	2.7	3.3	2.7
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	2.9	3.4	2.9	2.7	3.0	3.0	3.7
香港 ²⁾	HKG	4.3	0.2	2.1	-4.8	-1.2	0.7	-14.0	15.3	6.6
台湾 ³⁾	TWN	5.7	3.2	-1.3	-0.1	2.6	2.6	2.8	1.3	1.7
韓国 ³⁾	KOR	9.9	8.6	6.4	12.0	8.7	10.0	7.8	5.6	6.9
シンガポール ³⁾	SGP	8.1	8.3	2.7	1.2	3.5	2.6	4.3	3.5	4.0
オーストラリア	AUS	6.3	1.8	2.2	9.2	7.8	4.1	2.9	4.2	2.4
ニュージーランド	NZL	2.6	2.9	3.1	3.6	2.9	2.7	3.4	4.5	4.1

資料出所 日本:厚生労働省(2008)「毎月勤労統計調査(長期時系列表)」
 香港、シンガポール:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2008年11月現在
 台湾:台湾行政経済建設委員会(2008.9) *Taiwan Statistical Data Book 2008*
 その他:OECD.Stat Extracts "Hourly Earnings (Main Economic Indicators)"
 (<http://stats.oecd.org/wbos/>)2008年11月現在

- (注) 1) 月当たり現金給与総額、事業所規模30人以上。
 2) 一日当たりの平均賃金額をもとに計算。
 3) 平均賃金月額をもとに計算。

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers, female

国 Country	%	(年/Year)
日本 JPN	70.1	(2007)
アメリカ USA	62.5	(1996)
イギリス GBR	69.7	(2007)
ドイツ DEU	87.5	(1995)
スウェーデン SWE	92.3	(1995)

資料出所 日本:厚生労働省(2008.3)「平成19年賃金構造基本統計調査」
 イギリス:Office for National Statistics(2007.11) *2007 Annual Survey of Hours and Earnings*
 その他:内閣府(2003)「平成15年版男女共同参画白書」

- (注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金(所定内給与)に対する割合。

第5-6表 労働費用（製造業、試算：為替レート換算）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用 Labour costs					
1995	100	71	60	122	99
2000	100	87	80	97	82
2001	100	100	89	108	92
2002	100	107	100	120	104
2003	100	104	105	137	120
2004	100	99	114	140	133
2005	100	106	122	144	140
2006	100	118	—	163	157
うち現金給与 Cash wages					
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	121	94
2003	100	106	108	137	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	120
2006	100	114	—	156	131

資料出所 総務省統計局(2007)「平成18年労働力調査」, 厚生労働省(2007)「平成18年毎月勤労統計調査」, 同(2007)「平成18年就労条件総合調査」

Bureau of Labour Statistics, *Employer Costs for Employee Compensation, Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995 (Index: 1992=100)*
Eurostat Database "Labour Costs" (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>)

OECD (2008) *National Accounts 1995-2006 vol.2*, OECD *Labour Market Statistics 2008*
IMF *International Financial Statistics* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008年8月現在

- (注) 1) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模(推計値)である。
2) アメリカの2002年以降の数値は, 第1四半期のデータである。
3) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 就労条件総合調査の製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。

欧州: "Labour Costs"の製造業の実労働時間当たり労働費用を使用して延長推計。

第5-7表 単位労働費用の対前年上昇率

Table 5-7: Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year

		(%)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	-0.9	2.5	-8.3	-5.7	-6.1	-2.3	-10.4	-12.8	-10.1
アメリカ	USA	-4.9	5.1	1.3	-3.7	-6.4	-7.9	-1.7	-1.8	-6.3
カナダ	CAN	2.7	-4.0	1.2	2.8	14.4	10.2	6.7	8.5	6.6
イギリス	GBR	-5.1	2.8	-2.8	3.1	-3.6	5.6	4.1	2.9	3.2
ドイツ	DEU	9.5	-6.0	-1.3	2.3	4.5	-0.3	-4.5	-2.8	-2.9
フランス	FRA	1.3	-4.5	-0.9	2.2	2.7	2.0	-3.0	-0.3	1.3
イタリア	ITA	-8.8	-3.6	1.5	5.1	10.8	4.8	1.5	3.4	5.5
スウェーデン	SWE	-3.7	0.4	-4.4	-2.8	1.7	-3.0	-6.3	-2.0	4.3
韓国	KOR	11.1	7.7	-6.9	4.9	-1.0	2.2	11.5	3.0	-2.3
オーストラリア	AUS	5.6	-6.3	-7.7	5.5	15.8	12.5	8.7	0.9	7.1

資料出所 OECD (2008.6) *Economic Outlook No. 83*

(注) 1) 公共部門を除いた商業部門における従業員一人当たり報酬の対前年伸び率。

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

		(%)				
費目 Item	国 Country (年/Year)	日本 JPN (2006)	アメリカ USA (2008)	イギリス GBR (2004)	ドイツ DEU (2004)	フランス FRA (2004)
労働費用計	Total labour costs	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	Total wages and salaries	79.8	77.6	75.0	75.3	63.4
うち賃金、俸給 不就業給 ¹⁾	Wages and salaries including apprentices Payments for days not worked (excluding apprentices)	(79.8)	(70.1) (7.6)	(68.0) (7.0)	(65.5) (9.8)	(59.2) (4.2)
その他の労働費用計	Other labour costs	20.2	22.4	25.0	24.7	36.6
うち法定福利費	Statutory social security contributions	(10.3)	(8.2)	(6.1)	(15.3)	(25.1)
法定外福利費 ²⁾	Non-statutory social contributions	(2.4)	(10.0)	(14.0)	(7.7)	(4.6)
退職金等の費用	Payments to employees savings and retirement schemes	(6.8)	(4.2)	(1.2)	(0.5)	(3.1)
現物給与	Wages and salaries in kind (excluding apprentices)	(0.2)	—	(1.5)	(0.7)	(0.2)
職業訓練費	Vocational training costs	(0.3)	—	(2.2)	(0.5)	(1.7)
募集費	Recruitment costs	(0.1)	—	—	—	—
その他	Other expenditure	(0.1)	—	(0.0)	(0.3)	(2.2)

資料出所 日本:厚生労働省(2007)「平成18年版就労条件総合調査」

アメリカ: Bureau of Labor Statistics (2008.3) *Employer Costs for Employee Compensation*

欧州: Eurostat (2007.5) *Labour Costs Survey 2004*

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳を足し上げても100にならない場合がある。()内は内数。

日本は企業規模計、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者を対象。

1) 年次有給休暇、病気休暇、天災等の事由により就業しなかった場合に支給される賃金を指す。

2) アメリカはInsuranceの計。イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾ (製造業)

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

		(アメリカ/USA=100)						
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	85	137	112	90	95	90	85
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	110	96	84	87	94	101	108
イギリス	GBR	84	80	86	95	107	108	114
ドイツ	DEU	—	175	115	133	143	140	144
フランス	FRA	104	112	79	92	101	101	105
イタリア	ITA	119	96	74	90	102	102	105
オランダ	NLD	121	140	98	122	133	134	136
ベルギー	BEL	120	150	102	118	130	129	134
ルクセンブルク	LUX	107	137	89	102	113	115	116
デンマーク	DNK	123	146	109	132	146	145	149
スウェーデン	SWE	140	126	105	118	130	128	133
フィンランド	FIN	141	132	91	108	120	119	126
ノルウェー	NOR	147	145	115	146	157	165	172
オーストリア	AUT	120	147	97	113	123	123	128
スイス	CHE	139	168	107	124	131	128	129
アイルランド	IRL	82	82	68	88	98	101	109
スペイン	ESP	76	74	54	67	75	75	79
香港 ²⁾	HKG	22	28	28	25	24	24	24
台湾	TWN	26	35	32	25	26	27	27
韓国	KOR	25	42	42	43	47	54	62
シンガポール	SGP	26	45	37	32	32	31	36
オーストラリア	AUS	88	89	73	88	101	105	110
ニュージーランド	NZL	57	60	43	52	59	63	61
ブラジル	BRA	—	—	18	12	14	17	21
メキシコ	MEX	11	10	11	11	11	11	12

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics ホームページ(<http://www.bls.gov/news.release/ichcc.toc.htm>)2008年6月現在

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

2) 一部の製造業の平均値。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2007年）

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2007

国 Country	賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 ²⁾ Job Tenure		
		男 Male	女 Female	格差 Gap
	(男/male=100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male=100)
日本 JPN	66.9	13.3	8.7	65.4
アメリカ USA	80.2	4.2	3.9	92.9
イギリス GBR	83.1	8.8	7.8	89.0
ドイツ DEU	76.3	11.6	10.3	88.4
スウェーデン SWE	89.5	10.0	10.8	108.2
韓国 KOR	62.8	6.7	4.0	59.7

資料出所 日本:厚生労働省(2008.6)「平成19年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2008.2) *The Current Population Survey Jan, 2008*, 同(2008.9) *Employee Tenure in 2008*

韓国(勤続年数):労働部(2008.1)「賃金構造調査2006」

その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在, OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/wbos/>) 2008年8月現在

(注) 1) 原則, 全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。ドイツは製造業。

2) アメリカ及び韓国は2006年値。

5
賃金・
労働費用

第5-11表 フルタイム雇用者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	(%)
日本 JPN	40.6	37.1	33.9	33.9	32.5	32.0		
アメリカ USA	28.5	24.6	24.5	24.1	22.4	21.6		
カナダ ¹⁾ CAN	—	25.4	24.0	24.4	24.0	22.5	22.6	
イギリス GBR	31.2	26.6	24.0	23.1	22.1	20.0		
ドイツ DEU	27.2	23.5	23.0	25.1	24.1			
フランス FRA	15.3	10.3	10.8	11.8	11.7			
イタリア ¹⁾ ITA	19.5	17.1	16.7					
オランダ ¹⁾ NLD	25.0	23.1	21.7					
ベルギー BEL	—	—	8.8	7.7	6.8	9.3		
デンマーク ¹⁾ DNK	—	14.1	14.7	14.5	13.7	12.3	12.3	
スウェーデン SWE	19.6	19.0	15.5	16.6	15.9	14.9	14.8	
フィンランド FIN	22.9	22.4	20.4	21.2	20.4	20.1		
韓国 KOR	—	43.1	40.7	—	39.8			
オーストラリア AUS	18.2	14.5	17.2	14.3	15.0	13.0	14.4	

資料出所 OECD(2007) *Society at a Glance: OECD Social Indicators, 2006 Edition*

(注) 男女の平均賃金の差を男性平均賃金で除した数値(平均はメジアン)。

1) カナダの1995年は1997年の値, イタリアの2000年は1996年の値, オランダの2000年は1999年の値, デンマークの1995年は1996年の値。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差（製造業、2002年）

Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2002

計/Total		(～29歳/years old=100)					
国 Country	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	142.9	100.0	136.0	164.0	172.8	114.1
	女性 Female	104.5	100.0	117.1	106.3	101.4	84.5
イギリス	男性 Male	137.4	100.0	142.2	152.1	145.9	126.4
	女性 Female	106.3	100.0	121.2	107.5	94.5	92.5
ドイツ	男性 Male	146.7	100.0	147.6	157.6	163.9	164.1
	女性 Female	125.9	100.0	135.6	130.7	130.5	107.1
フランス	男性 Male	136.8	100.0	132.2	145.7	157.9	—
	女性 Female	110.9	100.0	112.7	114.1	110.7	—
イタリア	男性 Male	129.3	100.0	124.3	139.1	153.8	183.4
	女性 Female	117.7	100.0	117.2	128.4	128.5	161.6
スウェーデン	男性 Male	119.3	100.0	119.1	126.3	127.6	120.2
	女性 Female	108.5	100.0	112.7	111.9	107.0	100.3

生産労働者/Production workers		(～29歳/years old=100)					
国 Country	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	131.2	100.0	129.7	150.4	154.8	101.9
	女性 Female	98.9	100.0	107.0	98.1	97.7	83.0

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers		(～29歳/years old=100)					
国 Country	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	153.6	100.0	138.4	172.2	189.5	135.5
	女性 Female	115.6	100.0	124.1	128.3	128.4	108.5

資料出所 日本:厚生労働省(2003.6)「平成14年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2006.11) *Structure of Earnings Survey 2002*

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業、2002年）

Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2002

(勤続年数1～5年(日本は0～4年)の賃金=100)
(Wages for 1-5 (JPN: 0-4) years of service = 100)

計/Total		勤続年数(年/Year)						
国 Country	性別 Sex	計/Total	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	140.2	100.0	113.7	131.1	152.1	175.6	187.7
	女性 Female	115.4	100.0	109.2	119.3	122.9	139.4	165.5
	計/Total		1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス GBR	男性 Male	112.2	100.0	109.2	120.1	122.7	128.9	130.7
	女性 Female	104.1	100.0	106.6	111.0	105.7	108.4	106.5
ドイツ DEU	男性 Male	116.8	100.0	114.8	120.8	129.5	131.6	137.9
	女性 Female	116.3	100.0	114.4	127.8	136.1	139.2	144.8
フランス FRA	男性 Male	112.8	100.0	109.5	117.3	118.1	120.7	128.3
	女性 Female	107.5	100.0	107.3	109.8	113.0	119.8	104.2
イタリア ITA	男性 Male	112.6	100.0	110.5	113.9	124.9	127.4	123.9
	女性 Female	108.0	100.0	102.7	111.7	114.9	123.9	116.1

生産労働者/Production workers

国/Country	性別/Sex	計/Total	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	133.2	100.0	114.6	129.4	143.3	163.1	178.8
	女性 Female	113.8	100.0	108.5	116.5	119.6	132.8	161.7

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers

国/Country	性別/Sex	計/Total	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	141.6	100.0	111.0	127.8	149.2	174.5	184.7
	女性 Female	118.4	100.0	110.7	122.4	133.1	152.0	171.6

資料出所 日本:厚生労働省(2003.6)「平成14年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2005.11) *Structure of Earnings Statistics 2002*

(注) 日本は月間所定内給与額、EU各国は月間総収入についての数値。

なおEU資料の2002版には、生産労働者/管理・事務労働者の各数値がないため、本年は合計数のみを掲載。

第5-14表 規模間賃金格差（全産業）

Table 5-14: Wage gap by establishment size, all industries

国/Country		企業規模(人)/establishment size (employees) (1,000人以上=100)/(over 1,000 people = 100)					
		1~9	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000~
日本	JPN	—	52.8	63.4	76.0	88.6	100.0
(製造業/manufacturing)		(—)	(48.4)	(56.6)	(74.3)	(91.0)	(100.0)
		1~9	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000~
アメリカ	USA	56.6	59.5	70.7	78.7	86.5	100.0
(製造業/manufacturing)		(64.4)	(66.9)	(70.8)	(73.0)	(78.6)	(100.0)
イギリス	GBR	89.4	95.5	104.0	108.0	107.1	100.0
ドイツ	DEU	64.6	73.0	81.0	88.0	90.9	100.0
フランス	FRA	—	81.6	85.7	92.2	96.0	100.0
イタリア	ITA	—	76.9	91.6	99.9	102.8	100.0
スウェーデン	SWE	—	93.8	96.0	101.0	102.5	100.0

資料出所 日本:厚生労働省(2003)「平成15年毎月勤労統計調査」

アメリカ:U.S. Census Bureau(2005)2002 Economic Census

その他:EU(2005.11)Structure of Earnings Statistics 2002

(注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で, EUは企業規模。

2) 日本は常用労働者の現金給与総額(total cash earnings), EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings), アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用者数で除したのからそれぞれ指数を作成。

3) 日本の全産業は, 調査産業計の値。アメリカの全産業の値は, 入手可能な産業の数値を集計して作成。日本, アメリカともに農林水産業は含まない。

4) 日本は2003年, その他の国は2002年の数値。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

国	Country	1990年代半ば Mid-1990s	2000年 2000	2000年代半ば Mid-2000s
日本	JPN	0.3235	0.3367	0.3205
アメリカ	USA	0.3614	0.3567	0.3814
イギリス	GBR	0.3540	0.3700	0.3350
ドイツ	DEU	0.2722	0.2698	0.2981
フランス	FRA	0.2700	0.2700	0.2700
イタリア	ITA	0.3479	0.3432	0.3519
スウェーデン	SWE	0.2113	0.2426	0.2341
オーストラリア	AUS	0.3091	0.3172	0.3011

資料出所 OECD(2008.10) Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries

(参考)

	2004年/Year	2005	2006	
日本	JPN	0.3999	0.3948	0.3981

資料出所 厚生労働省(2008.9)「平成19年国民生活基礎調査」

(注) ジニ係数とは, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0であれば完全に平等であり, 1であれば完全に不平等になる。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

国・地域 Country	(年) (Year)	第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ 係数 Gini index
		(%)							
日本	JPN (2005)	1.5	4.6	10.3	16.3	24.1	44.7	27.1	0.387
	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
ロシア ²⁾	RUS (2002)	2.4	6.1	10.5	14.9	21.8	46.6	30.6	0.399
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
中国	CHN (2004)	1.6	4.3	8.5	13.7	21.7	51.9	34.9	0.469
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 World Bank (2008) *World Development Indicators 2008*

日本:厚生労働省(2007.5)「平成18年国民生活基礎調査」,厚生労働省(2007.8)「平成17年所得再分配調査」

- (注) 1) 五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位階級割合も表示している。
2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income (%)

国 Country	1990年代半ば mid-90s	2000年頃 around 2000	2000年代半ば mid-2000s	
日本	JPN	13.7	15.3	14.9
アメリカ	USA	16.7	17.1	17.1
カナダ	CAN	9.5	10.3	12
イギリス	GBR	10.9	10.2	8.3
ドイツ	DEU	8.5	9.2	11
フランス	FRA	7.5	7.2	7.1
イタリア	ITA	14.2	11.8	11.4
スウェーデン	SWE	3.7	5.3	5.3
オーストラリア	AUS	11.4	12.2	12.4

資料出所 OECD (2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

- (注) 1) 相対的貧困率とは、所得の分布における中央値の50%に満たない人々の割合である。

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾		アメリカ	
			連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)		公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式 ²⁾	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。	一定の地域内の同種の労働者及び使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったときに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会に諮問の上、当該協約に基づき同種の労働者及び使用者の全部に適用する最低賃金として決定。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。	
設定方式	・地域別(都道府県別) ・産業別(都道府県かつ産業別)	地域・業種別	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 703円/時間 (加重平均, 2008年11月 ~) <産業別> 786円/時間 (加重平均, 2008年)	830円/時間 (滋賀県塗料製造業) 960円/時間 (広島市・東広島市 塗料製造業)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日~) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日~) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日~)	2.65ドル/時間 (カンザス州) ~8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年1月現在)
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行なう) (定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(22歳以上)] 5.73ポンド/時間 (2008年10月～)	各労働協約による	8.71ユーロ/時間 (2008年7月1日～)	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能 力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓 練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職, 専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始 めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最 初の90日間は4.25ドル(時 間)。チップ収入のある者につ いては, 使用者が支払うべき 最低賃金は2.13ドル(但しチッ プと合わせた収入が連邦最低 賃金額に満たない場合にはそ の差額を保障しなければならない)	州により異な る。
影響率等	1.4%(2005年)	時間給で就業する被用者の 2.3%(2007年)	
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る 賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当 たり10,000ドル以下罰金。 繰り返しの違反に対して従業 員1人当たり1,100ドル以下の 行政上の制裁金	州により異な る。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約, 第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等</p> <p>[減額措置] 16～21歳 18歳～21歳までは時給 4.77ポンド、 16歳及び17歳は時給3.53 ポンド(2008年10月1日～)</p>	—	<p>[適用除外] 労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部)</p> <p>[減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生、研修 生等</p>	—
			<p>17歳10%減、 17歳未満20%減、 (ただし、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を受 けている者22～75%減</p>	
影響率等	全被用者の4%(100万人) (2008年)	—	—	—
罰則等	5,000ポンド以下の罰金	—	労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下)	労働者一人につき 罰金750ユーロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929 批准) 第131号条約は批 准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約		—	あり	

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ, 厚生労働省国際課海外情報室資料,
アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ホームページ,
イギリス:低賃金委員会ホームページ,
フランス:労働・社会関係・連帯省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。
本改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策
との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引き
上げ等の改正が行われた。
- 2) 労働協約拡張方式による最低賃金は改正最低賃金法により廃止されたが、同改正法の施行
(2008年7月1日)後2年間は効力を有することになっている。

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,356.60 ユーロ/月 (2008年7月1日～)	1,387.49 ユーロ/月 (2008年10月～)	1,641.74 ユーロ/月 (2009年1月～)	20.80 ユーロ/日, 624 ユーロ/月, 8,736 ユーロ/年 (2009年1月～)	426.00 ユーロ/月 (2008年1月～)	591.18 ユーロ/月 (2004年9月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。
影響率等	全被用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)	全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30%～85%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減, 19歳:12%減, 18歳:18%減, 17歳:24%減, 16歳以下: 30%減。	15～17歳は20～25%減、障害者も減額可。	養成訓練生は10～30%減。	障害者最大50%減、養成訓練生20%減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	800元/月 (北京市・2008年)	4,000 ウォン/時間 (2009年1月～)	203バーツ/日 (バンコク・2008年6月～)	900,560ルピア/月 (ジャカルタ首都特別州・2007年)	非農業: 382ペソ/日、 農業: 345ペソ/日 (マニラ首都圏・2008年6月～)
改定	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	ほぼ毎年、政労使からなる最低賃金委員会が審議し、政府に諮問。地域ごとに日額最低賃金を決定。	ほぼ毎年、各州毎に設置された政労使からなる審議会が審議し、州知事に答申。	政労使からなる地方三者賃金生産性委員会が改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家生産性委員会に不服申立てが可能。
影響率等		全体の 13.1 % (209万人) (2008年)			
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないこと認められる者	中央行政機関・地方行政機関、地方自治体、農業、国営企業等については適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満とする減額措置。経営不振で最低賃金額の支給が不可能な企業は適用除外申請が可能。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用者、内職者等は適用除外。常用労働者10人以下の企業は、適用除外の申請可能。
労働協約拡張適用制度					

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料、
オランダ:社会問題雇用省ホームページ、
中国:労働社会保障部発表資料、
韓国:韓国労働部ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 ¹⁾ JPN	(円/時間)(Yen/hour)									
	611	659	664	664	664	665	668	673	687	703
	(円/日)(Yen/day)									
	4,866	5,256	5,292	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA	(ドル/時間)(US\$/hour)									
	4.25	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.85	6.55 ²⁾
カナダ ³⁾ CAN	(カナダドル/時間)(CA\$/hour)									
	4.75						6.25	6.25	7.00	7.75
	~6.85						~8.05	~8.50	~10.25	~10.00
イギリス GBR	(ポンド/時間)(£/hour)									
一般(22歳/years old~)		3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73 ⁴⁾
若年者(18~21)		3.20	3.50	3.60	3.80	4.10	4.25	4.45	4.60	4.77 ⁴⁾
(16~17)						3.00	3.00	3.30	3.40	3.53 ⁴⁾
フランス ⁵⁾ FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)			(ユーロ/時間)(Euro/hour)						
	36.98	42.02	43.72	6.83	7.19	7.61	8.03	8.27	8.44	8.71
中国 CHN	(元/月)(Yuan/month)									
深圳市/Shenzhen	380	547	574	595	600	610	690	810	850	1,000
天津市/Tianjin	210	—	412	450	480	530	590	670	740	820
上海市/Shanghai	270	—	490	—	570	635	690	750	840	960
北京市/Peking	240	—	414	—	545	—	580	640	730	800
韓国 KOR	(ウォン/時間)(Won/hour)									
	1,275	1,865	2,100	2,275	2,510	2,840	3,100	3,100	3,480	3,770
	(ウォン/日)(Won/day)									
	10,200	14,920	16,800	18,200	20,080	22,720	24,800	24,800	27,840	30,160
タイ THA	(バーツ/日)(Baht/day)									
	145	162	165	168	170	175 ⁶⁾	181 ⁷⁾	184	191	203 ⁸⁾
	(バンコク周辺/Bangkok)									
フィリピン ⁹⁾ PHL	(ペソ/日)(Peso/day)									
(マニラ首都圏/Manila cap.)										
非農業/Non-agriculture							325	350	362	382 ⁸⁾
農業/Agriculture							288	313	325	345 ⁸⁾
インドネシア IDN	(ルピア/月)(Rupiah/month)									
(ジャカルタ首都特別州/Jakarta)	4,600 ¹⁰⁾	286,000	426,250	591,266	631,554	671,550	711,843	819,100	900,560	972,605

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料、各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額、2002年度以降より時間額表示。加重平均。

2) 2008年7月24日から。また、2009年7月24日より7.25ドルに引上げ予定。

3) カナダは州別最低賃金。1995年は1996年の数値、2005年は2005年10月1日現在の数値。

2006年は7月1日現在の数値。2007年は10月3日現在の数値。

4) イギリスは2008年10月から。

5) フランスは各年7月時の額。

6) 2005年1月から。

7) 2005年8月から。

8) 2008年6月から。

9) 緊急生活手当(ECOLA)を含む。

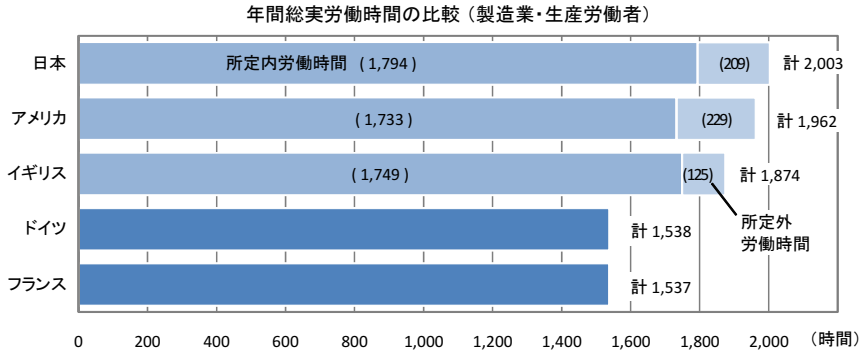
10) 1995年のみ日額表示。

※各国通貨の円換算額については、「第1-14表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

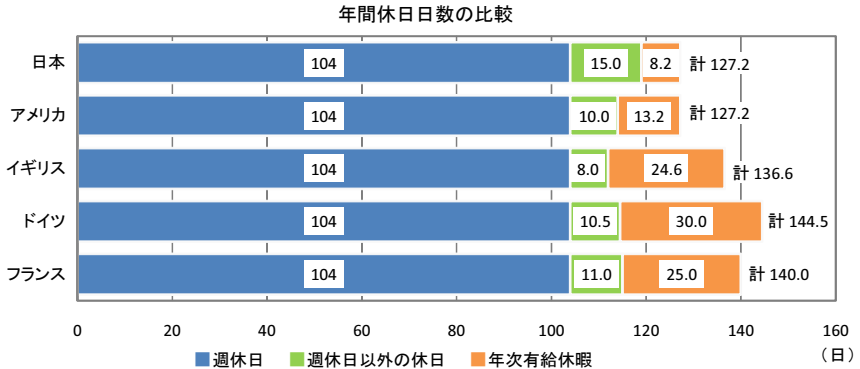
6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 生産労働者の年間総実労働時間（製造業、2006年）及び年間休日日数



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 生産労働者の年間総実労働時間(製造業、推計値)」(p.197)を参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日日数」(p.200)を参照。

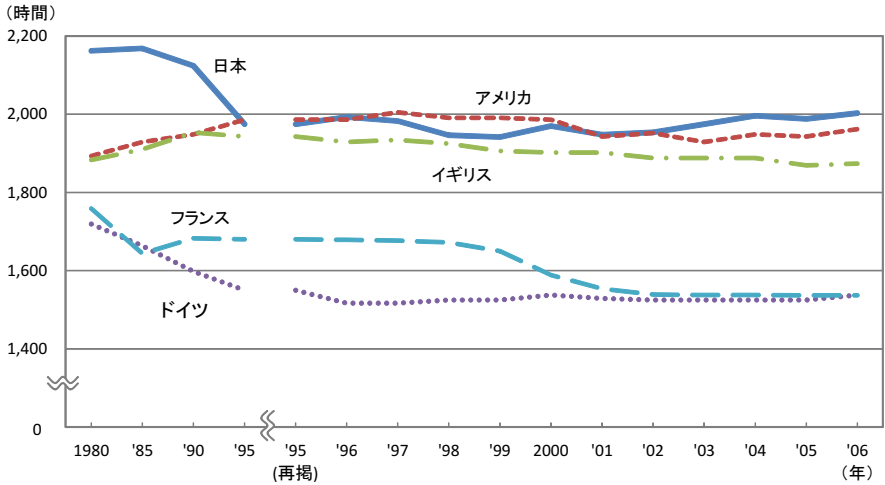
(注) アメリカは2006年, その他の国は2007年の数値。

2006年の日本の年間総実労働時間は2,003時間で、アメリカ（1,962時間）より約40時間、イギリス(1,874時間)より約130時間長く、ドイツ(1,538時間)、フランス(1,537時間)との比較でみると、その差は460時間を超えている。

日本とアメリカの年間休日日数はともに約127日と少なく、所定内労働時間は各々1,794時間、1,733時間と長い。イギリスの所定内労働時間は1,749時間で日本より約45時間短く、アメリカより長くなっているが、年間休日日数は日本、アメリカより約10日多い。他方、休日日数が最も多いのはドイツ(約145日)で、これにフランス（約140日）が続いている。

また、所定外労働時間については、最も長いのがアメリカ(229時間)で、次いで日本(209時間)、イギリス(125時間)の順となっている。

6-2 生産労働者の年間総実労働時間（製造業、時系列）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 生産労働者の年間総実労働時間(製造業、推計値)」(p.197)を参照。

日本と主要諸外国との労働時間(製造業、生産労働者)を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に日本の労働時間は着実に減少を続け、主要諸外国との労働時間格差は縮小した。この結果、1995年以降継続してアメリカ、イギリスとはほぼ同水準で推移しているが、フランス、ドイツでは近年さらに時短が進んだ結果、2006年数値で比較しても依然として460時間以上の格差がある。2001年以降の日本の労働時間は微増傾向にあり、とりわけ所定外労働時間が増加しつつある。

第6-1表 生産労働者の年間総実労働時間（製造業、推計値）

Table 6-1: Estimates of annual hours actually worked for production workers, manufacturing

年 Year	(時間/Hours)							
	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA			
1980	2,162 (209)	1,893 (146)	1,883 (125)	1,719 (104)	1,759			
1985	2,168 (230)	1,929 (172)	1,910 (161)	1,663 (83)	1,644			
1990	2,124 (219)	1,948 (192)	1,953 (187)	1,598 (99)	1,683			
1995	1,975 (152)	1,986 (234)	1,943 (198)	1,550 (88)	1,680			
1996	1,993 (168)	1,986 (234)	1,929 (182)	1,517 (68)	1,679			
1997	1,983 (179)	2,005 (250)	1,934 (187)	1,517 (68)	1,677			
1998	1,947 (152)	1,991 (239)	1,925 (177)	1,525 (57)	1,672			
1999	1,942 (155)	1,991 (239)	1,906 (151)	1,525 (57)	1,650			
2000	1,970 (175)	1,986 (239)	1,902 (151)	1,538	1,589			
2001	1,948 (159)	1,943 (203)	1,902 (151)	1,529	1,554			
2002	1,954 (171)	1,952 (213)	1,888 (135)	1,525	1,539			
2003	1,975 (189)	1,929 (218)	1,888 (130)	1,525	1,538			
2004	1,996 (199)	1,948 (239)	1,888 (130)	1,525	1,538			
2005	1,988 (200)	1,943 (239)	1,869 (125)	1,525	1,537			
2006	2,003 (209)	1,962 (229)	1,874 (125)	1,538	1,537			

資料出所 厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計

- (注) 1) ()内は所定外労働時間。ただし、ドイツ(2000年以降)、フランスは不明。
 2) 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

国・地域		(週当たり時間) (Hours per week)										備考 ¹⁾
Country or region	1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007		
日本(労働) (毎勤, ILO)	JPN	45.7	43.5	43.7	42.8	43.0	43.1	43.5	43.5	43.5	42.9	a / t
アメリカ ²⁾	JPN	40.8	37.8	38.0	37.6	37.8	38.2	38.7	38.5	38.7	38.7	a / e
カナダ ³⁾	USA	40.8	41.3	41.3	40.3	40.5	40.4	40.8	40.7	41.1	41.2	b / w
イギリス ⁴⁾	CAN	38.2	38.7	38.8	38.8	39.0	38.8	38.5	38.2	38.1	38.5	a / w
ドイツ ⁵⁾	GBR	42.4	42.2	41.3	41.3	41.0	40.9	41.0	40.6	40.7	40.9	b / e
フランス ⁶⁾	DEU	39.5	38.3	37.9	37.8	37.6	37.7	37.6	37.6	37.9	38.4	b / w
スウェーデン ⁷⁾	FRA	40.1	40.2	38.6	37.9	37.4	36.2	36.8	37.1	37.1	37.2	a / e
香港	SWE	38.5	37.8	—	38.2	37.9	37.5	37.5	37.9	37.7	37.6	a / t
韓国 ⁸⁾	HKG	44.2	43.7	45.3	45.4	45.6	45.4	46.5	46.4	45.5	45.9	a / t
シンガポール ⁹⁾	KOR	49.8	49.2	49.3	48.3	47.7	47.6	47.4	46.9	46.0	45.5	a / e
タイ ¹⁰⁾	SGP	48.5	49.3	50.0	48.7	49.0	49.2	49.8	50.2	50.5	50.6	b / e
フィリピン ¹¹⁾	THA	48.3	49.4	49.6	50.1	47.5	50.5	—	—	—	—	a / e
インド ¹²⁾	PHL	44.9	44.6	43.9	43.2	43.6	44.1	44.4	44.8	44.4	44.9	a / t
オーストラリア ¹³⁾	IND	46.4	46.5	47.5	47.2	47.3	47.1	47.5	47.2	47.3	47.2	a / e
ニュージーランド ¹⁴⁾	AUS	38.1	38.8	38.6	38.5	38.5	38.4	38.4	38.3	38.2	37.9	a / e
	NZL	40.7	41.8	37.0	37.4	37.9	38.0	38.2	38.0	37.8	37.6	a / e

資料出所 総務省(2008.6)「平成19年労働力調査」、厚生労働省(2008.2)「平成19年毎月勤労統計調査」
ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

- (注) 1) a: 実労働時間, b: 支払労働時間 / e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w: 賃金労働者(現場又は生産労働者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。
3) 時間外勤務を含む。1991年に計測手法に変更があるため厳密な比較はできない。
4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1990年、1995年は北アイルランドを除く。
5) 1990年は旧西ドイツ地域。2007年の対象は雇用者。
6) 1995年以降は、フルタイム労働者を対象とした数値。各年第4四半期。2002年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。
7) 2005年に統計手法に変更があるため厳密な比較はできない。1995年の欄は1994年値。
8) 正規従業員10人以上の事業所対象。
9) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年、1995年は各年9月の数値。
10) 1995年以前: 毎年3月の数値、時間外勤務は含まない、支払労働時間を対象。
11) 各年10月。
12) 各年12月の数値。暫定値。
13) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。
14) 2003年に産業分類に変更があるため厳密な比較はできない。1995年以前は支払労働時間。1990～1995年: フルタイム労働者2名(相当)以上の事業所。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

国 Country	時間 区分 Hour cutoff	対象 年齢 Age	性別 Gender	全労働者 Total Employment			雇用者 Employees		
				1995 年/Year	2000	2004 ~2005	1995	2000	2004 ~2005
日本 JPN	49+	15+	計 Both	34.3	28.9	29.3	31.8	28.1	28.5
			男性 Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
			女性 Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ USA	49+	16+	計 Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
			男性 Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
			女性 Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ CAN	49+	25+	計 Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
			男性 Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
			女性 Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス GBR	49+	25+	計 Both	—	25.9	25.7 ¹⁾	—	25.0	24.9 ¹⁾
			男性 Male	—	35.4	34.5 ¹⁾	—	34.3	33.5 ¹⁾
			女性 Female	—	12.4	13.5 ¹⁾	—	12.1	13.1 ¹⁾
フランス FRA	49+	25+	計 Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
			男性 Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
			女性 Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ NLD	49+	15+	計 Both	8.5 ²⁾	8.1	7.0	1.9 ²⁾	2.0	1.4
			男性 Male	12.5 ²⁾	12.3	11.0	2.8 ²⁾	3.1	2.2
			女性 Female	2.5 ²⁾	2.3	1.7	0.5 ²⁾	0.5	0.3
フィンランド FIN	49+	25+	計 Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
			男性 Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
			女性 Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー NOR	49+	16+	計 Both	7.2 ²⁾	6.0	5.3	4.5 ²⁾	3.6	3.3
			男性 Male	11.5 ²⁾	9.5	8.4	7.4 ²⁾	5.9	5.4
			女性 Female	2.2 ²⁾	1.9	1.8	1.3 ²⁾	1.2	1.2
韓国 KOR	49+	25+	計 Both	—	56.3	49.5	—	54.0	45.7
			男性 Male	—	61.1	54.0	—	60.0	51.6
			女性 Female	—	48.8	42.6	—	43.8	36.4
オーストラリア AUS	50+	25+	計 Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
			男性 Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
			女性 Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド NZL	49+	25+	計 Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
			男性 Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
			女性 Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所 ILO (2007) *Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

(注) 1) 2003年の数値。
2) 1996年の数値。

6 労働時間・
労働時間制度

第6-4表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

		(日/Days)				
国 Country		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Legal holidays	年次有給休暇 ²⁾ Paid leave		年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15.0	(2007年) 8.2		127.2
アメリカ	USA	104	10.0	(2006) 13.2		127.2
イギリス	GBR	104	8.0	(2007) 24.6		136.6
ドイツ	DEU	104	10.5	(2007) 30.0		144.5
フランス	FRA	104	11.0	(2007) 25.0		140.0

資料出所 厚生労働省(2008)「平成20年就労条件総合調査」, EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。
 2) 年次有給休暇は付与日数(一部各国資料から厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計)。日本は取得日数。

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本 ²⁾ 2009年		アメリカ ³⁾ 2008		カナダ ⁴⁾⁸⁾ 2008	
1.1	元旦	1.1	新年	1.1	新年
1.12	成人の日(1月第2月曜)	1.21	キング牧師誕生日	3.21	聖金曜日
2.11	建国記念の日	2.28	大統領記念日	3.24	復活祭の翌日
3.20	春分の日	5.26	戦没者追悼日		(イースターマンデー)
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	5.19	ビクトリア女王誕生日
5.3	憲法記念日	9.1	労働感謝の日	7.1	建国記念日
5.4	みどりの日	10.13	コロンブス記念日	9.1	勤労感謝の日
5.5	こどもの日	11.11	退役軍人の日	10.13	感謝祭
7.20	海の日(7月第3月曜)	11.27	感謝祭	11.11	戦没者追悼日
9.21	敬老の日(9月第3月曜)	12.25	クリスマス	12.25	クリスマス
9.23	秋分の日			12.26	ボクシングデー
10.12	体育の日(10月第2月曜)				
11.3	文化の日				
11.23	勤労感謝の日				
12.23	天皇誕生日				

イギリス ⁵⁾⁸⁾ (ロンドン)		ドイツ ⁶⁾ (デュッセルドルフ・ベルリン・ミュンヘン)		フランス (パリ・リヨン)		イタリア ⁷⁾ (ミラノ)	
2008		2008		2008		2008	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
3.21	聖金曜日	3.21	聖金曜日	3.24	復活祭の翌日 (イースターマンデー)	1.6	主顕祭
3.23	復活祭	3.24	復活祭の翌日 (イースターマンデー)	5.1	メーデー、 キリスト昇天祭	3.23	復活祭
3.24	復活祭の翌日 (イースターマンデー)			5.8	第二次大戦戦勝 記念日	3.24	復活祭の翌日 (イースターマンデー)
5.5	アーリー・メイ・ バンク・ホリデー	5.1	メーデー、 キリスト昇天祭	5.11	聖霊降臨祭(毎 年日曜日)	4.25	解放記念日
5.26	スプリング・バン ク・ホリデー	5.12	聖霊降臨祭 翌日の月曜 日	7.14	革命記念日	5.1	メーデー
8.25	サマー・バンク・ ホリデー	10.3	ドイツ統一記 念日	8.15	聖母昇天祭	6.2	共和国記念日
12.25	クリスマス	12.25	クリスマス ~26	11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
12.26	ボクシングデー			11.11	第一次世界大戦 休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステ ファノの日)

6 労働時間・
労働時間制度

資料出所 日本:内閣府(2008.2)「平成21年の国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2008.1)「世界のビジネスニュース(通商弘報)ー世界の祝祭日」

- (注) 1) 日付は2008年におけるものである(ただし日本は2009年)。祝祭日の後の()内の都市名は、当該都市のみの祝祭日であることを示し、その記載がないものは全国一律の祝祭日を意味する。
- 2) 5/6及び9/22は休日。
- 3) ほかに2/12(リンカーン誕生日)など、州や地域によって休みとなる日がある。
- 4) ほかに2/19(アルバータ家族の日)など、州や地域によって休みとなる日がある。
- 5) 他の地方(スコットランド、北アイルランド)では独自の祝祭日がある。
- 6) ほかに、州・地域・事業所によって休みとなる日がある。
- 7) ミラノでは12/7(聖アンブロジーノの日)、そのほか地域によって独自の祝祭日がある。
- 8) ボクシングデー:クリスマス翌日。教会が貧しい人たちのために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。

第6-6表 労働時間制度

Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・ 農林業、水産業 ・ 管理監督又は機密の事務を取り扱う者 ・ 監視又は継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの(他の法律の適用) ・ 船員 ・ 公務員	[適用除外] ・ 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・ 季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・ 水産業の被用者 ・ 一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・ 小規模地方新聞社の被用者 ・ 小規模な独立公共電話会社の交換手 ・ アメリカ船以外の船員 ・ 臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・ 犯罪捜査官 ・ コンピュータ関連職	[適用除外] ・ 軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・ 幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・ 家事使用人 ・ 労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法の統一及び弾力化のための法律(1994年制定)	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	1日8時間	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所組織法5条3項の管理的職員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理人、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 世話をされる者と共同生活をし、教育、看護又は世話をする労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ 船員(船員法) ・ 製パン業(製菓業:販売を含む)(パン・ケーキ製造・販売業における労働時間に関する法律) ※ 事業所組織法5条3項の管理的職員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者 	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安、監視の業務等

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> 商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の事業場週44時間制 	特定の業種、企業に関して特例あり <ul style="list-style-type: none"> 石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 警備産業の場合。 役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	[1か月単位の変形労働時間] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 [1年単位の変形労働時間制度] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 [1週間単位の非定型的変形制] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。	[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 [52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	<p>・通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長を労働保護法上有害でないと認める程度、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>例えば、ホテル・カフェ・レストラン業の法定労働時間は、特例で39時間と見なされていたが、2007年に、その特例が廃止された。また、公立病院に勤務し、変則勤務や夜勤が多い者については、法定労働時間が短く設定されている。</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合のみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。</p> <p>「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>[割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働: 25%以上 深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)</p>	<p>[上限規制] 連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 50%</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない。</p> <p>[割増賃金率] 35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>
年次有給休暇制度における継続勤務要件	<p>初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務</p>	<p>法令上の規定なし</p>	<p>13週間</p>
年次有給休暇の付与日数	<p>6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)</p>	<p>連邦法上の規定なし</p>	<p>4労働週</p>
年次有給休暇の連続付与	<p>法令上の規定なし</p>	<p>法令上の規定なし</p>	<p>法令上の規定なし</p>

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより年に最高60日を限度に、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。1日10時間を超える労働が認められる場合は、次のとおり。</p> <p>(1) 通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)</p> <p>(2) 緊急事態又は非常事態が発生した場合</p> <p>(3) (建設工事、組立工事の現場、継続的交代制の事業所において、監督官庁により許可を得た場合</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引き上げられた。上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p> <p>[割増賃金率] 25% 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。</p> <p>24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスコミの活動等については例外が認められている。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、</p> <p>(1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。</p> <p>(2) 週休は少なくとも継続する24時間。</p> <p>(3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労働協定による計画的付与制度あり。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、分割して取得することができる。 年次有給休暇は、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

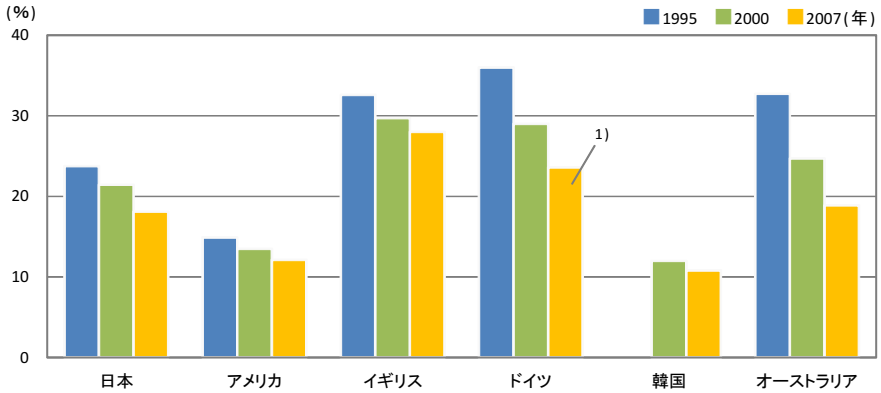
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。ただし、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2005)「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」、労働時間の設定に関する指令(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働協会/日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、アメリカ連邦労働省ホームページ及び各国資料により労働政策研究・研修機構作成

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

7-1 労働組合組織率の推移



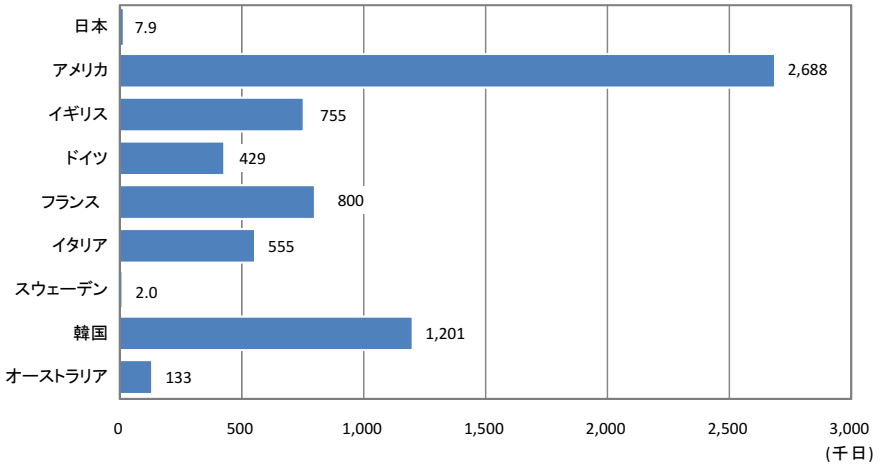
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組合員数・組織率(各国公式統計)」(p.215)を参照。

(注) 1) ドイツの2007年は2006年の数値。

主要国の労働組合組織率を最新値で比較すると、イギリス(28.0%, 2007年)が最も高く、ドイツ(23.6%, 2006年)、日本(18.1%, 2007年)、アメリカ(12.1%, 2007年)の順となっている。フランスの労組組織率は入手可能な最新値が2003年時点のものであるが、8.2%といずれの国も下回っている。

また、1995年から2007年までの時系列の変化をみると、いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

7-2 労働損失日数（2006年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.217)を参照。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが、上のグラフをみると、2006年の労働損失日数はアメリカ(約270万日)が最も多く、韓国(120万日)、フランス(80万日)、イギリス(約76万日)がこれに続いている。一方、スウェーデンと日本では、労働損失日数が極めて少ない。

また、2006年の労働争議件数は、イタリアが587件と最も多く、インド(430件)、インドネシア(282件)、オーストラリア(238件)が続く。これに比して、日本(46件)、アメリカ(23件)、スウェーデン(9件)などはいずれも50件以下と少ない。年ごとに大きな変動があるものの、長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員については、インド、イギリス、インドネシア、イタリアなどが多く、概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
国 Country		1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	JPN								
	組合員数/Membership	12,614	11,539	10,801	10,531	10,309	10,138	10,041	10,080
	組織率/Density rates	23.8	21.5	20.2	19.6	19.2	18.7	18.2	18.1
アメリカ	USA								
	組合員数/Membership	16,360	16,258	16,145	15,776	15,472	15,685	15,359	15,670
	組織率/Density rates	14.9	13.5	13.3	12.9	12.5	12.5	12.0	12.1
イギリス ¹⁾	GBR								
	組合員数/Membership	6,791	6,636	6,577	6,524	6,513	6,394	6,279	7,084
	組織率/Density rates	32.6	29.7	29.2	29.3	28.8	29.0	28.4	28.0
ドイツ ²⁾	DEU								
	組合員数/Membership	11,242	9,740	9,200	8,930	8,580	8,360	8,170	
	組織率/Density rates	36.0	29.0	26.6	25.8	24.8	24.4	23.6	
フランス	DEU								
	組合員数/Membership	—	—	—	1,845	—	—	—	
	組織率/Density rates	—	—	—	8.2	—	—	—	
韓国	KOR								
	組合員数/Membership	—	1,526	1,606	1,550	1,537	1,506	1,559	1,688
	組織率/Density rates	—	12.0	11.6	11.0	10.6	10.3	10.3	10.8
シンガポール	SGP								
	組合員数/Membership	235	314	390	417	444	450	463.4	494.7
	組織率/Density rates	13.8	15.0	18.1	19.5	20.1	19.4	18.6	18.1
タイ ³⁾	THA								
	組合員数/Membership	243	—	—	—	(328)	—	—	
	組織率/Density rates	2.3	—	—	—	(2.0)	—	—	
フィリピン	PHL								
	組合員数/Membership	3,587	3,778	1,469	1,517	1,572	1,910	1,909	
	組織率/Density rates	30.2	27.2	—	—	—	—	—	
オーストラリア	AUS								
	組合員数/Membership	2,252	1,902	1,834	1,867	1,842	1,912	1,786	1,696
	組織率/Density rates	32.7	24.7	23.1	23.0	22.7	22.4	20.3	18.9

資料出所 日本:厚生労働省(2007.12)「平成19年労働組合基礎調査」
 アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2008.1) *Union Members in 2007*
 イギリス:Department for Business(2008.7) *Trade Union Membership 2007*
 韓国:労働部ホームページ(<http://molab.go.kr/>)2009年1月現在
 シンガポール:労働省ホームページ(<http://www.mom.gov>)2008年12月現在
 オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2008.4) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership, Australia, Aug 2007*
 その他:厚生労働省(2009.1)「2007～2008年海外情勢白書」他

- (注) 1) 2005年以前は秋期, 2006年は第IV四半期。
 2) 組合員数はDGB(独労働総同盟), DBB(独官吏連盟), CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。2004年以降はCGBの組合員数が、概数で30万人となっているが、正確な数値は不明。
 3) 2004年は概数値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)								
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	25.2	23.8	21.5	20.8	20.2	19.6	19.2	18.7	
アメリカ	USA	16.1	14.9	13.5	13.4	13.3	12.9	12.5	12.0	
カナダ ¹⁾	CAN	*35.7	*37.7	*30.1						
イギリス ²⁾	GBR	36.2	32.5	29.6	29.0	28.9	29.1			
ドイツ ³⁾	DEU	*34.8	29.0	*26.1						
フランス ⁴⁾	FRA	—	*31.0							
オランダ ²⁾	NLD	27.0	28.0	26.0	25.0	*27.2	27.4			
デンマーク ⁵⁾	DNK	*79.4	*91.6	*86.9	86.7	*87.0	87.4			
スウェーデン ⁶⁾¹⁰⁾	SWE	*97.6	*110.2	*100.8	*98.2	*97.7	97.5	97.8	95.6	
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	*88.1	*119.5	*105.6	*105.3	*104.8	105.2			
ノルウェー ⁷⁾	NOR	—	*73.3	*70.8	*70.3	*71.1	71.9	71.8		
スイス	CHE	—	*28.4	*22.0	*21.3	*25.7				
中国	CHN	*90.8	*91.9	*90.3						
台湾	TWN	43.3	46.6	38.5	39.4	38.4	38.3	37.7	36.9	
韓国	KOR	*18.4	*13.8	12.0	12.0	11.0	11.0			
シンガポール	SGP	*15.5	*15.7	*16.8	19.2	*22.4	23.7			
フィリピン	PHL	29.7	30.2	27.4	26.1	26.8				
インド ⁸⁾	IND	*26.6	*21.2							
オーストラリア ⁷⁾	AUS	40.5	31.1	24.7	24.5	23.1	23.0	23.0		
ニュージーランド ²⁾	NZL	28.8	21.7	17.5	17.7	17.6	21.4	21.1		
ブラジル ⁹⁾	BRA	*27.7	*44.0							

資料出所 ILO Bureau of Statisticsより入手(ILO's special database on trade union membership: 各国公式統計による数値をILOがデータベース化したもの)2008年8月現在。

*…各国統計に基づきILO Bureau of Statisticsが算出した数値。その他は各国公式統計による。全てILO Bureau of Statisticsが調整した数値ではなく、国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

- (注) 1) 1995年の欄は1993年値, 2000年の欄は1999年予測値。
 2) 1990年の欄は1992年値。
 3) 1990年の欄は1991年値, 2000年の欄は1998年値。
 4) 1995年の欄は1994年値。
 5) 1990年の欄は1987年値。
 6) 1990年の欄は1991年値, 1995年の欄は1996年値。
 7) 1995年の欄は1996年値。
 8) 1995年の欄は1992年値。
 9) 1990年の欄は1988年値, 1995年は1992年値。
 10) スウェーデン, フィンランドの値が一部100%を上回るのは, 雇員数よりも組合員数が多いことによる。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	209	118	90	74	47	51	50	46	54
アメリカ ²⁾	USA	31	39	29	19	14	17	22	23	23
カナダ ³⁾	CAN	328	377	381	294	266	298	260	150	207
イギリス ⁴⁾	GBR	235	226	207	162	138	135	116	158	152
ドイツ ⁵⁾	DEU	361	67	48	938	—	—	—	—	—
フランス ⁶⁾	FRA	2,066	1,427	1,105	745	785	699	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	545	966	746	616	710	745	654	587	654
スウェーデン ⁸⁾	SWE	36	2	20	10	11	9	14	9	14
ロシア ⁹⁾	RUS	8,856	817	291	80	67	5,933	2,575	6	7
香港 ¹⁰⁾	HKG	9	5	1	0	1	2	1	3	3
韓国 ¹¹⁾	KOR	88	250	235	322	320	462	287	138	115
マレーシア ¹²⁾	MYS	13	11	13	4	2	—	—	—	—
タイ	THA	39	13	5	6	5	2	9	2	5
インドネシア	IDN	276	273	174	220	161	—	96	282	150
フィリピン ¹³⁾	PHL	94	60	43	36	38	25	26	12	6
インド ¹⁴⁾	IND	1,066	771	674	579	552	477	456	430	367
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	643	725	697	779	659	692	523	238	137
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	69	21	42	46	28	34	60	42	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	1,056	532	439	281	333	304	—	—	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	37.5	15.3	12.2	7.0	4.4	7.0	4.1	5.8	20.8
アメリカ ²⁾	USA	191.5	393.7	99.1	45.9	129.2	173.3	99.7	76.6	192.9
カナダ ³⁾	CAN	149.2	143.6	220.5	168.0	79.5	259.8	197.7	41.5	66.9
イギリス ⁴⁾	GBR	174.0	183.2	179.9	942.9	150.6	292.7	92.6	713.3	744.8
ドイツ ⁵⁾	DEU	183.3	7.4	60.9	428.3	39.7	101.4	17.1	168.7	106.5
フランス ⁶⁾	FRA	43.5	210.7	118.6	66.7	62.5	60.4	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	445	687	1,125	5,442	2,561	709	961	467	882
スウェーデン ⁸⁾	SWE	125.5	0.2	9.8	0.7	80.5	2.4	0.6	1.7	3.6
ロシア ⁹⁾	RUS	489.4	31.0	13.0	3.9	5.7	195.5	84.6	0.5	2.9
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.3	0.4	0.1	0.0	0.3	0.1	0.2	0.1	0.8
韓国 ¹¹⁾	KOR	49.7	178.0	88.5	93.9	137.2	185.0	117.9	131.4	93.4
マレーシア ¹²⁾	MYS	1.7	3.0	2.2	0.5	—	—	—	—	—
タイ	THA	16.8	6.0	0.5	1.9	3.6	0.2	2.6	0.9	0.6
インドネシア	IDN	126.9	126	110	97	68	—	56.1	586.8	135.3
フィリピン ¹³⁾	PHL	54.4	21.4	7.9	18.2	10.0	11.2	8.5	1.4	0.9
インド ¹⁴⁾	IND	990	1,418	688	1,079	1,816	2,072	2,914	1,810	649
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	344.3	325.4	225.7	159.7	275.6	193.8	228.3	122.7	36.0
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	32.0	2.6	22.0	21.4	3.7	4.9	13.1	9.2	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	2,278	3,579	3,837	1,241	1,264	1,289	—	—	—

7 労働組合労働
関係労働災害

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数(続き)

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本 ¹⁾	JPN	77.0	35.1	29.1	12.3	6.7	9.8	5.6	7.9	33.2
アメリカ ²⁾	USA	5,771	20,419	1,151	660	4,077	1,017	1,348	2,688	1,265
カナダ ³⁾	CAN	1,583	1,662	2,199	3,034	1,736	3,225	4,149	813	1,808
イギリス ⁴⁾	GBR	415	499	525	1,323	499	905	224	755	1,041
ドイツ ⁵⁾	DEU	247.5	10.8	26.8	310.1	163.3	50.7	18.6	428.7	286.4
フランス ⁶⁾	FRA	783.8	581.4	462.6	248.1	223.8	193.4	989.8	800.2	
イタリア ⁷⁾	ITA	909	884	1,026	4,861	1,962	699	907	555	903
スウェーデン ⁸⁾	SWE	627.3	0.3	11.1	0.8	627.5	15.3	0.6	2.0	13.7
ロシア ⁹⁾	RUS	1,367	236.4	47.1	29.1	29.5	210.9	85.9	1.4	20.5
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.0	0.9	0.8	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1	8.0
韓国 ¹¹⁾	KOR	393	1,894	1,083	1,580	1,299	1,199	848	1,201	536
マレーシア ¹²⁾	MYS	4.9	6.1	5.6	1.6	—	—	—	—	—
タイ	THA	219.9	225.8	6.1	23.9	24.1	0.5	45.9	24.0	11.6
インドネシア	IDN	1,300	1,281	1,165	769	643	—	—	—	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	584	319	206	358	150	53	123	44	12
インド ¹⁴⁾	IND	16,290	28,763	23,767	26,586	30,256	23,866	29,665	20,324	19,193
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	548	469	393	259	439	380	228	133	50
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	53.4	11.5	54.4	34.4	19.4	5.5	21.9	16.6	
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	22,160	225,000	828,380	49,673	294,319	150,184	—	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2008.8)「平成19年労働争議統計調査」

インドネシア:労働・移住省ホームページ(<http://www.nakertrans.go.id/>)2008年10月現在,厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢白書」その他:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2008年10月現在

- (注) 1) 件数は半日以上のス及びロックアウト件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 2) 1,000人未満の争議,1日に満たない争議を除き,件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
 3) 半日以上継続し,かつ,労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。
 5) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 6) 農業及び公務を除く。争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。
 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
 8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 9) 1日に満たない争議を除く。
 10) 1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 14) 件数は政治スト及び同情ストを除き,10人未満の争議を除く。
 15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。1995年以降は新しい産業分類による数値。参加人員は争議に関係した企業の実用者数。
 16) 件数は,労働損失日数が10日(2000年以降5日)に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第7-4表 労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

(千人/thousand people)(千日/thousand days)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本 ¹⁾ JPN									
労災死傷者数 ^{a)}	207.6	165.0	134.5	126.4	126.1	122.8	120.4	121.4	121.4
うち死亡者数 ^{b)}	2.6	2.4	1.9	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4
労働損失日数 ^{c)}	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ ¹⁾ USA									
労災死傷者数	3,126.7	2,773.9	2,592.9	—	1,321.5	1,265.1	1,240.4	1,189.3	
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.5	5.6	5.8	5.7	5.8	
労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ ²⁾ CAN									
労災死傷者数	594.9	411.2	393.4	360.1	349.8	341.4	339.0	330.3	
うち死亡者数	0.9	0.7	0.9	0.9	1.0	0.9	1.1	1.0	
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	16,471	—	—	—	—	—
イギリス ³⁾ GBR									
労災死傷者数	184.0	150.3	165.5	159.8	164.9	155.2	151.1	—	—
うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ ⁴⁾ DEU									
労災死傷者数	1,672.4	1,814.0	1,513.7	1,306.8	1,142.8	1,088.7	1,029.5	—	—
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス ⁵⁾ FRA									
労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	760.7	721.9	692.6	—	—	—
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	—	—	—
労働損失日数	26,542	26,021	30,684	35,124	36,097	35,097	—	—	—
イタリア ⁶⁾ ITA									
労災死傷者数	923.0	657.4	652.9	594.1	589.1	577.9	556.4	534.3	544.5
うち死亡者数	1.4	1.1	1.2	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0
労働損失日数	22,728	13,067	15,595	13,658	13,568	13,475	13,109	13,115	11,190
スウェーデン ⁷⁾ SWE									
労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	37.7	34.5	32.6	31.7	32.3	
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
労働損失日数	—	874	1,355	1,597	1,505	1,211	—	—	—
ロシア ⁸⁾ RUS									
労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	127.7	106.7	87.8	77.7	73.6	69.0
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	3.9	3.5	3.3	3.1	2.9	3.0
労働損失日数	10,154	7,231	4,295	3,680	3,259	2,755	2,499	2,324	2,719
中国 ⁹⁾ CHN									
労災死傷者数	—	28.5	15.7	18.7	—	—	—	—	—
うち死亡者数	—	20.0	11.7	14.9	—	—	—	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香港 ¹⁰⁾ HKG									
労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	47.0	42.0	44.0	44.3	46.9	
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
労働損失日数	754	615	530	491	412	421	408	425	
韓国 ¹¹⁾ KOR									
労災死傷者数	30.0	—	—	—	—	—	—	—	—
うち死亡者数	2.2	—	1.4	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3
労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール ¹²⁾ SGP									
労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.4	3.2	3.3	3.4	9.3	10.0
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
労働損失日数	104	88	49	48	48	51	51	179	
マレーシア ¹³⁾ MYS									
労災死傷者数	121.1	105.8	95.0	81.8	—	—	—	—	—
うち死亡者数	0.4	0.8	1.0	0.9	—	—	—	—	—
労働損失日数	—	1,316	2,038	1,707	—	—	—	—	—

7 労働組合労使
関係労働災害書

第7-4表 労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
タイ ¹⁴⁾	THA	80.1 0.6	216.3 1.0	50.7 0.6	53.1 0.7	57.0 0.8	57.6 0.9	58.5 1.4	56.1 0.8	54.5 0.7
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	4.6	14.2	—	—	—	—	—	—	—
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	40.9 0.7	48.7 0.3	26.5 0.2	21.8 0.3	23.3 0.2	—	—	—	—
インド ¹⁷⁾	IND	1.6 0.2	1.4 0.3	1.1 0.2	0.9 0.2	1.0 0.2	1.4 0.2	1.4 0.2	1.2 0.2	1.0 0.1
オーストラリア ¹⁸⁾	AUS	166.1 0.5	139.1 0.3	127.5 0.2	116.4 0.2	107.9 0.2	106.2 0.2	104.9 0.2	95.8 0.2	—
ニュージーランド ¹⁹⁾	NZL	49.1 0.1	28.0 0.1	20.8 0.1	25.0 0.1	26.0 0.1	26.6 0.1	26.8 0.1	27.0 0.1	23.3 0.0
ブラジル ²⁰⁾	BRA	693.6 5.4	422.3 4.0	326.1 2.5	—	—	—	—	—	—

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所 日本(2004年以降):厚生労働省(2008)「平成19年労働災害発生状況」他

その他: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2008年10月現在

- (注) 1) 職業病を含む。通勤災害を除く。1990年は労働者数11人以上の企業。1995年以降の被災者数は死亡者を含まない。
 2) 職業病を含む。
 3) 交通事故、通勤災害、職業病を除く。4月から翌年3月までの数値。
 4) 通勤災害を含む。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。
 5) 通勤災害を除く。
 6) 通勤災害を含む。被災者数は3日以上休業した者の数。1990年の労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償対象となった日数。
 7) 職業病を除く。通勤災害を含む。被災者数は労働時間の損失を伴わない歯の災害を含む。2000年以降は、急性難聴や心理的反応を伴う事例も含む。
 8) 通勤災害を含む。職業病を除く。
 9) 国有企業のみ。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。通勤災害を含む。
 10) 通勤災害を含む。
 11) 通勤災害、職業病を含む。1990年は被災者数は労働時間の損失を伴わない4日以上の医療を受けたものを含む。
 12) 通勤災害、職業病を除く。
 13) 通勤災害、職業病を含む。
 14) 通勤災害、職業病を含む。1990年は労働日の損失のない事例も含む。
 15) 通勤災害を含む。
 16) 職業病、通勤災害を除く。1995年は従業員規模10人以上の事業所を対象。2000年以降は従業員規模20人以上の事業所を対象。
 17) 鉱業のみ対象。
 18) 職業病を含む。通勤災害を除く。当該年に終了する会計年度の数値。1990年欄は1992年の数値。
 19) 通勤災害、職業病を含む。1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。
 20) 通勤災害を含む。職業病を除く。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
調査産業計 ²⁾ 事業所規模(常用雇用者数)	Total industries surveyed							
	Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+	1.88	1.82	1.77	1.78	1.85	1.95	1.90	1.83
30-99	3.94	3.52	3.51	3.40	3.89	3.34	2.95	3.14
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	2.25	1.10	1.04	1.61	1.77	0.97	1.55	1.95

資料出所 厚生労働省(2008.11)「平成19年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延実労働時間数) × 1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上の負傷または疾病(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- 2) 調査産業計には総合工事業は含まない。総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。
- 3) 事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007
産業計 Total private industries surveyed ³⁾	8.1	6.1	5.3	5.0	4.8	4.6	4.4	4.2

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2008.10) *Workplace Injuries and Illness 2007*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率 = (負傷者数 / 延労働時間数) × 200,000

- 2) 傷病者数は、休業1日以上の負傷者をいう。
- 3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。
(ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

第7-6表 労使紛争処理制度

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms

<紛争処理制度の全体像の概要>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常裁判所 ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常裁判所(連邦及び州) ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用審判所 ・ 通常裁判所 ※契約違反, 不法行為等コモンローに関する労働事件を扱う。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央労働委員会・都道府県労働委員会 ※不当労働行為の審査・救済, 労働争議の調整等を行う(集団的労働紛争)。 ※都道府県労働委員会の中には, 個別労働紛争のあっせん等を行うものがある。 ・ 都道府県労働局における個別労働紛争解決制度 ※情報の提供, 相談その他の援助, 労働局長による助言・指導, 紛争調整委員会によるあっせんを行う(男女雇用機会均等法の紛争に関して特例あり)。 ・ 都道府県・市町村 ※各地の地方公共団体において, 相談を受付, 情報提供, 助言等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国労働関係局(NLRB) ※不当労働行為事件の審査, 救済等を行う。 ・ 連邦調停あっせん局(FMCS) ※労働争議の調整等を行う。 ・ 雇用機会均等委員会(EEOC) ※雇用差別事件の調整による解決, 訴追等を行う。 ・ その他各州の機関等 ・ 連邦労働省 ※公正労働基準法に基づく監督等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言・あっせん・仲裁局(ACAS) ※労使等に対する助言, 個別紛争及び集団紛争のあっせん, 不正解雇事件の仲裁等を行う。 ※雇用審判所に申し立てられた事件については, まずACASによるあっせんが試みられる。 ・ 中央仲裁委員会(CAC) ※集団紛争の仲裁等を行う。 ・ 雇用機会均等委員会(EEOC) ※性差別事件に関する助言・指導, 是正勧告等を行う。 ・ 人種平等委員会(CRE) ※人種差別事件に関する助言・指導, 是正勧告等を行う。 ・ その他(障害者権利委員会(DRC)等)
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内における自主的解決の仕組み等 ※上司に対する相談等 ※苦情処理機関, 労使協議, 各種相談窓口等 ※団体交渉, 労働争議等 ・ その他 ※弁護士会, 労使団体, 社会保険労務士会等において労働相談等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁(労働協約, 個別契約) ※基本的には仲裁判断が終局的な判断となり, 司法審査は排除される。 ・ その他(調停, 企業内の苦情処理手続, オンブズパーソン等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内の苦情処理制度(労働協約, 就業規則等) 企業内の苦情処理について, 制定法により次の3段階(標準手続の場合)の手続の導入。 (1)従業員からの書面による苦情の申出 (2)使用者によるミーティングの実施・苦情処理に関する決定の通知 (3)決定に対する従業員からの異議申立て ※従業員は, (1)の手続を経ないと雇用審判所への申立てができない。 ※手続に従っていなかった当事者については, 雇用審判所での補償金の増減という不利益が課せられる。 ・ その他

＜紛争処理制度の全体像の概要＞

	ドイツ	フランス
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> 労働裁判所 	<ul style="list-style-type: none"> 労働審判所 通常裁判所(大審裁判所, 小審裁判所) ※集团的労働事件等を扱う。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 営業監督署 ※安全衛生や労働災害の監督を行うが、賃金や労働事件等の労働条件に関する監督は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国調停委員会, 地方調整委員会 ※集团的な労使紛争の調停を行う。 労働監督官 ※労働条件の監督を行うが、事実上の紛争調停機能を果たしているとされる。
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員会(企業内で設置。労働協約) ※集团的な労使交渉の調停を行う。 仲裁委員会(企業内で設置。経営組織法に基づく) ※企業内の従業員代表組織と使用者の間の集团的な利益紛争を扱う。 経営協議会(従業員代表組織)による苦情処理等 	<ul style="list-style-type: none"> 企業内の労働者代表制度(従業員代表委員及び組合代表委員) ※個々の労働者の苦情処理を行う。 その他

第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判制度の概要>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
機関名	・ 通常裁判所	・ 通常裁判所(連邦裁判所及び州裁判所)	・ 雇用審判所(ET:Employment Tribunal)
管轄	労働事件を扱う特別な裁判所はない。ただし、労働審判(個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判)を行う手続(労働審判手続)に係る事件(労働審判事件)の管轄は、地方裁判所。	(1) 連邦裁判所 連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛争を扱う。 (2) 州裁判所 各州の労働立法に関する紛争及びコモンローに関する不法行為、契約違反等の紛争を扱う。なお、通常は連邦法についても管轄権を有している。	・ 特定の制定法の下での権利に関する労働関係民事紛争(不公正解雇、賃金関係、差別、剰員整理等)を扱う。 ・ 雇用の終了に関する損害賠償事件についても、訴額2万5千ポンド未満の紛争は雇用審判所にも管轄権がある。 (参考)通常裁判所が管轄する労働関係事件 ・ 契約違反、不法行為に基づく損害賠償請求等コモンローに関する事件 ※県裁判所: 訴額5万ポンド未満 ※高等法院: 訴額5万ポンド以上等
審級制度	第一審: 地方裁判所(請求額が140万円以下の場合簡易裁判所で、控訴審等に違いあり) 第二審: 高等裁判所 最終審: 最高裁判所	(1) 連邦裁判所 第一審: 連邦地方裁判所 控訴審: 連邦控訴裁判所 最終審: 連邦控訴裁判所 (2) 州裁判所 ※州によって制度は異なるが、一般的には三審制である。	第一審: 雇用審判所 控訴審: 雇用控訴審判所 (EAT: Employment Appeal Tribunal) ※原則として法律問題のみを取り扱う。 第三審: 控訴院 ※法律問題のみを取り扱う。 最終審: 貴族院 ※法律問題のみを取り扱う。 (注意)控訴院及び貴族院は通常の司法裁判所である。
機関・組織	労働審判手続については次のとおり。 ・ 構成 労働審判官(地裁の裁判官)1名と労働審判員(労働関係に関する専門的な知識経験を有する者)2名で組織する労働審判委員会で労働審判手続が行われる。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【雇用審判所】 ・ 構成 職業裁判官(審判長)1名と非職業審判官(素人審判官: lay member)2名(労使各1名)で構成される。 【雇用控訴審判所】 ・ 構成 職業裁判官(審判長)1名と素人裁判官2名(労使各1名)で構成される。 ※特に重要な事件の場合には、素人裁判官4名(労使各2名)となる場合もある。

＜裁判制度の概要＞

	ドイツ	フランス
機関名	・労働裁判所(Arbeitsgericht)	・労働審判所(Conseil de prud'hommes)
管轄	<p>・個別的及び集团的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。労働裁判所の手続には、判決手続と決定手続があり、それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。</p> <p>(1) 判決手続²⁾</p> <p>a. 雇用関係に関する個別的紛争 ※個別の労働者と使用者の間の雇用関係から発生する紛争(賃金、年休等) ※雇用関係の存否に関する紛争(解雇等) ※雇用関係に関する不法行為事件等</p> <p>b. 労働協約に関する集团的紛争 ※労働協約から生ずる協約当事者間等での紛争 ※協約当事者間等における不法行為事件(違法争議に伴う損害賠償等)</p> <p>(2) 決定手続</p> <p>a. 経営組織法上の紛争及び企業共同決定に関する紛争 ※経営協議会の共同決定の効力に関する紛争、監査役会の労働者代表選出に関する紛争等</p> <p>b. 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争</p>	<p>・労働契約に関して発生する個別的な民事紛争(解雇、契約の存在確認、賃金・諸手当の支払請求等)を扱う。</p> <p>・集团的紛争であっても個々の労働者が当事者となるものは、労働審判所で扱われる。</p> <p>(参考)労働審判所以外の裁判所が管轄する労働関係事件</p> <p>・行政裁判所:労働関係の行政処分に対する不服の申立て等</p> <p>・通常裁判所:組合代表委員の任免等に関する訴訟(小審裁判所)、違法争議等による損害賠償請求等の集团的な民事紛争(訴額に応じて大審裁判所又は小審裁判所が管轄する。)等</p>
審級制度	<p>第一審:労働裁判所 控訴審:州労働裁判所 ※控訴できるのは、訴額が600ユーロ以上の事件、第一審判決が控訴を許容している事件、解雇事件等に限られる。</p> <p>最終審:連邦労働裁判所 ※法律問題のみを取り扱う。 ※上告できるのは、第二審判決が控訴を許容している事件、第二審判決が連邦労働裁判所の判例と異なる事件等に限られる。 ※第二審判決の行った上告の不許可に対する抗告を連邦労働裁判所が認めた場合にも上告できる。</p>	<p>第一審:労働審判所 控訴審:控訴院(社会部) ※訴額が一定額以上の場合は、破棄院への上訴のみ可</p> <p>最終審:破棄院(社会部) ※法律問題のみを取り扱う。 (注意)控訴院及び破棄院は通常の司法裁判所である。 【労働審判所】</p> <p>(1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており、事件の担当部は、使用者の属する業種によって決定される。 a. 管理職部、b. 工業部、c. 商業・サービス業部、d. 農業部、e. 雑職業部:a~d以外の業種を担当</p> <p>(2) 調停部・判決部 (1)の各部ごとに、調停部及び判決部が置かれている。 a. 調停部:調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b. 判決部:判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名)</p> <p>(3) 急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名) (注意)労働審判所には、職業裁判官はおらず、労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。</p>
機関・組織	<p>【労働裁判所】</p> <p>(1) 設置:第一審の裁判所として、各州において設置される。</p> <p>(2) 構成:職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【州労働裁判所】</p> <p>(1) 設置 控訴審の裁判所として、各州において設置される。</p> <p>(2) 構成 職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁判官2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【連邦労働裁判所】</p> <p>(1) 小法廷 10の法廷を置き、扱う事件の種類を分担している。 ※職業裁判官(裁判長を含む。)3名 ※名誉職裁判官2名(労使各1名)</p> <p>(2) 大法廷 ※職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含む。)6名 ※名誉職裁判官4名(労使各2名)</p>	<p>【労働審判所】</p> <p>(1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており、事件の担当部は、使用者の属する業種によって決定される。 a. 管理職部、b. 工業部、c. 商業・サービス業部、d. 農業部、e. 雑職業部:a~d以外の業種を担当</p> <p>(2) 調停部・判決部 (1)の各部ごとに、調停部及び判決部が置かれている。 a. 調停部:調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b. 判決部:判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名)</p> <p>(3) 急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名) (注意)労働審判所には、職業裁判官はおらず、労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。</p>

7 労働組合労使関係労働災害

第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判官>			
	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
種類・選 任方法	<p>労働審判官及び労働審判員については次のとおり。</p> <p>【労働審判官】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。 <p>【労働審判員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で原則68歳未満の者の中から、最高裁判所が任命する。 	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	<p>【職業審判官】</p> <p>(1) ET 7年以上の実務経験を有する法律家(ソリシター又はバリスター)の中から大法官によって任命される。</p> <p>(2) EAT 高等法院及び控訴院の裁判官の中から大法官によって任命される。</p> <p>【素人審判官】</p> <p>(1) ET 労使団体との協議を経た後、国務大臣によって任命される。</p> <p>(2) EAT 労働関係に関する特別な知識経験を有する者で、国務大臣と大法官が共同で推薦した者が女王によって任命される。</p>
任期・身 分等	<p>労働審判員については次のとおり</p> <p>【労働審判員】</p> <p>(1) 任期 2年。再任可。</p> <p>(2) 身分 裁判所の非常勤職員。</p> <p>(3) 報酬 手当、旅費等が支給される。</p> <p>(4) 決議等 労働審判手続は、労働審判官が指揮するが、労働審判委員会の決議は、過半数の意見による(労働審判官と同等の決議権)。</p> <p>(5) 研修 地方裁判所において研修が行われるほか、多くの労働審判員が(社)日本労使関係研究協会の個別労働紛争解決研修を受講。</p>	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	<p>【素人審判官】</p> <p>(1) 研修 任命時及び6か月ごとに研修が実施される。</p> <p>(2) 権限 職業裁判官と同一である。</p>

<裁判官>

	ドイツ	フランス
種類・選任方法	<p>【職業裁判官】</p> <p>(1) 第一審 労使団体の代表者、労働裁判所当局が加わる委員会との協議を経た後、州最高官庁(州労働大臣等)の推薦に基づいて任命される。</p> <p>(2) 第二審 労使団体の意見を聴取した上で任命される。</p> <p>(3) 連邦労働裁判所 連邦労働社会省と裁判官選考委員会(州労働大臣全員と連邦議会選出委員で構成)の共同提案に基づき、連邦大統領によって任命される。</p> <p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 第一審及び第二審 管轄区域内の労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも公正に考慮して、州労働大臣が任命する。 ※被選出資格は、労働裁判所の場合は25歳以上の者、州労働裁判所の場合は30歳以上の者である。</p> <p>(2) 連邦労働裁判所 労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも考慮して、連邦労働社会大臣が任命する。 ※被選出資格は、35歳以上の者である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>労働者及び使用者による直接選挙で選出される。</p> <p>(1) 選挙権 一定の職業に従事している等の要件を満たす16歳以上の労働者(失業者を含む)及び使用者(国籍は問われない)</p> <p>(2) 被選挙権 労働審判所の選挙人名簿に登録されている等の要件を満たす21歳以上の者(フランス国籍に限る)</p> <p>(3) 選挙制度 労使団体が作成する部ごとの候補者リストに対する投票による比例代表制 ※使用者は、労働者が投票のために職場を離れることを認めなければならない、その間の賃金を減額してはならない。</p>
任期・身分等	<p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官であって、非常勤である。</p> <p>(3) 報酬 時間手当、旅費、必要経費等が支給される。</p> <p>(4) 身分保障 その活動を妨げられず、また、その活動を理由とした不利益取扱は禁止される。</p> <p>(5) 権限 職業裁判官と同一である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官(国家公務員ではない。)</p> <p>(3) 報酬 無償。旅費の支給あり。</p> <p>(4) 身分保障 使用者は、審判官の職務の遂行に必要な時間を与えなければならない、その間の賃金を減額してはならない。また、労働監督官の許可がなければ解雇されることはない。</p> <p>(5) 研修 国は研修を実施し、審判官には任期中に6週間の研修休暇が与えられる。</p>

第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<審理>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
手続	<p>一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続については次のとおり。</p> <p>【労働審判手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立 ※趣旨及び理由を記載した書面による。</p> <p>(2) 相手方による答弁書の提出</p> <p>(3) 審理 ※原則3回以内の期日で審理を終結。</p> <p>(4) 調停の試み ※調停の成立による解決の見込みがある場合、審理の最終までに調停を行う。 ※調停が成立すれば、終了。</p> <p>(5) 労働審判 ※審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。 ※主文及び理由の要旨を記載した審判書の作成又はすべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知。 ※受諾：労働審判の確定（裁判上の和解と同一の効力）</p> <p>【労働審判制度の手続上の特徴】</p> <p>(1) 個別労働関係紛争についての手続</p> <p>(2) 裁判所での手続 ※不出頭に対する制裁（過料）あり。 ※審判に法律上の和解と同一の効力。</p> <p>(3) 労働関係の専門的知識経験を有する者（労働審判員）の参加する手続</p> <p>(4) 非訴事件としての手続</p> <p>(5) 迅速・簡易な手続 ※原則3回以内の期日で審理を終結。 ※口頭主義、直接主義。</p> <p>(6) 審判の効力と訴訟移行 ※労働審判に対し適法に異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立て時に訴えの提起があったものとみなす。</p>	<p>一般の民事訴訟の手続による。</p>	<p>【手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立 ※定型の書式あり。手紙の郵送、ファックスによる送付も可。</p> <p>(2) 被申立人による応訴書の提出 ※被申立人は、申立書の写しの受領後一定期間内に応訴書を提出しないと、以後の手続に参加できなくなる。</p> <p>(3) ACASによるあっせんの前置 ※ETから申立書及び応訴書の写しがACASに送付されると、ACASは当事者間のあっせんを行う。 ※あっせん手続の際に出された事項は、相手方の合意がない限り、訴訟において証拠とすることはできない。</p> <p>(4) 審理前の手続 ※審判所は、当事者の申立又は職権により、相手方に対して、事実・主張等を説明した書面の提出、文書の開示、証人の出頭等を命ずることができる（罰金による強制等あり）。</p> <p>(5) 予備審理等 ※指示審理：複雑な事件について、審理の準備に必要な事項を指示し、審理に要する時間等を決定する（審判長単独で行う）。 ※審問前審査：勝訴の合理的な見込みの有無を判断するために行い、見込みがない場合には保証金の支払いを命ずることができる。 ※予備審理：訴訟を行う資格要件や提訴期限（解雇の場合3か月以内）を満たしているか否かを判断する。</p> <p>(6) 審理 ※公開。対審。通常1～2日で終了。 ※両当事者が同意した場合には、素人審判官が1名でも審理を行える。</p> <p>(7) 決定 結審後、口頭で言い渡され、書面は後日出される。</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ACASによるあっせん前置。 ETは、厳格な法律主義よりも、よき労使関係の形成を目的とした常識的な解決を図るため、通常裁判所の訴訟における証拠の厳格なルールには拘束されない。 ETの決定（復職・再雇用、金銭補償等の命令）には強制力はなく、最終的には、金銭の支払いについて県裁判所の執行命令により執行されることとなる。

＜審理＞

	ドイツ	フランス
手続	<p>【判決手続の主な流れ】</p> <p>(1) 訴えの提起 ※事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。</p> <p>(2) 和解弁論の前置(第一審のみ) ※原則公開。職業裁判官により、原則最初の1期日で実施。 ※不調の場合は、直ちに訴訟弁論に移行するか、又は訴訟弁論の期日を指定する。</p> <p>(3) 訴訟弁論の準備 裁判長は、準備書面の補充、説明等の提出を課すこと、官公庁等に対し情報提供を求めること、当事者本人の出頭を命ずること、証人等を弁論に呼び出すこと等の措置を執ることができる。</p> <p>(4) 訴訟弁論 ※原則公開。可能な限り1回の期日で終了させる。 ※訴訟手続中を通じて和解によって終了させる努力義務を負っている。</p> <p>(5) 判決 可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で言い渡し、判決書は言渡し期日から3週間以内に作成・交付する。</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和解弁論前置 ・職権進行主義 ※当事者が主張立証する弁論主義が原則だが、一般の民事裁判より裁判所の職権の強い部分がある。 ・口頭主義(口頭弁論が中心)、直接主義(法廷での弁論が中心) ※一般の民事裁判よりも徹底している。 ・迅速主義 ※迅速な処理を図るため、訴訟弁論が1回の期日で終了するようにするための準備措置、弁論終了後直ちに行う判決言渡し等が定められている。 ・解雇事件等についての特別な手続 ・優先的な処理を図るため、以下のような特則が定められている。 <p>(1) 和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。</p> <p>(2) 和解弁論が功を奏しない場合には、和解弁論後2週間以上の相当な期間内に答弁書を提出するよう、被告に命ずる。</p> <p>(3) 答弁書に対して書面で見解を示すために、原告に対して2週間以上の相当な期間を定めることができる。</p> <p>(4) 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原則として認めない。</p>	<p>【手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立(口頭の申立も可)</p> <p>(2) 調停の前置(調停部) ※非公開。原則として当事者本人に出廷義務。成立の場合は調停調書を作成(執行力あり) ※審判官2名(労使各1名)で行う。</p> <p>(3) 判決部への移送 ※調停不調や被告が不出頭の場合 ※開廷期日までの間に裁判外の和解が成立することも多い。</p> <p>(4) 事件が判決に熟していれば、直ちに判決</p> <p>(5) 審理 ※公開。対審。口頭での主張。 ※審判官4名(労使各2名)で行う。</p> <p>(6) 判決</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調停前置 ・口頭による申立、主張が可能。 ・調停部による仮の措置 ※使用者が調停に出頭しない場合等において、調停部は、(1) 貸金台帳等の提出命令、(2) 貸金等の仮払い命令(債務の存在に重大な疑義がない場合。額の上限あり。)、(3) 証拠等の保全に必要な処分を、仮の措置として行うことができる。この処分に対する上訴は本案判決に関する上訴と同時にのみ行うことができる。 ・当事者間の手続契約 ※審判所によっては、調停手続段階で、原告の証拠準備期間、被告の反論準備期間を定める手続契約を当事者間で締結させた上で審判手続を行っている審判所がある。(手続契約が守られない場合、審判所は当該事件を抹消できるとされる。) ・報告審判官(1名又は2名) ※事件についての判断に資するため、証拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等の調査を行い、担当部に報告する審判官。当該事件の担当部から任命される。

第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

＜審理＞（続き）			
	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
仮処分等 手続	一般の民事訴訟の手続による。	—	—
判決	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、労働審判委員会の決議は労働審判官・労働審判員の多数決による。	—	・ 審判官による多数決 ※素人審判官の評決権は職業審判官と同一である。
訴訟代理	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、本人申立てが可能で、代理人については弁護士を原則とするが、裁判所は、弁護士以外の者を代理人とすることを許可できる。	—	・ 本人申立が可能。 ・ 審判の代理人には、弁護士の他、労使団体の役員等なることができる。
訴訟費用	一般の民事訴訟の訴訟費用による。ただし、労働審判手続の申立手数料は民事調停の申立手数料と同額（民事訴訟の手数料の半額）。	一般の民事訴訟の訴訟費用による。 ※ただし、公民権法に関する訴訟等では弁護士費用の敗訴者負担制度あり。	・ 原則として審判費用の負担なし。 ※濫訴の場合、勝訴の見込みなく手続を継続し敗訴した場合には、費用の支払いを命ぜられる。 扶助の適用はない。 ※ETの審判手続には、法律扶助の適用はない。

<審理> (続き)

	ドイツ	フランス
仮処分等 手続	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。 ※集団紛争での利用が中心とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 急速審理部は、(1) 切迫した損害等の防止のために保全・原状回復措置を命ずること、(2) 債務の存在に重大な疑義がない場合に仮払いを命ずること等の仮処分手続や判決の仮執行手続を行う。 ※仮処分・仮執行の履行は、罰金による間接強制で確保される。
判決	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官による多数決 名誉職裁判官の評決権は職業裁判官と同一である。 	<ul style="list-style-type: none"> 審判官による多数決 ある争点について多数決で可否同数となった場合には、当該争点について、当該労働審判所の所在地を管轄する小審判所の職業裁判官が裁判長となって再審理を行った上で、改めて多数決により判決を下す。 ※再審理では、当事者は新証拠・新主張の提出が可能。
訴訟代理	<ul style="list-style-type: none"> 本人訴訟 一審：○ 二審：× 三審：× 弁護士以外の代理 一審：○ 二審：○ 三審：× 弁護士代理 一審：○ 二審：○ 三審：○ <p>※弁護士以外の代理人としては、労使団体の代理人等(労働組合の権利保護書記等)が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用を支弁できず、労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては、相手方が弁護士代理の場合、当該当事者の申立により、裁判長が弁護士を付することを命じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人訴訟が可能。 訴訟の代理人・補佐人には、弁護士の他、当事者と同一の職業に属する労働者又は使用者、当事者が所属する労使団体の代表者等がなることができる。
訴訟費用	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用は低廉である。 ※他の訴訟手続よりも低廉。上限は500ユーロ。 ※和解により終結した場合は無料。 弁護士費用は、第一審では原告・被告の各自負担(一般の民事裁判では敗訴者負担)。第二審以上では敗訴者負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用は低廉である。 ※負担する費用としては、訴えの登録費、当事者呼出用の郵便費、判決送達費等がある。

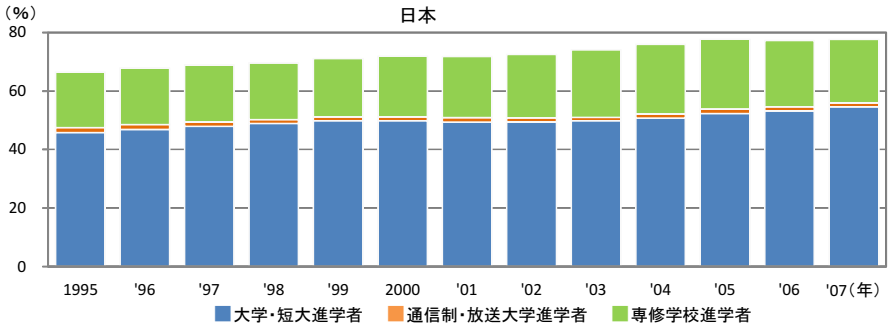
資料出所 司法制度改革推進本部労働検討会(第13回, 2003年1月10日)資料71をもとに、イギリスの私的手続について「企業内紛争システムの整備支援に関する調査研究-中間報告書-」(労働政策研究・研修機構, 2007年)を参考に、また、日本について同検討会(第9回, 2002年10月25日)資料55、菅野和夫他「労働審判制度-第2版-」(弘文堂, 2007年)等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) イングランド及びウェールズにおける制度である。
 2) 判決手続において、解雇事件と差別事件については、迅速な処理を目的とする特別な手続がある。

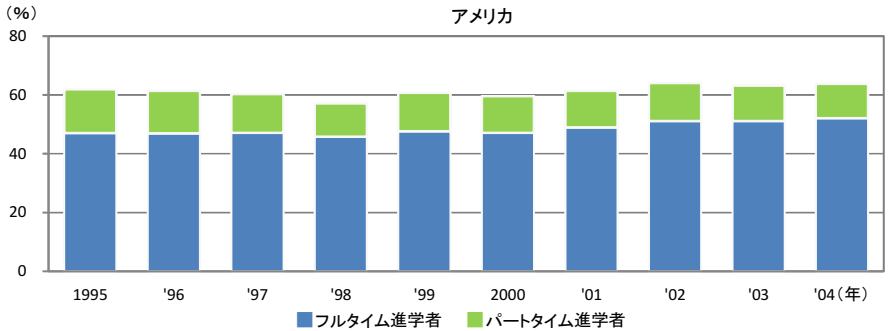
8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

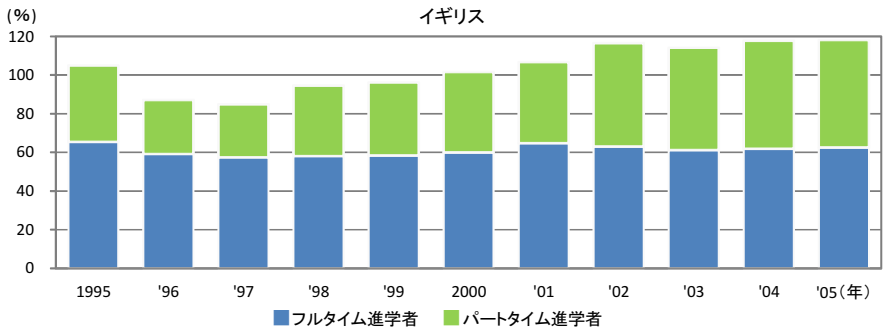
8-1 高等教育機関への進学率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-1表 高等教育機関への進学率:日本」(p.237)参照。

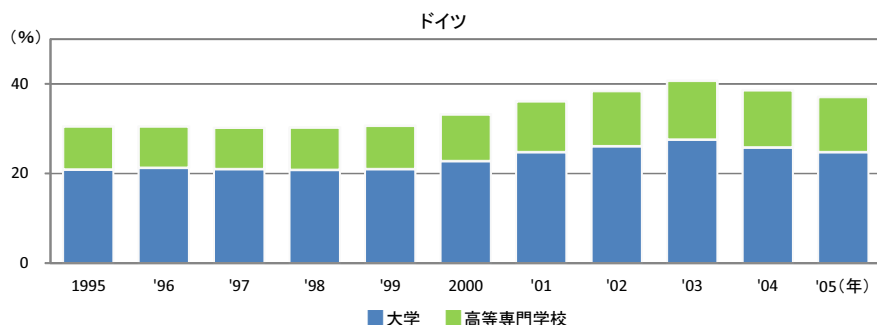


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-2表 高等教育機関への進学率:アメリカ」(p.237)参照。

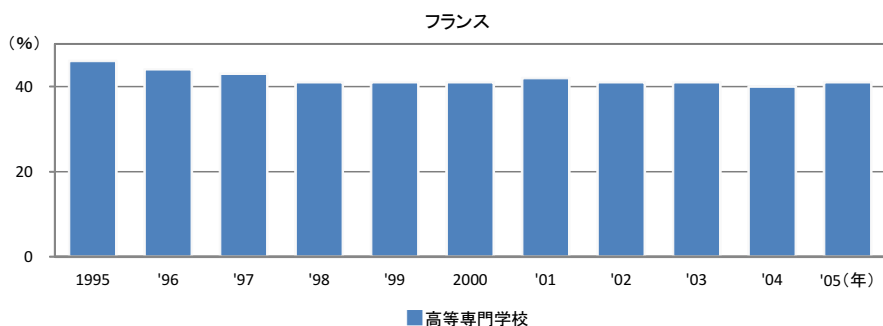


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス」(p.238)参照。

8 教育・職業能力開発



- ▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.238)参照。



- ▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.239)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない。(第8-2表の各国の学校系統図参照)。ただし、上記のグラフをみると、各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は、1995年から2005年まで緩やかな上昇を続け、2006年になって0.4ポイント低下したが、2007年には再び0.3ポイント上昇し、77.6%に達している。アメリカの進学率は、1998年及び2000年に60%を割り込んだものの、その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが、これは、1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果、大学数が増加し、進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は1990年代に30%前後で横ばいの推移を続けたが、2000年になってやや上昇し、40%弱となっている。ドイツの進学率は諸外国に比べて低水準であるが、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また、フランスの進学率の算出基礎となった数値についても、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表 高等教育機関への進学率：日本

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

(%)

年 Year	通信制・放送大学 進学者を含む Including correspondence courses or University of the Air						専修学校(専門課程) 入学者を含む Including special course schools		
	大学・短大等進学者 Universities or junior colleges			男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	男性 Male	女性 Female	計 Total						
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3
2007	56.4	52.8	54.6	57.4	54.4	55.9	76.3	79.0	77.6

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。
2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。
3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表 高等教育機関への進学率：アメリカ

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

(%)

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2	61.9
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.6	56.9	51.1	55.7	71.1	63.2
2004	46.4	58.1	52.1	56.2	71.8	63.8

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。
2) フルタイム進学とは、通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第8-1-3表 高等教育機関への進学率：イギリス

Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

(%)

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢(18歳)以外の進学者及び外国人学生(overseas students)を含む。当該進学年齢層以外の成人学生(21歳以上)の進学者が多い。
- 2) フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで、パートタイムとは1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる課程である。
- 3) 外国人学生(overseas students)は、入学前の主な居住地がイギリス以外の学生。イギリス国籍の扱いについては不明。

第8-1-4表 高等教育機関への進学率：ドイツ

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

(%)

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(19歳)人口×100

- (注) 一部の州・地域では、18歳で大学に進学することが可能であるが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中等後教育機関として専門学校、職業アカデミー、看護学校等があるが、本統計には含まれない。

第8-1-5表 高等教育機関への進学率：フランス

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education
1995	約 46
1996	約 44
1997	約 43
1998	約 41
1999	約 41
2000	約 41
2001	約 42
2002	約 41
2003	約 41
2004	約 40
2005	約 41

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注) 高等教育機関入学者は、大学、技術短期大学部、リセ付設グランゼコール準備級、リセ付設中級技術者養成課程、一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接进入する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者の実数が公表されていないので、大学入学者の約3割(国民教育省)という比率に基づき、この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。

第8-1-6表 高等教育機関への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 ¹⁾ Enrollment rates in higher education
1970	26.9
1980	27.2
1990	33.2
2000	68.0
2005	82.1
2006	82.1
2007	82.8
2008	83.8

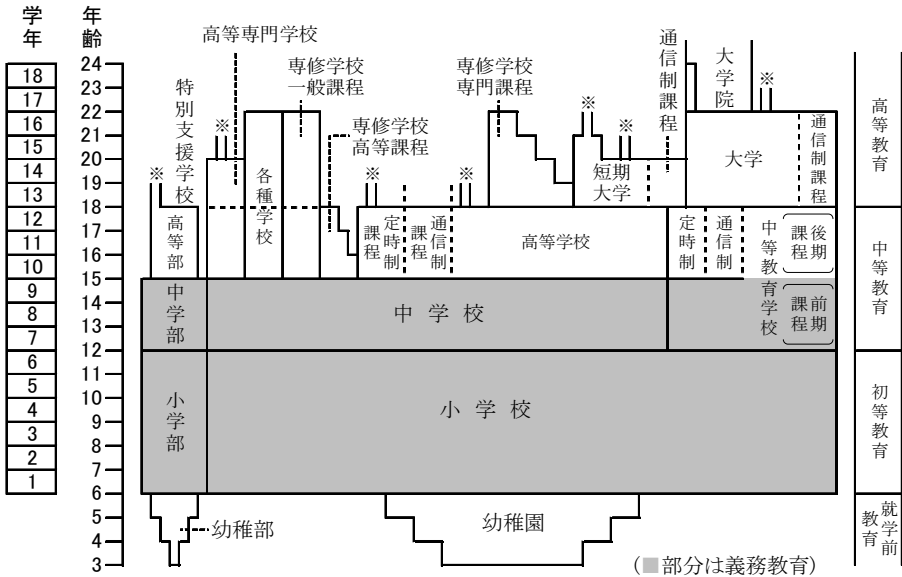
資料出所 韓国教育人的資源部ホームページ(<http://www.kedi.re.kr/>)

進学率＝高等教育機関進学者数／各年における高校卒業者数×100

(注) 1) 専門大学等(2年制等)を含む(大学、大学院、教育大学、産業大学、専門大学、放送・通信大学、技術大学)。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



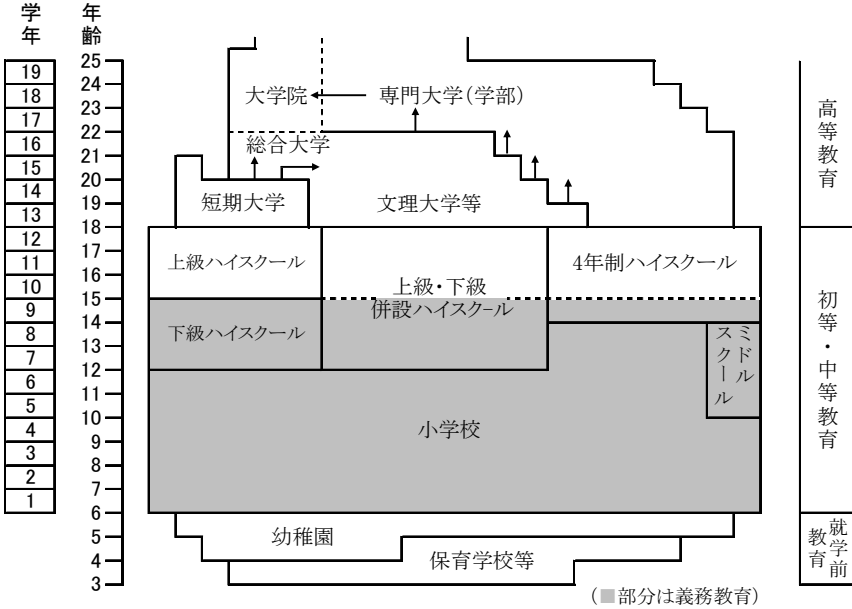
資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

(注) 1) ※印は専攻科を示す。

2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育: 初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は[1]6-3(2)-3(4)年制、[2]8-4年制及び[3]6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

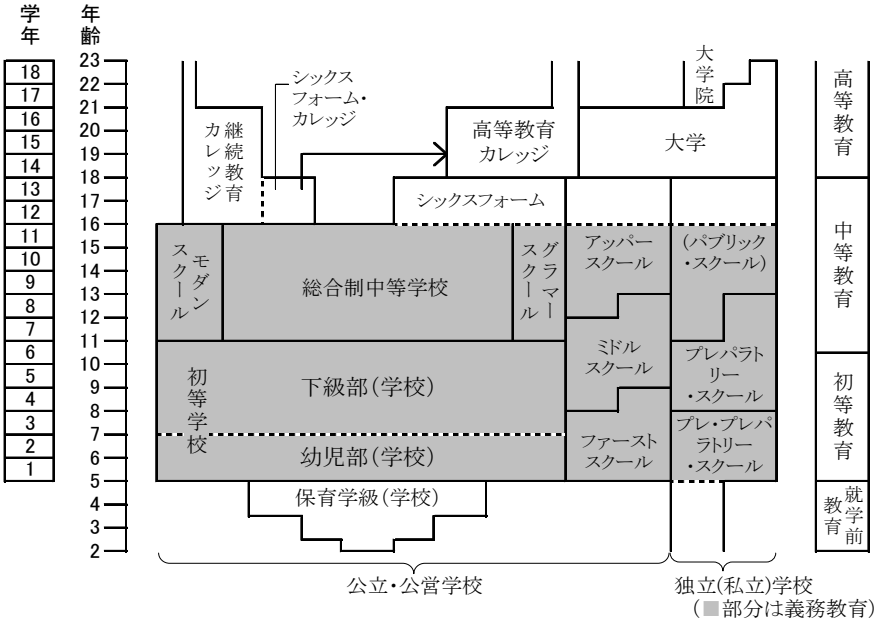
2004年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校32.8%、6年制小学校18.2%、8年制小学校8.0%、ミドルスクール17.5%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.8%、その他8.9%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)11.2%、上級ハイスクール(3年制)2.6%、4年制ハイスクール48.6%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.2%及びその他7.4%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育: 高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 義務教育は5歳から16歳までの11年間。

初等教育: 初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5~7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7~11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5~8歳、5~9歳など)及びミドルスクール(8~12歳、9~13歳など)が設けられている。

中等教育: 中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマール・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校、国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。

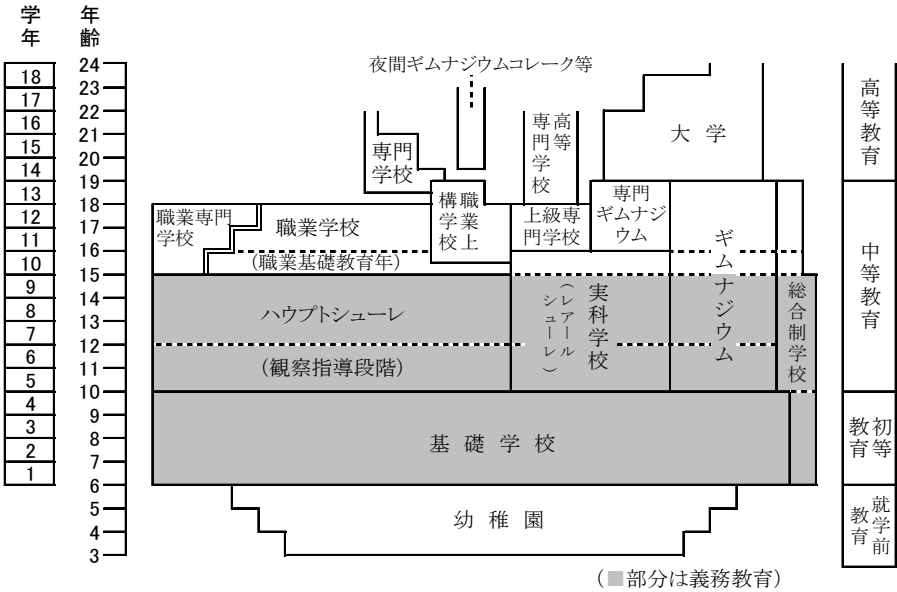
国庫補助学校は、従来公立(営)学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である(1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付)。また、独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11, 13~18歳)やプレパトリー・スクール(8~11歳, 13歳)などが含まれる。

高等教育: 高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育:義務教育は9年(一部の州は10年)である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育:初等教育は、基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育:生徒の能力・適性に応じて、ハウトシュレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。

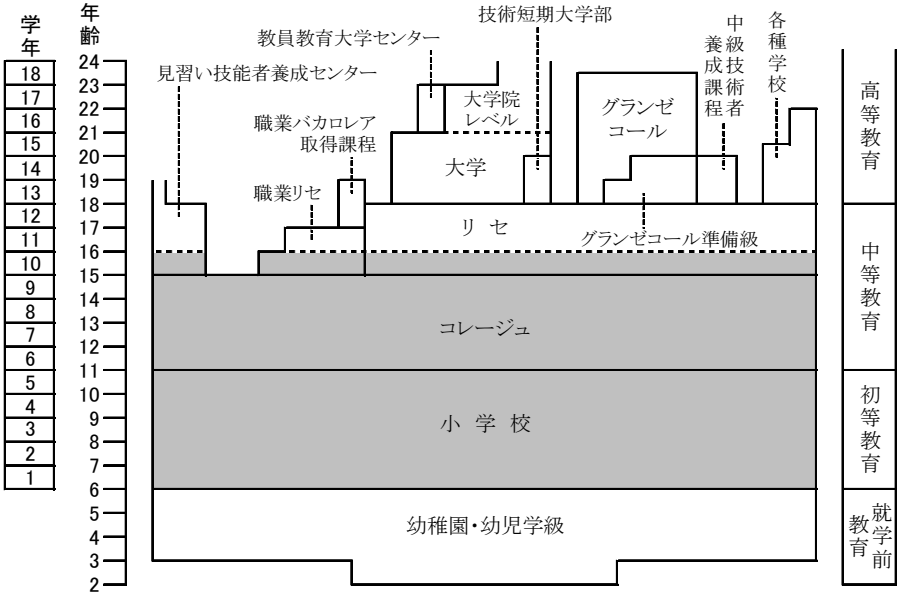
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は少なくとも3年)、上級専門学校(実科学学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウトシュレと実科学学校を合わせた学校種(5年でハウトシュレ修了証、6年で実科学学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育:高等教育機関として、大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 義務教育の年限は6歳から16歳までの10年である。

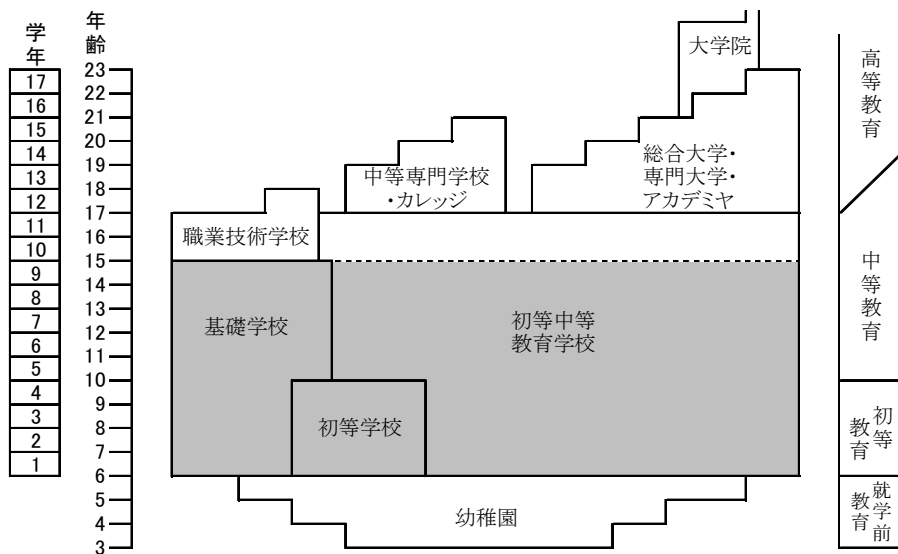
初等教育: 初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ(2年制)。職業バカローア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年)等で行われる。

高等教育: 高等教育は、国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカローア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカローアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカローア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

第8-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。ただし、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

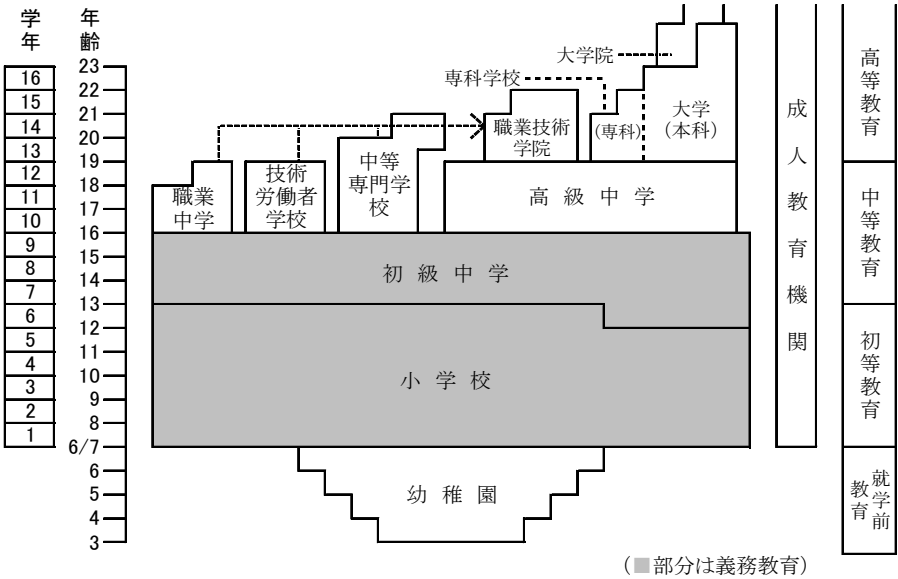
義務教育: 「ロシア連邦教育法」は、15歳までに初等・前期中等教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から15歳までの9年間である。なお、現在、義務教育年限の1年間延長が一部で実験的に行われている。

初等・中等教育: いずれの学校に入学しても第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは、主として[1]初等中等教育学校第10・11学年と、[2]職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には初等中等教育学校第11学年修了を入学資格とする課程もある。修業年限は専門分野によって異なる。中等専門学校とカレッジは、一般的に初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後、高等教育機関の第2・3学年に編入できる。中等専門学校には第9学年修了を入学資格とする課程もある。

高等教育: 総合大学、専門大学及びアカデミアがあり、修業年限は2～6年である。(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ: 博士候補養成課程, 3年制, 及びドクトラントゥーラ: 博士号取得課程, アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

第8-2-7表 中国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, China



資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園(幼児園)または小学校付設の幼児学級で、通常3~6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2005年までに全国の95%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが、これら地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

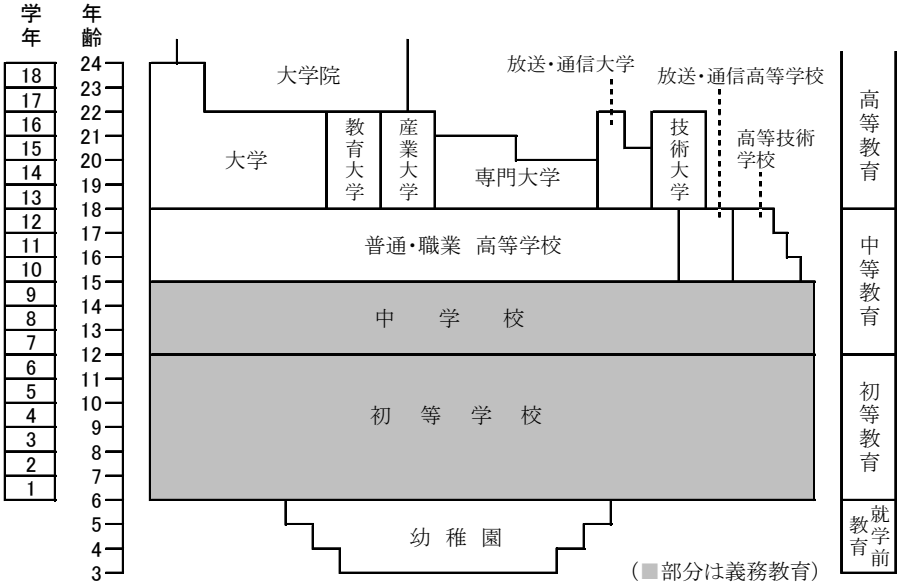
中等教育: 初級中学(3~4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学(2~3年)などがある。

高等教育: 大学(大学・学院)には、学部レベル(4~5年)の本科と短期(2~3年)の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほか、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表 韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2008)「平成20年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 義務教育は6～15歳の9年である。

初等教育: 初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 高等教育は、4年制大学(医学部など一部専攻は6年)、4年制教育大学(初等教育担当教員の要請)、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学, 教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率 (2003年)

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training, 2003

国 Country		計 Total	男性 Male	女性 Female
アメリカ	USA	37.4	37.0	38.6
カナダ	CAN	24.7	24.8	24.6
イギリス	GBR	27.3	28.3	26.4
ドイツ	DEU	11.5	12.4	10.6
フランス	FRA	18.6	19.7	17.5
イタリア	ITA	4.1	4.3	3.9
オランダ	NLD	9.5	9.8	9.1
ベルギー	BEL	16.1	18.0	14.2
ルクセンブルク	LUX	11.6	13.5	9.7
デンマーク	DNK	39.1	39.3	39.1
スウェーデン	SWE	40.4	38.7	42.1
フィンランド	FIN	36.1	33.4	38.9

(参考)

日本 ²⁾	(正社員/regular employees)	JPN	55.3	60.1	43.5
	(非正社員/non-regular)		27.6	36.1	24.7

資料出所 日本:厚生労働省(2008.6)「平成19年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2007.9) *Education at a Glance 2007*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。
OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 日本の数値は、2006年度のOFF-JT受講率。OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク ・対象者及び適用要件 学生 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)キャリア探索プログラム: ハローワークが学校, 産業界と連携し, 企業人等を講師として学校に派遣し, 職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ: 中高生を対象とした職業意識形成支援。 (3)大学卒業意識啓発事業: 経済団体等との連携の下, 大学生等のインターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに, 企業・大学などへの情報提供を行う。 (4)キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下, 中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生, 高校生, フリーター等を対象とする職業体験講座, 講習会の実施。
アメリカ	<p>テックプレップ (Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1990年代 ・管理運営主体 テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium) ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し, 14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で, 専門的職業教育科目と, 数学, 自然科学, コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 <p>コオペラティブ教育 (Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 20世紀初頭 ・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生) ・具体的内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした, 有給の職業実習型の教育であり, 学校での職業教育と並行して行われる。コオペラティブ教育の経験が単位となったり, 学位授与の要件になったりする。 <p>※ このほか, 「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。</p>

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イ ギ リ ス	<p>仕事関連学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年 ・管理運営主体 各学校 ・対象者及び適用要件 14～16歳の全ての学生 ・具体的内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育, 勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。
ド イ ツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各学校 ・具体的内容 職業活動体験は、ハウプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアルシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は, レストラン, 郡役所, 旅行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。 <p>※ ハウプトシューレ, レアルシューレ及びギムナジウムは, いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間</p> <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省, 学校 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として, 全国1,000校において, 卒業後の準備指導や職業適性判断, 職業オリエンテーリング, 職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が, 職業学校(Berufsschulen):デュアルシステムの学校側における職業コース, 職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS), 専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フ ラ ン ス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件 中・高等教育の学生 ・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため, 学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1991年 ・管理運営主体 大学 ・対象者及び適用要件 大学生 ・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため, 工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

日本 ¹⁾	<p>実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, (独)雇用・能力開発機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携 ・対象者 概ね35歳未満であり, 就職活動を続けているが安定的な就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者, 無業者, フリーター等) ・具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校)活用型がある。 <p>専門学校等における実践的教育の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 経済産業省, 学校, 産業界 ・対象者 高専, 工業高校等の学生 ・具体的内容(中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大) <p>実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 各企業 ・対象者 新規学校卒業生等15歳以上35歳未満の者 ・具体的内容 企業が主体となり, 新規学校卒業生を主たる対象として, 教育訓練機関(公共職業能力開発施設, 認定職業訓練校, 専修学校, 各種学校等)における自社のニーズに即した学習と自らの企業における雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせる。 <p>新規学卒者を対象とした職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省(雇用・能力開発機構含む), 都道府県, 市町村 ・具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(雇用・職業能力開発機構, 都道府県設置の職業能力開発短期大学校, 職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し, 将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程
アメリカ	<p>登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1937年 ・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同, 個々の事業主, 個々の事業主と事業主団体との共同など ・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし, 危険な業務については18歳以上 ・具体的内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には, 登録養成訓練制度修了者として, 公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け, その他の時間は, 職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	養成訓練制度その他の訓練制度
イギリス	<p>養成訓練制度 (Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年から新制度開始 ・管理運営主体 教育技術省 ・対象者及び適用要件 16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) ・具体的内容 <p>事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)養成訓練 (Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル2(非熟練に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練 (Advances Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)E2E (Entry to Employment) 就職等の準備が整っていない16～18歳の若年者を対象。参加者にはNVQレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練 (Young Apprenticeship) 第10学年(通常は14歳)から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度(養成訓練制度 (Ausbildung)) = 「デュアルシステム」 (Dualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 19世紀初頭 ・管理運営主体 企業及び職業学校 (Berufsschulen) ・対象者及び適用要件 <p>年齢制限はなく、ハウプトシュレを修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくとも、門戸は開かれている。</p> ・具体的内容 <p>若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。</p> <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 <ol style="list-style-type: none"> (1)義務給付(事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校(聾啞学校など)修了証やハウプトシュレ修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付(雇用庁の裁量により給付が認められるもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアールシュレ)修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会の斡旋が困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、雇用庁の裁量により支給。 <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。</p>

養成訓練制度その他の訓練制度

フ
ラ
ン
ス

養成訓練契約 (Contrat d'apprentissage)

- ・開始年月 1986年法律改正
- ・契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。
- ・対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)
- ・具体的内容
CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。

熟練契約 (Contrat de professionnalisation)

- ・開始年月 2004年10月
- ・契約締結可能な雇用主 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。
- ・対象者及び適用年齢 16～25歳までの未熟練者、26歳以上の求職者
- ・具体的内容
期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援	
日本 ¹⁾	<p>新規学卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室 ・対象者 新規学卒者 ・具体的内容 大学卒業者等の就職を支援するため、職場見学会や就職面接会を開催するとともに、ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室において職業相談等就職支援を実施。 <p>若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各都道府県（内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者 学生を含む35歳未満の若年者 ・具体的内容 若年者の就職促進と能力向上を図るための雇用関連サービス（カウンセリング、情報提供、適性判断、職業訓練・研修、職場体験、職業紹介、職場定着までのフォローアップ）が一か所で受けられる施設。各都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設し、職業紹介事業を実施する。 <p>改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行、周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容 若年の能力・経験の正当な評価による雇用機会の確保等を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」）、労働者の募集採用に係る年齢制限の禁止を義務化。 <p>YES-プログラム（若年者就職基礎能力支援事業）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、教育・試験実施機関、中央職業能力開発協会 ・対象者 学生を含む若年者 ・具体的内容 企業が若年者の就職に関して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」といった就職基礎能力の修得を支援する実践的能力評価・公証の仕組み。 <p>ジョブパスポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・対象者 学生を含む若年者 ・具体的内容 ボランティア活動などの労働体験を所定の様式（ジョブパスポート）に記録し、自己理解能力の向上に役立てるとともに、企業に対してアピールできるよう整理する「社会体験経歴書」の普及を図る。若者の社会参加意識、就職に向けた意欲喚起を図るとともに、企業の募集採用に当たってボランティア活動などの取組の積極的な評価を促すことを目的とする。 <p>※フリーター、ニート等困難な状況にある若者に対する施策については、第8-5表(p.256)を参照。</p>
アメリカ	<p>O'NET (Occupational Information Network/Online)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1998年10月 ・管理運営主体 国立O'NET協会 (O'NET Consortium) ・具体的内容 インターネット上で公表されている (http://online.onetcenter.org) 職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 <p>※この他、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。第8-5表(p.256)を参照。</p>

情報提供をはじめとする就職支援

イギリス	<p>コネクションズ・サービス 第8-5表 (p.257) を参照。</p> <p>イギリス政府サイト(Directgov) - 若年者(Young People) - 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクするなどにより、情報提供を行っている。</p>
ドイツ	<p>仕事に関する博物館 バーデン＝ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。 これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>しごと館(Cite des metiers) 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 国, 地方公共団体 ・対象者及び適用要件 16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等様々な支援を行う。</p> <p>※このほか、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>
資料出所	<p>厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成</p> <p>(注) 1) 日本で、2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」が取りまとめられ(文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省, 内閣府), 以降, 官民一体となった総合的な人材(若年人材)対策が強化されている。本表には、各省主導の多岐に及ぶプロジェクトの中から主要なものを掲載している。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若年者の再チャレンジ支援策[1]:フリーター常用雇用化プラン等の推進(常用雇用化35万人目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…若年フリーター・無業者等 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年長フリーターに対する常用就職支援策等の実施(模擬面接、就職セミナーなどによる年長フリーターの常用就職支援および年長フリーター自立能力開発システムの実施) (2) 若者の職業能力開発機会の充実(「実践型人材養成システム」や「実務・教育連結型人材育成システム」等の拡充、雇用関係による有期実習型訓練の創設・支援など) (3) 住居のない不安定就労者に対する就職支援の実施(ネットカフェ等に寝泊りする不安定就労者に対する職業相談・職業紹介、技能講習、住居確保の相談等の実施) (4) 若者の応募機会の拡大等に係る企業への周知・広報、相談機能の強化 <p>若年者の再チャレンジ支援策[2]:地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…フリーター・ニートをはじめとする若者 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域若者サポートステーションの発展・強化(訪問支援モデル事業の実施など) (2) 若者自立塾事業の実施(合宿形式の集団生活を通じた生活訓練、労働体験により、若者に働く自信と意欲を与える) (3) 若者向けキャリアコンサルティングの普及促進
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イギリス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…1998年4月に全国導入 ・ 管理運営主体…ジョブセンタープラス ・ 対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者 ・ 具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月) <p>さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。</p> (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。 <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…2001年4月 ・ 管理運営主体 <p>教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営</p> ・ 対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・ 具体的内容 <p>パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。</p>
ドイツ	<p>職業準備年(BVJ)</p> <p>個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた、又は授業についていけない者で、職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない者を対象にした制度である。フルタイムの職業教育を行う。生徒は、BVJを行うことで職業学校における就学義務を果たしたものと認められ、またハウプトシューレ(中等教育としての職業訓練学校)の卒業単位にも充当できる。</p> <p>職業基礎学習年(BGJ)</p> <p>職業学校におけるプログラム。a. 1年間のフルタイムの授業、あるいはb. 1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけれなかった者。その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を、国が提供する。</p> <p>職業相談・紹介サービス向上の取組み</p> <p>25歳未満の若年者に、a. 職を与える(紹介する)、b. 職業養成訓練の機会を与える、c. 就労等の機会を与えるべく、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることを重視する観点から、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られている。また試験的に2014年末まで新就職随伴モデルとして、各学校に就職を控えた生徒の指導カウンセラーを配置する。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	<p>労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少なながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>職業訓練ボーナス制度 2年以上求職活動を続けても仲介困難な若者に追加的に職業訓練の職場を提供する事業主に支払われる助成金制度。支払額は、4000・5000/6000ユーロで、仮採用期間の終了時と修了試験受験資格獲得の2回に分けて半額ずつ支給される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE) ※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。 ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…公共職業安定所(ANPE) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。</p> <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation) (上記参照)</p> <p>社会生活参入契約(CIVIS) ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。</p> <p>TRACEプログラム ・2003年12月に廃止(厳密には、新規の適用が終了)</p>
資料出所	厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページにより労働政策研究・研修機構作成

第8-5表（参考表）若年者に対する最低賃金の特例

Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

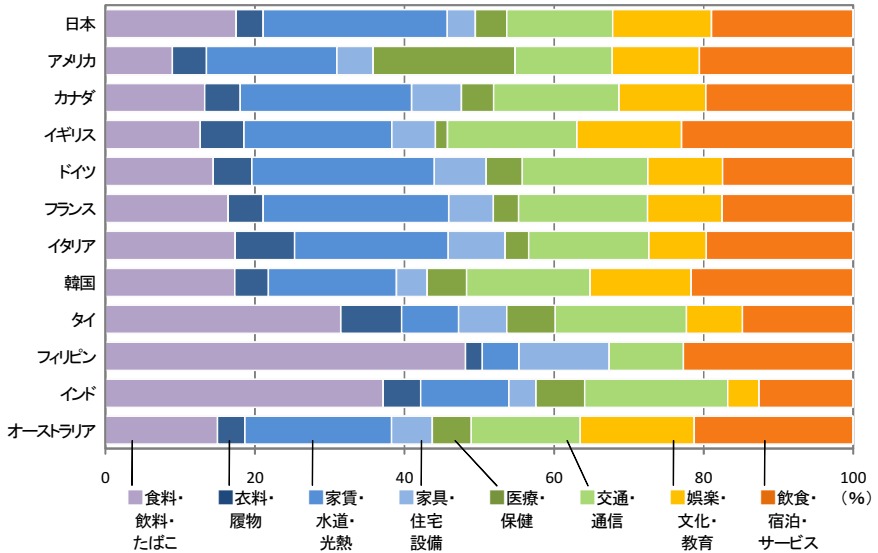
最低賃金、社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例（連邦レベル） 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル／時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である6.55ドル／時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 22歳以上(通常の労働者):5.73ポンド。 (2) 18～21歳:4.77ポンド (3) 16～17歳:3.53ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 入職後6か月に達するまで、17歳未満のものは20%、17歳の者は10%、最低賃金額(SMIC)を減額可。 (2) 養成訓練契約による訓練生 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 (雇用促進を目的とした)特殊雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる場合が多い。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」
アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://www.dol.gov/elaws/>)2008年12月現在

9. 勤勞者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比(2006年)」(p.266)を参照。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合(エンゲル係数)は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本のエンゲル係数は、1970年代では30%ほどだったのが、2006年では17.5%に低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は、10~20%前後と低いが、フィリピン(48.2%)、インド(37.1%)、タイ(31.5%)等の東南アジア諸国は高い。逆に、「家賃・光熱」に関しては先進諸国で高く、東南アジア諸国では低い。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体 (NPISH) の受取と支払の構成 (2006年)
 Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2006

		(%)							
国 Country	受取側計 Resources side	雇用者報酬 ^{a)}	営業余剰 ^{b)}	混合所得 ^{c)}	財産所得 ^{d)}	社会負担及び社会保険 ^{e)}	その他の経常移転 ^{f)}	年金基金 年金準備金 の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	58.3	10.0	4.9	5.7	15.7	5.4	-0.1
アメリカ	USA	100.0	56.3	5.6	11.3	14.6	12.0	0.2	—
カナダ	CAN	100.0	64.9	4.5	6.8	10.9	12.6	0.4	—
イギリス ¹⁾	GBR	100.0	53.5	5.9	5.9	11.3	16.7	4.4	2.3
ドイツ	DEU	100.0	47.3	12.7	—	17.1	18.9	3.0	0.9
フランス	FRA	100.0	51.9	8.4	6.5	8.1	19.4	5.6	—
イタリア	ITA	100.0	41.0	8.9	12.9	15.2	19.0	2.3	0.7
オランダ	NLD	100.0	50.7	0.0	11.4	11.4	17.6	4.4	4.6
ベルギー	BEL	100.0	53.8	6.3	7.3	9.8	19.3	3.0	0.6
デンマーク	DNK	100.0	55.8	9.6	—	7.6	19.8	2.1	5.2
スウェーデン	SWE	100.0	59.5	3.8	6.3	4.0	20.0	2.6	3.7
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	55.1	16.6	—	12.0	7.8	8.4	0.2
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	56.6	8.4	9.7	11.4	—	13.8	—
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	48.6	7.6	—	22.7	17.4	2.6	1.1
国 Country	支払側計 Uses side	最終消費 費支出 ^{h)}	財産所得 ^{d)}	社会負担及び社会保険 ^{e)}	所得・富等に課される経常税 ⁱ⁾	その他の経常移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基金 年金準備金 の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	64.5	3.2	15.0	5.7	4.7	7.0	—
アメリカ	USA	100.0	69.7	8.1	7.0	10.2	1.1	3.8	—
カナダ	CAN	100.0	70.7	1.4	5.9	15.4	1.3	5.4	—
イギリス ¹⁾	GBR	100.0	61.7	5.6	14.6	12.2	2.6	3.3	—
ドイツ	DEU	100.0	55.9	2.5	18.9	8.8	3.1	10.8	—
フランス	FRA	100.0	56.4	1.5	20.4	8.7	3.1	9.9	—
イタリア	ITA	100.0	59.0	1.2	15.4	11.3	2.7	10.3	0.03
オランダ	NLD	100.0	49.0	4.9	26.5	8.3	4.3	7.0	—
ベルギー	BEL	100.0	55.1	1.3	20.2	13.3	2.2	7.9	—
デンマーク	DNK	100.0	52.1	5.3	10.7	27.5	2.3	2.2	—
スウェーデン	SWE	100.0	52.2	2.5	20.1	17.8	1.4	6.1	—
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	64.4	5.4	11.5	4.9	6.2	7.7	—
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	66.0	8.5	—	15.0	3.2	7.3	—
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	68.8	5.1	6.0	18.1	2.4	-0.4	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD (2008.7) *National Accounts 2008, vol.2*

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

- 1) 2005年。
- 2) 2006年度。
- 3) 2000年度。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2006年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2006

		(実額/at current prices)			
国 Country	家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・ たばこ ^{a)}	衣料・履物 ^{b)}	家賃・水道・ 光熱 ^{c)}	
日本(千円)	JPN	2,206	385	80	543
アメリカ(ドル)	USA	30,446	2,728	1,390	5,311
カナダ(カナダドル)	CAN	23,856	3,164	1,141	5,466
イギリス ¹⁾ (ポンド)	GBR	12,373	1,570	723	2,445
ドイツ(ユーロ)	DEU	15,623	2,252	810	3,812
フランス(ユーロ)	FRA	16,503	2,708	772	4,102
イタリア(ユーロ)	ITA	15,053	2,609	1,198	3,097
オランダ(ユーロ)	NED	15,160	2,092	838	3,480
ベルギー(ユーロ)	BEL	15,333	2,544	820	3,503
デンマーク ¹⁾ (ユーロ)	DEN	137,005	20,412	6,579	36,287
スウェーデン ¹⁾ (クローナ)	SWE	136,664	21,447	7,283	38,610
韓国(千ウォン)	KOR	9,024	1,562	404	1,546
シンガポール(SGPドル)	SGP	18,822	1,957	701	2,978
マレーシア(リンギ)	MYS	10,710	2,566	319	1,920
タイ(バーツ)	THA	67,077	21,127	5,449	5,110
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	43,740	21,062	989	2,144
インド ¹⁾ (ルピー)	IND	1,799	668	91	212
オーストラリア ²⁾ (AUDドル)	AUS	28,342	4,254	1,031	5,565
ニュージーランド ²⁾ (NZドル)	NZL	24,162	4,161	1,085	4,320
メキシコ ³⁾ (ペソ)	MEX	50,286	13,516	1,535	6,744

国 Country	家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ サービス ^{h)}
日本(千円)	JPN	83	93	312	292
アメリカ(ドル)	USA	1,467	5,781	3,964	3,545
カナダ(カナダドル)	CAN	1,590	1,028	3,997	2,771
イギリス ¹⁾ (ポンド)	GBR	723	200	2,143	1,731
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,080	754	2,626	1,559
フランス(ユーロ)	FRA	980	560	2,843	1,646
イタリア(ユーロ)	ITA	1,143	476	2,418	1,157
オランダ(ユーロ)	NED	995	340	2,488	1,657
ベルギー(ユーロ)	BEL	838	655	2,600	1,524
デンマーク ¹⁾ (ユーロ)	DEN	7,894	3,515	21,615	16,294
スウェーデン ¹⁾ (クローナ)	SWE	7,173	3,726	22,256	16,451
韓国(千ウォン)	KOR	372	476	1,491	1,220
シンガポール(SGPドル)	SGP	1,271	1,373	3,789	2,730
マレーシア(リンギ)	MYS	553	216	2,183	677
タイ(バーツ)	THA	4,325	4,359	11,751	5,035
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	5,273	—	4,341	—
インド ¹⁾ (ルピー)	IND	65	118	344	75
オーストラリア ²⁾ (AUDドル)	AUS	1,540	1,476	4,133	4,317
ニュージーランド ²⁾ (NZドル)	NZL	2,654	884	3,366	3,227
メキシコ ³⁾ (ペソ)	MEX	3,969	2,348	9,547	3,369

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 OECD諸国: OECD (2008.7) *National Accounts 2008 vol.2*

その他: UN (2007) *National Accounts Statistics 2006*

人口: IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2008

年8月現在

(注) 1) 2005年値。 2) 2004年値。 3) 2006年度。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2006年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2006

国 Country	家計最終消費支出	(%)								
		食料・飲料・たばこ ^{a)}	衣料・履物 ^{b)}	家賃・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・サービ ス ^{h)}	
日本	JPN	100.0	17.5	3.6	24.6	3.8	4.2	14.1	13.2	18.9
アメリカ	USA	100.0	9.0	4.6	17.4	4.8	19.0	13.0	11.6	20.6
カナダ	CAN	100.0	13.3	4.8	22.9	6.7	4.3	16.8	11.6	19.7
イギリス ³⁾	GBR	100.0	12.7	5.8	19.8	5.8	1.6	17.3	14.0	22.9
ドイツ	DEU	100.0	14.4	5.2	24.4	6.9	4.8	16.8	10.0	17.5
フランス	FRA	100.0	16.4	4.7	24.9	5.9	3.4	17.2	10.0	17.5
イタリア	ITA	100.0	17.3	8.0	20.6	7.6	3.2	16.1	7.7	19.6
オランダ	NED	100.0	13.8	5.5	23.0	6.6	2.2	16.4	10.9	21.6
ベルギー	BEL	100.0	16.6	5.3	22.8	5.5	4.3	17.0	9.9	18.6
デンマーク ³⁾	DEN	100.0	14.9	4.8	26.5	5.8	2.6	15.8	11.9	17.8
スウェーデン ³⁾	SWE	100.0	15.7	5.3	28.3	5.2	2.7	16.3	12.0	14.4
韓国	KOR	100.0	17.3	4.5	17.1	4.1	5.3	16.5	13.5	21.6
シンガポール	SGP	100.0	10.4	3.7	15.8	6.8	7.3	20.1	14.5	21.4
マレーシア	MYS	100.0	24.0	3.0	17.9	5.2	2.0	20.4	6.3	21.3
タイ	THA	100.0	31.5	8.1	7.6	6.4	6.5	17.5	7.5	14.8
フィリピン ³⁾	PHL	100.0	48.2	2.3	4.9	12.1	-	9.9	-	22.7
インド ³⁾	IND	100.0	37.1	5.0	11.8	3.6	6.5	19.1	4.2	12.6
オーストラリア ⁴⁾	AUS	100.0	15.0	3.6	19.6	5.4	5.2	14.6	15.2	21.3
ニュージーランド ⁴⁾	NZL	100.0	17.2	4.5	17.9	11.0	3.7	13.9	13.4	18.5
メキシコ ⁵⁾	MEX	100.0	26.9	3.1	13.4	7.9	4.7	19.0	6.7	18.4

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 OECD諸国:OECD(2008.7) *National Accounts vol.2, 2008*

その他:UN(2007) *National Accounts Statistics 2006*

(注) 1) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

2) 各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。

3) 2005年値。

4) 2006年度。

5) 2004年値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2007年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2007)

項目 Item	(円/Yen)						
	計 Total	～29歳 Years old	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.54	1.63	2.90	3.45	2.85	2.32	1.87
2.有業人員(人)	1.16	1.09	1.28	1.48	1.74	1.05	0.43
3.消費支出	261,526	191,628	254,916	315,594	312,196	262,675	200,442
3a.食料	59,961	42,655	56,064	71,315	68,375	61,911	49,706
3b.住居	19,287	31,943	29,082	17,732	16,039	18,368	14,565
3c.光熱・水道	18,521	9,417	16,224	20,949	21,255	19,557	17,345
3d.家具・家事用品	8,308	4,075	6,997	9,527	9,353	9,509	7,335
3e.被服・履物	11,385	10,318	12,569	14,997	13,538	10,661	7,108
3f.保健医療	11,040	5,248	8,744	10,310	10,416	14,191	12,120
3g.交通・通信	33,526	32,748	41,330	44,036	43,101	29,074	17,190
3h.教育	9,162	1,820	9,190	27,387	15,292	1,114	648
3i.教養娯楽	28,371	22,488	30,727	37,247	28,368	29,543	21,249
3j.その他の消費支出	61,967	30,915	43,988	62,095	86,458	68,747	53,176
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.83	1.62	2.87	3.47	2.90	2.48	2.05
2.有業人員(人)	1.49	1.11	1.27	1.49	1.79	1.65	1.35
4.経常収入	472,727	308,534	436,001	553,278	546,689	370,768	353,443
5a.勤め先収入	453,793	305,041	428,451	544,554	535,107	289,354	184,203
5b.事業・内職収入	2,059	462	788	2,079	2,769	3,694	9,103
5c.他の経常収入	16,851	3,032	6,762	6,559	8,806	77,719	160,137
3.消費支出	289,821	192,344	257,474	322,233	331,580	287,205	275,149
3a.食料	63,541	42,770	55,986	71,864	70,177	66,264	62,205
3b.住居	22,171	31,972	29,008	17,680	17,613	18,796	23,327
3c.光熱・水道	18,233	9,133	15,926	20,514	21,307	19,866	19,569
3d.家具・家事用品	8,395	4,110	6,984	9,569	9,509	10,346	9,791
3e.被服・履物	13,444	10,376	12,643	15,298	14,379	11,304	17,338
3f.保健医療	9,949	5,359	8,754	10,489	10,783	12,963	17,176
3g.交通・通信	42,358	33,363	42,411	45,618	46,377	36,420	25,823
3h.教育	14,213	1,625	9,093	27,805	17,532	1,681	456
3i.教養娯楽	31,444	22,968	31,306	38,277	29,816	30,003	28,290
3j.その他の消費支出	66,073	30,667	45,364	65,119	94,085	79,562	71,174
6.非消費支出	77,958	42,180	66,194	93,991	98,718	57,241	37,034
6a.直接税	34,719	13,965	26,263	42,256	47,179	27,785	21,120
6b.社会保険料	43,084	28,169	39,814	51,606	51,274	29,360	15,750
6c.他の非消費支出	155	47	117	129	264	96	164

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditure (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Household goods and utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Healthcare; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Recreation and culture; 3j: Other consumption expenditure items); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Self-employment income; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditure (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditure items).

資料出所 総務省(2008.2)「平成19年家計調査年報詳細結果」

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2006年）
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2006)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
	(人/persons)							
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.9	3.2	2.7	2.0	1.9	1.5
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.1	1.3	0.6	0.1	0.1	0.0 ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.7	0.2
	(ドル/dollars)							
税引き前所得 Income before taxes	60,533	29,057	57,208	75,613	77,043	64,425	46,064	29,525
税引き後所得 Income after taxes	58,101	28,535	55,676	72,445	73,683	60,894	44,304	28,850
消費支出 Average annual expenditures	48,398	28,181	47,582	57,476	57,563	50,789	40,960	28,904
食料 Food	6,111	3,919	6,104	7,331	7,328	6,132	5,172	3,437
アルコール飲料 Alcoholic beverages	497	473	657	496	612	477	339	184
住居 Housing	16,366	9,355	17,139	20,303	18,377	16,529	13,273	10,236
被服 Apparel and services	1,874	1,464	2,152	2,368	2,176	1,892	1,212	639
交通 Transportation	8,508	5,667	9,047	9,977	10,111	8,676	7,481	3,751
保健医療 Healthcare	2,766	706	1,652	2,284	2,757	3,556	4,379	4,282
娯楽 Entertainment	2,376	1,348	2,237	2,966	2,770	2,666	2,049	1,099
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	585	348	547	688	696	586	527	421
読書 Reading	117	46	82	112	133	147	143	129
教育 Education	888	1,259	710	857	1,736	662	274	162
煙草 Tobacco products and smoking supplies	327	286	318	354	433	370	241	97
雑費 Miscellaneous	846	388	615	943	971	1,105	966	549
寄付 Cash contributions	1,869	632	1,070	1,707	2,118	2,266	2,121	3,058
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,720	2,291	5,252	7,090	7,346	5,726	2,782	862

資料出所 U.S.Department of Labor(2007.2) *Consumer Expenditures in 2006*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 75歳以上の数値は、0.05未満。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世界、2006年）
 Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2006)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.3	3.0	2.2	1.7	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	642	569	801	713	424	282
賃金・俸給 Wages and salaries	432.4	471.1	646.5	484.7	61.5	12.2
事業所得 Self-employment	56.2	37.1	75.7	76.5	20.9	(5.6)
財産所得 Investments	21.2	3.2	14.7	28.2	39.7	22.5
年金 Annuities and pensions	45.4	(0)	4.1	60.0	135.7	86.1
社会保障給付 Social security benefits	79.9	37.7	53.0	57.9	164.4	155.2
その他 Other sources	6.6	19.9	7.4	5.7	1.7	(0)
消費支出 Total expenditure	455.9	436.6	554.1	496.6	330.1	211.8
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	46.9	34.9	52.4	52.2	42.6	32.7
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	11.1	10.7	13.0	12.7	9.0	4.6
被服・履物 Clothing and footwear	23.2	26.4	30.3	23.3	14.8	7.4
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	47.6	75.4	51.7	43.2	35.7	34.0
家財・家事サービス Household goods and services	30.3	28.6	35.1	32.6	23.9	18.3
健康 Health	5.9	2.1	4.9	8.8	5.4	6.5
交通 Transportation	62.0	52.9	79.1	70.3	45.1	16.8
通信 Communication	11.7	13.9	14.3	11.8	7.7	6.1
娯楽・文化 Recreation and culture	58.5	47.3	68.1	67.8	51.3	25.7
教育 Education	7.2	6.4	10.0	9.1	(2.1)	(0.8)
外食・外泊 Restaurants and hotels	37.9	40.0	47.0	42.6	24.1	12.5
雑費 Miscellaneous goods and services	36.0	33.5	43.3	38.0	26.8	20.9
その他 Other expenditure items	77.6	64.5	105.2	84.3	41.6	25.4
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	192.8	186.3	186.7	221.6	193.0	147.3

資料出所 National Statistics of UK (2008) *Family Spending, 2007*

(注) 週平均収入及び支出。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2003年)
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, 2003)

項目 Item	(ユーロ/Euro)								
	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	3,561	1,819	3,368	4,330	4,651	3,768	2,742	2,304	2,148
勤め先収入 Wages and salaries	1,862	1,174	2,464	2,951	3,102	1,585	134	42	(24)
事業収入 Self-employment	210	(22)	148	320	346	276	94	28	(8)
財産収入 Investments	399	69	193	395	491	552	478	376	340
公的移転収入 Public transfer income	906	332	372	493	537	1,166	1,830	1,674	1,594
その他 Other sources	183	221	190	170	173	186	203	183	179
消費支出 Total expenditure	2,177	1,307	1,922	2,366	2,572	2,428	2,191	1,772	1,555
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	303	181	254	347	373	325	292	239	204
被服・履物 Clothing and footwear	112	76	107	131	137	118	102	80	60
住居・光熱 Housing, fuel and power	697	412	592	739	781	777	711	631	612
家庭用品 Household goods and services	127	70	112	137	149	150	135	98	88
保健 Health	84	20	42	60	87	117	125	114	102
交通 Transportation	305	193	311	348	405	349	283	165	105
通信 Communication	68	78	81	78	85	64	50	42	36
教養・娯楽 Recreation and culture	261	142	219	284	301	291	283	229	174
教育 Education	20	17	29	36	22	11	6	4	3
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	100	62	91	106	116	112	105	83	72
その他 Others	100	58	85	101	117	113	101	87	100

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2005.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2003, Heft 4-5*

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

国 Country	2001 年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本 (10億円) JPN (billion yen)	1,436,622	1,426,103	1,461,437	1,492,738	1,586,940	1,621,065	
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	31,752	29,561	34,040	37,084	39,528	43,175	44,955
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	2,969	2,721	2,975	3,187	3,620	3,918	4,146
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	3,602	3,570	3,803	3,976	4,209	4,412	4,564
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	2,495	2,537	2,707	2,924	3,161	3,440	3,573

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2008.6)「平成20年版国民経済計算年報」

アメリカ: The Federal Reserve Board(2008.6) *Flow of Funds Accounts of the United States*

イギリス: National Statistics of UK(2008.10) *National Accounts -Blue Book 2008-*

ドイツ: Deutsche Bundesbank(2008.6) *Financial Accounts for Germany 1991 to 2007*

フランス: Banque de France(2008.5) *Annual Financial Accounts*

第9-5表 十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった回答者の割合¹⁾

Table 9-5: Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes

国 Country		食料 food	医療 medical and health care	被服 clothes
日本	JPN	4	4	5
アメリカ	USA	15	26	19
カナダ	CAN	10	13	16
イギリス	GBR	11	11	20
ドイツ	DEU	5	8	10
フランス	FRA	8	5	12
イタリア	ITA	11	12	16
ロシア	RUS	50	54	68
中国	CHN	18	45	23
韓国	KOR	18	15	21
インド	IND	44	52	44

資料出所 The Pew Global Attitudes Project(2002.12) *What the World Thinks in 2002*

(注) 1) 過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか、という質問に対して、買えなかったことがあったと回答した人の割合である(医療、被服についても同様)。

第9-6表 公的社会支出(対GDP比)及びその内訳(2003年)

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/Yen	USDドル/US\$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	クローナ/ Krona
老齢給付 Old-age	40,154,680 (8.0)	589,453 (5.5)	65,959 (5.9)	244,126 (11.3)	165,728 (10.5)	248,693 (10.1)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	3,359,161 (0.7)	135,085 (1.3)	27,676 (2.5)	42,872 (2.0)	27,690 (1.7)	147,643 (6.0)
遺族 Survivors	6,277,961 (1.3)	87,977 (0.8)	2,566 (0.2)	9,356 (0.4)	28,515 (1.8)	16,871 (0.7)
家族 Family	3,684,877 (0.7)	75,433 (0.7)	32,887 (2.9)	42,008 (1.9)	47,822 (3.0)	87,071 (3.5)
積極的労働市場政策 ALMP**	1,488,846 (0.3)	15,550 (0.1)	5,735 (0.5)	24,319 (1.1)	16,911 (1.1)	31,350 (1.3)
失業 Unemployment	2,220,067 (0.4)	57,746 (0.5)	2,916 (0.3)	38,929 (1.8)	29,325 (1.9)	30,613 (1.2)
保健 Health	30,393,243 (6.1)	728,040 (6.7)	74,872 (6.7)	172,526 (8.0)	120,386 (7.6)	175,367 (7.1)
住宅 Housing	—	—	16,001 (1.4)	4,888 (0.2)	13,399 (0.8)	14,573 (0.6)
生活保護その他の 社会政策分野 Other social policy areas	970,264 (0.2)	59,155 (0.5)	2,645 (0.2)	10,552 (0.5)	5,446 (0.3)	17,116 (0.7)
合計 Total	88,549,098 (17.7)	1,748,439 (16.2)	231,257 (20.6)	589,577 (27.3)	455,222 (28.7)	769,297 (31.3)
(社会支出に占める割合)						(%)
老齢現金給付	45.3	33.7	28.5	41.4	36.4	32.3
障害・業務災害・疾病等	3.8	7.7	12.0	7.3	6.1	19.2
遺族	7.1	5.0	1.1	1.6	6.3	2.2
家族	4.2	4.3	14.2	7.1	10.5	11.3
積極的労働市場政策	1.7	0.9	2.5	4.1	3.7	4.1
失業	2.5	3.3	1.3	6.6	6.4	4.0
保健	34.3	41.6	32.4	29.3	26.4	22.8
住宅	—	—	6.9	0.8	2.9	1.9
生活保護その他の 社会政策分野	1.1	3.4	1.1	1.8	1.2	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*()内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, ** Active labour market programmes

資料出所 OECD Database on Social Expenditure 1980-2003

(http://stats.oecd.org/wbos/Index.aspx?DatasetCode=SOEX_AGG) 2008年8月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢:(1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

障害・業務災害・疾病等:(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

遺族:遺族年金及び葬祭諸費

保健:患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族:(1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業:(1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅:(1)現物給付(住宅支援その他の給付)

生活保護その他の社会政策分野:(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス:食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-7: Social security benefits as a percentage of national income

国		年 ¹⁾	計	年金	医療	福祉等
Country		Year	Total	Pension	Healthcare	Welfare
日本	JPN	2006	23.9	12.6	7.3	4.0
		2002	23.7	12.6	7.5	3.6
		2001	23.7	11.6	8.3	3.8
		1996	17.4	9.0	6.5	1.9
アメリカ	USA	2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, (2006.5)「社会保障の給付と負担の将来見通し(平成18年5月推計)」

(注) 1) 日本は年度。

第9-8表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-8: Tax and social security burden as a percentage of national income

国		年	租税負担	社会保障負担	計(国民負担率)
Country		Year	Tax burden	Social security burden	Total (national burden rates)
日本	JPN	2009	23.0	15.9	38.9
		2006	24.3	14.8	39.1
アメリカ	USA	2006	26.1	8.6	34.7
イギリス	GBR	2006	38.5	10.8	49.2
ドイツ	DEU	2006	29.1	22.9	52.0
フランス	FRA	2006	37.8	24.6	62.4
スウェーデン	SWE	2006	49.0	17.2	66.2

資料出所 財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/>)2009年1月現在

(注) 日本:2006年度は実績, 2009年度は見通し。

他国:2006年実績。

第9-9表 GDPに占める労働市場政策への支出（2006年）

Table 9-9: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2006

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
		公共 職業 サービス ^{a)}	職業 訓練 ^{b)}	雇用イ ンセン ティブ ^{c)}	就業 支援、 訓練 ^{d)}	直接 的雇 用創 出 ^{e)}	創業イ ンセン ティブ ^{f)}	失業・ 無業 所得 補助・ 支援 ^{g)}	早期 退職 ^{h)}		
日本 ¹⁾ JPN	0.59	0.19	0.14	0.04	0.01	—	—	—	0.40	0.40	—
アメリカ ¹⁾ USA	0.38	0.14	0.03	0.05	—	0.03	0.01	—	0.24	0.24	—
カナダ ¹⁾ CAN	0.90	0.31	0.15	0.08	0.01	0.02	0.02	0.01	0.60	0.60	—
イギリス ¹⁾ GBR	0.61	0.42	0.37	0.02	0.01	0.01	—	—	0.19	0.19	—
ドイツ DEU	2.97	0.88	0.27	0.33	0.06	0.01	0.09	0.12	2.09	2.04	0.05
フランス FRA	2.32	0.92	0.24	0.29	0.12	0.07	0.19	0.01	1.39	1.35	0.05
イタリア ITA	1.32	0.53	0.09	0.22	0.18	—	0.01	0.04	0.79	0.69	0.11
オランダ NDL	2.67	1.21	0.47	0.12	0.01	0.49	0.12	—	1.46	1.46	—
ベルギー BEL	2.90	1.09	0.21	0.20	0.21	0.12	0.35	—	1.81	1.40	0.41
ルクセンブルク LUX	1.08	0.49	0.06	0.12	0.20	0.01	0.10	—	0.59	0.42	0.17
デンマーク ²⁾ DNK	4.51	1.85	0.33	0.54	0.47	0.51	—	—	2.66	1.94	0.72
スウェーデン SWE	2.32	1.36	0.23	0.33	0.58	0.20	—	0.03	0.96	0.96	—
フィンランド FIN	2.58	0.89	0.17	0.37	0.15	0.10	0.09	0.02	1.69	1.29	0.40
ノルウェー NOR	1.08	0.58	0.12	0.26	0.02	0.13	0.05	—	0.50	0.50	—
韓国 KOR	0.37	0.13	0.03	0.05	0.03	—	0.01	—	0.24	0.24	—
オーストラリア ¹⁾ AUS	0.85	0.34	0.19	0.01	0.01	0.05	0.07	0.01	0.50	0.50	—
ニュージーランド ¹⁾ NZL	0.72	0.38	0.11	0.18	0.02	0.05	—	0.01	0.34	0.34	—

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD (2008.7) *Employment Outlook 2008*

(注) 1) 2006-2007年の値。

2) 2004年の値。

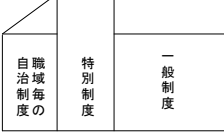
第9-10表 公的年金制度

Table 9-10: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て 	アメリカ 1階建て 	イギリス 2階建て 
対象者	全国民	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率(2008年)	(一般被用者)14.996% (2008.4~:労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2008.4~:月当たり14,410円)	12.4% (労使折半)	賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢(2008年)	国民年金(基礎年金):従前の60歳から段階的に延長。2007~2009年度は63歳,2013年度から65歳。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年度から段階的に引上げ,男性は2025年度から,女性は2030年度から65歳)。	66歳(2009年) ※2003~2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※男女とも2024~2046年にかけて68歳に引上げ予定(法案審議中)
最低加入期間 ¹⁾	25年間	10年間	男性:11年,女性:9.75年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし
繰り上げ(早期)支給制度	あり。本人が希望すれば60歳~64歳受給可能。繰り上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰り上げ期間が36か月までは約0.56%/月,36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。	なし
所得代替率 ²⁾	59.1%	51.0%	47.6%
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。65~70歳までの間は,賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合,賃金の増加2に対し,年金額1を停止(ただし,基礎年金は全額支給)。また,70歳以降についても,60歳台後半と同じ取扱い(但し,保険料負担はなし)。60~65歳までは,賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合,賃金の増加2に対し,年金額1を停止し,賃金が48万円を超える場合,賃金が増加した分だけ年金額を停止。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合,賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

第9-10表 公的年金制度（続き）

Table 9-10: Public pension schemes (cont.)

制度体系	ドイツ	フランス
	1階建て	(強制加入部分は原則として)2階建て
		
対象者	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。（無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる）
保険料率（2008年）	19.90% (労使折半)	以下は一般制度の1階部分の保険料率 被用者は、33,276ユーロ/年までの給与に対して6.65%、全給与に対して0.1%。使用者は、33,276ユーロ/年までの給与に対して8.3%、全給与に対して1.6%。
支給開始年齢（2008年）	65歳（重度障害者は63歳） ※2012～2029年にかけて67歳へ引上げ予定（閣議決定） ※女性の年金支給開始年齢は2000年から2005年にかけて60歳から65歳に引上げ済	制度により異なるが、原則として60歳（60歳制度により異なるが、原則として時において、被保険者期間が40年以上の場合は満額受給可能。40年未満の場合は被保険期間又は65歳に達するまでの不足期間、1四半期毎に2.5%（1年で10%）、最大50%給付が減額）満額受給に必要な保険料拠出期間は、段階的に、41年以上に引上げ中。
最低加入期間 ¹⁾	5年間	3か月
国庫負担	給付費の約27%(2005年)	※財源の68.9%(2007年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.5%)、不動産収入などに賦課される租税(同8.3%)、老齢連帯基金による拠出(同13.8%、同基金の財源の大部分は一般福祉税)など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰り上げ（早期）支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成、長期失業者、高齢パート就労促進制度活用者（60歳から可能。但し、2016年に廃止予定）	2003年の制度改正で、職業活動を若くして開始し、長期間(40年以上)にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能となった。
所得代替率 ²⁾	手取りの70%弱	制度設計上は50%～75%を想定
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。 ※2007年1月から引退直前の賃金が低水準者については、年金額と賃金額の合計額が最低賃金(SMIC)の1.6倍まで就労しても年金額は減額されないこととなった。2009年1月1日からは、完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者と65歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を受給できるようになる予定である。

資料出所 厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」、厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」、年金財政ホームページ
アメリカ：社会保障庁ホームページ

(注) 1) 必要となる被保険者期間。
2) 所得代替率は、平均的収入の労働者の税引き後の手取り金額/現役世代の平均的な労働者の手取り収入。OECDレポートによる。

第9-11表 企業年金制度

Table 9-11: Corporate pension schemes

	日本				アメリカ
	厚生年金基金	適格退職年金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立:1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	事業主	年金の規約について, 厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	規約型と基金型がある。労使が合意した年金の規約について, 厚生労働大臣の承認(基金の場合は基金の設立認可)が必要。	企業の任意 [エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人, これと生計を一にする親族, 事業主である法人の役員等の加入は不可)	企業型: 実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者) 個人型: 自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じて60~65歳。	原則として60~65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳 [繰上げ, 繰下げ(法定)あり]
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乘せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は, 代行部分の1割を上回る水準(代行部分は, 老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され, 加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び, 掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが, 公的年金とあわせ, 従前賃金の60~70%を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乘せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式=公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう, 公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 適格退職年金は, 平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い, 平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか, 制度を廃止することになった。

第9-11表 企業年金制度 (続き)

Table 9-11: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
				ITP
設立	企業の任意 [社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定]	企業の任意 [2002年高齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	俸職職員退職年金制度 全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	[通常5年から10年の勤務期間]	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上
支給年齢開始	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、 最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65%～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間5,324.16ユーロ。	最終給与のうち基礎額(37,200クローナ)の7.5倍まで×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 [30年加入に満たない場合は減額]
公的年金制度との調整	いくつかの条件を満たせば、公的年金の付加年金部分から適用除外される。 同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないこと。	公的年金に上乘せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%～75%となる。]	特になし	公的年金に上乘せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。]

資料出所 日本:ライフデザイン研究所(2002)「平成14年版企業年金白書」、厚生労働省ホームページ
 その他:社会保険研究所(2003)「平成15年版目でみる年金」、企業年金連合会(2005)「企業年金に関する基礎資料(平成17年10月)」,企業年金連合会ホームページ等

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2008年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2008

国							(%)
Country		Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	15.35 ¹⁾	8.2 ²⁾	1.13 ²⁾	1.5	なし	
労 / employee		労使折半			0.6		12.94
使 / employer					0.9		13.24
アメリカ	USA	12.4	2.9 ³⁾		2.42 ⁴⁾		
労 / employee		労使折半					7.65
使 / employer					2.42 ⁴⁾		10.07
イギリス	GBR	23.8	税負担の		国民保険		
労 / employee		11.0 ⁵⁾	ため		制度に統	なし	11.0
使 / employer		12.8	なし		合		12.8
ドイツ	DEU	19.9	14.9 ⁶⁾	0.85	3.0 ⁷⁾		
労 / employee		労使折半		7.9	労使折半		19.775
使 / employer				7.0			18.875
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険				家族 手当 ¹⁰⁾	住宅支 援基金 への 拠出
		16.65	13.85		6.40		
労 / employee		6.65 ⁸⁾	0.1 ⁹⁾	0.75 ⁹⁾	2.40		9.90
使 / employer		8.3 ⁸⁾	1.6 ⁹⁾	13.1 ⁹⁾	4.00	5.4	32.50

資料出所 日本:社会保険庁ホームページ, 厚生労働省ホームページ
 アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ
 イギリス:歳入関税庁ホームページ
 ドイツ:連邦労働社会省ホームページ
 フランス:URSSAFホームページ

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。
 3) メディケアパートAを指す。
 4) 州別失業保険税を含む平均値(2007年のデータによる)。
 5) 本人のこ。及び週91~610ポンドの所得部分における保険料。被用者には更に610ポンドを超える所得部分につき1.0%の保険料がかかる。
 6) 医療保険料率は、2009年1月1日より保険料率を統一するとともに、景気対策による引下げ措置を講じ、14.9%(労使折半分:14.0%, 被用者追加保険料:0.9%)となった。
 7) 雇用保険料率は2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。
 8) 33,276ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 9) 対全給与。
 10) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。

第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	<p>生活保護制度(生活保護法)</p> <p>生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。</p> <p>・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4)</p> <p>・給付の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助</p> <p>必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。</p>	<p>(貧困家庭一時扶助)(TANF)</p> <p>・根拠法令は、社会保障法</p> <p>・管理運営主体は、州</p> <p>・財源は、連邦及び州の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等</p> <p>・給付内容は、州ごとに決定(その他の扶助)</p> <p>(1)補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象</p> <p>(2)メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象</p> <p>(3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象</p> <p>(4)一般扶助 州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除)</p> <p>・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)</p>	<p>(所得補助)</p> <p>・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法</p> <p>・管理運営主体は、雇用年金省</p> <p>・財源は国の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、高齢者、一人親、障害者等</p> <p>・給付内容は年齢等の属性に応じて個別に算定(社会基金)</p> <p>・所得補助では対応できない突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金(その他の扶助)</p> <p>(1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給、</p> <p>(2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給、</p> <p>(3)就労税額控除、児童税額控除、就労している低所得者、子供を養育する低所得者を対象として税の還付の形式で給付</p>
被保護世帯数(千世帯)	1,076(2006年度)	<p>貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助</p> <p>4,114(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>8,870(1997年8月)</p>	<p>所得補助 3,958(1997年5月)</p> <p>所得関連求職者給付 1,225(1997年5月)</p> <p>家賃補助 4,546</p> <p>住民税補助 5,434</p>
被保護者数(千人)	1,514(2006年度)	<p>補足的所得保障</p> <p>6,495(1997年12月)</p> <p>メディケイド 33,579(1997年度)</p> <p>貧困家庭一時扶助</p> <p>11,423(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>21,414(1997年8月)</p>	<p>所得補助</p> <p>6,977(1997年5月)</p> <p>所得関連求職者給付</p> <p>家賃補助</p> <p>住民税補助</p>
基準額(月額)	<p>生活保護基準(2006年度)</p> <p>・1級地-1における標準3人世帯(33歳男, 29歳女, 4歳子) 167,170円</p> <p>・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円</p>	<p>補足的所得保障(1998年)</p> <p>・1人当たり 494ドル</p> <p>・夫婦当たり 741ドル</p> <p>食料スタンプ(1998年)</p> <p>・単身世帯 122ドル</p> <p>・4人世帯 408ドル</p>	<p>所得補助(1998年)</p> <p>・夫婦(ともに25歳以上60歳未満)、子2人(13歳, 6歳) 週 135.20ポンド</p> <p>・夫婦ともに60歳以上75歳未満の高齢世帯 週 109.35ポンド</p> <p>・80歳以上の単身高齢者 週 77.55ポンド</p>
総支給額(国及び地方)	<p>生活保護費:</p> <p>2兆6,333億円(2006年度)</p>	<p>補足的所得保障</p> <p>約283億7,000万ドル(1997年)</p> <p>メディケイド</p> <p>約1620億ドル(1996年度)</p> <p>約204億ドル(1996年度)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>約235億ドル(1996年度)</p>	<p>所得補助 120.46億ポンド</p> <p>所得関連求職者給付 33.59億ポンド</p> <p>就業家族所得補助 0.44億ポンド</p> <p>家賃補助 115.63億ポンド</p> <p>住民税補助 24.99億ポンド</p> <p>(以上1997年度実績見込み)</p>

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度(根拠法) ・目的	(社会扶助) ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は、地方自治体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼働能力減少の場合の基礎保障は特定の受給者に支給される。この他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じて給付がある。	(最低社会復帰扶助)(RMI) ・根拠法令は、社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は、県(一部は地方自治体も負担) ・財源は、国の一般財源 ・制度の対象者は、原則として25歳以上65歳未満のフランス居住者で、生活に困窮し、かつ就労努力を行っている者。収入がRMI最高給付額を超えないこと、受給開始後3か月以内に社会復帰地域委員会との間で、職業訓練への参加、就職先や住宅を探すこと、家計管理に努めること等し、内容をとする社会復帰契約を締結すること——が受給要件となっている。 ・給付内容は、最低賃金の一定割合を基礎に個別に算定する生計費補助 ※このRMI制度は、2009年7月1日より、活動連帯手当 revenu de solidarité active (RSA)となることが決定している。このRSAでは、就業した場合の手当の減額(支給停止)をRMIよりも緩やかにし、就業促進が期待されている。	(社会扶助) ・根拠法令は、社会扶助法 ・管理運営主体は、コミューン(市町村) ・財源は、コミューンの一般財源 ・制度の対象者は、生活に困窮し、かつ就業努力を行っている者(資力調査による) ・給付内容は、個別に算定する生計費補助 ※就労能力があるにもかかわらず求職活動を行わない場合は、給付の減額又は取り消し。また、若年者の技能不足等何らかの理由からすぐには求職活動を行うことができないか、又は疾病等により求職活動に入ることが適当でないときは、教育訓練プログラムへの参加や医療機関への通院等を行うことが要求される。
被保護世帯数(千世帯)	—	—	250(2001年)
被保護者数(千人)	81(2005年末)	RMI受給者数:1,151 (2007年12月31日現在)	749(1997年)
基準額(月額)	通常給付 345ユーロ 他に住居費・暖房費等支給。	RMIの最高給付月額 (2008年12月) ・単身者 子供なし:447.91ユーロ 子供1人:671.87ユーロ 子供2人:806.24ユーロ ・夫婦 子供なし:671.87ユーロ 子供1人:806.24ユーロ 子供2人:940.61ユーロ	維持手当のうち全国共通部分(1999年) ・1人暮らしの成人 2,900クローナ ・子どものない夫婦 4,870クローナ
総支給額(国及び地方)	—	—	約111億クローナ(1998年)

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編(2003)「貧困問題とソーシャルワーク」,日本労働研究機構欧州事務所(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策: Welfare to Workの観点から」,厚生労働省(2007)「平成18年版厚生労働白書」,同省(2006)「社会福祉行政業務報告」,同省(2003)「海外情勢報告2002~2003年」,同省ホームページ

第9-14表 育児休業制度

Table 9-14: Childcare leave schemes

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児・介護休業法	家族・医療休暇法(1993年)	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者(日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間雇用者は対象。)	男女労働者実親、養親、監護者	男女労働者(実親、養親を問わない)	子を自ら監護又は養育する労働者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	雇用された期間が1年未満、配偶者が子を養育できる状態にある者など、労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当しないこと	当該事業主に12か月以上雇用されていること。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	最長で子が出生した日から、1歳に達する日(誕生日の前日)までの間。一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで。なお、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる努力義務あり。	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割、時間単位での取得が可能。	子が5歳(障害のある場合は18歳)に達するまで13週間(障害のある場合は18週間)	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば、最後の1年分を子が8歳になるまでの期間に繰延べ。	子が3歳に達するまでの間。休業中、「乳幼児迎え入れ手当」から、第1子以降は3歳までの間、賃金補助(完全休業の場合、月額521.85ユーロ)の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に、休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢を創設。
形態	全日休暇	1日または1週間の労働時間短縮	1週間を単位(障害を有する子の場合は1日単位も可)。ただし、労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も、使用者の同意を得て週30時間を超えない範囲で就労可。	子供が3歳になるまで、(1)1～3年休業する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける一のいずれかの方法又はその組合せ。

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由とする解雇、その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	解雇は不正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	規定なし
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には、適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	3月の解約告知期間を遵守した場合に限り、育児休業の期間終了後に解雇できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	規定なし	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	規定なし	罰金。使用者による損害賠償、解雇手当て等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	親手当を支給	無給
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。	医療給付は休暇中も継続。		休業中、最長24か月間、月額300ユーロを支給。支給期間を12か月に短縮する場合月額450ユーロの受給も可能。2007年1月以降に生まれた子については、「育児手当」に代わって、生後12か月間「両親手当」を支給(従前手取り賃金の67%。上限1800ユーロ、下限300ユーロ)。これに加え就業所得の減少を条件として、さらに2か月間「両親手当」が請求できるが、片方の親についての上限は12か月間まで。	年金について算定基礎となる。

第9-14表 育児休業制度（続き）

Table 9-14: Childcare leave schemes (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
中小企業の取扱い	—	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮の請求については、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
育児休業の取得状況	出産した女性労働者の89.7%、男性の1.56%が取得（2007年度）。取得者の男女比は女性96.9%、男性3.1%（同）。	家族及び医療休暇取得者のうち女性の16.0%、男性の13.9%が育児を理由に取得。	男女とも約12%が取得。	男女計の有資格者の約95%が取得。父親の2.4%が育児休業を取得。取得者の98.5%が女性、1.5%が男性。	公式なデータはなし。
その他	育児休業を取得し、職場に復帰した労働者に対し、最大雇用保険から休業取得前の賃金月額額の40%が支給される（2007年3月末日以降職場復帰した者から2010年3月末までに育児休業を開始した者には、給付率を50%に暫定措置として引き上げ）育児休業給付制度がある。 国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省(2004)「2003～2004年海外情勢報告」、同(2003)「2002～2003年海外情勢報告」、同(2008)「平成19年度雇用均等法基本調査」、内閣府(2007)「平成19年版少子化社会白書」、厚生労働省ホームページ、アメリカ:連邦労働省ホームページ、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、ドイツ:連邦労働社会省ホームページ、各国資料により労働政策研究・研修機構作成

(注) 1) 表中の日本についての記述は、社会保険関係各種法令の改正、育児・介護休業法の改正を踏まえて更新したものである。

第9-15表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本		ドイツ		フランス	
	児童手当	扶養控除（所得税，住民税）	児童手当	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎入れ手当の基礎手当
根拠法令	児童手当法	所得税法，地方税法	1996年租税法及び児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	市区町村	国税庁，都道府県，市区町村	連邦雇用機関，家族金庫		家族給付全国金庫（CNAF）	
財源	公費（子が3歳未満の受給者が厚生年金に加入している場合は，一部事業主拠出金）		連邦（74%）及び州・市町村（26%）の一般財源		主に企業の拠出金（他には，国庫負担や一般福祉税）	
受給（適用）要件	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者（所得制限あり）	当該年における子の所得が38万円以下であること	18歳未満（失業者は21歳未満，学生は27歳未満，障害者は無制限，ただし年収7,188ユーロを超えてはならない）の子を扶養している者		20歳未満の子を2人以上扶養している者	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親（所得や子の数に応じて制限がある）
給付（控除）内容	3歳未満一律1.0万円，3歳以上第1子，第2子0.5万円，第3子から1.0万円	所得控除額：子1人につき38万円（子が16～23歳未満の場合は63万円） 住民税控除額：子1人につき33万円（子が16～23歳未満の場合45万円）	第1子・第2子は月164ユーロ，第3子は月170ユーロ，第4子以降は1人につき196ユーロ	子1人につき年間5,808ユーロ（基本額3,864ユーロ，教育費用相当額2,160ユーロ）が所得から控除される。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合，月額120.32ユーロ（2008年）	月額172.77ユーロ（2008年12月）
備考	この他，母子家庭に対する児童扶養手当，奨学金制度等がある。		10学年修了までの要支援児童に対し，学用品に対する100ユーロの追加検討。		上記以外に様々な家族給付があるほか，税制上又は年金上の優遇措置がある。	
			児童手当か児童扶養控除を選択できる他，社会保障上の優遇措置がある。 また，2歳以下の子を持つ非就業，不完全就業（週30時間以下の就業）の者（両親休暇取得中の者）も受給可能。			

第9-15表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

イタリア					
種別	家族手当	核家族手当	コムーネ（地方自治体）による出産手当	全国社会保障機関が所掌する出産手当	第2子に対する手当
根拠法令		1988年法令第153号	財務法(1998年法律第448号)	2000年財務法(1999年法律第488号)	2003年デクレトレッジ第269号
管理運営主体	全国社会保障機関	全国社会保障機関が中心	コムーネ（地方自治体）	全国社会保障機関	国
財源		全国社会保障機関が中心	国民社会政策基金	国の一般財源	国の一般財源
受給(適用)要件	農家や自営業者で未成年の子のいる世帯	未成年の子を3人以上持つ被用者に対して、家族構成と家族総所得に応じて支給。	世帯所得が一定以下の1999年7月2日以降に出生した子を持つ母親	社会保険料納付機関等の要件を満たす2000年7月2日以降に出生した子を持つ母親	2003年12月1日から2004年12月31日までの間に第2子以降の子を出生した母親
給付(控除)内容	子1人当たり月額10.21ユーロ(所得制限あり。3人家族の場合、年収19,555.12ユーロ以上で支給停止。)	例えば未成年の子3人の世帯で世帯所得が19,904.35ユーロ以下の場合、月額110.58ユーロが年に13回。	毎月278.35ユーロ、最大年1391.75ユーロ(2004年)期間は最大で5か月、1391.75ユーロに至るまで。	一時金1671.76ユーロ(2004年)、類似手当受給者に関しては供給調整あり。	1,000ユーロ
備考					

種別	オランダ ²⁾					ノルウェー	
	児童手当	児童控除	補足児童控除	1人親控除	コンピネーションタックスクレジット	児童手当	家庭保育手当
根拠法令	1989年一般児童手当法(AKW)					児童手当法	国民保険法
管理運営主体	社会保険銀行(SVB)					国民保険事務所	国民保険事務所
財源	国庫					国民保険	国民保険及び一般財源
受給(適用)要件	3か月単位で支給。所得及び国籍に関係なく18歳未満の子を持つ者	18歳未満の子がいる世帯	18歳未満の子がいる世帯の中で最も所得のある者が65歳未満の場合	18歳未満の子がおり、かつ一人親の場合	12歳未満の子を持ち、就労している親	0～17歳の子を持つ親	1～2歳児を家庭等で保育する親
給付(控除)内容	子の年齢、数、同居の有無によって変わるが、0歳以上6歳未満176.62ユーロ、6歳以上12歳未満214.46ユーロ、12歳以上18歳未満252.31ユーロ	世帯最高所得者の年収等によって変わる。18歳未満の子が3人以上いて、最高所得者の年収が28,079ユーロ以下の世帯の場合、721ユーロが控除される。	児童控除に加え、354ユーロが控除される。	児童控除に加え、354ユーロが控除される。	親1人当たり、225ユーロが控除される。	基本手当は子1人当たり月額972クローネ(2002年)。他に北部地域特別補助給付(同316クローネ)がある。1人親に対しては、基本手当が1人分追加。	保育施設に預けている時間数で決まる。全く預けていない場合は子1人当たり月額3,657クローネ。
備考	児童手当か税制上の優遇措置を選択できる。					他に、税制上又は社会保障上の優遇措置等がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月)、厚生労働省ホームページ、ドイツ連邦労働社会省ホームページ

第9-16表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ノルウェー
種別	保育所	保育所	集団託児所	保育所	保育所	保育所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等(認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体	公立: コムーネ(地方自治体) 私立: 教会等	非営利団体等	地方自治体と民間が半々
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。	公立: コムーネ(国が州を経由して財政支援)	非営利の保育所に対しては, 国からの補助金が市町村を通じて拠出される。民間の保育所の場合, 市町村から補助金を受けているところもあるが, ほとんどの費用は親の支払う料金によって賄われる。0~4歳児に係る平均保育費用は時間当たり5ユーロ。	公共, 民間とも国, 地方自治体がほとんどを負担している。親の負担は少額。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合, 保育所の料金は0~312.91ユーロ。親の年収で決まる。	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30~570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。			
利用者	0歳~小学校就学までの児童	0~3歳児	0~3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。	3か月~3歳未満の乳幼児	0~4歳	0~5歳
利用状況	保育所の利用児童数は, 2,022,173人, 待機児童は19,550人(2008年4月1日現在)。	ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合, 対象年齢層に占める保育所利用者の割合は2.3%。	設置数は4,300か所, 受入人数は13万8,400人(1999年)。1997年に行われた調査(雇用・連帯省DREES)では, 3歳未満の乳幼児の9.5%が託児所に預けられている。	公立保育所の定数約10万人, 私立保育所約5,000人(1992年)。入所待ちが多いといわれる。	保育施設を利用している乳幼児の割合は, 22.5%(2001年)。	1~5歳児の約66%が利用。(2002年)

資料出所 厚生労働省(2004.9)「2003~2004年海外情勢報告」, 同省ホームページ, 内閣府「少子化社会白書」(平成18年版, 平成19年版)

第9-17表 障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

雇用率制度	
日 本	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」</p> <p>[対象となる障害者] 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。</p> <p>[雇用率] 常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている(国、地方公共団体、特殊法人等2.1%、都道府県等の教育委員会2.0%)。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる(2005年法改正:2006年4月1日施行)。</p> <p>[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の一般民間企業事業主は、1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する。※当分の間、常用雇用労働者数が300人以下の事業主からは、納付金を徴収しない。</p> <p>[助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人27,000円)が支給される。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額21,000円)が支給される。</p> <p>この他、障害者雇用納付金申告もしくは障害者調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者に仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額(63,000円)」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額(105万円)で除して得た数」を乗じて得た額の特例調整金が支給され、また、報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、仕事を発注し業務の対価を支払った場合、特例報奨金が支給される(2005年法改正:2006年4月1日施行)。</p>
ド イ ツ	<p>「重度障害者法」</p> <p>[対象となる障害者] 「障害者」とは、身体的・知的・心理的影響により社会参加が制約された者で、この参加能力の制約が一時的でない場合をいう。雇用率制度の対象となる障害者は、重度障害者及び重度障害者とみなす者。</p> <p>[雇用率] 2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき従業員20人以上の事業主を対象に、雇用率を6%から5%に引下げ、2002年10月までに5万人の重度障害失業者を減らせない時は、2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は、労働環境への統合が特に困難な重度障害者については、雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント、企業が職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし、特別に認められる場合は3人と計算する。</p> <p>[負担金の徴収方法] 州の中央扶助事務所が、雇用率の達成状況により、雇用調整金を事業主から徴収する。障害者の作業所に委託した事業主は、委託した仕事の請求金額の50%を調整負担金から控除できる。</p> <p>[助成方法] 州の中央扶助事務所は調整負担金の45%を連邦の調整負担金基金に納付。州の中央扶助事務所においては、調整負担金の55%を、職場を障害者の必要に応じて改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために企業が特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。連邦に納付された調整負担金は連邦雇用庁に必要な財源に充当。連邦雇用庁においては、重度障害者を雇用した事業主に賃金助成等を実施。</p>

第9-17表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-17: Employment measures for the disabled (cont.)

雇用率制度	
フ ラ ン ス	<p>「障害労働者雇用優遇法」 【対象となる障害者】 不足又は減少した身体的及び精神的能力のため、通常の雇用において職を獲得し、保持することが相当難しい者（労働法典）。雇用義務制度の受益者の範囲は、COTOREP（職業指導・職業再配置専門委員会）によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、旧軍人及びそれと同様の者。</p> <p>【雇用率】 賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。障害者のうちあるカテゴリーの人々は1人当たり1.5、2.0又は2.5として数えられる。雇用率を満たさなくても3つの代替的手段（納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、労使協定による雇用プログラム）をとれば満たしたものと認める。「20人以上」を計算する際に除外できる職種（33種類）を設定。</p> <p>【負担金の徴収方法】 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金（最低賃金時給の300～500倍）を障害者職業編入基金（AGEFIPH）に納付する。</p> <p>【助成方法】 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>
雇用差別禁止法制度	
ア メ リ カ	<p>「障害を持つアメリカ国民法」（1990年制定）により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。</p> <p>【対象となる障害者】 個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。（機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。）</p> <p>【雇用における差別禁止】 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「適当な環境整備」をとらなければならない。</p> <p>【申立の仕組み】 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会（EEOC）に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。</p>
イ ギ リ ス	<p>「障害者差別禁止法」（1995年制定）により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。</p> <p>【対象となる障害者】 通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。</p> <p>【雇用における差別禁止】 15人以上を雇用する事業主は、障害者の持つ障害に関連した理由に基づいて、その理由が適用されない他の者の処遇と比べ、その障害者を不利に処遇してはならない。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。</p> <p>【申立の仕組み】 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、平等人権委員会（EHRC）は、相談を受け、斡旋を行うことができる。</p>

資料出所 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター（2001.8）「諸外国における障害者雇用対策」、同（2002）「障害者の雇用率・納付金制度の国際比較」、厚生労働省ホームページ等、アメリカ：連邦労働省（<http://www.dol.gov/dol/>）、EEOC（<http://www.eeoc.gov/>）、障害者もつアメリカ国民法関連（<http://www.ada.gov/>）各ホームページ（2008年12月現在）

第9-18表 一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）

Table 9-18: Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex

(時間. 分/Hours and minutes per day)						
国 Country	日本 JPN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	フィンランド FIN
調査年月 Reference period	2006.10	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	1999.3～ 2000.3
(男性/Male)						
個人的ケア ^{a)}	10.32	10.06	10.21	11.21	9.58	10.07
睡眠 ^{b)}	7.44	8.11	7.60	8.24	7.53	8.12
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.48	1.55	2.21	2.58	2.05	1.56
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	7.10	5.33	4.54	5.42	5.09	5.24
学習 ^{e)}	0.13	0.09	0.11	0.02	0.07	0.08
家事と家族のケア ^{f)}	0.51	1.54	1.52	1.53	2.22	1.59
自由時間 ^{g)}	3.41	4.34	5.07	3.49	4.47	4.55
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.06	0.15	0.13	0.11	0.11
他の自由時間 ⁱ⁾	3.37	4.27	4.52	3.36	4.36	4.44
うちテレビ ^{j)}	2.00	2.14	1.45	1.46	1.48	2.03
移動 ^{k)}	1.29	1.36	1.31	1.10	1.32	1.17
うち通勤 ^{l)}	0.50	0.39	0.36	0.37	0.28	0.25
その他 ^{m)}	0.05	0.07	0.04	0.03	0.05	0.10
(女性/Female)						
個人的ケア ^{a)}	10.31	10.32	10.42	11.35	10.27	10.24
睡眠 ^{b)}	7.28	8.25	8.11	8.38	8.05	8.22
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.03	2.07	2.31	2.57	2.23	2.03
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	5.12	3.54	3.33	4.30	3.55	4.07
学習 ^{e)}	0.14	0.12	0.19	0.02	0.10	0.13
家事と家族のケア ^{f)}	3.23	3.28	3.11	3.40	3.32	3.21
自由時間 ^{g)}	3.16	4.13	4.44	3.05	4.22	4.30
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.11	0.12	0.09	0.10	0.11
他の自由時間 ⁱ⁾	3.12	4.02	4.33	2.56	4.13	4.19
うちテレビ ^{j)}	1.52	1.51	1.27	1.23	1.26	1.40
移動 ^{k)}	1.16	1.33	1.27	1.05	1.28	1.16
うち通勤 ^{l)}	0.33	0.27	0.24	0.30	0.23	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.09	0.05	0.04	0.05	0.08

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2007)「平成18年社会生活基本調査」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

第9-19表 生活・社会・文化水準

Table 9-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数 ¹⁾ PC ownership	台	67.4	76.2	87.3	76.5	60.5	57.9	37.0	53.2
インターネット利用者数 Internet users	台	66.6	66.3	67.9	53.8	43.2	43.2	48.2	68.4
自動車保有台数 Vehicles in use	台	(2004年) 586	(2005) 675	(2003) 582	(2004) 510	(2005) 585	(2005) 596	(2005) 667	(2005) 319
日刊紙発行部数 ²⁾ Daily newspaper circulation	部	551.2	193.2	174.6	289.8	267.5	163.5	137.1	—
テレビ保有世帯率 Percentage of households with a television	%	99.8	94.3	99.1	97.5	96.7	95.1	98.0	(2003年) 107.1
公的財政支出教育費 ³⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	3.5	5.1	—	5.0	4.3	5.7	4.4	4.4
研究・開発費 ⁴⁾ (政府 ⁵⁾ の財源割合) Percentage of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2005年) 16.8	(2006) * 29.3	(2006) * 33.7	(2005) 32.8	(2004) 30.5	(2004) 37.6	—	(2005) 23.0
医師数 ⁶⁾ Physicians	人	2.0	2.3	2.1	2.2	3.4	3.4	4.2	1.6
病床数 ⁶⁾ Hospital beds	台	14.3	3.3	3.7	4.2	8.9	7.7	4.4	7.1
医療費支出(対GDP比率) ⁷⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	7.8	15.4	9.8	8.1	10.6	10.5	8.7	(2004年) 5.6
公的医療費支出の割合 ⁸⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	81.0	44.7	69.8	86.3	76.9	78.4	75.1	(2004年) 51.4
下水処理施設の普及状況 ⁹⁾ Percentage of the population served by public sewage treatment	%	(2003年) 67.0	(1996) 71.4	(1999) * 71.7	(2002) 97.5	(2004) 93.5	(2001) 79.4	(1999) 68.6	(2003) 78.8
道路延長 ¹⁰⁾ Length of the road network	1000 km	(2004年) 1,193	(2005) 6,544	(2004) 1,409	(2004) 388	(2005) 231	(2005) 951	(2003) 485	(2005) 102
エネルギー輸入量 ¹¹⁾ Imports of commercial energy	1000 t	437,082	791,853	78,305	118,321	251,586	172,294	188,826	199,490

* …暫定値又は推計値

資料出所 総務省統計局(2008.3)「世界の統計2008」

- (注) 1) アメリカは2004年の数値。
2) 平均発行部数。国内外で直接販売した部数、定期購読販売部数及び無料配布部数。フランスは2005年値。
3) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。日本は高等教育以外の中等後教育を含む。
4) 当該国内で実施された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。韓国は社会科学及び人文科学を除く。
5) 政府：中央・地方政府。主に政府に管理され、政府の資金によって運営されている非営利団体を含む。
6) 医師数、病床数：2000～2005年の期間内で得られる最新の数値。
7) 医療費支出：公的支出＋私的支出。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
8) 公的医療費支出：政府(中央及び地方)予算及び社会(強制)健康保険基金からの支出等。
9) (下水処理施設のある)公共下水道が利用可能な人口の割合。イギリスはイングランド及びウェールズのみ。
10) 原則として、各年末現在における道路延長。道路の分類及び定義は国(地域)により異なる。
11) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。イタリアはサンマリノを含む。

第9-20-1表 出勤日の生活時間の構成（男性）

Table 9-20-1: Structure of workday time use, male

	(分/Minutes)					
	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	556.2	616.2	522.4	513.9	523.6	503.7
所定内の労働時間 Scheduled working hours	463.5	447.3	467.1	459.7	480.8	470.6
所定外の労働時間 Non-scheduled working hours	53.6	104.3	19.8	29.3	24.9	3.6
その他の休憩時間 Time off	18.0	27.0	16.0	15.3	10.8	8.5
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	17.8	34.2	13.9	6.5	5.7	10.3
就業時間中の組合活動時間 Time off for union activities	1.8	2.0	2.9	1.9	0.5	5.6
小集団活動の時間 Time off for small-group activities	1.5	1.4	2.6	1.2	0.8	5.1
通勤時間 Commuting time	75.9	86.7	101.1	57.9	60.8	66.5
家に持ち帰って仕事をした時間 Time for work at home	3.9	3.2	5.4	4.9	2.6	13.0
追加収入のための時間 Time for side income	2.5	0.7	9.5	1.4	2.6	0.0
家事時間 Time for housekeeping	30.8	9.9	60.6	47.6	33.6	54.2
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	15.3	4.5	29.7	25.5	16.7	26.9
子供の世話やPTAのための時間 Childcare and PTA	10.7	4.0	21.3	15.2	10.4	26.2
家屋修理その他家事時間 House repairs and others	4.8	1.3	9.6	6.9	6.5	1.1
睡眠 Sleeping	432.6	427.6	406.8	445.4	442.8	443.3
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.3	0.2	1.5	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	432.3	427.4	405.3	445.4	442.8	443.3
食事 Meals	103.2	104.6	95.4	106.8	100.5	126.0
職場で食事をした時間 Mealtime at work	34.3	33.4	35.7	39.6	33.5	30.4
自宅での食事時間 Mealtime at home	49.8	50.3	35.6	47.9	53.1	70.3
家族と一緒に外食した時間 Time for eating out with family	8.0	1.7	14.9	14.7	8.9	15.4
仕事上の相手や同僚と外食した時間 Time for eating out with colleagues	6.1	11.9	1.9	2.2	2.4	7.6
私的な友人又は独りで外食した時間 Time for eating out with friends or by oneself	4.9	7.3	7.3	2.4	2.6	2.2
保健衛生・身の回りの時間 Health and personal care	42.6	44.7	48.7	39.7	38.6	44.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	178.5	134.5	172.3	207.6	223.4	159.9
家族と一緒に過ごした時間 Time spent with family	41.8	26.9	48.0	48.8	57.8	12.8
同僚や友人と過ごした時間 Time spent with friends and colleagues	15.6	10.6	16.8	20.3	20.3	8.1
独りで過ごした余暇時間 Leisure time spent alone	20.5	18.5	26.8	23.7	19.6	16.3
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間 Time spent on TV and magazine	84.1	69.3	62.2	92.0	104.6	103.4
家族または私的交際時間 Family and private socialization time	11.9	2.6	15.4	15.7	19.7	12.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間 Time spent with work-related people	4.5	6.6	2.9	7.0	1.4	6.9
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	1.5	0.1	4.9	2.6	1.4	0.7
組合活動・政治活動時間 Time spent on union activities and political activities	5.0	7.1	3.2	2.9	1.4	24.4
調査票記入の時間 Time spent on filling in this form	7.2	4.7	9.8	9.3	8.7	4.0

資料出所 連合総合生活開発研究所(1997)「生活時間の実態に関する調査報告書」

第9-20-2表 休日の生活時間の構成（男性）

Table 9-20-2: Structure of holiday time use, male

	(分/Minutes)					
	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定内の労働時間						
Scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定外の労働時間						
Non-scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の休憩時間 Time off	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就業時間中の組合活動時間						
Time off for union activities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小集団活動の時間						
Time off for small-group activities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通勤時間 Commuting time	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家に持ち帰って仕事をした時間						
Time for work at home	6.7	6.3	7.7	2.3	4.8	24.4
追加収入のための時間 Time for side income	4.9	0.3	4.1	7.6	9.1	0.0
家事時間 Time for housekeeping	132.9	127.7	229.0	149.1	89.0	152.6
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	67.2	60.4	104.0	86.7	51.1	69.9
子供の世話やPTAのための時間						
Childcare and PTA	32.6	36.9	57.8	21.2	20.4	42.0
家屋修理その他家事時間						
House repairs and others	33.1	30.4	67.2	41.3	17.4	40.7
睡眠 Sleeping	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
食事 Meals	123.5	123.7	112.9	119.4	120.8	167.1
職場で食事をした時間 Mealtime at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅での食事時間 Mealtime at home	83.1	85.3	55.5	83.0	87.3	111.4
家族と一緒に外食した時間						
Time for eating out with family	22.6	16.8	32.1	23.3	21.0	35.8
仕事上の相手や同僚と外食した時間						
Time for eating out with colleagues	4.5	7.3	3.8	0.4	3.5	5.3
私的な友人又は独りで外食した時間						
Time for eating out with friends or by oneself	13.3	14.3	21.5	12.6	9.0	14.6
保健衛生・身の回りの時間 Health and personal care	50.2	53.8	53.4	51.3	44.9	53.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	546.9	577.1	455.4	553.0	567.0	490.5
家族と一緒に過ごした時間						
Time spent with family	166.7	167.4	144.9	175.1	179.0	130.7
同僚や友人と過ごした時間						
Time spent with friends and colleagues	59.6	69.2	41.0	60.3	62.1	42.2
独りで過ごした余暇時間						
Leisure time spent alone	67.5	100.8	50.6	53.7	49.5	70.5
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間						
Time spent on TV and magazine	179.4	184.7	139.0	183.1	189.1	184.5
家族または私的交際時間						
Family and private socialization time	59.9	36.4	70.4	64.0	76.2	50.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間						
Time spent with work-related people	13.9	18.6	9.6	16.8	11.1	12.4
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	14.4	17.3	30.3	5.9	9.8	4.3
組合活動・政治活動時間						
Time spent on union activities and political activities	1.2	0.6	2.4	0.9	0.3	6.0
調査票記入の時間 Time spent on filling in this form	9.2	6.5	13.6	13.1	8.9	6.8

資料出所 連合総合生活開発研究所(1997)「生活時間の実態に関する調査報告書」

第9-21表 女性の参加に関する指標(GEM値)¹⁾

Table 9-21: Gender Empowerment Measure (GEM)

国 Country	2000 年/Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007-08	
日本	JPN	0.490	0.527	0.515	0.531	0.534	0.557	0.557
アメリカ	USA	0.707	0.757	0.760	0.769	0.793	0.808	0.762
カナダ	CAN	0.739	0.777	0.771	0.787	0.807	0.810	0.820
イギリス	GBR	0.656	0.684	0.675	0.698	0.716	0.755	0.783
ドイツ	DEU	0.756	0.765	0.776	0.804	0.813	0.816	0.831
イタリア	ITA	0.524	0.539	0.561	0.583	0.589	0.653	0.693
オランダ	NLD	0.739	0.781	0.794	0.817	0.814	0.844	0.859
ベルギー	BEL	0.725	0.706	0.695	0.808	0.828	0.855	0.850
デンマーク	DNK	0.791	0.821	0.825	0.847	0.860	0.861	0.875
スウェーデン	SWE	0.794	0.824	0.831	0.854	0.852	0.883	0.906
フィンランド	FIN	0.757	0.803	0.801	0.820	0.833	0.853	0.887
ノルウェー	NOR	0.825	0.837	0.837	0.908	0.928	0.932	0.910
ロシア	RUS	0.426	0.450	0.440	0.467	0.477	0.482	0.489
韓国	KOR	0.323	0.378	0.363	0.377	0.479	0.502	0.510
シンガポール	SGP	0.505	0.592	0.594	0.648	0.654	0.707	0.761
マレーシア	MYS	0.468	0.505	0.503	0.519	0.502	0.500	0.504
タイ	THA	—	0.458	0.457	0.461	0.452	0.486	0.472
フィリピン	PHL	0.479	0.523	0.539	0.542	0.526	0.533	0.590
オーストラリア	AUS	0.715	0.759	0.754	0.806	0.826	0.833	0.847
ニュージーランド	NZL	0.731	0.765	0.750	0.772	0.769	0.797	0.811
ブラジル	BRA	—	—	—	—	—	0.486	0.490
メキシコ	MEX	0.514	0.517	0.516	0.563	0.583	0.597	0.589

資料出所 United Nations Development Programme (2008) *Human Development Reports 2000-2008*

(注) 1) GEM値とは、ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)をいい、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出している。

参 考

労働統計のホームページアドレス

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ホームページ (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/link.htm>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

国家統計局 —Office for National Statistics

<http://www.statistics.gov.uk/default.asp>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国家統計局 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク国家統計局 —The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)
<http://www.statec.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark
<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)
<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland
<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland
<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office
<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute
<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service
<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China
<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港政府統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国労働部 —Ministry of labor (MOL)

<http://molab.go.kr/>

韓国国家統計庁 —Korea National Statistical Office (KNSO)

<http://www.nso.go.kr/>

韓国労働研究院 —Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ国家統計局 —National Statistical Office Thailand

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア統計局 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計局 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://www.census.gov.ph/>

労働雇用省統計部 —Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)

<http://www.bles.dole.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計局 —Brazilian Institute for Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.gob.mx/>

データブック 国際労働比較 (2009年版)

2009年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部

TEL 03-5903-6319 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2009 JILPT

ISBN978-4-538-49034-2

